

長崎	新潟	群馬	千葉	茨城	栃木	奈良	三重	愛知	静岡	山梨	滋賀	岐阜	長野	宮城	福島	岩手	青森	山形	秋田	福井	石川	富山	
23	22	27	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
3,389,818	1,928,000	3,389,818	3,389,818	3,389,818	3,389,818	3,389,818	3,389,818	3,389,818	3,389,818	3,389,818	3,389,818	3,389,818	3,389,818	3,389,818	3,389,818	3,389,818	3,389,818	3,389,818	3,389,818	3,389,818	3,389,818	3,389,818	3,389,818

鳥取	島根	岡山	広島	山口	山歌	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	大分	佐賀	熊本	宮崎	鹿児島	沖縄
20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
768,850	1,260,000	1,260,000	1,260,000	1,260,000	1,260,000	1,260,000	1,260,000	1,260,000	1,260,000	1,260,000	1,260,000	1,260,000	1,260,000	1,260,000	1,260,000	1,260,000

昭和九年度の公益質屋事業成績は業務取扱質屋数九九九、利用者数二、三八一、三六二名、貸付口数二、九〇〇、八七二、貸付金額一五、六九〇、三三二圓、期末貸付金現在高八、二一三、七九四圓、辨済口数二、四八二、〇〇二、辨済金額一三、八

四二、五四〇圓、貸付金に對する利子収入額七九八、三四一圓、流賃口数一四九、六九五、流賃貸付元利金六二〇、九五七圓である。猶昭和二年より九年度迄の公益質屋事業成績は左の如くである。

自昭和九年三月至同十年四月 公益質屋事業成績

(社會局福利課調)

道府縣	利用者數	貸付		現在高	返済		貸付金に對する利子收入額	流質	
		口數	金額		口數	金額		口數	金額
北海道	70	11,077	1,337,377	544,554.3	1,266,993.6	6,156.3	5,366	43,464.6	
東北	33	2,038	1,958,081.4	744,480.8	1,822,111.9	90,144.4	5,477	1,579.9	
東京	15	1,345	1,477,475	66,556.4	1,352,556.6	5,078.3	633	4,307.8	
大阪	24	9,826	1,177,559.7	486,883.7	1,000,770	7,554.8	2,733	14,780.1	
京都	19	101,337	1,001,559.3	385,651.7	92,337.0	5,173.7	6,999	31,110.3	
兵庫	33	3,024	3,755,582	1,687,566.9	2,448,407.4	15,656.0	9,600	4,524.5	
神奈川	19	3,024	3,755,582	1,687,566.9	2,448,407.4	15,656.0	9,600	4,524.5	
長崎	20	3,526	1,136,611	1,798,859.8	1,632,368.2	5,475.6	1,400	3,910.0	
新潟	20	1,136,611	1,136,611	70,839.1	1,065,771.9	1,632,368.2	2,570	18,297.3	
群馬	19	94,257	94,257	49,281.5	45,075.5	5,206.0	1,400	3,910.0	
埼玉	19	65,705	65,705	815,859.2	3,647,855	1,632,368.2	2,570	18,297.3	
千葉	19	3,925	3,925	1,016,565.5	3,647,855	1,632,368.2	2,570	18,297.3	
茨城	17	3,897	3,897	77,926.7	3,117,970.3	7,697.9	849	2,183.6	
栃木	7	8,071	8,071	1,338,855	1,016,565.5	7,697.9	660	5,161.3	
奈良	7	6,344	6,344	1,338,855	1,016,565.5	7,697.9	660	5,161.3	
三重	15	1,004,888	1,004,888	2,499,511.9	4,681,914	2,393,401	3,719	18,502.3	
愛知	15	4,658	4,658	1,166,667	2,610,673	1,465,640	1,895	5,933.0	
靜岡	11	7,501	7,501	3,999,716	4,493,366	1,599,944	1,947	7,877.7	
山梨	11	2,471	2,471	4,947.6	2,101,406	4,493,366	1,947	7,877.7	
滋賀	16	1,517,676	1,517,676	73,425.3	1,444,250.7	3,423.9	644	1,533.8	
岐阜	16	4,545	4,545	2,561.9	3,783,689	3,423.9	2,732	1,859.5	

道府縣	利用者數	貸付		現在高	返済		貸付金に對する利子收入額	流質	
		口數	金額		口數	金額		口數	金額
長野	24	5,275	6,530.5	2,711.0	2,842,279	1,163.9	7,551	2,005.5	
宮城	26	3,813	3,813	1,532,950.0	1,917,800	1,163.9	7,551	2,005.5	
福島	33	1,099,984	1,099,984	3,633,328	3,077,527	2,909,948	2,783	1,735.5	
岩手	33	83,983	83,983	2,799,664	2,799,664	2,549,145	4,961	1,867.0	
青森	27	7,160	7,160	5,099,471.8	2,609,911	2,609,911	2,650	1,920.1	
山形	24	2,108	2,108	5,999,769	1,878,800	4,427,833	1,732	1,547.9	
秋田	27	7,720	7,720	1,611,715.5	1,878,800	1,523,264	1,732	1,547.9	
山梨	4	1,100	1,100	5,999,769	1,878,800	4,427,833	1,732	1,547.9	
石川	6	1,560	1,560	1,277,655.0	99,131.9	4,427,833	691	2,899.6	
富山	7	1,765	1,765	6,748,600	1,277,655.0	4,427,833	691	2,899.6	
鳥取	8	5,330	5,330	1,510,000	1,277,655.0	4,427,833	691	2,899.6	
島根	13	6,433	6,433	3,355,357	1,906,300	8,440.0	43	2,649	
岡山	22	8,771	8,771	3,355,357	1,906,300	8,440.0	43	2,649	
廣島	30	1,877,999	1,877,999	90,355,744	1,611,848	9,671,488	2,847	1,620.7	
山口	33	6,097,561	6,097,561	1,277,655.0	2,842,279	3,849,566	3,597	1,854.6	
徳島	22	3,323	3,323	2,636,326	2,636,326	2,636,326	7,123	3,297.9	
香川	14	2,000	2,000	9,754,910	1,878,800	4,427,833	5,543	2,653.5	
愛媛	14	5,908	5,908	2,000	1,906,300	8,440.0	43	2,649	
高知	10	1,007,716	1,007,716	1,277,655.0	1,277,655.0	4,427,833	691	2,899.6	
福岡	10	8,915	8,915	3,355,357	1,906,300	8,440.0	43	2,649	
大分	11	1,949,710	1,949,710	1,277,655.0	1,277,655.0	4,427,833	691	2,899.6	
佐賀	10	1,949,710	1,949,710	1,277,655.0	1,277,655.0	4,427,833	691	2,899.6	
熊本	10	1,949,710	1,949,710	1,277,655.0	1,277,655.0	4,427,833	691	2,899.6	

宮崎	二	五三、三三〇	一五四、〇〇四・五五	六七、三七五・八四	四四、六一一	二一九、二四三・元	六、〇五四・四三	一三、三六八	一九、三三四・四三
鹿兒島	二	三六、七二五	四七、七七七	七、八〇九・八四	四、五〇五	一六一、四七一・三	一〇、七三二・八四	一、五六〇	四、一四七・一三
沖繩	二	五、五三七	五、八四一	二九、二〇一・九七	五、五八	一五六、七七三・三	一一、三七九・七五	一、七〇三	七、八九五・三六
計	九九	九九、二三八・三六三	一九〇、〇〇八・七二二	一五、六九〇、三三二・七九	八、三三三、七九四・一三	二、四八二、〇〇三	一三、八四三、五四〇・五三	七、八九、三四一・八九	六、〇九、九五七・七九

自昭和二年至同九年度公益質屋事業成績

(社會局福利課調)

(一) 職業別利用者數

年度別	業務取扱 質屋數	労働者 俸給生活者	小工業者	小商人	農業者	漁業者	其の他	計
昭和二年(至同三年八月)	八	八六、九七〇	二八、九九八	二六、八四六	五、〇一八	一四、〇九三	六、一八三	三、八七三
同三年	二一九	一四七、三六九	五三、五八三	六八、八八七	三、四六三	一三、八八四	六、四八五	四、六六五・三三
同四年	一九六	二七〇、七三三	八、一一三	八、三四三	一三、五五五	二〇、九七〇	一〇、七三三	七、三五、二七六
同五年	二二二	三三三、七七一	九、五七二	一〇、八五一	一七、八三三	六、三九九	三、四一三	一、四四、三三〇
同六年	三二〇	三九三、七六二	一一、八八八	二九、五五六	三三、五〇一	七七、五九〇	四四、九七六	一、七六、一〇一
同七年	三〇〇	四六六、〇一一	一五、九四八	二九、五七七	三九、三三九	九六、〇九一	四八、四八八	一、四三、三〇〇
同八年	七六五	五六七、三五五	一四、八一〇	二〇、六〇〇	三九、五三六	一四、四八七	八六、九六四	一、八五、七八三
同九年	九九九	七〇六、七二二	一三、七七一	三九、四三三	四〇、一〇一	一四、四七三	二八、四七三	二、三三、一五二

(二) 貸付状況

年度別	年度内業務 取扱質屋數	貸付口數	貸付したる金額	貸付一口平均	年度末現在 の貸付金額
昭和二年(至同三年八月)	八一	三一、三九一	一、六六二、三八二・四三	五・三四	九一九、四六九・一四
同三年	一一九	六〇三、六七六	三、二二七、二七二・七〇	五・三五	一、五五二、七一九・三一

年度別	年度内業務 取扱質屋數	貸付口數	貸付したる金額	貸付一口平均	年度末現在 の貸付金額
同四年	一九六	九四九、八六〇	五、一七二、三二八・五九	五・四五	二、六二二、三二八・三二
同五年	二六一	一、二二八、六七二	六、四七九、八五三・二五	五・二七	二、八〇九、九七二・六四
同六年	三一四	一、四三三、〇二〇	七、二四二、三九八・〇五	五・〇五	三、六七五、八七八・七六
同七年	五一〇	一、七三一、四七六	八、四七五、〇九二・五三	四・八九	四、〇三一、二四二・六〇
同八年	七六五	二、二五四、二二〇	一一、七九六、七六三・五〇	五・二三	五、二四八、〇二七・〇三
同九年	九九九	二、九〇〇、八七二	一五、六九〇、二三一・七九	五・四一	八、二一三、七九四・一三

(三) 辨濟状況

年度別	年度内業務 取扱質屋數	辨濟口數	辨濟したる金額	辨濟一口平均	貸付金に對する 利子收入金額
昭和二年(至同三年八月)	八一	二八一、〇二三	一、四八三、一一七・一八	五・二八	一〇九、七六三・七八
同三年	一一九	四八八、二七六	二、九一〇、三六六・三四	五・九六	一六一、五七一・九一
同四年	一九六	七四四、八五五	四、〇六四、三四一・八六	五・四六	二四四、三九九・九三
同五年	二六一	一、〇二四、四三〇	五、四〇九、七三六・二四	五・二八	三三九、八九七・〇三
同六年	三一四	一、二五八、一四三	六、五二五、七七七・七七	五・一九	三九七、九三七・二五
同七年	五一〇	一、五一七、八三二	七、四七九、七二九・四七	四・九二	四三七、八一三・九六
同八年	七六五	二、〇一〇、六七八	九、七五五、九八一・三〇	四・八五	六五七、三一三・一五
同九年	九九九	二、四八二、〇〇二	一三、八四二、五四〇・五二	五・五八	七九八、三四一・八九

(四) 流質狀況

年度別	年度内業務 取扱質屋數	流質したるもの 口數	流質物を處分したるもの 賣却處分	法第十三條 第一項に依 り質屋主に 交付すべき 残餘金額
昭和二年(至同三年八月)	八一	七、六二五	六、三六三	二八、四七
同三年	一一九	四三、六九一・三八	三七、〇九四	一
同四年	一九六	一四三、六二一・三八	一三、七三二・〇九	一
同五年	二六一	一七三、六二一・三八	一三、七三二・〇九	一
同六年	三一四	一七三、六二一・三八	一三、七三二・〇九	一
同七年	五一〇	一七三、六二一・三八	一三、七三二・〇九	一
同八年	七六五	一七三、六二一・三八	一三、七三二・〇九	一
同九年	九九九	一七三、六二一・三八	一三、七三二・〇九	一

同	三年度	一九	一七、一〇三	九七、五〇七
同	四年度	一九	三三、〇〇五	一四三、三〇六
同	五年度	二六	五五、六七九	三九、六五〇
同	六年度	三四	九八、九一五	四九五、三三〇
同	七年度	五〇	一四、一三六	五二、〇〇五
同	八年度	七五	九八、五五八	四二九、七四三
同	九年度	九九	一四九、六九五	六〇〇、九五七

第三節 其他の福利施設

一 公益市場

庶民生活の安定を期する一方法として政府に於ては日用品小賣市場の公設を勸奨し、之が建設については大正八年度以來低利資金を融通してゐる、昭和九年度現在の公益市場の数は市府縣營二一〇、町村營二三、其他四四合計二七七であつて同年中の賣上金額は五千二百九十三萬九千四百餘圓に達した。公益市場の利用者は漸次増加し日用品の一般市場を牽制し相當効果をあげつゝあるものと認められるが、現在の公益市場の多くは戦時又は戦後に於て急迫せる事情の下に施設經營せられ今日に至つたものであつて、之が設備並に經營方法については相當改善を要するものあるを認め、大正十年十月十五日その改善につき社會事業調査會に諮問し、改善要綱の答申に則り指導獎勵に努めつゝある。

公益市場賣上成績

(自昭和九年四月至同十年三月)

(社會局福利課調)

廳	府	縣	市場數	賣上數	一ヶ月平均賣上高
北海	道	一〇	九三一	四六一	七七、六二二
東京	都	四六	七、九〇七	六〇四	六五八、九六七
大阪	府	一四	二、四六五	九五七	二〇五、四九六
神奈川	縣	六六	二四、七四六	二一一	二、〇六二、一八四
兵庫	縣	八	一、〇九二	八三二	九一、〇六九
長崎	縣	一五	二、七五四	五三七	二二九、五四五
群馬	縣	一二	二、三六九	九一二	一九七、四九二
千葉	縣	一	一	一	一
茨城	縣	一	一	一	一
茨城	縣	一	一	一	一
栃木	縣	一	一	一	一
奈良	縣	一	一	一	一
愛媛	縣	一	一	一	一
高知	縣	三	二一二	九八〇	一七、七四八
福岡	縣	八	一、四九九	二二三	一一四、九三五
大分	縣	一	一五〇	〇五〇	一一、五〇四
佐賀	縣	一	一〇八	一一七	九、〇〇九
熊本	縣	一	三七	四一一	三、一一八
鹿兒島	縣	一	四一三	二四七	三四、四三七
沖繩	縣	三	一八九	六六八	一五、八〇六
計		二七七	五二、九三九	四三二	四、四一一、六一二
備考	大阪、山口、福岡、宮崎の各府縣は報告未着に付昭和八年度分を計上す				

三	重	一	一五、七〇七	一、三〇九
愛	知	二九	四、二八五、二〇三	三五七、一〇〇
靜	岡	五	三九五、二〇八	三二、九三四
山	梨	二	一一〇、二〇八	九、一八四
滋	賀	二	一一〇、二〇八	九、一八四
岐	阜	一	一五六、八二九	一三、〇六九
長	野	一	一一一、四一六	一〇、一一八
宮	城	四	一一一、四一六	一〇、一一八
福	島	一	一一一、四一六	一〇、一一八
岩	手	一	一一一、四一六	一〇、一一八
青	森	一	一一一、四一六	一〇、一一八
山	形	一	一一一、四一六	一〇、一一八
秋	田	一	一一一、四一六	一〇、一一八
福	井	三	一一一、四一六	一〇、一一八
石	川	六	一一一、四一六	一〇、一一八
富	山	二	一一一、四一六	一〇、一一八
鳥	取	一	一一一、四一六	一〇、一一八
鳥	根	二	一一一、四一六	一〇、一一八
岡	山	四	一一一、四一六	一〇、一一八
廣	島	七	一一一、四一六	一〇、一一八
山	口	五	一一一、四一六	一〇、一一八
和	山	五	一一一、四一六	一〇、一一八
德	島	三	一一一、四一六	一〇、一一八
香	川	一	一一一、四一六	一〇、一一八

年別公益市場成績

年次	市場數	一ヶ月賣上金額	一ヶ月平均賣上金額
昭和二年度	五六	八、九一六、五五五	六、五三六、三八〇
同三年度	三三	七、七四四、四三六	六、一四四、五三六
同四年度	三三	七、〇四五、二二六	五、八七三、一〇一
同五年度	三九	六、九〇一、三七七	五、四〇九、一六六
同六年度	三〇	五、六〇八、五七二	四、七二七、三九九
同七年度	三二	五、一六〇、三三八	四、二七三、三三三
同八年度	二八	五、〇九〇、四〇四	四、三四〇、八七七
同九年度	二七	五、三九三、四三三	四、四二一、六三三

二 共同宿泊所

第六章 經濟保護事業

獨身労働者の多くは設備不完全な木賃宿又は之に類する安宿に宿泊するを常とするのであるが、その宿泊料は不廉なる上、風紀、衛生の點については弊害甚からぬものがある爲、之等に對し廉價な宿泊料で宿泊設備を利用せしめ、併せて娯樂、修養等の施設を講ずるは、唯に、經濟、風紀衛生上ばかりでなく彼等の品性を向上せしめ産業能率上にも好影響を與ふるものであつて、共同宿泊所は社會的施設として最も重要なものゝ一つである。

昭和九年度末現在全國共同宿泊所の設置數公設六五、私設八九合計一五四、その一ヶ月平均宿泊延人員は二八萬九千七百餘人を算し其の宿泊料は一泊二錢乃至三十錢であつて無料のもの約八十個所である。然るに一方木賃宿の状況をみるに大正十四年六月現在全國に於ける木賃宿數は八千八百七十三個所を數へ、之等の宿泊者は風紀、衛生上誠に好ましくならぬものがある爲、今後一層共同宿泊所の普及を圖る必要がある共同宿泊所の建設については政府では從來建設資金に對する低利資金融通等の方法に依つて施設の奨励に努めつゝある。

共同宿泊所 (自昭和九年四月 至同十年三月) (社會局福利課調)

府縣	所數	宿泊延人員	平均一ヶ月	有料	無料
北海道	九	五九、三三七	四、九三八	一〇一五	七
東京	五四	二、〇四、六三三	一六、五五三	二一四〇	一八

府縣	所數	宿泊延人員	平均一ヶ月	有料	無料
山形	1	39,421	1,133	1,133	0
青森	3	18,999	1,583	1,583	0
岩手	3	11,388	943	943	0
福島	2	5,288	440	440	0
宮城	2	2,131	177	177	0
長野	3	4,053	336	336	0
岐阜	3	2,131	177	177	0
愛知	1	7,766	645	645	0
三重	1	34,911	2,906	2,906	0
奈良	1	18,999	1,583	1,583	0
和歌山	6	11,388	943	943	0
静岡	1	18,999	1,583	1,583	0
滋賀	3	1,483	123	123	0
岐阜	3	5,288	440	440	0
山梨	3	2,131	177	177	0
長野	3	4,053	336	336	0
新潟	1	2,131	177	177	0
群馬	1	1,133	94	94	0
茨城	1	1,133	94	94	0
栃木	2	1,133	94	94	0
群馬	1	1,133	94	94	0
埼玉	1	1,133	94	94	0
千葉	1	1,133	94	94	0
神奈川	7	27,023	2,251	2,251	0
大宮	4	33,932	2,827	2,827	0
神奈川	1	33,932	2,827	2,827	0
大阪	6	34,873	2,906	2,906	0
京都	2	39,421	3,285	3,285	0

一六〇

年別共同宿泊所成績

年次	宿泊所數	宿泊延人員	一ヶ月平均數
昭和二年	6	2,371,264	196,772
三年	14	2,441,655	203,471
四年	14	2,510,473	209,206
五年	14	2,583,311	215,276
六年	15	2,657,738	221,478
七年	15	2,734,800	227,867
八年	15	2,814,737	234,561
九年	15	2,897,800	241,483

三公設食堂

公設食堂は主として労働者其他屋外勤務の小額所得者に低廉且つ保健的なる食事を供給する施設で、共同宿泊所と相俟つて都市に於ける重要な社會的施設である。本施設に對しても政府は共同宿泊所と同一の方法で其の普及に努めつゝある。昭和九年度末に於ける施設數は府縣市營五三、町村營三其他一二合計六八であつて一ヶ月平均入堂人員は八十八萬二千餘人である。

公設食堂 (自昭和九年四月 至昭和十年三月) (社會局福利課調)

府縣	食堂數	利用者數	賣上金高
北海道	4	33,883	3,375
總數	19	1,975,000	197,500
平均一ヶ月		164,583	16,458
總額		1,975,000	197,500
平均一ヶ月		164,583	16,458

府縣	所數	宿泊延人員	平均一ヶ月	有料	無料
秋田	2	1,833	153	0	0
福井	1	856	71	3	1
石川	1	2,066	172	0	0
富山	1	1,133	94	0	0
島根	3	2,131	177	0	0
鳥取	1	1,133	94	0	0
岡山	3	4,053	336	0	0
広島	6	5,288	440	0	0
山口	2	2,131	177	0	0
和歌山	1	1,133	94	0	0
徳島	1	1,133	94	0	0
香川	1	1,133	94	0	0
愛媛	1	1,133	94	0	0
高知	1	1,133	94	0	0
福岡	5	4,053	336	0	0
大分	1	1,133	94	0	0
佐賀	1	1,133	94	0	0
熊本	1	1,133	94	0	0
鹿兒島	1	1,133	94	0	0
宮崎	1	1,133	94	0	0
神戶	1	1,133	94	0	0
備考	154	3,476,499	290,541	7	1

第六章 經濟保護事業

東 京	京 都	大 阪	神 奈 川	兵 庫	長 崎	新 潟	埼 玉	群 馬	千 葉	茨 城	栃 木	奈 良	三 重	愛 知	靜 岡	山 梨	滋 賀	岐 阜	長 野	宮 城	福 島	岩 手	青 森		
三六	二	一	七	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
五、三二七、五七	一、四五四、六六	五〇、三六〇	一六六、〇八二	一、六三六、四八〇	八三、一〇七	一、六三六、四八〇	一、六三六、四八〇	一、六三六、四八〇	一、六三六、四八〇	一、六三六、四八〇	一、六三六、四八〇	一、六三六、四八〇	一、六三六、四八〇	一、六三六、四八〇	一、六三六、四八〇	一、六三六、四八〇	一、六三六、四八〇	一、六三六、四八〇	一、六三六、四八〇	一、六三六、四八〇	一、六三六、四八〇	一、六三六、四八〇	一、六三六、四八〇	一、六三六、四八〇	
四六、九六〇	一、二一三	四、一九〇	一三、八四〇	一三六、三三三	六、九二六	一〇、八〇三	一〇、八〇三	一〇、八〇三	一〇、八〇三	一〇、八〇三	一〇、八〇三	一〇、八〇三	一〇、八〇三	一〇、八〇三	一〇、八〇三	一〇、八〇三	一〇、八〇三	一〇、八〇三	一〇、八〇三	一〇、八〇三	一〇、八〇三	一〇、八〇三	一〇、八〇三	一〇、八〇三	
五七、一七九	一七、九三六	六、三三八	二五、八七七	二〇、九二九	一〇、八〇三	一〇、八〇三	一〇、八〇三	一〇、八〇三	一〇、八〇三	一〇、八〇三	一〇、八〇三	一〇、八〇三	一〇、八〇三	一〇、八〇三	一〇、八〇三	一〇、八〇三	一〇、八〇三	一〇、八〇三	一〇、八〇三	一〇、八〇三	一〇、八〇三	一〇、八〇三	一〇、八〇三	一〇、八〇三	一〇、八〇三
四八、一八一	一、四九四	五、九	二、一五六	一、六九二〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	

山 形	秋 田	福 井	石 川	富 山	鳥 取	島 根	山 口	和 歌 山	德 島	香 川	愛 媛	高 知	福 岡	大 分	佐 賀	熊 本	宮 崎	鹿 兒 島	沖 縄	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六九、八六三	六、八三三	二、三三三	二六、六八〇	二、三三三	八、一〇一	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
五、八三三	六、九九二	八、一〇一	二、三三三	二、三三三	八、一〇一	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
一、七二九	二、三三三	六、九九二	一、三三三	一、三三三	八、一〇一	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三

年別公設食堂成績

年 次	公 設 食 堂 數	利 用 者 數	賣 上 金 高
昭和二年	三	三、〇三三、八六一	一、〇八五、三三三
三年	七	一五、〇七三、三三三	一、二五七、二六七
四年	七	一四、八九三、七八一	一、二四一、〇六五
五年	六	一五、四三三、八三〇	一、二八六、一五一
六年	六	一〇、八八三、九四八	一、四五四、八三七
七年	七	一一、八七六、一七四	一、四五七、九二一
八年	七	一一、一五五、七三三	一、三六六、八七四
九年	六	一〇、五六六、二九六	一、一五四、四〇三

四 公 設 浴 場

公設浴場は低廉なる料金を以て入浴設備を利用せしめるもので庶民保健施設として重要なものである。殊に他の福利施設は多く都市労働者に對するものであるが公設浴場の施設は都會地以外に於ても相當發達し得べきものである。政府は從來低利資金融通等の方法に依り公設浴場の設置を奨励してゐる。昭和九年度末現在では浴場敷市町村營七一、其他九五合計一六六、その一ヶ年入浴延人員二三、一〇七、四四五人、入浴料一ヶ年總額は二五四、三二六圓である。

公設浴場成績

應 府 縣 浴 場 數	入 浴 人 員		入 浴 料	
	延 一 ヶ 年 人	延 一 ヶ 月 人	延 一 ヶ 年 額	延 一 ヶ 月 額
北海道	一	一	一	一

東 京	京 都	大 阪	神 奈 川	兵 庫	長 崎	新 潟	埼 玉	群 馬	千 葉	茨 城	栃 木	奈 良	三 重	愛 知	靜 岡	山 梨	滋 賀	岐 阜	長 野	宮 城	福 島	岩 手	青 森	
四	七	一	二	一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七、八〇八、八三三	一、八九七、五五五	四、〇二二、九五七	一、三八、五四三	七、三、九九三	三、七、五二五	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一
六五、〇六九	一五、八、一三〇	三、四、九二二	一、一、五四五	六、〇八三	二、八、一三六	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一
三〇、六三〇	二七、七九〇	六、三、二七八	四、四八	一、〇、九四	二、〇、六	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一
一、七二九	二、三三三	五、一八九	三、六九	九、二	七、二	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一

山形	秋田	福井	石川	富山	鳥取	島根	岡山	廣島	山口	和歌山	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	大分	佐賀	熊本	宮崎	鹿兒島	沖繩	備考
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121

年度分を計上せり

年次	浴場数	入浴者延人員	入浴料
昭和二年	133	30,066,569人	1,505,551円
三年	179	31,975,945	1,831,324
四年	225	33,674,635	2,733,866
五年	266	36,321,973	2,193,664
六年	308	39,197,915	4,366,603
七年	367	43,533,400	2,655,805
八年	426	48,877,063	3,411,985
九年度	486	53,109,445	3,544,338

第四節 低利資金融通

以上の公營住宅、住宅組合、住宅供給を目的とする産業組合、不良住宅地区改良事業、公益質屋、公設市場、共同宿泊所、公設食堂、公設浴場等の各種福利施設に對しては其の他の社會施設に對すると同様、大藏省預金部資金並簡易保險積立金を低利に融通し、(從來六大都市を除く市町村に對しては道府縣よりの轉貸制度なりしも昭和八年度より直接貸制度に改正)又は道府縣を通じ住宅組合、産業組合、其他社會事業を目的とする公益法人に轉貸して之等事業の促進を期してゐる。

第七章 職業保護事業

第一節 失業狀況

我國に於ては曩に大正十四年十月一日現在を以て全國主要工場、鑛山所在地二十四地域に付失業統計調査を行ひ、更に昭和五年十月一日國勢調査に際して失業者の調査を爲したが、他方失業者増減の傾向を察知する爲、昭和四年九月以降毎月一日現在を以て各地方長官をして管下の失業者数を推定報告せしめてゐる。

昭和五年十月一日國勢調査に附帶して施行した失業調査は唯一の全國的實地調査であるが、之に依ると我國内地に於て

失業者數果年比較

年別	給料生活者		日備労働者		其他労働者		合計		
	實數	指數	實數	指數	實數	指數			
昭和七年平均	8,978	100	197,933	100	309,197	100	499,108		
昭和八年平均	7,993	88	189,941	96	251,920	73	443,864		
昭和九年平均	6,854	76	184,095	93	211,677	59	377,868		
昭和十年平均	6,786	75	173,266	88	215,415	55	356,557		
昭和十年中失業狀況									
給料生活者	調査人口 1,777,422人	失業者 67,352人	失業者率 3.8%	調査人口 1,796,028人	失業者 176,303人	失業者率 9.8%	調査人口 1,777,422人	失業者 67,352人	失業者率 3.8%
日備労働者	調査人口 1,777,422人	失業者 176,303人	失業者率 9.9%	調査人口 1,796,028人	失業者 1,101,575人	失業者率 61.4%	調査人口 1,777,422人	失業者 176,303人	失業者率 9.9%
其他労働者	調査人口 1,777,422人	失業者 3,032人	失業者率 0.17%	調査人口 1,796,028人	失業者 7,577,005人	失業者率 421.5%	調査人口 1,777,422人	失業者 3,032人	失業者率 0.17%

る失業者数は三十二萬二千五百二十七人である。又地方長官の推定に基く失業者推定数は昭和四年九月二十六萬八千人であつたが、昭和九年九月三十九萬五千人、同六年九月四十二萬五千人、昭和七年九月五十五萬五千人と漸増し、三ヶ年間に殆んど倍増した。然れども昭和七年度後半期以降時局匡救諸事業の施行と軍需品並輸出品工業の好轉に因り漸減の傾向に轉じ昭和八年九月四十萬人、昭和九年九月三十六萬五千人、昭和十年九月三十四萬六千人に減少した。

次に給料生活者、日備労働者及其他の労働者とに區分し失業狀況をみるに其他の労働者(工場鑛山其他一般産業の労働者等)の減少最も顯著にして日備労働者及給料生活者に付ては左程著しき減少を示してゐない。

月	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	平均
月	一、七三九、六九〇	一、七四四、四六四	一、七四八、一八三	一、七五五、一〇一	一、七五七、一〇六	一、七五九、〇二四	一、七六二、四六六	一、七六九、二五五	一、七七三、三九	一、七七三、三九	一、七七三、三九	一、七七三、三九	一、七五八、一九〇
補助	六七、八〇六	六七、四三三	六七、九三〇	六八、〇八六	六八、三三五	六八、三九七	六八、六六六	六八、八八八	六八、八八八	六八、八八八	六八、八八八	六八、八八八	六八、八八八
小額給料	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇
就労統制	一、七九〇、八五九	一、七九〇、八五九	一、七九〇、八五九	一、七九〇、八五九	一、七九〇、八五九	一、七九〇、八五九	一、七九〇、八五九	一、七九〇、八五九	一、七九〇、八五九	一、七九〇、八五九	一、七九〇、八五九	一、七九〇、八五九	一、七九〇、八五九
更正訓練	一、八二二、〇三三	一、八二二、〇三三	一、八二二、〇三三	一、八二二、〇三三	一、八二二、〇三三	一、八二二、〇三三	一、八二二、〇三三	一、八二二、〇三三	一、八二二、〇三三	一、八二二、〇三三	一、八二二、〇三三	一、八二二、〇三三	一、八二二、〇三三
事務費	一、七九〇、八五九	一、七九〇、八五九	一、七九〇、八五九	一、七九〇、八五九	一、七九〇、八五九	一、七九〇、八五九	一、七九〇、八五九	一、七九〇、八五九	一、七九〇、八五九	一、七九〇、八五九	一、七九〇、八五九	一、七九〇、八五九	一、七九〇、八五九
合計	一、八二二、〇三三	一、八二二、〇三三	一、八二二、〇三三	一、八二二、〇三三	一、八二二、〇三三	一、八二二、〇三三	一、八二二、〇三三	一、八二二、〇三三	一、八二二、〇三三	一、八二二、〇三三	一、八二二、〇三三	一、八二二、〇三三	一、八二二、〇三三
備考	一、七三九、六九〇	一、七四四、四六四	一、七四八、一八三	一、七五五、一〇一	一、七五七、一〇六	一、七五九、〇二四	一、七六二、四六六	一、七六九、二五五	一、七七三、三九	一、七七三、三九	一、七七三、三九	一、七七三、三九	一、七五八、一九〇

第二節 失業對策

一 失業應急事業

我國に於ける失業者の救済施設中最も重要なものは失業救済の爲の土木事業であつて、大正十四年冬始めて六大都市關係公共團體に施行せしめて以來施行主體、施行期間等の擴張を見つゝ毎年施行せられたが、政府は昭和七年度以降、道路、河川及港灣等の公共土木事業、開墾及耕地整理等の農業土木事業、軍需品の注文其他各種の事業を起興して窮迫せる農民及失業者を使用し失業の緩和に資することとした。之等諸

事業及民間事業等も尙救済を要すべき失業者多數存する都市に於ては失業應急事業を起興せしめ、之に對し補助を與ふることとし失業者の救済を圖つてゐる。

然して之等諸事業の施行及軍需品工業並輸出品工業の好況に依り失業状況は時局匡救事業開始前に比し約三割の緩和を見たといへども六大都市關係府縣及福岡縣の都市及其他十數都市に於ては未だ救済を要する失業者相當多數存する爲に昭和十一年度に於ても更に之等の都市又は關係府縣をして失業應急事業を施行せしめ之に對し補助を與ふることとした。尙右以外の都市に於ても失業者にして生活に困窮する者尠しと

しないが財政の都合上等の凡てに對し補助を與ふることが困難であるから低利資金の融通に依る補助なき失業應急事業を認め又は之等事業以外の各種事業の施行に當り失業者の救済に資する様考慮せられてゐる。

小額給料生活者失業應急事業に關しては昭和十一年度に於ても前年同様六大都市及關係府縣をして施行せしむることとしてゐる。

尙失業應急事業の仕組の要は次の如くである。一般勞働者失業應急事業の施行主體は都市を原則とし、市内の失業者を救済することを趣旨とする場合に限り府縣を認むることがある。事業は事業費に對する勞力費の割合が二割以上を占むる事業か、又は勞力費が事業費の一割以上であつて之と國產材料費との合計が事業費の五割以上である場合に之を認めることとし、其の施行方法は直營を原則とし、勞働者は職業紹介所の登録要救済者より採用し之に勞働手帳を交付して交替就勞せしむることとしてゐる。然して之に對しては國庫より

勞力費の二分の一を補助することとし且成るべく低利資金を融通することとしてゐる。又小額給料生活者失業應急事業は六大都市及關係府縣をして之が救済の爲、統計、調査、文書整理其他の事務を行ひて之に要救済失業者を使用せしめ、之に對しては官廳より公共團體に事務を委託せる事業に付ては就業手當の全額及其他の諸費の半額の補助を與へ之を助成することとしてゐる。

尙右事業實施に當り之に使用すべき要救済失業者の認定を適正ならしめ就勞を統制し、本事業をして眞に失業者の救済に役立たしむる爲、昭和七年度後半期以降施行主體たる團體に専任職員を置かしめ、其の經費に對しては國庫より半額の補助を與ふることとしてゐる。

更に昭和十一年度より新たに失業者更正訓練施設を助成し、失業者を發奮せしめ更正自立の途に進ましむる様指導せしむることとし、其の經費に對し半額を國庫より補助せらるゝ方針である。

失業救済事業補助費算果年比較

(社會局職業課調)

年 度	豫 算 科 目		補 助		豫 算		合 計	備 考
	一般勞働	小額給料	就労統制	更正訓練	事務費			
大正十四年度	一、三四、三六四	一、三四、三六四	一、三四、三六四	一、三四、三六四	一、三四、三六四	一、三四、三六四	一、三四、三六四	
失業勞働者救済事業費補助(追加豫算)								

第七章 職業保護事業

年度	事業費	支出額	労働力	支出額	労働者使用	同上	一日平均	同上
種目	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
大正十五年度	失業労働者救済事業費補助(追加豫算)	7,800,000						3,800,000
昭和二年度	失業労働者救済事業費補助(國庫剩餘金)	7,800,000						3,800,000
同三年度	失業労働者救済事業費補助(追加豫算)	6,200,000						2,800,000
同四年度	失業救済事業費補助(國庫剩餘金)	1,000,000	110,191					1,100,000
同五年度	失業救済事業費補助(追加豫算)	6,200,000	6,535					6,200,000
同六年度	失業救済道路改良費補助(第二豫備金)	1,800,000	54,976					1,800,000
同六年度	失業救済道路改良費補助(道路公債)	2,000,000						2,000,000
同六年度	失業救済道路改良費補助(七年度當初豫算)	1,800,000						1,800,000
同七年度	都市失業緊急事業費補助(七年度當初豫算)	6,000,000	1,100,000					7,100,000
同七年度	都市失業緊急事業費補助(追加豫算)	2,500,000						2,500,000
同八年度	失業緊急施設費(當初豫算)	5,000,000	1,500,000					6,500,000
同九年度	失業緊急施設費	3,500,000	950,000					4,450,000
同十年度	失業緊急施設費	2,000,000	950,000					2,950,000
同十一年度	失業緊急施設費	1,800,000	750,000					2,550,000

一六八

昭和十年度失業緊急事業施行状況

(昭和十一年三月三十一日現在)

(社会局職業課調)

種目	年度	事業費	支出額	労働力	支出額	労働者使用	同上	一日平均	同上
種目	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
一般労働者	計	9,740,000	7,820,000	2,921,000	2,595,000	2,000,000	1,915,000	5,560	5,330
補助事業	計	1,580,000	7,500,000	4,500,000	2,110,000	3,100,000	1,550,000	8,930	4,290
起債事業	計	8,160,000	2,320,000	1,421,000	4,480,000	1,900,000	2,365,000	2,000	1,040
小額給料生活者	計	1,560,000	1,490,000	1,400,000	1,380,000	1,100,000	1,300,000	3,770	3,630
失業緊急事業	計	8,080,000	1,300,000	2,500,000	2,400,000	1,800,000	1,700,000	—	—

備考

- 一、事業費及労働力の支出額並労働者實際使用延人員は昭和九年四月以降の累計を示す
- 二、労働者實際使用延人員に於ける括弧内の数字は右側数字の内職業紹介所に依る者を示す
- 三、一般労働者失業緊急事業に於ける一日平均労働者使用延人員は労働者使用延人員を一日平均實際使用人員は労働者實際使用延人員を三百六十六日にて除したるものなり
- 四、小額給料生活者失業緊急事業に於ける一日平均授職決定人員は授職決定延人員を一日平均實際使用人員は授職者實際使用延人員を施行日数(日曜を省きたる)三百六十六日にて除したるものなり

第七章 職業保護事業

一六九

昭和十年度失業應急事業施行狀況團體別内譯

(甲) 一般勞働者失業應急事業

(一) 補助事業

公共團體名	豫算額	支出額	豫算力	支出額	豫定人員	同上實際使用人員	一日平均使用人員	同上實際使用人員
札幌市	一五六、六七	一四九、七五	五八、七五	五四、三九	五、〇五	四四、四八	一七人	一三
小樽市	九〇、六九	八六、一七	三五、三六	三八、三二	三、四八	二七、四八	一〇〇	一七
東京府	七四、九七	六七、三四	二七、三五	三三、七六	一八、九八	三九、四七	五	八
東京市	一三、一五	六、六六	三、三九	一、九二	二、二五	一、二八	六、一五	三、三〇
八王子市	一八、八八	一五、八一	七、三四	六、九三	六、一九	六、五八	三〇	二
京都市	八六、八四	三九、七九	二七、八一	一三六、〇七	一九、九四	九、八六	五七	二五
大阪府	二、三八	一、四七	五三、九四	四七、六〇	三、六七	三、七五	一、〇三	一、〇三
大阪市	一、二五	九三、六八	三六、三四	三二、六四	三、八〇	三〇、八九	六五	六四
堺市	二〇、五六	一四、六七	四、三六	五、〇九	三、三四	三、五〇	三〇	二
神奈川縣	三三、八〇	二八、四七	一〇、六六	一五、〇五	九、八〇	八、四九	三〇	三
横濱市	二〇〇、〇〇	一九九、九一	八二、一三	八二、一三	六七、〇三	六六、八七	三〇	四
横須賀市	一一九、三九	一〇七、四九	一四、〇八	一三、八五	一三、三九	一〇、九四	三	三
川崎市	五四、四三	四三、六二	一四、八三	一〇、五七	九、六三	七、〇八	二九	三〇
平塚市	四三、三三	三三、九一	一九、五五	一、五八	一五、〇四	一、四六	四	四
神戶市	六八〇、六七	四六一、三四	三三、四九	二七、三三	一七、四三	八、一〇	四七	二四
長崎縣	八六、三七	四一、〇八	二九、一七	一五、五六	三、七五	一五、四一	六	三
長崎市	三〇、三三	二五、六五	七、三四	三、二五	七、八五	一五、一八	三	三
佐世保市	一、六〇	九八、三五	—	四一〇、五六	—	—	—	—

愛知縣	二二八、五三	一六三、二九	一〇四、九六	七、八三	八四、三三	六二、五六	三、三〇	一七
名古屋市	二、七八	一、四九	六三四、二八	三五、五九	四九、一五	二七、〇三	一、三六	七四
仙臺市	一〇五、五七	八九、五七	四一、四八	三五、一六	四四、三六	六、三五	三	一〇
若松市	一九、六四	九、七五	一〇、五三	六、〇四	一〇、八一	一、六六	三〇	一七
盛岡市	八四、〇三	五七、〇三	二八、九〇	一八、七九	一九、五九	一六、六六	八	四
青森市	六二、〇〇	六一、五五	三三、〇〇	一四、一八	二二、八八	一三、八四	四	一
弘前市	四三、〇〇	四三、〇〇	一〇、〇〇	三、九〇	一〇、三〇	一四、〇〇	三	七
山形市	二七、五九	一八、一六	三〇、五八	一四、二六	一九、六二	一四、〇〇	五	三
米澤市	一五、六〇	一五、〇〇	九、八九	九、八九	一一、五五	一一、五五	三	三
鶴岡市	一四、〇〇	一四、三九	一〇、三九	一〇、三九	一一、三六	一一、七六	七	九
酒田市	二七、五〇	二六、九六	一一、九九	一一、三三	一四、九一	一八、五二	三	五
岡山市	七三、〇四	六八、〇三	三三、四〇	三三、四九	二九、三六	二六、六三	八〇	七
廣島市	三三、〇七	三三、三九	一一、五〇	一九、五五	九、七三	一六、五三	三五	四
吳市	一〇、九四	一一、四一	四、五五	三、〇七	三、二六	一八、九八	九	五
下關市	一五、〇〇	五、六〇	四、〇三	四、五一	三、八〇	六、五八	四	三
和歌山市	一四、三〇	一四、三〇	三〇	一、三九	三、八〇	六、五八	一	三
高知市	六四、六七	四七、三三	二二、〇〇	一五、〇九	二〇、三三	一四、八八	五	四
福岡縣	一、五九	九三、八二	四〇、八二	三三、三三	三三、一五	二八、四九	九〇	七
福岡市	二九、九七	一一九、八五	八五、一一	五三、一〇	六二、四七	三九、〇〇	一七	一〇
八幡市	一六、五七	八九、三〇	九二、〇六	四三、四一	七二、九九	三五、八三	一五	九
門司市	一五、〇〇	九三、二五	五八、二四	三四、八一	四九、三〇	三一、七五	三三	〇
大牟田市	三三、一一	五七、三三	四〇、九七	三二、〇六	三八、八五	三三、三〇	一〇	一
小倉市	一五、三三	九三、三〇	五七、七三	四〇、四七	三八、三三	三六、八八	一三	一
若松市	九五、四九	四二、八五	三七、二八	一六、三三	三〇、九六	一五、八四	九	一〇

第七章 職業保護事業

一七二

公共團體名	豫事業費	同 支出済額	豫労働力額	同 支出済額	労働者使用	同上實際使用	一日平均使用	同上實際
戸畑市	110,600	68,000	54,011	28,017	48,503	30,110	13	13
熊本市	2,736	57,133	19,454	19,404	19,467	21,266	5	5
鹿兒島市	8,488	53,473	31,511	13,933	19,071	14,624	5	5
名瀬町	3,937	800	2,823	3,100	3,594	401	1	1
合計	155,554	155,378	77,377	47,710	53,099	37,733	14	14
公共團體名	豫事業費	同 支出済額	豫労働力額	同 支出済額	労働者使用	同上實際使用	一日平均使用	同上實際
札幌市	101,733	8,994	3,827	3,932	3,321	2,526	1	1
旭川市	73,400	36,556	3,330	16,570	3,918	14,465	101	101
東京府	47,611	101,766	11,600	33,175	6,773	14,637	121	121
東京市	7,453,774	3,581,844	2,139,000	710,677	1,335,320	444,939	3,698	3,698
京都市	171,488	174,088	40,505	81,013	3,584	6,337	8	8
大阪市	476,708	578,590	116,633	111,006	9,067	44,051	248	248
神奈川縣	55,467	33,571	145,269	82,784	110,548	82,309	100	100
横濱市	1,488	1,477	—	11	—	6	—	—
平塚市	6,000	22,260	16,256	5,222	14,400	4,811	7	7
明石市	11,156	106,476	50,995	52,670	4,311	44,793	76	76
佐世保市	113,332	6,326	34,235	1,874	21,460	1,811	37	37
水戸市	77,931	37,544	26,299	13,074	27,596	14,462	75	75
松阪市	28,334	9,088	10,690	3,494	13,558	4,311	4	4
愛知縣	277,905	118,477	117,355	69,108	137,006	54,339	74	74
名古屋市	499,293	133,560	105,543	8,171	80,733	6,507	31	31
静岡市	298,067	209,573	71,133	50,920	79,172	50,101	218	218

濱松市	125,833	69,724	34,225	13,909	33,681	14,226	184	184
沼津市	11,075	11,030	9,685	9,671	9,006	10,217	5	5
長野市	69,550	50,955	33,455	19,307	34,733	33,824	66	66
上田市	18,570	18,570	13,143	14,466	11,533	14,070	189	189
仙臺市	339,532	280,940	145,477	119,667	157,701	100,855	430	430
弘前市	43,566	43,566	33,211	18,824	9,909	33,337	122	122
金澤市	134,012	51,928	39,055	19,164	40,060	19,892	110	110
岡山市	20,000	33,808	19,813	11,998	16,667	9,526	78	78
廣島市	8,758	5,107	2,9	—	200	—	1	1
福山市	49,000	17,884	19,561	6,733	17,990	6,360	98	98
下關市	88,000	69,574	33,000	15,946	19,710	13,395	54	54
宇部市	179,811	68,673	45,473	35,891	39,350	27,444	108	108
徳島市	49,310	46,309	22,136	22,149	18,666	20,304	104	104
高松市	39,945	35,457	11,666	11,812	8,303	11,137	1	1
福岡縣	388,210	133,278	105,547	37,321	91,373	37,567	330	330
福岡市	434,893	156,884	117,933	75,769	90,467	35,495	247	247
八幡市	357,637	388,365	98,337	66,635	68,273	50,296	187	187
大牟田市	17,847	17,433	8,344	8,478	9,326	10,119	76	76
唐津市	11,405	11,405	11,101	11,453	14,668	18,486	34	34
熊本市	26,677	26,677	10,614	11,361	9,465	13,358	33	33
鹿兒島市	8,453	10,391	3,333	4,036	3,011	4,168	5	5
合計	133,337	68,583	38,687	17,508	28,428	13,591	76	76

備考 (一)(二)を通じ一日平均使用定人員は労働者使用定人員を事業施行日数にて除したるもの又一日平均實際使用人員は労働者實際使用人員を事業着手の日より終了の日又は昭和十一年三月三十一日迄の日数にて除したるものなり

第七章 職業保護事業

一七三

(乙) 小額給料生活者失業應急事業		
團體名稱	事業種目	認可施行年度
公團名共	認可施行年度	預算額
東京府	官廳委託事務	十年度 三六六、六九五
東京市	官廳委託事務	十年度 三三〇、五四〇・七七
東京市	公共團體事務	十年度 九四、四二一・七
東京都	公共團體事務	十年度 三三、三三二・七一
大阪府	公共團體事務	十年度 五〇、三二一・〇〇
大阪市	官廳委託事務	十年度 五〇、三二一・〇〇
大阪市	公共團體事務	十年度 四八、六八八・〇〇
横浜市	公共團體事務	十年度 八七、六三二・七一
名古屋市	公共團體事務	十年度 一〇、八九一・六
神戸市	公共團體事務	十年度 三六、七三一

備考 一、一日平均授職決定人員は授職決定人員を施行決定日数(日曜日を除く)にて除したるもの又一日平均實際使用人員は授職者實際使用人員を事業着手日より終了の日迄の日数にて除したるものなり
二、授職者實際使用人員は總て職業紹介所に依るものなり

年度	事業種別	事業費決算額	勞力費決算額	勞働者實際使用人員	一日平均使用人員	國庫補助額	低利資金融通額
大正十四年度	一般勞働者失業救濟事業	二、四九五、三九五・一四	一、九四九、六八七・〇三	八〇七、五五八人	六、七三〇人	七三四、三〇三・〇〇	一、九四九、六八七・〇三
大正十五年	一般勞働者失業救濟事業	三、四四五、五九六・七七	一、九二一、六七六・四七	八四六、五五三人	五、六四四	七八九、六七六・四八	一、九二一、六七六・四七
昭和二年	一般勞働者失業救濟事業	三、一〇九、四三三・五六	一、四四九、一〇九・〇〇	七五〇、八五九	六、二二五	七一七、一〇九・〇〇	三、一〇九、四三三・五六

自大正十四年度 失業應急(救濟)事業施行成績
(社會局職業課調)

年度	事業種別	事業費決算額	勞力費決算額	勞働者實際使用人員	一日平均使用人員	國庫補助額	低利資金融通額
同三年度	一般勞働者失業救濟事業	二、八九〇、五二二・四九	一、一三〇、〇一六・六八	五九七、八三二人	四、六七一人	五九、四〇三・九七	一、八九〇、五二二・四九
同四年度	一般勞働者失業救濟事業	五、五五〇、二四八・八四	二、三三二、八八九・五八	一、二六七、九三三人	三、四七五人	一、三〇五、八七〇・〇九	五、五五〇、二四八・八四
同五年度	一般勞働者失業救濟事業	三、三三〇、〇六六・六八	一、七四〇、〇〇三	一一四、三三〇	三、三三	一〇九、三三六・一一	三、三三〇、〇六六・六八
同六年度	一般勞働者失業救濟事業	五、七五二、一一一・五二	二、四八四、六九七・六一	一、五八二、一四六	三、七九七	一、一一一、三三三・〇〇	五、七五二、一一一・五二
同七年度	一般勞働者失業救濟事業	三、三三五、五七二・九	一、九一四、九六三・八九	四八五、一五五	四、六三六	二、六三九、五六二・〇〇	三、三三五、五七二・九
同八年度	一般勞働者失業救濟事業	六、六二二、三六三・〇〇	二、八三二、二二二・三	一、四四一、八二〇	四、六六三	二、六三九、五六二・〇〇	六、六二二、三六三・〇〇
同九年度	一般勞働者失業救濟事業	六、四七九、二二七・六一	二、九八三、七七二・〇〇	一、四八三、七七一	三、七三〇	一、一一一、三三三・〇〇	六、四七九、二二七・六一
同十年度	一般勞働者失業救濟事業	一、一三五、二九七・七一	一、六六三、三六三・〇〇	一、三三三、三五五	二、八三六	一、一三〇、〇〇〇	一、一三五、二九七・七一

備考 大正十四年度より昭和三年度迄の事業は冬季間日働勞働者の救濟を主眼とせる事業なり

二 其他の失業保護事業

(一) 失業共済事業

現在失業共済事業を行ふものは東京市勞務者共済會、神戸勞働保險組合、名古屋市勞務者共済會の三にして、いづれも市立職業紹介所の紹介に係る日傭勞働者を以て組織し、東京市勞務者共済會は大正十五年一月より、神戸勞働保險組合は昭和五年二月より、名古屋市勞務者共済會は昭和六年五月より夫々事業を開始した。

昭和十年度の事業成績は左の如くである。

自昭和十年四月 至同 十年十二月 東京市勞務者共済會失業共済事業成績 (社會局職業課調)

Table showing monthly statistics for Tokyo's labor relief work from April 1935 to December 1935. Columns include month, number of people added, discharged, employed, unemployed, and various percentages.

年別東京市勞務者共済會事業成績

Table showing annual statistics for Tokyo's labor relief work from 1931 to 1935. Columns include year, average monthly figures for additions, discharges, employment, unemployment, and percentages.

神戸勞働保險組合失業共済事業成績 (社會局職業課調)

Table showing monthly statistics for Kobe Labor Insurance Association's relief work from 1935 to 1936. Columns include month, number of people added, discharged, employed, unemployed, and percentages.

年別神戸勞働保險組合事業成績

Table showing annual statistics for Kobe Labor Insurance Association's relief work from 1931 to 1935. Columns include year, average monthly figures for additions, discharges, employment, unemployment, and percentages.

名古屋市勞務者共済會失業共済事業成績 (社會局職業課調)

Table showing monthly statistics for Nagoya's labor relief work from 1935 to 1936. Columns include month, number of people added, discharged, employed, unemployed, and percentages.

年別名古屋市勞務者共済會事業成績

Table showing annual statistics for Nagoya's labor relief work from 1931 to 1935. Columns include year, average monthly figures for additions, discharges, employment, unemployment, and percentages.

(二) 失業保險事業

日傭勞働者以外の普通勤勞者を對象とする失業保險は昭和

七年六月一日財團法人大阪市勞働共濟會に依つて創始された
財團法人大阪市勞働共濟會失業保險事業成績
のであるが、昭和九年度事業成績は左の如くである。

(一) 昭和九年度被保險者移動状況圖

昭和九年 月別	月内新加入者數			月内資格喪失者數			月末現在加入者數		
	第一種	第二種	第三種	第一種	第二種	第三種	第一種	第二種	第三種
四月	11	1	1	1	1	1	11	1	1
五月	18	1	1	1	1	1	18	1	1
六月	8	1	1	1	1	1	8	1	1
七月	1	1	1	1	1	1	1	1	1
八月	1	1	1	1	1	1	1	1	1
九月	1	1	1	1	1	1	1	1	1
十月	1	1	1	1	1	1	1	1	1
十一月	1	1	1	1	1	1	1	1	1
十二月	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	47	19	1	6	11	17	47	19	1

(二) 昭和九年度、保險料、保險金收支状況圖

昭和九年 月別	保險料收納額			保險金支出額			返還金其 他支給額	合計
	第一種	第二種	第三種	第一種	第二種	第三種		
四月	120.00	112.20	113.00	11.00	11.00	11.00	11.00	175.00
五月	120.00	112.20	113.00	11.00	11.00	11.00	11.00	175.00
六月	120.00	112.20	113.00	11.00	11.00	11.00	11.00	175.00
七月	120.00	112.20	113.00	11.00	11.00	11.00	11.00	175.00
八月	120.00	112.20	113.00	11.00	11.00	11.00	11.00	175.00
九月	120.00	112.20	113.00	11.00	11.00	11.00	11.00	175.00
十月	120.00	112.20	113.00	11.00	11.00	11.00	11.00	175.00
十一月	120.00	112.20	113.00	11.00	11.00	11.00	11.00	175.00
十二月	120.00	112.20	113.00	11.00	11.00	11.00	11.00	175.00
計	1,200.00	1,122.00	1,130.00	110.00	110.00	110.00	110.00	1,750.00

財團法人大阪市勞働共濟會特別失業保險事業費收支決算

種目	昭和七年度			昭和八年度			昭和九年度		
	収入	支出	繰越金	収入	支出	繰越金	収入	支出	繰越金
下附金並補助金	1,450.00	1,200.00	784.17	1,450.00	1,200.00	1,240.00	1,450.00	1,200.00	1,240.00
宮内省御下賜金	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
内務省獎勵金	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
大阪府市獎勵金	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
公益團體補助金	200.00	200.00	200.00	200.00	200.00	200.00	200.00	200.00	200.00
失業保險料收入	2,350.00	5,368.00	6,707.00	2,350.00	5,368.00	6,707.00	2,350.00	5,368.00	6,707.00
寄附金	6,450.00	110.00	3,350.00	6,450.00	110.00	3,350.00	6,450.00	110.00	3,350.00
雑収入	10,150.00	7,818.00	10,150.00	10,150.00	7,818.00	10,150.00	10,150.00	7,818.00	10,150.00
雑支出	7,818.00	10,150.00	7,818.00	7,818.00	10,150.00	7,818.00	7,818.00	10,150.00	7,818.00
繰越金	1,240.00	1,240.00	1,240.00	1,240.00	1,240.00	1,240.00	1,240.00	1,240.00	1,240.00
合計	21,600.00	21,600.00	21,600.00	21,600.00	21,600.00	21,600.00	21,600.00	21,600.00	21,600.00

第三節 職業紹介事業

我が國職業紹介事業は古くから民間の營利事業として行はれて来たのであるが、公益事業として行はれるに至つたのは、明治三十九年東京市芝區の救世軍本部に設けられた職業紹介所を以て最初のものとし、其後私設公益團體の手によつて漸次實施せられ、明治四十四年初めて東京市が二職業紹介所を設置して公共團體の公益職業紹介事業への進出をなして以來次第に全國に普及した。大正十年七月職業紹介法施行せられ、更に大正十二年四月職業紹介事務局設置せられて今日の如く職業紹介事業の全國的に聯絡統一ある體系を整備することとなつたのである。

次に職業紹介機關の組織をみるに、内務大臣の下に中央並地方職業紹介事務局あり、其下に各職業紹介所が配置せられて共に全國的に勞務の需給調整に當つてゐる。地方職業紹介事務局は各々その區域内の職業紹介所の事業の聯絡統一に當り、更に中央職業紹介事務局は地方職業紹介事務局の上にあつて全國的な事業の聯絡統一に當つてゐるのである。かくて職業紹介所へ申込みれた求人又は求職が各職業紹介所で充足せられなかつた時には全國的に聯絡通報して需要の圓滑を計つてゐる。更に昭和九年十二月の施行規則改正により職業紹介所の設置なき町村の町村長も職業紹介所から求人への通報

を受けた場合は之を管内に周知せしめ求職者の登録を取扱ふこととなつた爲に職業紹介聯絡網は一層整備されるに至つた。

尙昭和十年中に於ける職業行政に關する重要問題として職業行政機構の改善問題がある。從來上述の如く職業紹介所の事業の聯絡統一並に職業紹介事業の監督に關する事務は内務大臣の管理の下に中央、地方の職業紹介事務局に於て直接管掌して居つたが、職業行政の重要性並に一般行政機構との關係等を顧慮し今回本制度を改正し、右の事務を地方長官の所管事項となし現在の事務局制度は之を廢し、中央職業紹介事務局の所管事項は社會局に於て、地方職業紹介事務局の所管事項は地方廳にて之を管掌せんとするものである。

内務省では右の改正を昭和十一年七月一日より實施せんとし十一年度豫算中に右に要する經費一六〇、三七七圓を計上し重要な府縣には職業課を新設、其の他の縣には社會課に職業係を設置せしむることとした。

社會局に於ては右の職業紹介制度の改正に伴ひ現行法改正の必要を認め、十年十二月十六日並十九日に中央職業紹介委員會を開催し、左の如き改正要綱を諮問したが、原案通り可決、内務大臣に答申することとした。

職業紹介法改正要綱

第一 職業紹介事業の聯絡統一監督の機關改正に關する事項

計六九四である。

道府縣別、經營主體別、職業紹介所數

(昭和十一年九月一日現在) (社會局職業課調)

道府縣別	公 立			私 立			合計
	市立	町村立	町村聯合立	小計	法人其他	小計	
北海道	八	一四	一	三	二	一	二四
東北	一〇	一四	一	二五	六	一〇	三五
関東	一七	一四	一	三二	一	一	三三
中部	一七	一〇	一	二八	一	一	三〇
近畿	一七	一〇	一	二八	一	一	三〇
四國	七	一〇	一	一八	一	一	二〇
九州	七	一〇	一	一八	一	一	二〇
計	八	一四	一	二五	六	一〇	三五

- 一、職業紹介事務局は之を廢止し職業紹介所の事業の聯絡統一の事務は内務大臣及地方長官之を掌ることとする
- 二、職業紹介事業の監督は内務大臣及地方長官之を掌ることとする
- 三、法第八條の職業紹介委員會に付ては現在の中央及地方の職業紹介委員會は之を廢止し、新に中央に職業紹介委員會を設くることとする(勅令改正事項)
- 第二 道府縣立職業紹介所の設置を認むる事項
 - 一、特別の必要ある場合に於ては道府縣は職業紹介所を設置し得ることとする
 - 二、道府縣立職業紹介所は地方長官之を管理すること
 - 三、道府縣立職業紹介所に關する經費は北海道地方費府縣の負擔とする
 - 四、道府縣立職業紹介所に關する經費に對しては市町村立の場合と同様に國庫より補助すること
- 第三 多數の勞働者を雇傭せんとする者に對し職業紹介上必要な事項(男女別職種別人員等)に付行政廳に通報すべき規定を設くることとする

一 職業紹介機關

(一) 公益職業紹介所

公益職業紹介所は大正十年七月職業紹介法の施行以來年々増加し昭和十一年九月一日現在にては公立六五四、私立四〇

第七章 職業保護事業

道府縣別	昭和元年末現在	同五年末現在	同十年末現在
北海道	408	113	63
東北	653	297	216
関東	163	135	146
大坂	503	357	295
神奈川	56	70	42
兵庫	383	204	188
長崎	210	4	4
新潟	337	41	26
埼玉	188	80	50
群馬	268	112	70
千葉	134	1	0
茨城	282	22	20
栃木	103	15	20
奈良	266	131	100
三重	281	98	72
愛知	413	141	83
岡崎	279	74	54
山梨	298	37	34
山口	88	37	34

昭和十年末現在の營利職業紹介營業者數は二、三三九名であつて、昭和元年末の九、七二名及昭和五年末の三、二〇六名に比較すれば著しい減少を示してゐる。

營利職業紹介營業者 (社會局職業課調)

道府縣別	昭和元年末現在	同五年末現在	同十年末現在
北海道	408	113	63
東北	653	297	216
関東	163	135	146
大坂	503	357	295
神奈川	56	70	42
兵庫	383	204	188
長崎	210	4	4
新潟	337	41	26
埼玉	188	80	50
群馬	268	112	70
千葉	134	1	0
茨城	282	22	20
栃木	103	15	20
奈良	266	131	100
三重	281	98	72
愛知	413	141	83
岡崎	279	74	54
山梨	298	37	34
山口	88	37	34

第七章 職業保護事業

道府縣別	昭和元年末現在	同五年末現在	同十年末現在
北海道	408	113	63
東北	653	297	216
関東	163	135	146
大坂	503	357	295
神奈川	56	70	42
兵庫	383	204	188
長崎	210	4	4
新潟	337	41	26
埼玉	188	80	50
群馬	268	112	70
千葉	134	1	0
茨城	282	22	20
栃木	103	15	20
奈良	266	131	100
三重	281	98	72
愛知	413	141	83
岡崎	279	74	54
山梨	298	37	34
山口	88	37	34

一八三

一八二

道府縣別	昭和元年末現在	同五年末現在	同十年末現在
北海道	408	113	63
東北	653	297	216
関東	163	135	146
大坂	503	357	295
神奈川	56	70	42
兵庫	383	204	188
長崎	210	4	4
新潟	337	41	26
埼玉	188	80	50
群馬	268	112	70
千葉	134	1	0
茨城	282	22	20
栃木	103	15	20
奈良	266	131	100
三重	281	98	72
愛知	413	141	83
岡崎	279	74	54
山梨	298	37	34
山口	88	37	34

(二) 營利職業紹介營業者

年別職業紹介所數 (各年末現在) (社會局職業課調)

昭和十一年九月一日現在	同十年末	同九年末	同八年末	同七年末	同六年末	同五年末	同四年末	同三年末	同二年末	同元年末	昭和十一年九月一日現在	計
654	636	550	482	419	372	268	217	192	174	146	130	103
40	41	37	36	43	49	39	39	38	41	40	45	32
694	677	587	518	462	421	307	256	227	187	181	175	135

計	九、七二二	三、二〇六	二、三三九
宮崎	一一一	四三	四一
鹿兒島	五五	一二	八
沖繩	一五八	二	二

(三) 藝娼妓酌婦等周旋營業者

藝娼妓酌婦等周旋營業者數は昭和元年末六、四五六名、五年末六、四〇二名、十年末では六、七八六名である。

藝娼妓酌婦等周旋營業者數 (社會局職業課調)

道府縣別	昭和元年末現在	同五年末現在	同十年末現在
北海道	四二五	二四二	二九二
東京	二六六	二一七	一七四
京都	八〇	一〇〇	一〇三
大阪	一七一	一九六	一七三
神奈川	三四	五一	六七
兵庫	一六〇	一五四	一五七
長崎	一三八	二一一	二七五
新潟	三二七	一六九	一四七
埼玉	三三	五五	七三
群馬	一一六	九九	一〇〇
千葉	一四五	一三七	一八四
茨城	二二七	二二九	二二七
栃木	一一一	七三	六一
奈良	五六	八三	一〇六
富山			
石川			
福井			
秋田			
山形			
青森			
岩手			
福島			
宮城			
長野			
岐阜			
滋賀			
山梨			
静岡			
高知			
愛媛			
香川			
徳島			
和歌山			
山口			
廣島			
岡山			
愛知			
三重			
富山			
石川			
福井			
秋田			
山形			
青森			
岩手			
福島			
宮城			
長野			
岐阜			
滋賀			
山梨			
静岡			
高知			
愛媛			
香川			
徳島			
和歌山			
山口			
廣島			
岡山			
愛知			
三重			

鳥取	八六	一〇九	八六
島根	四六	五九	五一
福分	不明	三七四	四六二
大分	一一三	一七七	二五六
佐賀	一一一	一〇七	一六四
熊本	三一七	三九八	四六〇
鹿兒島	一六	八二	一一〇
宮崎	一三九	一六三	二〇四
沖繩	一	九	一三
計	六、四五六	六、四〇二	六、七八六

二 職業紹介取扱成績

(一) 一般職業紹介
昭和十年中に於ける一般職業紹介取扱数は求人数一、九一七、九八三人、求職者數一、六七九、五六八人、就職者數七二四、六四二人である。

昭和十年一般職業紹介取扱成績 (中央職業紹介事務局調)

月別	性別	求人数	求職者數	就職者數
一月	計女男	七九、六七四	九三、八五六	三三、四四〇
二月	計女男	七九、八八四	六五、九五三	四〇、三五五
三月	計女男	七九、八八四	六五、九五三	四〇、三五五
四月	計女男	七九、八八四	六五、九五三	四〇、三五五
五月	計女男	七九、八八四	六五、九五三	四〇、三五五
六月	計女男	七九、八八四	六五、九五三	四〇、三五五
七月	計女男	七九、八八四	六五、九五三	四〇、三五五
八月	計女男	七九、八八四	六五、九五三	四〇、三五五
九月	計女男	七九、八八四	六五、九五三	四〇、三五五
十月	計女男	七九、八八四	六五、九五三	四〇、三五五
十一月	計女男	七九、八八四	六五、九五三	四〇、三五五
十二月	計女男	七九、八八四	六五、九五三	四〇、三五五
合計	計女男	九一七、九八三	一、六七九、五六八	七二四、六四二

年別一般職業紹介取扱成績

取扱別	求人		求職者		就職者		就職率	年末現在取扱紹介所		
	男	女	男	女	男	女				
大正十二年	六四、八〇九	一四、三六八	八七、四三七	六七、四一七	四六、三五一	七三、〇四六	二八、六九七	三五、五八三	三三、五五〇	八八%
同十三年	八六、一五九	三〇、四八八	一、〇九五、五六七	八九六、五八一	八三、七六五	九七九、三四六	三九七、八九六	四四、四八六	四四、四八六	四九%
同十四年	六八、三〇一	一七、六四八	八五、九五〇	七八、八二六	九二、一五六	八七、九八二	三四、七三三	四三、八二六	三三、五九八	一〇三%
昭和十五年	五四、七四四	一六、九三六	七三、七三〇	六六、五五九	九四、〇九六	七八、〇二五	一、〇、〇四四	四三、四八九	三三、五五五	一〇七%
同二年	四六、〇八〇	一六、四七〇	六三、五五〇	六七、九七八	一四、七〇八	七九、六六六	一六、四六二	五〇、九三六	三三、六八八	一三七%
同三年	四八、二四四	一〇、一〇一	六九、三三五	六三、六五六	二九、一三五	七五、〇七九	一五、九三〇	五六、五七七	二五、七七七	一〇九%
同四年	四八、五九七	三三、五四一	七〇、〇三二	七〇、九三三	一七、九五六	八八、二四九	一七八、九四四	八四、八七五	二六、六九	一三三%
同五年	五五、二五四	三三、四七六	九〇、七〇〇	八八、四一六	二八、三六八	一一、二六、二四	三九、四六五	一一、六七三	三六、一九七	一三九%
同六年	六四、八三八	一、三三四	九八、五五二	九八、五五二	四三、七九七	一一、三六、二六	二七、九三六	二〇、三六七	四八、一三九	一〇〇%
同七年	六八、八五三	一、二七、四七五	一、〇三、四三三	一、〇三、四三三	四八、〇四〇	一、五三、四六	三二、三三八	三九、四〇七	五〇、〇七五	一三三%
同八年	八〇、八八六	一、四三、九二二	一、〇三、四三三	一、〇三、四三三	五五、八二八	一、五八、九二	三七、三三七	二六、九八八	六三、三二五	一〇五%
同九年	九六、〇八九	一、七九、九三三	一、〇六、八、五四	一、〇六、八、五四	五〇、一七三	一、五九、九三二	四三、八六五	二四、六、五九七	六三、三六〇	一〇八%
同十年	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、九七、九八三	一、九七、九八三	五三、一五六	一、六九、九八	四七、〇〇	二六、六、六六	七四、六四三	一〇八%

備考 本表には日備労働紹介を含まず

(二) 日備労働紹介

土木建築工事等に使用せらるる日備労働者の職業紹介は一般職業紹介と別個の取扱をなし其發達に著しいものがあるが昭和十年中に於ける日備労働紹介取扱数は求人數一一、九八八、七二一名、求職者數一四、四六三、七三〇名、紹介員數一一、

八六七、二九五名である。

昭和十年日備労働紹介取扱成績

(中央職業紹介事務局調)

月別	事業別	求人別	求職者數	紹介員數
一月	失計	失計	八四、八六八	一一、四、二八五
二月	失計	失計	二六、〇六六	一、三、三三三
三月	失計	失計	一、〇〇、九三三	一、三、七、二一八
四月	失計	失計	一、〇〇、九三三	一、〇、九、一三三
五月	失計	失計	一、〇〇、九三三	一、〇、九、一三三
六月	失計	失計	一、〇〇、九三三	一、〇、九、一三三
七月	失計	失計	一、〇〇、九三三	一、〇、九、一三三
八月	失計	失計	一、〇〇、九三三	一、〇、九、一三三
九月	失計	失計	一、〇〇、九三三	一、〇、九、一三三
十月	失計	失計	一、〇〇、九三三	一、〇、九、一三三
十一月	失計	失計	一、〇〇、九三三	一、〇、九、一三三
十二月	失計	失計	一、〇〇、九三三	一、〇、九、一三三
合計	失計	失計	八、六三三、〇三〇	一一、三、九、九、〇六六

備考 求職者數補中右側は登録、中は其他を示す

日備労働紹介取扱ひたる紹介所數

月	失計	一般救	失計	一般救	失計	一般救	失計	一般救	失計	一般救	失計	一般救
二月	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三
三月	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三
四月	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三
五月	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三
六月	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三
七月	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三
八月	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三
九月	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三
十月	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三
十一月	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三
十二月	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三
合計	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三	一、〇七、〇三〇	一、九七、九八三

(三) 傳給生活者職業紹介

知識階級の職業紹介は一般に職業紹介所で行はれて相當成績をあげてゐるが、主として知識階級求職者の多い大都市に於ては専門紹介所、専門部を設けて特別な取扱をなしてゐる。

昭和二年以降に於ける専門紹介所及専門部の設置ある紹介所の取扱成績は左の如くである。

年別	求職者数		就職者数		就職率%
	男	女	男	女	
昭和二年	一、六六六	三、六九	一、九一五	五、九三二	三九・〇
三年	二、三三四	一、四八七	三、八三二	八、六八一	一、一八〇
四年	三、七三七	一、四三三	五、一九〇	一四、一三二	三、五六九
五年	四、五七四	一、五〇三	六、〇七七	一七、一三五	五、八九一
六年	六、八二七	四、三三七	一一、一五四	三三、四六一	一五、〇〇三
七年	九、八三三	四、四三三	一四、二六六	三三、五七三	一七、四六六
八年	一三、三八一	九、一四八	二二、五二九	三三、八八〇	七、三三四
九年	一五、五七五	二、七五一	一八、三二六	四一、九七四	三三、八六一
十年	一六、九三三	一、五九三	一八、五二六	五五、七七一	七、八三五
計	一〇、九三三	三、〇三六	一三、九六九	三三、八八〇	一〇、九三三

備考 本表は俸給生活者取扱専門紹介所及同上専門部を有する紹介所(昭和十年末十四ヶ所)の報告に基くものなり

(四) 満洲國內への職業紹介

満洲方面に對する職業紹介成績は昭和十年中に於ては就職者數男一、九六〇名、女三、三三三名、計二、二八三名である。

満洲方面に對する職業紹介成績 (年別就職者總數)

事務局	昭和七年		同八年		同九年		同十年	
	男	女	男	女	男	女	男	女
東京地方職業紹介事務局	一五四	二〇	一七五	一七	一五〇	七三	一八〇	二八
計	一五四	二〇	一七五	一七	一五〇	七三	一八〇	二八

地方	昭和七年		同八年		同九年		同十年	
	男	女	男	女	男	女	男	女
大阪地方	七	三	一〇	二	一八	五	一三	七
名古屋地方	八	一	九	一	二六	三	二五	一
福岡地方	三	一	三	一	七	一	一〇	一
青森地方	一〇	三	一三	二	一五	一	二五	一
長野地方	三	一	三	一	三	一	三	一
岡山地方	三	一	三	一	三	一	三	一
計	三三	九	四三	七	六二	一三	七三	一三

(五) 除隊兵職業紹介

政府に於ては除隊兵の紹介斡旋に就き昭和六年には除隊兵就職斡旋要綱を定め職業紹介機關の積極的活動を促したのであるが、同年十一月入營者職業保障法の施行せらるゝに及び地方職業紹介事務局は關係職業紹介所を督勵し陸海軍當局との連繫を緊密にし之が運営に遺憾なきを期してゐる。昭和十年にては求職者一一、九〇三名に對し就職者六、四二三名其の就職率五四%を示し一般紹介に比し良好である。

除隊兵職業紹介 (社會局職業課調)

年別	求職者數	就職者數	就職率%
昭和五年	六六四	一、四五五	三三・三
同六年	一、〇三六	二、六六七	二四・四
同七年	二、一七四	四、六九九	二二・一
同八年	三、三二四	五、〇四七	二二・三
同九年	七、二一四	一〇、三四〇	四三・五

三 職業紹介所經費

市町村職業紹介所經費は建築費及之に伴ふ初度調辨費三八五、八二三圓其の他の諸費一、五七八、四六〇圓、計一、八六三、二八四圓である。

尙職業紹介所の經費を支出する市町村に對しては國庫は職業紹介法の規定に依りその建築費及び之に伴ふ初度調辨費の二分の一、經常費の六分の一の補助を爲してゐる。昭和十年度及昭和元年度以降の職業紹介所經費並に國庫補助額は左の如くである。

昭和十年度職業紹介所経費並國庫補助額精算調總括

(中央職業紹介事務局調)

事務局別	職業紹介所数	決算額		要領		補助額		概算	
		職業紹介所経費	其他の諸費	職業紹介所経費	其他の諸費	補助額	不足額	過剩額	
東京	六	1,000,000	500,000	700,000	1,000,000	300,000	1,000,000	0	
大阪	三	2,000,000	1,000,000	1,000,000	2,000,000	1,000,000	2,000,000	0	
名古屋	三	1,000,000	500,000	500,000	1,000,000	500,000	1,000,000	0	
福岡	三	1,000,000	500,000	500,000	1,000,000	500,000	1,000,000	0	
青森	一	1,000,000	500,000	500,000	1,000,000	500,000	1,000,000	0	
長野	一	1,000,000	500,000	500,000	1,000,000	500,000	1,000,000	0	
岡山	一	1,000,000	500,000	500,000	1,000,000	500,000	1,000,000	0	
計		10,000,000	5,000,000	5,000,000	10,000,000	5,000,000	10,000,000	0	

年別職業紹介所経費決算額並國庫補助額

(中央職業紹介事務局調)

年次	職業紹介所数	職業紹介所経費	其他の諸費	計	国庫補助精算額
昭和元年	一	1,000,000	500,000	1,500,000	1,000,000
昭和二年	一	1,000,000	500,000	1,500,000	1,000,000
昭和三年	一	1,000,000	500,000	1,500,000	1,000,000
昭和四年	一	1,000,000	500,000	1,500,000	1,000,000
昭和五年	一	1,000,000	500,000	1,500,000	1,000,000
昭和六年	一	1,000,000	500,000	1,500,000	1,000,000
昭和七年	一	1,000,000	500,000	1,500,000	1,000,000
昭和八年	一	1,000,000	500,000	1,500,000	1,000,000
昭和九年	一	1,000,000	500,000	1,500,000	1,000,000
昭和十年	一	1,000,000	500,000	1,500,000	1,000,000

四 營利職業紹介事業

營利職業紹介業者は大正十二年職業紹介事務局設置當時は一萬人を算したが、昭和二年一月一日内務省令營利職業紹介事業取締規則の實施せられると共に急激に減少し昭和十年末にては二千三百餘人となつた。之等營利業者を利用する求人數は年々百萬人内外を示し就職者又年々五十萬人内外なるも、求職者數は略漸減の傾向にあり最近三ヶ年を見れば昭和七年八十一萬人、昭和八年七十七萬人、昭和九年七十二萬人、昭和十年七十四萬人であつて殊に女子求職者の減少傾向顯著である。

昭和十年營利職業紹介取扱成績 (中央職業紹介事務局調)

月別	性別	求人數	就職者數	就職者數
一月	男	3,477	2,192	1,783
一月	女	4,628	3,033	3,033
二月	男	7,475	5,372	3,946
二月	女	4,476	3,364	3,364
三月	男	4,073	3,008	2,192
三月	女	4,005	3,477	3,477
四月	男	4,375	3,210	2,192
四月	女	5,715	4,375	4,375
合計	男	26,111	17,374	12,450
合計	女	26,111	17,374	17,374

年別營利職業紹介取扱成績

年別	求人		求職者		就職者		營業者數	取扱者數	殺到率%	就職率%		
	男	女	男	女	男	女						
大正十二年	四八七、八〇八	四九六、六九四	四九七、七〇三	二九五、八五六	七五二、〇〇〇	二九二、一七七	一八六、三三四	四七八、一〇一	九、九六六	四、二四六	七九	六
同十三年	五〇八、〇五七	五〇七、七四一	五〇九、五〇〇	三五八、八六一	九〇八、三六一	三〇〇、九九五	二二八、四八八	五三九、四三三	一〇、〇九七	四、九一六	八三	五
同十四年	五〇一、四二二	五三三、三六二	五三三、七三三	四二八、四七二	一、〇一〇、〇〇〇	三〇七、四〇〇	三三三、〇〇〇	五五四、四八七	一〇、〇三八	四、八三〇	九三	五
同十五年	五八五、八一九	六二七、五七二	六二七、〇七六	四八八、六七三	一、〇九六、六六三	三三八、二七〇	三二六、六六四	六二四、八八四	九、七二二	四、六〇〇	九一	五
昭和元年	四七三、七六三	四三三、四七六	四三三、五五九	三七〇、八七九	七四七、三三九	二二五、六七九	二二六、六六〇	四三三、三三九	三、三六五	一、九七五	七九	五
二年	四七三、五二六	五〇〇、八八四	五〇〇、〇〇〇	三八三、二八八	七三三、九七一	三〇三、八八一	二六〇、五五六	四四四、四三九	三、四一四	一、九七五	七九	五
三年	四七三、八七七	五三七、四〇〇	五三七、四〇〇	四一八、三三四	七二一、八八四	二〇七、八八一	二七六、六六三	四八四、五五五	三、三三七	一、九七五	七三	五
四年	四一六、〇八八	五五三、六七七	五五三、六七七	四六八、三三五	七九二、六八八	一八四、一九七	二七六、六六三	四七四、四六八	三、二〇六	一、九七一	七三	五
五年	四一六、〇八八	五五三、六七七	五五三、六七七	四六八、三三五	七九二、六八八	一八四、一九七	二七六、六六三	四七四、四六八	三、二〇六	一、九七一	七三	五
六年	四一六、〇八八	五五三、六七七	五五三、六七七	四六八、三三五	七九二、六八八	一八四、一九七	二七六、六六三	四七四、四六八	三、二〇六	一、九七一	七三	五
七年	四一六、〇八八	五五三、六七七	五五三、六七七	四六八、三三五	七九二、六八八	一八四、一九七	二七六、六六三	四七四、四六八	三、二〇六	一、九七一	七三	五
八年	四一六、〇八八	五五三、六七七	五五三、六七七	四六八、三三五	七九二、六八八	一八四、一九七	二七六、六六三	四七四、四六八	三、二〇六	一、九七一	七三	五
九年	四一六、〇八八	五五三、六七七	五五三、六七七	四六八、三三五	七九二、六八八	一八四、一九七	二七六、六六三	四七四、四六八	三、二〇六	一、九七一	七三	五
十年	四一六、〇八八	五五三、六七七	五五三、六七七	四六八、三三五	七九二、六八八	一八四、一九七	二七六、六六三	四七四、四六八	三、二〇六	一、九七一	七三	五

備考 營業者數は十二月末現在を以て示す 日傭労働者の紹介數を含まず

第四節 身賣防止事業

身賣の防止 東北各縣に於ては從來婦女子の藝妓、酌婦、女給等に身賣する者多く特に昭和九年に於ける農村の凶作に依り身賣する者が愈々増加する虞があつたので、東北各縣並に職業紹介機關等が協力提携し婦女子の身賣を防止する爲各地

方の實狀に應じ適當なる方法に依り身賣防止の趣旨の普及宣傳、現實に身賣し又は身賣の虞ある婦人の早期發見之に對する論止、身賣防止後の措置特に工業の斡旋等に努めた。各町村に於ける實行機關としては山形縣に於ては矯風會を、秋田縣に於ては離郷青年保護相談所を、青森縣に於ては女子離村防止委員會を、福島縣に於ては婦女輔導委員會を、特に必要なる

地方に設置した。而して之等の實行機關は町村役場吏員、小學校教員、町村會議員、區長、方面委員、青年團幹部、警察官等を以て組織せられてゐる。

身賣防止の趣旨の普及宣傳に就ては講演、講話會、座談會の開催、ポスターの掲示、パンフレット、ビラの配布等を行つてゐる。

營利周旋業者の取締強化 婦人の身賣の一原因を爲せる營利周旋業者、無免許周旋屋の跋扈を極力防止する爲東北各縣警察當局は鋭意之を取締を勵行した。即ち取締法規に改正を加へ從來の不備を是正し、之が實際の運用に付ては直接取締の任に當るべき警察官を督勵し悪周旋業者の撲滅を期し弊害の除去に努めた。其の實施の狀況を見ると警察取締強化の結果現實に處罰を受けたる件數は頗る多く、營業者にして許可の取消又は廢業せる者多數にして營業者數は漸次減少の傾向を示しつつある。又現存せる業者の取扱數も亦激減の傾向を示してゐる。

正業の就職斡旋 東北地方に於ける職業紹介機關は他の關係諸機關と協力し一面に於ては婦女子の身賣を極力防止し他面に於ては身賣を阻止せし者又は身賣の虞ある者にして他地方出稼希望者に對し極力本人の最も適當とする職業の斡旋に努めた。

婦人の宿泊及女中の訓練 出稼婦女子にして出郷後就職に

至る迄臨時的に宿泊を要する者が多數あるので、職業紹介事業協會青森支部に於ては之が爲昭和九年十一月宿泊所を設けた。(十年八月迄の宿泊延人員九八一名)又東京市に於ては職業紹介所及其他關係機關をして東北地方出身婦女子の宿泊及女中希望者に對し都市に於ける女中として必要なる訓練を爲す施設を講ぜしめた。職業紹介事業協會は同市に對し右施設に對する助成金として三井家及「わかもと本舖」の寄附金中より金千圓を交付し之が保護訓練に當らしめた。

就職資金の貸付 東北地方の極度に困窮せる農家の子女を他郷に就職を斡旋する場合支度金、旅費等就職の爲必要なる費用其他家庭の事情に依り一時多少の金を必要とする向に對しては就職資金として必要の最少限度に於て之を前貸する必要がある。職業紹介事業協會に於ては三井家及「榮養と育兒の會」社長尾尾欽彌氏よりの寄附金中十萬圓を東北各縣及職業紹介事業協會青森支部に委託し右の前貸を行ふことにした。而して前貸金は就職後賃銀の内より多少宛返濟することとの條件を付して貸付けるのである。又愛國婦人會に於ても別途資金を以て職業紹介事業協會と協力し婦女子に對する就職資金の貸付を行つた。

實施以來の窮乏地方婦女子就職資金貸付狀況は左の如くである。

窮乏地方婦女就職資金貸付状況 (昭和十一年三月末調 「昭和九年十二月實施以來の成績」) (社會局職業課調)

團體別	委託		資金		貸付		回収		三月末 資金現在高
	三井「わかも」と「寄附金」	三井報恩會	計	人員	金額	平均額	人員	金額	
北海道	10,000	5,000	15,000	15人	1,160	76	1人	1,160	3,832
青森縣	10,000	1,500	11,500	15人	1,120	74	1人	1,120	3,550
秋田縣	10,000	1,000	11,000	15人	1,185	78	1人	1,185	2,877
岩手縣	10,000	1,500	11,500	13人	8,800	66	1人	8,800	2,877
山形縣	15,000	2,000	17,000	13人	1,800	138	1人	1,800	3,414
宮城縣	15,000	3,000	18,000	13人	1,875	144	1人	1,875	2,705
福島縣	15,000	3,000	18,000	12人	1,875	156	1人	1,875	3,393
青森支部	15,000	7,000	22,000	6人	3,666	611	1人	3,666	1,945
計	101,000	27,000	128,000	113人	1,977	101	1人	1,977	19,953

年別東北地方身賣防止出稼紹介状況 (社會局職業課調)

出身地縣別	昭和九年	同十年	同十一年	合計
北海道	1	1	50	50
青森縣	5	130	39	174
秋田縣	1	185	52	237
岩手縣	13	86	58	157
山形縣	5	313	117	435
宮城縣	12	200	92	304
福島縣	3	306	127	436

第五節 授産及職業輔導

當初極めて小規模な内職授産施設として始められた授産及職業輔導事業は近年の財界不況、失業者簇出の傾向に伴ひ之が對策として設置さるゝもの尠からず殊に昭和八、九年に於

職業紹介事業協會
青森支部
計 二六 四六〇 二四四 七三〇
六四 一、六八〇 八七九 二、六二三
備考 本取扱は昭和九年十一月より開始、九年は十一、十二月の
兩月分十年は一月より七月末迄の分

ては農村に於ける生活困窮の状況に鑑み副業輔導及奨励の意
味に於て農村の講習會の如きものが相當あつた。

昭和九年三月現在に於ける一道三府三十四縣に於ける授産
並職業輔導施設に就き主として經營主體、事業種別、授産種
目、收容者の種別、收容人員、收容者に給與する賃銀、經費
等の概要を調査せると其の概況左の如くである。

經營主體 事業を經營主體より見ると全國總數一二三團體
(又は個人)の施設數一四三ヶ所中、公共團體の經營に係るも
の二八團體四七施設(内譯府縣營二府縣三施設、市營一二市
二八施設、町村營一四町村一六施設)にして他は愛國婦人會
宗教團體、社會事業團體、組合、個人等の經營である。

事業種別 授産事業と職業輔導事業とは其の内容に於て截
然區別し難いものがあるが大體に於て授産事業のみもの五
七箇所授産と職業輔導とを併せ行ふもの七九箇所、職業輔導
事業のみを行ふもの七箇所である。

授産種目 授産並職業輔導の種目は四八種目にして私服裁
縫最も多く三四ヶ所、洋服裁縫二八箇所に次ぎ、その他比
較的多きものを擧ぐれば、製絲織機一六箇所、ミシン一六箇
所、編物、手藝、刺繡、靴下、手袋、足袋製造、金屬工品並
家具木工、繩製造、機械工、廢物品加工、袋張り、竹細工等
である。

收容者種別 收容者の種類を男女別に見ると、男子のみ收

容するもの三二箇所、女子のみ收容するもの三四箇所、男女
の區別なきもの七七箇所である。

又收容者を選定するに當り、何等條件を附せざるものと何
等かの條件を附するものとがある。例へば生活程度其他に依
つて制限を設くるもの、或は不具癡疾軍人の遺家族等を條件
とするものがある。右の條件の種類に依つて區分すると、失
業者たることを條件とするもの三三箇所、生活困窮者三一箇
所、小額所得階級及其の家族一四箇所、不具癡疾者、保護兒
童九箇所、軍人遺家族九箇所、釋放者一〇箇所にして單に住
居年齢等に制限を設けたるもの或は何等制限なきものが三七
箇所である。

收容人員並就業延人員數 收容人員に關しては一定の場所
に收容して授産するものや各自が仕事現場に派遣されて就業
するものや、臨時的講習等に出席するもの等がある爲正確な
る數字を擧げ難いが概數を示せば、定員七、四七四人(一箇
所平均五二人)にして現在收容者數一一、八二九人(一箇所平
均八三人)である。この外に各自の家庭に於て就業する分配
授産が二五箇所一、七三〇人ある。

修業期間 本調査の結果に依れば修業期間を定めないもの
が大多數で一四三施設中一二四施設に及んでゐる。期間の定
めあるものも其の授産種目に依つて異つてゐる。一般的に特
殊な技術を要するものは比較的長期にして竹細工、和洋裁縫

彫刻漆工等の如きは一ヶ年乃至四ヶ年にも及ぶものがある。之に反し比較的簡單なるものは短期にして絞、刺繡、編物、團扇張等の如きは數日より一ヶ月位迄のものがある。

收容者の収入 收容者に對する給與に關しては見習又は講習等技術を授くるのみにして其の期間は支給せられないものがある。支給するものに就ても一定(日給、月給)の手當を給するもの、出來高に依るもの、技術の巧拙に依るもの、或は賃銀手當の外に衣食、宿舍、電車賃等を給するもの等各種各様であるが概して職業輔導のみを行ふ施設に於ては賃銀を給せないものが多い。その収入(給與)額の概略を述べれば出來高拂又は技術の巧拙に依り差異あるも最高ミシン裁縫の月額七八圓二〇錢、日額五圓五錢にして最低は同じくミシン裁縫の月額一圓三錢、縫紉ひの日額八錢等である。

一定の手當を給するものには洋服裁縫、印刷、製袋、金工等月額三圓乃至二〇圓、日給二〇錢乃至三圓二〇錢にして一般に給與額は月額一〇圓乃至一五圓、日額一圓乃至一圓五〇錢内外のものが最も多い。

事業の收支 昭和七年度に於ける収入總額一、九九六、四三九圓(不明五ヶ所分を除く)(一施設平均一四、四六七圓)にして収入項目の主なるものは事業収入一、二六二、九四〇圓(二施設平均九、一五二圓)補助金二〇〇、七九六圓、財産収入一八七、七八九圓である。

支出總額は二、一六一、〇〇三圓(一施設平均一五、六五九圓)にして其の支出項目の主なるものを挙げれば人件費五四四、六九四圓(一施設平均三、九四七圓)、材料費四五四、二二五圓(平均三、二九一圓)支給賃銀二六八、二三三圓(平均一、九四四圓)である。

基金 基金あるもの二六團體五四七、一九五圓(一團體平均二一、〇四六圓)である。

第八章 醫療保護事業

第一節 時局匡救醫療救護

昭和七年度より三ヶ年の繼續事業として實施せられた時局匡救醫療救護は昭和九年度に於ても前年度と同じく御下賜金百二十萬圓と之と同額の國費とを以て行はれた。然るに此の年は各地方に種々の災害相次で起り旱害に次ぐに水害、冷害、雪害等の天災により農山村の農産物は著しく減收し、農林省發表によると農家の損害六億二千九百萬圓に達し、之に蠶による減收を加へると同年度に於ける農村の収入減は約八億圓で凶作地及び養蠶地の要救濟農家戸数は實に七十六萬戸と言はれ、更に中國、四國、近畿及關東地方にあつては風速六十メートルと云はるゝ記録的大颶風が農家は勿論都市にも未

曾有の被害を及ぼし要救療者の數著しく増加した爲、政府は昭和九年十一月召集せられた臨時議會に於て協賛を経た金三十萬圓を災害地方に對し追加配當し本事業遂行上遺憾なきを期した。實施の方法は前年度と同一の方針により即ち昭和七年八月二十日の御沙汰に依る宮内大臣の訓令、内務次官及衛生局長の通牒に基き、農山漁村に於ける貧困の爲醫療を受け得ないものにつき救療を行ふと共に、都市に於ける窮民に對する醫療救護に就ても更に其の充實を期したのである。かくて本事業は過去三ヶ年間恰も經濟界の不況に伴ひ窮民の激増せる秋にあたり其の効果はすこぶる顯著であつて國民一般より多大の感謝感激を受け、その生活上にも思想善導上にも少からざる好影響を與へたのである。然し乍ら本事業を卒然九年度を以て終了することは社會事情の許されざる爲に昭和九

昭和九年度醫療救護取扱患者數及治療日數

道府縣にて直接行ひたる施設

「恩賜財團濟生會」を通じて行ひたる施設

(内務省衛生局調)

種別	患者數		治療日數		平均一患者の治療日數	
	患者數	治療日數	患者數	治療日數		
委託診療	往來	112,131	2,793,215	33,381	3,066,020	16.3
	入院	10,822	3,671,711	17,910	3,813,368	16.7
出張診療	往來	2,010	1,522,240	11,386	1,533,626	13.2
	計	125,963	3,006,366	22,497	3,600,014	16.4
出張診療	往來	100,102	1,310,203	10,010	1,320,213	13.4
	計	8,553	69,361	2,155	10,088	11.1
總計	108,655	1,379,564	12,165	1,330,301	11.8	19.7

第八章 醫療保護事業

巡回診療	其の他		合計
	往診	外診	
往診	二七九、四八四	一、八六六、〇九九	二、一四五、五七三
外診	一、五七七	九、一九六	一一、五七三
往診	二八、〇一一	一、八七五、三九五	一九〇三、四〇六
外診	八、一一四	四、一九六三	一二、〇七七
往診	一〇一	一四、四〇四	一四、五〇五
外診	九、〇四六	五、四八九	一四、五三四
往診	五二、八三七	六、〇三三、〇九〇	六、五八五、九二七
外診	三、三三七	四六、〇三三	四九、四一〇
往診	六、三一一	一五、一七九	二一、四九〇
外診	五四九、三五五	六、六四三、五〇一	七、一九三、八五六

次に昭和九年度醫療救護取扱患者を道府縣別にみると次の如くである。

昭和九年度道府縣別醫療救護取扱患者
(内務省衛生局調)

道府縣	患者數	治療日數
北海道	四一、六九六	五〇三、一四三
青森	一三、三五四	一一二、八九九
岩手	四六、四九一	三六六、六五五
宮城	一一、三四四	二三四、一五六
秋田	一五、一三九	二〇五、〇五九
山形	三〇、四一四	二二二、四八四
福島	四二、五九〇	四三六、八八八
茨城	三二、四二三	三二三、七八〇
栃木	一九、四八六	一九、四八六
群馬	三五、三五五	三五、三五五
千葉	五、一七九	五、一七九
東京都	八七、一八八	八七、一八八
神奈川県	一一、二八七	一一、二八七
新潟	一三、六七七	一三、六七七
富山	二四、二八二	二四、二八二
石川	八、三〇二	八、三〇二
福井	六、〇五〇	六、〇五〇
山梨	五、三二〇	五、三二〇
長野	三二、一六一	三二、一六一
岐阜	五六、〇二三	五六、〇二三
岐阜	三九六、二三七	三九六、二三七

道府縣	患者數	治療日數
静岡県	八、三一八	一四五、五八〇
愛知県	七三、〇二九	五四七、九二八
三重	三六、六〇八	四四四、〇〇一
滋賀	九、三九二	八七、七七三
京都	一三、七〇〇	一四四、〇二〇
大阪	一一、七二一	四三三、一五〇
兵庫県	二四、一五三	二八五、九八八
奈良	八、四二四	七四、七三七
和歌山	七、一九一	九三、三〇四
鳥取	四、五九一	九七、二五七
島根	八、七七五	一五〇、七〇八
岡山	五三、三三四	一四九、七一四
広島	一六、八一七	三〇四、〇一九
山口	七、六三四	一八六、三〇七
山形	四、八三四	一四七、八三九
徳島	三、〇八七	一六〇、一九九
香川	四、三六五	一三七、五九三
愛媛	一、八五〇	八三、五一一
高知	一、六二八	四一、一八四
福岡	四、〇三七	八一、三二七
佐賀	七、三八九	一四二、六五三
長門	七、一〇一	二〇五、四七九
熊野	一八、五三九	二五四、七八八
大分	七、二九九	六三、七六八
宮崎	七、二九九	六三、七六八

第八章 醫療保護事業

道府縣	昭和十年度醫療救護費交付状況並に同年醫療救護に伴ふ道府縣費支出豫算額は左の如くである。
鹿兒島	三五、二七六
沖縄	九、九八二
合計	九七四、〇二二
府縣費支出豫算額は左の如くである。	一一、五五一、六二二

昭和十年度醫療救護費 (衛生局豫防課調)

道府縣	道府縣に直接交付せる額	「恩賜財團濟生會」を通じて交付せる額	合計
北海道	二八、六八九	九四、四二〇	一二三、一〇九
東京都	一〇、八〇〇	五五、三三五	六六、一三五
神奈川県	二七、七四八	一七、三五〇	四五、〇九八
大阪府	二七、七四八	二八、六八九	五六、四三七
兵庫県	五四、六四一	二八、九五〇	八三、五九一
長門	二八、九五〇	七二、二九三	一〇一、二四三
新潟	七二、二九三	二四、六三二	九六、九二五
埼玉	一九、一六九	四、七五〇	二四、九一九
群馬	三六、二四七	三七、四六二	七三、七〇九
千葉	四、六〇〇	二四、五〇〇	二九、一〇〇
茨城	二九、〇七八	二八、〇二七	五七、一〇五
栃木	一三、九一〇	三、〇〇〇	一六、九一〇
奈良	一三、九一〇	三、〇〇〇	一六、九一〇

香 德 和 山 廣 岡 島 島 富 石 福 秋 山 青 岩 福 宮 長 岐 滋 山 靜 愛 三

Table with 16 columns and 4 rows of numerical data for various prefectures and departments.

Table with 16 columns and 4 rows of numerical data, including a summary row for '合計' (Total).

二〇〇

醫療救護に伴ふ道府縣費支出狀況

(衛生局豫防課調)

Table with 16 columns and 4 rows of numerical data for various prefectures and departments.

Table with 16 columns and 4 rows of numerical data, including a summary row for '合計' (Total).

埼玉	八、五二六・三三	二、一三三・八三	三、四六四・四四	一、四〇九・三六〇	七、三六六・〇〇
群馬	五、四三三・六四	五、五四一・四七	五、六二六・四〇	一、六八一・五一	五、〇〇〇・〇〇
千葉	一、六四六・〇四	二、一八八・九七	一、七九〇・〇〇	五、六四四・一〇	一〇、一五〇・〇〇
茨城	五、〇〇〇・〇〇	五、〇〇〇・〇〇	五、〇〇〇・〇〇	一、五〇〇・〇〇	五、七〇〇・〇〇
栃木	七九・二八	三、〇四四・〇三	一、一六五・二六	四、三五八・五九	三、〇〇〇・〇〇
奈良	—	四、五七六・六四	一、六三三・九〇	二、〇六三・五四	二、一〇〇・〇〇
三重	一〇、八五四・五九	三、一〇一・〇八	一、五三三・七三	五、四九〇・〇〇	一三、〇三三・〇〇
愛知	二九、五七一・六四	五、四八八・五二	六、八四四・〇五	一、五二九・七二	二六、四七七・〇〇
静岡	七六七・三三	一、九四八・五八	三、六四一・九四	六、三三七・七四	四、五〇〇・〇〇
山梨	—	四、一四〇・二九	—	四、一四〇・二九	一七、六九九・〇〇
滋賀	—	—	—	—	一、三三六・〇〇
岐阜	五、八五〇・〇〇	七、〇〇〇・〇〇	七、〇〇〇・〇〇	一、八八三・〇〇	—
長野	九、八二七・五三	一、九〇四・三六	一、九〇四・三六	四、八八〇・九〇	二〇、〇〇〇・〇〇
宮城	一、三三六・六一	—	一、四七九・七九	一、四三三・〇〇	三、八〇〇・〇〇
福島	七、五〇〇・〇〇	—	—	七、五〇〇・〇〇	四、〇九二・〇〇
岩手	六、〇〇〇・〇〇	一、七〇〇・〇〇	—	三、三〇〇・〇〇	—
青森	五、三〇〇・八〇	—	—	五、三〇〇・八〇	—
山形	一、八四〇・一八	二、九二九・一五	一、九八八・四三	六、七七七・五五	四、四〇〇・〇〇
秋田	—	—	—	—	—
福井	—	—	—	—	二、〇〇〇・〇〇
石川	—	—	—	—	—
富山	一〇、八七七・四四	一、六〇〇・八四	一〇、六三三・三三	三七、五〇四・三三	一、七一一・〇〇
鳥取	—	—	—	—	—
島根	—	—	—	—	—

第一節 農村醫療施設

昭和九年八月十八日三菱合資会社より農村醫療施設費として指定寄附せられた金百萬圓（九年度四十萬圓、十年度及十一年度各三十萬圓）を以て政府では農村に於ける醫療施設の現況を調査研究の上、三千四百餘の醫療施設なき町村中本施設を必要とし、而も維持經營の確實なる地方を詮衡し建設費

岡山	九、八〇七・五二	一五、五〇九・五六	一六、四四五・四五	四、七六三・五〇	二、八三三・〇〇
廣島	五、五五五・一一	二、八三三・八一	八、三三三・七三	二六、七三三・六四	一七、七〇〇・〇〇
山口	五、九〇〇・五五	二、九八八・七九	四、三三三・三六	三、三三三・七三	—
和歌山	—	五、〇五三・三三	八、五〇一・三三	五、九〇三・四八	五、〇〇〇・〇〇
徳島	一、〇〇〇・〇〇	六、九八〇・三三	一、八五七・五七	三、五五五・〇〇	二、〇〇〇・〇〇
香川	—	—	—	—	—
愛媛	—	—	—	—	—
高知	一、八一二・四五	九、九三三・一五	一、〇〇〇・〇〇	三、一七四・六〇	—
福岡	四、五、四九一・八	三〇、七三九・八八	三、七、四七六・八一	一一、三六六・八七	三三、〇八五・〇〇
大分	—	一三、六七六・四五	六、六三三・四七	三〇、三九八・九三	一八、〇〇〇・〇〇
佐賀	六、〇九二・〇〇	七、三三三・一五	七、〇〇一・一六	二、一三三・五二	三、〇〇〇・〇〇
熊本	—	—	—	—	—
鹿兒島	八、七〇〇・〇〇	五、四七〇・八八	五、〇〇〇・〇〇	二、三九七・八八	一、五〇〇・〇〇
沖縄	六、三六七・七六	—	一、四二七・三六	三〇、五〇三・〇三	—
合計	三〇、三六六・九六	三九、六三三・六六	二二、五八〇・一〇	六〇、〇〇三・三三	三五六、八七七・〇〇

に對し、一ヶ所千五百圓の獎勵金を交付することとし、九年度に於て二百六十六ヶ所、十年度に於て二百ヶ所を決定し、十一年度に於ては二百ヶ所を決定することとなつた。
本施設の建設者は地方公共團體に限局してゐるが、維持經營を爲すものは地方公共團體の外に醫師、醫療組合等をして之に當らしむるも支障なき故に、醫療組合若しくは産業組合等をして維持經營せしむる地方も若干ある。此の場合には組合以外の者にも十分均霑し得る途を講じつゝある。かくて現在三菱合資会社の機宜の措置に依り醫療施設なき町村中七百近くに本施設を爲し得ることとなつたのである。

農村醫療施設

(内務省衛生局調)

道府縣	昭和九年度	同 十年度	昭和九年度
	申込數	承認數	申込數
北海道	一八	一二	一八
東北道	五	—	五
関東道	一四	六	一六
京都市	七	五	七
大阪府	三	三	三
神奈川	一四	八	一四
兵庫	一	—	一
長崎	一	—	一
新潟	三〇	一〇	三〇
埼玉	—	—	—
群馬	—	—	—
千葉	—	—	—
茨城	—	—	—
栃木	—	—	—
奈良	—	—	—
三重	—	—	—
愛知	—	—	—
静岡	—	—	—
山梨	—	—	—
滋賀	—	—	—
岐阜	—	—	—
長野	—	—	—
宮城	—	—	—
福島	—	—	—
岩手	—	—	—
青森	—	—	—
山形	—	—	—
秋田	—	—	—
福井	—	—	—
石川	—	—	—
富山	—	—	—
鳥取	—	—	—
島根	—	—	—
岡山	—	—	—
廣島	—	—	—
山口	—	—	—
和歌山	—	—	—
徳島	—	—	—
香川	—	—	—
愛媛	—	—	—
高知	—	—	—
福岡	—	—	—
大分	—	—	—
佐賀	—	—	—
熊本	—	—	—
鹿兒島	—	—	—
沖縄	—	—	—
合計	一八	一二	一八

要救療者	第一種カード階級	第二種カード階級	其の他	計
山口	一六九	二	六	一八七
徳島	一六四	一	三	一六七
香川	一三六	一	八	一四四
愛媛	一三三	一	八	一四二
高知	一三三	一	八	一四二
福岡	一三三	一	八	一四二
大分	一三三	一	八	一四二
佐賀	一三三	一	八	一四二
熊本	一三三	一	八	一四二
宮崎	一三三	一	八	一四二
計	一四八三	二六六	三八二	二〇〇〇

備考 開設数は十二月十日迄に報告ありたるものなり

次に昭和十年三月三十一日現在に於ける内務省衛生局調査によれば内地総人口六七、七三二、九〇九人の六・一五%即ち四、一六二、四〇二人が救療を必要とするとの事である。その内第一種カード階級の者八四四、五五五人一・二五%であり第二種カード階級は二、〇六五、二九一人三・〇五%其の他に属するもの一、二五二、五五五人一・八五%を示してゐる。

要救療者

(昭和十年三月三十一日現在)

道府縣	總人口	第一種カード階級		第二種カード階級		其の他		計	
		人口	百分比	人口	百分比	人口	百分比	人口	百分比
北海道	二、八八六、五三三	三〇三、四八一	七・五	一三三、二二五	四・三	一四六、五二七	五・八	四七三、一一一	一六・三六
北海	九〇〇、九七〇	一一、〇三〇	一・三	四三、五〇七	四・八	二四、五六八	二・七	七九、一〇五	八・七九
青森	一、一〇〇、三三三	八、七九八	〇・八	三三、一〇一	三・〇	一八、四〇五	一・六	五九、三〇七	五・三七
岩手	一、一〇〇、三三三	一、五〇三	〇・一	五、八四一	〇・五	三、四六一	〇・三	一〇、七八五	一・〇
宮城	一、一〇〇、三三三	一、五〇三	〇・一	五、八四一	〇・五	三、四六一	〇・三	一〇、七八五	一・〇
秋田	九〇〇、九七〇	一、五〇三	〇・一	五、八四一	〇・五	三、四六一	〇・三	一〇、七八五	一・〇
山形	一、一〇〇、三三三	一、五〇三	〇・一	五、八四一	〇・五	三、四六一	〇・三	一〇、七八五	一・〇
福島	一、一〇〇、三三三	一、五〇三	〇・一	五、八四一	〇・五	三、四六一	〇・三	一〇、七八五	一・〇
茨城	一、一〇〇、三三三	一、五〇三	〇・一	五、八四一	〇・五	三、四六一	〇・三	一〇、七八五	一・〇
栃木	一、一〇〇、三三三	一、五〇三	〇・一	五、八四一	〇・五	三、四六一	〇・三	一〇、七八五	一・〇

道府縣	總人口	第一種カード階級		第二種カード階級		其の他		計	
		人口	百分比	人口	百分比	人口	百分比	人口	百分比
群馬	一、一〇〇、三三三	五、九六六	〇・五	三、六三〇	三・三	一六、九一八	一・五	五四、五四四	四・九
埼玉	一、一〇〇、三三三	九、〇〇〇	〇・八	三、六七〇	三・三	一八、三〇〇	一・七	五八、九七五	五・三〇
千葉	一、一〇〇、三三三	三、四〇七	〇・三	二七、三九九	二・五	一三、七〇〇	一・二	四四、四〇六	四・〇
東京	五、九二六、五七七	三三六、一〇〇	三・八	一九九、四八八	三・三	一三三、四三三	一・二	五六〇、〇二一	九・四
神奈川	一、七三三、〇一三	一〇、八三六	〇・六	六、六六〇	〇・四	三三、一七三	一・九	一〇三、六六九	五・九
新潟	一、〇七四、四八八	二八、五三三	二・七	一一三、二二二	一〇・五	六三、三六六	五・九	二〇四、〇〇三	一九・八
富山	八六五、七八〇	四、一四七	〇・五	二五、〇七九	二・九	一三、一五二	一・五	四三、三七七	五・〇
石川	七九三、六三三	二、二二二	〇・三	三、八二六	〇・五	一三、一五二	一・六	一六、〇〇〇	二・〇
福井	六三三、二二二	一、七三三	〇・三	九、四八八	一・五	五、〇〇〇	〇・八	一六、〇〇〇	二・五
山梨	六九九、一四三	八、九七九	一・三	三三、九七七	三・六	一四、五三二	一・六	四六、三七八	五・一
長野	一、一〇〇、三三三	九、六五五	〇・九	三〇、三三一	二・七	一七、九九七	一・六	五七、九三三	五・三
岐阜	一、一〇〇、三三三	四、六七五	〇・四	二五、〇七九	二・三	一七、九九七	一・六	四二、一七三	三・八
静岡	一、一〇〇、三三三	八、九七九	〇・八	二五、〇七九	二・三	一七、九九七	一・六	四二、一七三	三・八
愛知	二、二九二、二二二	一、五一一	〇・七	二五、〇七九	二・三	一七、九九七	一・六	四二、一七三	三・八
三重	一、一〇〇、三三三	一、一〇〇	〇・一	二五、〇七九	二・三	一七、九九七	一・六	四二、一七三	三・八
滋賀	一、一〇〇、三三三	一、一〇〇	〇・一	二五、〇七九	二・三	一七、九九七	一・六	四二、一七三	三・八
京都	一、一〇〇、三三三	六、二四四	〇・六	二五、〇七九	二・三	一七、九九七	一・六	四二、一七三	三・八
大阪	三、九三三、三三三	二七、二二七	〇・七	二五、〇七九	二・三	一七、九九七	一・六	四二、一七三	三・八
兵庫	二、六三三、三三三	一、三三三	〇・五	二五、〇七九	二・三	一七、九九七	一・六	四二、一七三	三・八
奈良	六六六、六六六	四、三三三	〇・六	二五、〇七九	二・三	一七、九九七	一・六	四二、一七三	三・八
和歌山	八六六、六六六	三、三三三	〇・四	二五、〇七九	二・三	一七、九九七	一・六	四二、一七三	三・八
鳥取	四六六、六六六	一、三三三	〇・三	二五、〇七九	二・三	一七、九九七	一・六	四二、一七三	三・八
島根	四六六、六六六	一、三三三	〇・三	二五、〇七九	二・三	一七、九九七	一・六	四二、一七三	三・八
岡山	一、一〇〇、三三三	一、三三三	〇・一	二五、〇七九	二・三	一七、九九七	一・六	四二、一七三	三・八

道府縣	市部	町部	村部	計	人口一萬に對する醫師數
北海道	七九四	三四二	五二五	一、六六一	五・五四
北海	一、六六一			一、六六一	五・五四
道					
府					
縣					
計	七九四	三四二	五二五	一、六六一	五・五四

昭和八年末に於ける全國醫師分布狀況は市部二七、七〇〇人、町部一〇、二一四人、村部一一、〇三〇人、計四九、八八四人、人口一萬人に對する醫師數は七人である。

全國醫師分布狀況 (昭和八年末現在)

(衛生局豫防課調)

道府縣	市部	町部	村部	計	人口一萬に對する醫師數
北海道	七九四	三四二	五二五	一、六六一	五・五四
北海	一、六六一			一、六六一	五・五四
道					
府					
縣					
計	七九四	三四二	五二五	一、六六一	五・五四

昭和十一年五月末に於ける公醫設置狀況は常住公醫ある村六六六で常住公醫數は八二四人である。

公醫設置狀況 (昭和十一年五月末現在)

(衛生局豫防課調)

道府縣名	常住公醫ある村	常住公醫數
北海道	一一八	一九五
東北	一一二	二二
東	一一二	二二
京	一一八	一九
大	一一八	一九
計	一一八	一九

道北海府 青森道 岩手縣 宮城縣 秋田縣 山形縣 福島縣 茨城縣 栃木縣 群馬縣 千葉縣 東京府 神奈川縣 新潟縣 富山縣 石川縣 福井縣 山梨縣 長野縣 佐賀縣 長門縣

醫師なき町村數

二二八 一五二 一四一 六二 八三 一二六 一三二 六六 三三 八二 一二九 八三 三二 一三三 二一七 八五 八五 六七 一〇五 六六 一五

齒科醫師なき町村數

一一七 一五八 二六二 一九〇 一五五 一七五 二二二 三一五 一一一 七四 二一〇 二六四 一二九 一二九 二六六 三三三 八四 一八八 一六一 二一四 一三六 一三九

産婆なき町村數

二二 一四 一六一 七三 七五 七七 二〇 七二 三七 六四 九五 四三 三三 五八 七八 一一 六七 二八 六七 九 一二

熊本縣 鹿兒島縣 宮崎縣 高知縣 愛媛縣 香川縣 德島縣 山形縣 廣島縣 岡山縣 島根縣 鳥取縣 和歌山縣 奈良縣 兵衛縣 大分縣 京都府 滋賀縣 三重縣 愛知縣 靜岡縣 岐阜縣 大分縣

醫師なき町村數

九八 三一 五五 八〇 五五 一九 一九 一〇二 一〇五 七二 八〇 七七 四五 一〇八 六七 九八 五四 八六 三〇 六三 一一五 八一

六九 六二 一六四 一三四 二〇四 一一六 八七 一三二 二九六 二七六 二二〇 一四七 一五二 一〇〇 二五六 一三九 一八七 一五五 二〇四 二五九 一六六 二六七

一四 七七 六七 五八 四二 四四 四九 八三 一四六 六七 七一 四〇 一四〇 二七 五五 一四 一八 一八 六九 五八 六六 三四

神奈川縣 兵衛縣 長門縣 新長門縣 崎玉縣 群馬縣 千葉縣 茨城縣 栃木縣 宮城縣 長門縣 岐陽縣 滋賀縣 山形縣 靜岡縣 愛知縣 三重縣 奈良縣 栃木縣 茨城縣 千葉縣 群馬縣 新潟縣 山形縣 青森縣 岩手縣 秋田縣 山形縣 福島縣 山形縣 山形縣

醫師なき町村數

六一五 四九 五二 三五 一〇七 四八 七 | 五二 一六 二一 二 | 九八 五二

一六 四 二 五 九 三 一 一 一 八 七 八 九 | 六 五 四 六 二 一 二 | 九 〇 五 二

石川縣 富山縣 島根縣 鳥取縣 廣島縣 山形縣 山口縣 島根縣 德島縣 香川縣 愛媛縣 高知縣 福井縣 大分縣 佐賀縣 熊本縣 鹿兒島縣 宮崎縣 高知縣 愛媛縣 香川縣 德島縣 山形縣 廣島縣 岡山縣 島根縣 鳥取縣 富山縣 石川縣

醫師なき町村數

六六六 二〇 一〇 一 五 | 九 四 七 〇 九 一 四 一 八 五 一 六 八 二 |

八二四 三〇 一七 一五 五 | 九 四 七 六 三 九 一 五 一 八 五 二 九 二 |

昭和九年三月末に於ける開業醫師齒科醫師産婆なき町村數は左の如くである。
開業醫師、齒科醫師、産婆なき町村數
(昭和九年三月末現在) (衛生局豫防課調)

沖	一四	四六	一九
合	三、四二七	八、一一二	二、三五一

第三節 一般救療事業

(一) 施療病院

第十四回社會事業統計要覽によれば昭和七年三月末現在に於ける施療病院、施療を兼ねる普通病院、其の他輕費診療所等にて入院患者を收容する施設は公設三五、私設一〇七、合計一四二にして收容定員は公私設合せて五、八五七名である。入院實數は六六、五五四名、外來實數は九七一、九六七名、施療券發行數は一九四、四二六枚、經費總額は六、一八八、四四八圓に達してゐる。

施療病院 (昭和六年度)

病院	公設		私設		計
	收容定員	實數	收容定員	實數	
現在	一、四三五	一、四三五	一〇七	一〇七	一四二
外來	一、四三五	一、四三五	一〇七	一〇七	一四二
施療券發行數	三、七五五	三、七五五	一、二八八	一、二八八	五、〇四三
經費總額	一、四三五	一、四三五	一、二八八	一、二八八	二、七二三

經費	一、四八四、六三三	四、七三三、八三五	六、二一八、四八八
資產	四、七三三、八三五	一、四八四、六三三	六、二一八、四八八

備考 社會局社會部第十四回社會事業統計要覽に依る

施療病院中比較的規模の大なるものは恩賜濟生會病院、東京慈惠會病院、日本赤十字社病院、泉橋慈善病院、東京市立築地病院、同廣尾病院、同大塚病院、東京同愛記念病院、贊育會病院、至誠會病院千歲村分院、函館市立病院、函館慈惠病院附屬大森病院、京都施藥院、弘濟會大阪慈惠病院、日本赤十字社大阪支部病院、大阪市立病院等である。

尙これら診療機關中最も規模の大なるものは恩賜濟生會にして昭和十年十一月三十日現在に於て病院十二、診療所六九、療養所二、診療班九、保健所一、巡回診療班五の特設機關を有する外、各地方の開業醫に診療を委託して年々約三十萬人の救療を行ひつゝある。

昭和十年度に於ける救療費豫算は同會直營舊東京市内の分並に道府縣に配當したる金額を合せて金百四十二萬三千六十一圓であり、此の配當額中國庫より補助したる額は金二十五萬圓である。

尙同會は少額自辨患者を取扱ひつゝあるも殆んど實費以下の少額を自辨せしむるにすぎない。

昭和八年度 恩賜 財團 濟生會 救療人員 (内務省衛生局調)

道府縣	實人員	延人員
北海道	二五、四二八	七二九、三六一
東北	三五、二八一	八九九、八二三
東京	六、三九四	一五九、一〇九
大阪	四四、一四八	一、五〇九、五八九
神奈川	一一、二〇二	三五〇、二一一
兵庫	一四、〇三四	三五二、〇六三
長崎	一、四四六	四七、七六〇
新潟	一、七〇九	三六、二八〇
埼玉	四四三	六、五二三
群馬	三五八	四、八四三
千葉	二〇六	六、九六三
茨城	一、二五九	一五、三九三
栃木	三六	七八八
奈良	三八五	九、一〇三
三重	八九五	三一、六六七
愛知	二、四二二	四五、一八六
静岡	六、〇九四	六六、八八八
山梨	一五九	四、五七八
滋賀	一、六〇三	三一、五八〇
岐阜	三三三	五、四九〇
長野	四七六	一六、九二九
宮城	一、五六六	二九、七六九

道府縣	實人員	延人員
福島	一一八	二、五二二
岩手	三一八	二、四四七
青森	四〇五	九三三
山形	一六二	三、一〇六
秋田	四九七	七、二一七
福井	四七三	八、九九九
石川	一一三	三六、一〇七
富山	一六五	一、八四七
鳥取	九四	一、二三一
島根	二六三	一一、三三六
岡山	一九八	三三八、二九一
廣島	一、六七六	五八、九四八
山口	三〇八	一一、二三七
徳島	一三九	三、八〇二
香川	九一	一、七一
愛媛	五三	一、四〇七
高知	九一	四、六一
福岡	一一、六九一	三九四、一〇六
大分	三一六	七、六六〇
佐賀	四八〇	一一、三七六
熊本	三〇五	九、六二五
宮崎	五八	一、三四三
鹿児島	一、六一四	四八、一一三

第八章 醫療保護事業

沖繩	二六七	三、三五〇
東京市	五七、一八七	一、八九九、七三一
計	二三五、〇〇七	七、二三四、二一五

備考 昭和八年は年度改正（政府會計年度）のため本年度に限り九ヶ月間の患者数を掲ぐ

恩賜財團濟生會年別救療人員

昭和八年	實人員	延人員
七年	二三五、〇〇七	七、二三四、二一五
六年	二八三、八七一	八、五五八、五六八
五年	三〇二、〇五五	七、八六一、八一三
四年	二二六、八七九	七、〇〇三、七二四
三年	一九九、四九二	六、二二七、〇五四
同	一八八、〇五三	五、六六七、六七一

昭和十年年度道府縣救療費配當額

（豫算）（内務省衛生局調）

北海道	四四、五一二
東京都	八四、九一九
大阪府	五二、九二六
京都府	二二五、〇六二
兵庫県	七六、一六三
長崎県	九五、三七四
同	一一、九五二

新潟	一三、一四一
群馬	四、三二四
茨城	二、九一六
栃木	三、一〇八
群馬	三、八二八
茨城	二、三五七
栃木	三、四三四
群馬	六、二六〇
愛知県	二、二〇一
静岡県	一三、九九三
山梨県	二、四七八
滋賀県	一八、〇〇四
岐阜県	四、二一八
長野県	四、七九〇
宮城県	九、六四四
福島県	二、七七九
青森県	二、〇七四
山形県	一、五〇七
秋田県	五、六〇九
石川県	二、三三五
富山県	二、六五二
福井県	三、八〇五
山梨県	一五、八五四
長野県	二、六七二

二二二

鳥根山	二、六四九
岡山	三、〇四〇
広島	二二、〇五一
山口	一一、三四四
徳島	七、一八三
香川	三、二四六
高知	二、三三三
福岡	三、九三四
大分	四、八三五
佐賀	五九、三〇三
熊本	二、六八四
宮崎	八、〇八六
鹿児島	一一、七二六
鹿兒島	一、一六〇
沖縄	一〇、五六六
東京市	三、三〇八
計	五二〇、九一三
同	一、四二三、〇六一

年別道府縣救療費配當額

昭和十年	一、四二三、〇六一（豫算）
同	一、三九六、四一六（豫算）
同	一、〇九、二八〇（決算）
同	一、三九九、一九七（決算）
同	一、三二三、〇七五（決算）

第八章 醫療保護事業

同 五年

(二) 診療所

昭和七年三月末日に於ける診療所の数は公設五五、私設二五五、合計三一〇にして昭和六年度中に於ける救療成績は外來實人員七五七、七六三名、同延人員九、二四二、五六二名、治療券發行數四一三、四九九枚に達し、經費總額は一、六六四、三六八圓である。之を公私別に表示すれば左の如くである。

昭和六年診療所取扱成績

診療所	公設	私設	計
昭和六年	五五	三五五	三一〇
外來實人員	三〇三、六六八	五五四、〇九五	七五七、七六三
同延人員	七、八四四、四六六	七、三七八、二二六	一五、六二二、六九二
昭和六年度末現在人員	三、三九七	一九、五〇七	二三、九〇四
治療券發行數	五、六四八	四〇七、八五一	四一三、四九九
經費	四九、一三三	一、三四五、三四七	一、六六四、三六八
資産	三四三、四六七	三、一五〇、八五一	三、五〇四、三二八

(三) 委託診療

委託診療を行ふもの、数は昭和七年三月末日現在に於て公設一〇、私設五一、合計六一にして昭和六年度中に於ける入院取扱實人員二三四名、同延人員一〇、八三二名、外來實人員二〇、五六七名、同延人員二二二、一八七名、治療券發行數一五、〇七六枚に達し、經費總額は七六、五四五圓である。

二二三

(四) 醫療利用組合

醫療利用組合は大正十一年四月岡山縣淺口郡船穂信用購買販賣利用組合並に同年五月長野縣下伊那郡喬木村信用販賣購買利用組合富田館に於ける醫療利用事業の兼營に始まるのであるが、其後醫療の協同利用運動は漸次進展し昭和三年青森市外一町十ヶ村を區域として東青病院が設立され、翌四年高知縣に高陵病院、東京府に多摩相互病院、昭和六年に鳥取縣の厚生病院等が設立をみた。

昭和十年九月現在に於ける醫療利用組合二五七、聯合會三でありその組合及聯合會の區域に屬する市町村數は市一二、町一七〇、村一、二七八、組合員數二八三、三四四人、出資總額七、六三八、〇二一圓、組合勤務醫師數三〇六人である。

道府縣別醫療利用組合普及狀況

組合及聯合會數	道府縣名	備考
一一組合	岩手一縣	
八組合	青森、秋田二縣	
六組合	新潟、愛知二縣	愛知縣に於ては聯合會一、其の所屬醫療利用組合六一
五組合	三重一縣	
四組合	群馬、静岡、長野、鳥根、四縣	
三組合	岐阜、熊本二縣	

(昭和十年九月現在)

- 二組合 栃木、東京、山梨、京都、兵庫、岡山 京都府に聯合會一、高知、福岡、廣島、鳥取二府八縣 其の所屬組合一二
- 一組合 北海道、埼玉、千葉、神奈川、奈良、富山縣に於ては聯合會一にして其の所屬道府縣 長崎、鹿兒島、佐賀、滋賀、富山、一
- 未設置 宮城、山形、福島、茨城、石川、福井、大阪、和歌山、山口、香川、愛媛、大分、宮崎、沖繩、徳島、一府一四縣

(五) 空床利用委託入院事業

細民階級の救療事業上劃期的な試みとして東京救療事業聯絡會は開業病院に於ける空床低額利用を計畫し、九年末市内各公私立病院に就きその空床數及一日一圓程度の入院料を以て細民患者を取扱ふ開業病院を照會した處六十四病院八四四病床の引受病院を發見したので、昭和十年七月二十日より向ふ四十日間を限り三井報恩會の理解ある助成の下に空床利用委託入院事業が試験的に實施された。

今空床利用入院事業規定及昭和十年度の事業成績を擧ぐれば次の如くである。

空床利用委託入院事業規程

- 一、本事業ハ東京市内要入院救療患者ニシテ入院手續中ナルモ未ダ入院ノ許可ナキ者其他治療上生活上緊急差難キ者ニ對シ七月二十二日より八月三十日ニ至ル四十日間一日平均二百名ヲ限り市内各病院ノ空床ヲ利用シテ應急入院セシムルモノトス

- 二、委託入院料ハ一人一日一圓トス
- 三、第一項ニ該當シ入院希望ノモノハ之ヲ各地元方面事務所ニ於テ取纏メ丸ノ内三丁目三三二一號館東京市方面委員聯盟内本會事業委員宛方面カード寫ヲ添へ申込ムモノトス
- 四、本事業ニ左ノ委員ヲ置ク
 - 醫務委員
 - 事業委員
 - 庶務委員
 - 會計委員

- 五、醫務委員ハ醫療ニ關スル委託病院トノ接抄ニ從事ス
- 六、事業委員ハ方面事務所ヨリノ申込順ニ依リ直チニ之ヲ審査シ緊急必要ト認メラル、モノハ當該方面委員ヲシテ本事業ニ協力ノ公私立病院ニ直接交渉セシメ可及の速ニ入院ヲ了シ其結果ヲ方面委員ヨリ報告セシムルモノトス尙同報告ニ基キ委託病院名、委託月日ヲ方面カード寫ト共ニ庶務委員ニ回付スルモノトス
- 七、庶務委員ハ事業委員ヨリ回付ノ申込書ニ依リ、患者氏名、年齢、住所、病院名、同所在地、及入院ノ月日其他ヲ會計委員ニ報告スルノ外統計、報告、整理、連絡、文書等ノ事項ヲ管掌ス
- 八、會計委員ハ會計ニ關スル一切ノ事項ヲ管掌ス
- 九、本事業實施ノ期間ハ七月二十二日ヨリ八月三十日ニ至ル四十日間トス
- 一〇、委託ヲ受ケタル病院ニ於テ委託患者轉歸ノ場合ハ直チニ係方面事務所ニ通告スルモノトス
- 一一、委託患者一身上ニ關スル一切ノ事項ハ係方面委員ニ於テ責任

ヲ持ツモノトス

一二、患者入院手續先ヨリ入院許可アリタル場合ハ直チニ當該救療機關ニ移送スルモノトス

空床利用委託入院事業成績 (自昭和十年七月二十日) 至十一月十六日)

收容者	實人員		計
	男	女	
延人員	一四二	一〇七	二四九
肺結核	四、二六四	三、一〇二	七、三六六
精神病	九二	五六	一四八
內科	八	六	一四
小兒科	二二	一九	四一
外科	四	四	八
其他	一一	五	一六
全治	四	一七	二一
輕快	五	八	一三
死亡	三三	一八	五一
滿期退院	三〇	二六	五六
其他	七四	五五	一二九

協力	收	支
開業病院	二一ヶ病院	此實人員 一八六名
救療病院	一八ヶ病院	此實人員 六三名
三井報恩會の寄附及利子	八、五二五、五三〇	入院料 七、三六、〇〇〇
		二一五

聯絡會加盟團
體負擔金

二七、〇〇〇

手術並附添
料其他

五三、五〇〇

人件費消耗品費
通信費印刷費等

八三、一〇〇

計 八、七三、六〇〇

八、七三、六〇〇

(六) 醫療普及に關する運動

國民同盟總裁安達謙藏氏は、國民保健問題に關心し其の在朝中より盡力されつつあり、之が施設費として富籤を發行し、以て其の充實を期すべく、三月七日大要次の如き法律案を國民同盟より衆議院へ提出したが審議未了に終はつた。

國民保健施設充實に關する法律案

第一條 政府は國民保健の爲結核豫防法、花柳病豫防法、癩豫防法及精神病院法に規定する施設の經費並に救療事業費に充つる目的を以て當分の間富籤を發行することを得

第二條 國庫は當分の間勅令の定むる所に從ひ結核豫防法、花柳病豫防法、癩豫防法及精神病院法に依り北海道地方府縣又は市若は其の他の公共團體の負擔に屬する費用を其の全額に至る迄補助することを得

第三條 富籤發行に依る收得金は全部國庫に收納す

第四條 北海道地方費、府縣又は市若は其の他の公共團體に對する補助、救療事業費及富籤に關する規定は勅令を以て之を定む

附 則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む

理 由 書

を發行して財源を獲得し以て此の國民百年の大計を成就せむとするものなり是れ本案を提出する所以なり

(七) 東北地方振興策中醫療施設に關する建議

日本學術振興會は七月初旬東北地方振興上社會施設に關し特に改善を要する事項を審議決定し、之れを内閣總理大臣宛建議した。左記は浩翰なる建議中の醫療救護に關する部分である。

醫療施設の充實方法及經費

一、醫療施設の充實

東北地方に於ては他の地方に比し結核其の他の傳染病、トラホーム、結膜炎、皮膚病、發疹チブス等甚だ多く且乳兒死亡は極めて高率を示すの現況にあるに拘らず醫療機關の皆無又は分布稀薄なる町村多く爲に醫療費に多額の經費を要し一般住民は殆んど受療の機會に恵まれざる状態に在り依て公醫公産婆及診療所の設置を獎勵して實費若くは輕費又は無料を以て診療に當らしむる等救療施設の普及充實を圖るの要あり仍て其の實施方法及之に要する經費を示せば別紙の如し

一、醫療助産機關設置

東北六縣に於ける町村にして開業醫なきもの六二五開業産婆なきもの二六〇昭和九年三月末調に對し三ヶ年度に於て一町村に大體一ヶ所の診療所醫師及産婆を設置せしめ救療及助産施設の普及を圖らんとす其の方法及經費二、七七三、五〇〇圓内譯左の如し

(イ) 診療所

我が日本帝國の國力は非常なる發展を遂げ三大強國の班に列するに至りたるも保健衛生に關する施設國民の健康状態より見れば二三等國たるに過ぎず是れ執拗なる各種の疾患國民の間に蔓延して所謂國民病の觀を呈し爲に國民の體位活力を損じ其の罹病率並死亡率を大ならしむるに拘はらず之が豫防撲滅に對し完備せる施設なきに因る素より結核に對しては結核豫防法あり癩に對しては癩豫防法あり花柳病に對しては花柳病豫防法ありと雖其の目的とする豫防施設全からず從て其の効果未だ著しからざるは其の施設に多額の經費を要するを以て國庫及地方費は財政の餘裕なきに藉口し荏苒之に當るを避くるが爲なり

又精神病は文明の餘殃にして其の發生を防止せむこと未だ遽に期し難しと雖多數に實在する患者に對し適當なる施設を爲すことなくむば社會の安寧を維持し福祉を増進する能はず我が國既に精神病院法あるも之に基く施設不完全にして殆んど言ふに足らず

更に現今の世相は貧困にして醫療の資を缺く者益々多きを加ふるに拘はらず其の對策未だ備はらざる状態なるを以て之が救療の施設を充實するは社會福祉の上のみならず國民健康の維持向上極めて緊要のことに屬す

以上概説せる國民保健施設に關する事項は何れも其の擴充の急に迫られ之を閉却するに於ては久しからずして國民活氣の根柢枯瘦するの懼を抱かしむるものあり然れども之が爲には多大の經費を要するは勿論にして當今窮乏せる中央地方の財政状態に鑑み之が經費を一般財源より求めむとせば百年河清を俟つも不可能なるべしされば其の施設の爲には特殊の財源を考究せざるべからず即ち茲に富籤

曩に三菱合資會社寄附金を以て本年度以降三ヶ年に亘り醫師なき町村に於て建設すべき診療所一町村一ヶ所に對し一、五〇〇圓の助成を爲す計畫なるを以て之に依り建設を爲し得ざる町村四九五に同程度の診療所を設置せしむるものとす

事業開始に要する醫療器具機械藥品材料備品等の購入費(初度調辦費)は大體一ヶ所當二、〇〇〇圓を要する見込なるを以て前記寄附金に依り設置せらるべき診療所一三〇本計畫に依り設置すべき四九五とを合したる六二五ヶ所に對し建設費と共に補助を爲すものとす

(ロ) 醫師

診療所一ヶ所に付大體醫師俸給、助手給料(各一人)等を合し年二、〇〇〇圓、藥品、材料費及雜費一、〇〇〇圓合計三、〇〇〇圓を要するも人件費以外の經常費は實費又は輕費診療に依る收入を以て經理し得べきを以て人件費に對し其の二分の一の補助を爲すものとす

(ハ) 産婆

事業開始に要する助産器具藥品材料、備品等の購入費(初度調辦費)として大體一ヶ所當三〇〇圓程度を要するを以て之に對し補助を爲すものとす
俸給一人年六〇〇圓、藥品材料費及雜費一五〇圓合計七五〇圓を要するも醫療と同様人件費に對し其の二分の一の補助をなすものとす

一、醫療及助産に要する經費

二、七七三、五〇〇圓

(イ) 診療所設置費 二、六一七、五〇〇圓
 建設費 七四二、五〇〇圓
 一ヶ所當一、五〇〇圓此の四九五ヶ所分
 初度調辨費 一、二五〇、〇〇〇圓
 一ヶ所當二、〇〇〇圓此の六二五ヶ所分
 人件費 六二五、〇〇〇圓
 一ヶ所當醫師及助手各一人年二、〇〇〇圓
 此の六二五ヶ所分の二分の一
 (ロ) 産婆設置費 一五六、〇〇〇圓
 初度調辨費 七八、〇〇〇圓
 一ヶ所當三〇〇圓此の二六〇ヶ所分
 人件費 七八、〇〇〇圓
 一ヶ所當産婆一人六〇〇圓此の二六〇ヶ所分の二分の一
 一、前二項の施設に就ては地方の實情に基き地方長官の認定により醫療利用組合をして之に當らしむることを得しむ尙町村の施設と醫療利用組合に依るものと重複競争の弊に陥らしめざるやう十分の注意を望む

三菱合資會社寄附金に依る東北農村醫療施設

縣名	昭和九年度設置數	同十年度設置數	同十一年度設置數	計	開業醫なき町村數	要設置數
青森	七	五	五	一七	六	四九
岩手	九	七	七	二三	一〇	三三

(八) 國民健康保險制度案要綱

國民の醫療負擔を軽減するため内務省社會局に於ては全國庶民階級五千萬人を對象とする國民健康保險制度の創設を企

東北六縣に於ける醫師産婆等なき町村數 (昭和九年三月末調)

縣名	開業醫なき町村數	商科醫なき町村數	藥劑師なき町村數	産婆なき町村數
宮城	七	五	五	一七
秋田	三	九	九	三〇
山形	七	五	五	一七
福島	一〇	八	八	二七
計	三三	三〇	三〇	一〇一
全國總計	二六	三〇	三〇	一〇一
金額一ヶ所	500,000	500,000	500,000	1,000,000

圖し昭和九年夏その要綱を發表したが、更に審議を重ね修正案につき昭和十年十二月十日の社會保險調查會第二回總會の議決を経て左の如くその要綱を發表した。

國民健康保險制度案要綱

- 第一 總說
- 第二 國民健康保險組合
- 一 總則
- 二 組織
- 三 設立
- 四 被保險者
- 五 保險給付及保健施設
- 六 費用
- 七 管理
- 八 分合解散
- 第三 國民健康保險組合聯合會
- 第四 監督
- 第五 審査、調停及訴願
- 第一 總說
- 一、本保險は庶民の健康保險を目的とすること
- 二、本保險は被保險者の疾病、負傷及分娩を以て保險事故とするも被保險者の死亡をも保險事故とすることを得ること但し分娩に付ては特別の事情ある組合に於ては保險事故と爲さざることを得ること

三、本保險は國民健康保險組合を以て其の保險者とする事

第二 國民健康保險組合

- 一、總則
- (一) 組合は普通國民健康保險組合と特別國民健康保險組合の二種とすること
- (二) 組合は之を法人とすること
- (三) 國、道府縣及市町村は豫算の範圍内に於て組合に對し補助金を交付するを得ること
- 二、組織
- (一) 普通國民健康保險組合は其の地區内に於て一戸を構ふる者又は一戸を構へざるも獨立の生計を營む者を以て組合員とすること
- 前項の地區は市町村の區域に依ること但し特別の事由あるときは此の區域に依らざることを得ること
- (二) 監督官廳必要ありと認むるときは普通國民健康保險組合の地區内に於て組合員たる資格を有する者を總て組合員たらしむることを得ること但し其の世帯に被保險者たるべき者なき者に付ては此の限に在らざること
- (三) 特別國民健康保險組合は規約の定むる所に依り同種の業務に従事する者、同一の事業に使用せらるる者其の他共同の利害關係を有する者を以て組合員とすること
- (四) 組合は規約の定むる所に依り其の事業に贊助する者を贊助組合員と爲すことを得ること
- 三、設立

組合を設立せんとするときは發起人は規約を作り組合員たらんとする者の同意を得て監督官廳の認可を受けること

四、被保險者

- (一) 組合は組合員及規約の定むる所に依り組合員の世帯に屬する者を以て被保險者とする事
- (二) 組合の地區内に定住せざる者其の他特別の事由ある者に付ては規約の定むる所に依り被保險者と爲さざることを得ること
- (三) 貧困の爲法令に依る救護を受くる者及法令に依り疾病及負傷に付療養に關する給付を受くる者は被保險者と爲さざること
- (四) 多額の収入ある者及其の世帯に屬する者は被保險者と爲さざるを例とする事

五、保險給付及保險施設

- (一) 組合は被保險者の疾病又は負傷に關し療養の給付を爲すこと但し特別の事情ある組合に於ては療養に要する費用を支給すること
- (二) 療養の給付は左の範圍とする事
 - (イ) 診察(往診を含む)
 - (ロ) 藥劑(賣藥を含む)又は治療材料の支給
 - (ハ) 處置、手術其の他の治療
 - (ニ) 入院
 - (ホ) 看護
 - (ヘ) 移送
- (三) 療養の給付に付ては組合は特別の事情なき限り一般の醫師齒科醫師、藥劑師其の他の醫療機關を組合の醫療機關として指

定し被保險者に醫療機關選擇の自由を認むること

- (四) 分娩を保險事故と爲す組合に於ては被保險者の分娩に關し助産の給付を爲すこと但し特別の事情ある組合に於ては助産に要する費用の支給を爲すことを得ること
- (五) 組合は被保險者の死亡に關し葬祭の給付又は之に要する費用の支給を爲すことを得ること
- (六) 療養、助産又は葬祭の給付を爲す組合に於て其の給付を爲すこと困難なる場合其の他特別の事由ある場合に於ては之に代へて之に要する費用を支給することを得ること
- (七) 組合は監督官廳の認可を受けて其の他の給付をも爲すことを得ること
- (八) 組合に於て爲す保險給付の種類、範圍、期間、程度及受給條件は規約を以て之を定むること
- (九) 組合は療養の給付に要したる費用の一部を其の給付を受くる者(給付を受くる者組合員に非ざる場合に於ては其の屬する世帯の組合員)に負擔せしむることを得ること
- (十) 組合は被保險者の健康を保持する爲必要な施設を爲すことを得ること
- (三) 贊助組合員の負擔に關する事項は規約を以て之を定むること

六、費用

- (一) 組合は組合員より保險料を徵收すること
- (二) 保險料の算定及徵收に關する事項は規約を以て之を定むること
- (三) 贊助組合員の負擔に關する事項は規約を以て之を定むること

(四) 保險料其の他の徵收金の滞納に付ては組合は滞納者の居住せる市町村又は其の者の財産の在る市町村に對し之が處分を請求することを得ること

七、管理

- (一) 組合に組合會を置き組合の重要事項を議決せしむること
 - (二) 組合に理事若干名を置き組合事務を執行せしむること
 - (三) 理事中一名を理事長とし組合を代表せしむること
 - (四) 組合は規約を以て其他の役員を置くことを得ること
- 八、分合離散
- (一) 組合の分割、合併又は解散は組合會の議決を経て監督官廳の認可を受くること
 - (二) 組合解散の場合に於ける清算方法に付ては監督官廳の認可を受くること

第三 國民健康保險組合聯合會

- 一、組合は共同の目的を達する爲國民健康保險組合聯合會を組織するを得ること
- 二、聯合會は之を法人とすること

第四 監督

- 一、組合及聯合會は内務大臣及地方長官之を監督すること
- 二、監督官廳は組合及聯合會に對し監督上必要な諸報告を爲さしめ實地検査を爲し規約の變更を命じ其の他監督上必要な處分を

爲すことを得ること

- 三、監督官廳は一定の場合に組合及聯合會の役員職務を官吏其の他の者をして執行せしむることを得ること
- 四、監督官廳は一定の場合に組合及聯合會の決議を取消し役員を解職し又は組合及聯合會の解散を命ずることを得ること

第五 審査、調停及訴願

- 一、保險給付に關する決定に不服ある者の爲めに審査を行ひ組合及聯合會と醫療機關との間に起りたる保險給付に付ての紛争に關し調停を行ふ爲め中央及地方に國民健康保險委員會を設置すること
- 二、國民健康保險委員會は官吏、學識經驗ある者、組合の役員、組合員、醫師、齒科醫師及藥劑師等を以て之を組織すること
- 三、保險其の他の徵收金の賦課徵收、滞納處分又は組合員若は被保險者の資格に關する決定に不服ある者の爲に訴願又は行政訴訟を爲し得る途を拓くこと

第四節 特殊救療事業

一 精神病に對する施設

(一) 精神病患者數

我國に於ける精神病患者の數は社會組織の複雑なるに伴ひ逐年増加の傾向を示し、精神病の病狀顯著なるもの、數を見るに、昭和元年に於ては六〇、四〇九人を算したものが、昭和五年には七三、一六六人となり、更に昭和九年には七九、一三五

第八章 醫療保護事業

人となつてゐる。其他痴愚、白痴等の低能者の數も相當多數を算し、又近時モルヒネ、コカイン等の麻薬による中毒性精神病者も激増しつゝある。之等の病者は治療に長年月を要し殊に保護上に於て家族の蒙る困惑からざるのみならず、動もすれば、公安を害する虞あるため、明治三十三年精神病患者監護法が公布せられ、又大正八年には精神病院法が公布せられて精神病患者保護治療の途が講ぜられてゐる。

昭和九年道府縣別精神病患者數 (内務省衛生局調)

道府縣	男	女	計
北海道	一、〇三〇	六二四	一、六五四
青森	四〇〇	一五三	五五三
岩手	五六九	二六三	八三二
宮城	七七六	四〇二	一、一七八
秋田	四六五	一五九	六二四
山形	一、二六四	五七九	一、八四三
福島	九七九	五〇一	一、四八〇
茨城	一、四六七	七五六	二、二二三
栃木	一、二四八	七六八	二、〇一六
群馬	一、〇九〇	七二二	一、八一二
埼玉	一、四三六	七五〇	二、一八六
千葉	七七六	三六〇	一、一三六
東京	三、四九一	二、六六七	六、一五八
神奈川	一、四四五	七六八	二、二二二

道府縣	男	女	計
新潟	一、〇六四	五八一	一、六四五
富山	五三九	二三四	七七三
石川	六七七	三二三	九九〇
福井	六七八	四一二	一、〇九〇
山梨	三七二	一八九	五六一
長野	一、〇七六	五三三	一、六〇九
岐阜	七三七	四六三	一、二〇〇
静岡	一、六二五	八〇九	二、四三四
愛知	一、七二九	九五三	二、六八二
三重	一、二二四	六八八	一、九一二
滋賀	六六〇	三四三	一、〇〇三
京都	二、〇二九	一、二二二	三、二五一
大阪	二、九一八	二、一七八	五、〇九六
兵庫	二、一四六	一、四三八	三、五八四
奈良	五八六	三六〇	九四六
和歌山	六三八	三〇九	九四七
鳥取	三一四	一八五	四九九
島根	六九〇	四〇六	一、〇九六
岡山	一、一六五	六一八	一、七八三
広島	二、七二四	一、七八二	四、五〇六
山口	七七二	四一九	一、一九一
徳島	五八六	二六〇	八四六
香川	九七一	五三八	一、五〇九
愛媛	七九三	四三一	一、二二四

道府縣	男	女	計
高知	三九九	一九一	五九〇
福岡	一、二八〇	七〇一	一、九八一
佐賀	四二三	一八二	六〇五
長崎	九三三	六一一	一、五四四
熊本	一、〇九四	四三六	一、五三〇
大分	三七五	一七九	五五四
宮崎	五七八	三九〇	九六八
鹿児島	一、七五〇	八〇〇	二、五五〇
沖縄	四七〇	一五八	六二八
合計	五〇、三五一	二八、七八四	七九、一三五

年別精神病患者總數

資料(衛生局年報)

年別	男	女	合計	人口一萬につき精神病患者數
昭和九年	五〇、三五一	二八、七八四	七九、一三五	二・〇
同八年	四八、六〇四	二七、四三三	七六、〇三九	二・三
同七年	四六、九九八	二六、五三二	七三、五三〇	二・〇
同六年	四六、九四五	二六、九四五	七三、七三二	二・二
同五年	四六、八三一	二六、三三三	七三、一六六	二・二
同四年	四三、六七六	二四、三三四	六八、〇〇〇	二・〇
同三年	四四、〇八	二四、六四五	六八、五五三	二・〇
同二年	四〇、七三三	二二、〇九四	六二、八二七	一・七
同元年	三八、二四四	二一、四六四	五九、七〇八	一・九

(二) 精神病患者監護法に依る保護

第八章 醫療保護事業

昭和九年末に於ける精神病患者の數は七九、一三五人であるが其うち精神病患者監護法により監置したる患者數は一、六一〇人にして精神病患者百人に對する割合は一四・六七に當つてゐる。尙之を監置の場所によつて見ると次の如くである。

精神病患者監護法に依る患者 (昭和九年末)(内務省衛生局調)

道府縣	患者數
北海道	二七九
青森	一〇五
岩手	一一四
宮城	一六一
秋田	六七
山形	一四一
福島	一一五
茨城	一一五
栃木	二二五
群馬	一六四
埼玉	一八三
千葉	一九〇
東京	二六二

德山廣岡島鳥和奈兵大京滋三愛靜岐長山福石富新神東	島口島山根取山良庫阪都賀重知岡阜野梨井川山湯川京
--------------------------	--------------------------

四〇四	一五二	一六七	九四	七二	六三	七七	一三〇	一五五	二一一	二六〇	二八七	二四四	七二三	二、〇九〇	六一五	一四五	三四五	六四	九〇	二三四	三一二	一八〇	一六一
-----	-----	-----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-----	-----	-----	----	----	-----	-----	-----	-----

香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿兒島	沖繩	合計	昭和八年	同七年	同六年	同五年	同四年	同三年	同二年	同元年
----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	----	----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

一六八	二六六	二〇七	二六八	六三	二二二	三三二	一二九	一二二	四三三	一一九	一一、六一〇	一一、一〇七	一一、一一九	一〇、六〇五	一〇、二三三	九、四八五	九、三〇〇	八、五四八	八、〇六六
-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	-------

(三) 精神病院法監護法の改正意見

公立及代用精神病院協會では昭和九年九月内務大臣より諮問された「精神病院法並精神病者監護法改正に關する希望如

何」に就き、會員たる病院その他の意見を徴して審議しつゝあつたが翌十年九月十八日三宅理事長より後藤内相へ左の如く答申した。

一、精神病院法と精神病者監護法とを合體し同一法となし精神病者法となすこと

精神病者監護法は明治三十三年に制定せられたるものにして治療保護に關しては何等の規定なく單に公安上よりして監置取締を原則とし不法監禁を排除し監護義務者に對して精神病者の監護を義務付けらるゝに過ぎず尙之が手續に於ても非常の複雑を極めつゝあり又同一地方にして兩法を適用し或は監置を主とし或は治療を主とし其の取扱區々に亘り殊に同一症狀に在る精神病者を一法は精神病院法に依り一方は精神病者監護法に依りて取扱ふが如きは妥當にあらず却て地方に於ける取扱を煩瑣複雑ならしめつゝあり猶又治療保護を主旨とする今日に於ても監置を本旨とする精神病者監護法のみ適用しつゝある地方のあるは依然として同法を存置せるためなり故に兩法の長所を採り同一法となし精神病者の全部を之に依り保護せらるゝを要すべきなり

一、住所不明なる精神病者並に精神病的犯罪者又は受刑中に精神病となりたる者等は國立精神病院に收容せしむることとする

一、應府縣又は都市に特殊精神病者に對する施設を命じ得ることとする

保護施設を設け得ることにせられたし

一、監護又は監置なる字句を避け保護とか療養と云ふ様に改めること

一、精神病者の市町村立監置室及私宅監置を廢止し精神病院に入院せしむること若くは院外保護治療を行ふこと

一、應府縣立及代用精神病院の經營費用に對する國庫補助率を結核豫防法と同様四分の一となすこと

一、他の應府縣の精神病院に委託入院を爲し得る制度とすること

なる處置を當該院長に一任すること
 公立及代用精神病院長の入院患者に對する監護上必要な處置に
 付ては地方長官に於て之を定め内務大臣の認可を受けることとな
 り居れるも院長の人格學識に付ては選定の際十分なる審議を要し
 居れるを以て保護上必要な處置は院長に一任することとせられ
 強制具或は繩紐の類等の制限又は其他禁すべき事項に付ては規定
 或は通牒を以て制止することに改められたし

一、在院病者の受入する信書を院長に於て適宜檢閲し得ること
 一、監護義務者の範圍を縮小すること

精神病者監護法の監護義務の範圍は餘りに廣く義務付けらるゝ方
 に於て甚だ迷惑を蒙る者あるの狀況なるを以て其の義務者は同一
 戸籍内に在る者にせられたし

一、貧困なる患者に對しては公費を以て療養せしむるの主旨を徹底
 すること

療養費は扶養義務者に於て負擔せしめることに規定しあるも貧困
 なる者に對しては出來得る限り公費を以て取扱ふことにせられた
 し

一、患者收容保護等の手續きは簡單にすること

一、精神病院の構造設備及管理に關する規定を設けること

構造設備は各地方毎に定め或る縣に於ては甲型を認め或る縣に於
 ては之を認めざるものあり區々に亘りて一定の統制なく從て管理
 に於ても種々なる方法に依れり之れが施設は特殊なるものにして
 病者の療養上に於ても影響するところ尠からざるを以て一定の標
 準を定め統制せられたし

(四) 精神病院法に依る精神病院

精神病者に對する施設としては明治三十三年精神病者監護
 法を制定し之により監置を要する精神病者を私宅又は病院に
 監置してゐるが、大正八年更に精神病院法を公布し國家財政
 の許す範圍に於て道府縣立精神病院の施設普及に努めつゝあ
 る。現在の精神病院法に依る道府縣立精神病院は次の如くで
 ある。

精神病院法による府縣立精神病院

(昭和十年十二月末現在) (内務省衛生局調)

府縣名	病院名	收容定員
東京府	立松澤病院	一、〇三二
大阪府	立中宮病院	四五〇
神奈川縣	立芹香院	二三四
福岡縣	立筑紫保養院	一五〇
愛知縣	立精神病院	一〇〇
鹿兒島縣	立鹿兒島保養院	一〇〇
兵庫縣	立精神病院	三〇〇(未完成)
計		二、三六六

精神病院法に依る府縣代用精神病院

(昭和十年十二月十五日現在) (内務省衛生局調)

府縣名	病院名	收容定員
東京府	立松澤病院	一、〇三二
大阪府	立中宮病院	四五〇
神奈川縣	立芹香院	二三四
福岡縣	立筑紫保養院	一五〇
愛知縣	立精神病院	一〇〇
鹿兒島縣	立鹿兒島保養院	一〇〇
兵庫縣	立精神病院	三〇〇(未完成)
計		二、三六六

府縣名	病院名	收容定員
群馬縣	立馬場病院	六〇
千葉縣	立橋本病院	五〇
茨城縣	立木村病院	二〇
栃木縣	立岡村病院	三五
群馬縣	立沼津病院	二〇
群馬縣	立濱松病院	二〇
群馬縣	立三方原病院	二〇
群馬縣	立岐原病院	三〇
群馬縣	立鶴賀病院	一五
群馬縣	立東山病院	六〇
群馬縣	立北山病院	五〇
群馬縣	立形田病院	四〇
群馬縣	立河田病院	五〇
群馬縣	立山田病院	二〇
群馬縣	立大田病院	二〇
群馬縣	立今治病院	二〇
群馬縣	立熊本病院	一五
群馬縣	立平岡病院	三〇
群馬縣	立宮川病院	七〇
群馬縣	立養神館病院	二五
群馬縣	立岩手保養院	三五
群馬縣	立毛呂保養院	三五
群馬縣	立水口保養院	三五
群馬縣	立富山保養院	一五
群馬縣	立山梨保養院	一五

秋田 秋田 病院 一五
合 計 五〇 三、三一九

以上の外精神病院法に關係の無い病院等の施設をも合せると施設數一九四ヶ所收容力一七、九八一人であるが精神病者總數に對して尙極めて貧弱な状態であり、人口一萬に對する收容力は僅かに二・六四に過ぎず。之を歐米各國の三〇内外に比較すると餘りに寡少である。

(五) 精神病患者治療に關する經費

政府は精神病院法の規定により同法により設置せられたる道府縣立精神病院に對しては創設費又は擴張費の二分の一、經常費に對し六分の一の補助をなし、又代用精神病院に對しても經常費の六分の一の補助をなしてゐる。

最近四ヶ年の精神病院法に基く國庫補助豫算は左の如くである。

精神病院法に基く年別國庫補助豫算

昭和八年度	同九年度	同十年度	同十一年度
精神病院經常費補助	六、五、三、三六	八、五、九、七六	九、三、三、三一
代用精神病院經常費補助	二、五、三、三三	二、五、三、三三	二、四、四、八五
精神病院建設費補助	六、〇、〇、〇〇	一、八、〇、〇〇	一、八、〇、〇〇
計	三三、五、七、〇	三三、九、〇、九	三三、八、〇、八一

國庫補助額は二四七、四八一圓である。

昭和九年度道府縣精神病院及代用精神病院經常費並國庫補助額 (内務省衛生局調)

道府縣	道府縣經常費	同上に對する國庫補助
東京	七二〇、七八九	一一一、〇四九
京都	七六、六二五	一一、七七〇
大阪	二四四、四七四	四〇、七四五
神奈川	一〇六、三八五	一七、九一四
兵庫	四三、一五三	七、一九二
新潟	二二、九八八	三、八三一
群馬	一九、六五九	三、四四二
千葉	二二、〇五四	三、六七五
三重	一一、四八四	二、四〇〇
愛知	二八、五五〇	五、四九九
静岡	三三、六〇三	五、六〇〇
岐阜	八、四三五	一、四〇五
長野	一、六三七	二七二
宮城	一七、〇五九	二、八四三
岩手	二〇、〇二	三三
山形	一一、八八四	二、一四七
福島	九、四〇五	一、六六九
山梨	八、八五九	一、四七六
茨城	二、四四五	四〇七
群馬	一六、四七六	二、七四六

二 結核に對する施設

(一) 結核患者數

愛媛	五、八五六	九七六
福岡	四二、二五九	七、九〇六
熊本	二、三五六	四二六
鹿兒島	六、二七三	一、〇四五
合計	一、四六四、九一九	二七四、四八一
同八年度	一、四六一、五〇八	二七四、三六七
同七年度	一、一四六、〇四二	一九一、〇〇七
同六年度	一、〇八三、一五九	一八〇、五二八
同五年度	一、〇七四、一三七	一九五、六八七
同四年度	一、二九六、四〇一	二一六、〇六八

結核は我國の國民病と稱せられその冒すところは主として少壯有爲の年齢に屬し、國家及個人の經濟上將亦民族發展上に及ぼす影響は頗る大である。我が國に於ける結核死亡數は昭和九年に於ては一三一、五二五人で結核死亡率は人口一萬に對し一七・六である。故に結核患者は大體一ヶ年結核死亡者の十倍と推定すれば患者數は一、三一五、二五〇人となる。

(内務省衛生局調)

人口五萬以上の市

其の他の市町村

明治四十二年	肺結核	其の他の結核	全結核	肺結核	其の他の結核	全結核	肺結核	其の他の結核	全結核
同四十三年	一七、七〇九	六、三三三	二四、〇四二	六四、七七八	三三、七四六	九八、五二四	八三、六三三	三〇、九一九	一一四、六三二
同四十四年	一七、七〇九	六、〇三三	二三、七四二	六四、九四三	三三、七四六	九八、五二四	八三、六三三	三〇、九一九	一一四、六三二
同四十五年	一七、七〇九	六、一七六	二三、八八六	六四、〇九六	三三、七四六	九八、五二四	八三、六三三	三〇、九一九	一一四、六三二
大正元年	一八、七三六	六、一〇六	二四、八四二	六四、七三三	三三、七四六	九八、五二四	八三、六三三	三〇、九一九	一一四、六三二
同二年	一七、七八八	五、九七七	二三、七八五	六四、三三三	三三、七四六	九八、五二四	八三、六三三	三〇、九一九	一一四、六三二
同三年	一八、七九四	六、五三三	二五、三二七	六四、三三三	三三、七四六	九八、五二四	八三、六三三	三〇、九一九	一一四、六三二
同四年	一九、〇三三	六、八六〇	二五、八九三	六四、三三三	三三、七四六	九八、五二四	八三、六三三	三〇、九一九	一一四、六三二
同五年	二〇、二六五	七、三三三	二七、五九八	六四、三三三	三三、七四六	九八、五二四	八三、六三三	三〇、九一九	一一四、六三二
同六年	二〇、三三一	七、三三三	二七、六六四	六四、三三三	三三、七四六	九八、五二四	八三、六三三	三〇、九一九	一一四、六三二
同七年	二〇、三三一	七、三三三	二七、六六四	六四、三三三	三三、七四六	九八、五二四	八三、六三三	三〇、九一九	一一四、六三二
同八年	二〇、三三一	七、三三三	二七、六六四	六四、三三三	三三、七四六	九八、五二四	八三、六三三	三〇、九一九	一一四、六三二
同九年	二〇、三三一	七、三三三	二七、六六四	六四、三三三	三三、七四六	九八、五二四	八三、六三三	三〇、九一九	一一四、六三二
同十年	二〇、三三一	七、三三三	二七、六六四	六四、三三三	三三、七四六	九八、五二四	八三、六三三	三〇、九一九	一一四、六三二
同十一年	二〇、三三一	七、三三三	二七、六六四	六四、三三三	三三、七四六	九八、五二四	八三、六三三	三〇、九一九	一一四、六三二
同十二年	二〇、三三一	七、三三三	二七、六六四	六四、三三三	三三、七四六	九八、五二四	八三、六三三	三〇、九一九	一一四、六三二
同十三年	二〇、三三一	七、三三三	二七、六六四	六四、三三三	三三、七四六	九八、五二四	八三、六三三	三〇、九一九	一一四、六三二
同十四年	二〇、三三一	七、三三三	二七、六六四	六四、三三三	三三、七四六	九八、五二四	八三、六三三	三〇、九一九	一一四、六三二
同十五年	二〇、三三一	七、三三三	二七、六六四	六四、三三三	三三、七四六	九八、五二四	八三、六三三	三〇、九一九	一一四、六三二
同十六年	二〇、三三一	七、三三三	二七、六六四	六四、三三三	三三、七四六	九八、五二四	八三、六三三	三〇、九一九	一一四、六三二
同十七年	二〇、三三一	七、三三三	二七、六六四	六四、三三三	三三、七四六	九八、五二四	八三、六三三	三〇、九一九	一一四、六三二
同十八年	二〇、三三一	七、三三三	二七、六六四	六四、三三三	三三、七四六	九八、五二四	八三、六三三	三〇、九一九	一一四、六三二
同十九年	二〇、三三一	七、三三三	二七、六六四	六四、三三三	三三、七四六	九八、五二四	八三、六三三	三〇、九一九	一一四、六三二
同二十年	二〇、三三一	七、三三三	二七、六六四	六四、三三三	三三、七四六	九八、五二四	八三、六三三	三〇、九一九	一一四、六三二

第八章 醫療保護事業

年次	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	同十五年	同十六年	同十七年	同十八年	同十九年	同二十年	同二十一年	同二十二年	同二十三年	同二十四年	同二十五年
備考	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
人口五萬以上の市	九,七七一	九,三三六	九,八八六	九,四三六	八,九八六	八,五三六	八,〇八六	七,六三六	七,一八六	六,七三六	六,二八六	五,八三六	五,三八六	五,四三六	四,九八六
其の他の市町村	三,五九九	三,一四九	二,六九九	二,二四九	一,七九九	一,三九九	九四九	五九九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九
全結核	一三,三〇六	一二,四八五	一二,六六二	十一,六八五	一〇,七二一	九,七五二	八,七九二	七,八三二	六,八七二	五,九一二	五,〇二五	四,〇七五	三,一二五	二,一七五	一,二二五
肺結核	七,五八七	七,一三七	六,六八七	六,二三七	五,七八七	五,三三七	四,八八七	四,四三七	四,〇三七	三,五三七	三,〇三七	二,五三七	二,〇三七	一,五三七	一,〇三七
其の他の結核	五,七一九	五,三四九	四,九九九	四,五四九	四,〇九九	三,五九九	三,一四九	二,六九九	二,二四九	一,七九九	一,三九九	九四九	五九九	一〇九	一〇九
全結核	一三,三〇六	一二,四八五	一二,六六二	十一,六八五	一〇,七二一	九,七五二	八,七九二	七,八三二	六,八七二	五,九一二	五,〇二五	四,〇七五	三,一二五	二,一七五	一,二二五
肺結核	一六,四	一五,七	一五,〇	一四,三	一三,六	一三,〇	一二,三	一一,六	一一,〇	一〇,三	九,六	八,九	八,三	七,六	七,〇
其の他の結核	一六,四	一五,七	一五,〇	一四,三	一三,六	一三,〇	一二,三	一一,六	一一,〇	一〇,三	九,六	八,九	八,三	七,六	七,〇
全結核	三二,八	三一,四	三〇,〇	二八,六	二七,二	二五,八	二四,四	二三,〇	二一,六	二〇,二	一八,八	一七,四	一六,〇	一四,六	一三,二

備考 大正十三年以降に於ける「人口五萬以上の市」欄の數字は人口十萬以上の市に係るものとす

自明治四十二年
至昭和九年

人口五萬以上の市

其の他の市町村

全 國

(内務省衛生局調)

第八章 醫療保護事業

年次	同十三年	同十四年	同十五年	同十六年	同十七年	同十八年	同十九年	同二十年	同二十一年	同二十二年	同二十三年	同二十四年	同二十五年
備考	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
人口五萬以上の市	九,七七一	九,三三六	九,八八六	九,四三六	八,九八六	八,五三六	八,〇八六	七,六三六	七,一八六	六,七三六	六,二八六	五,八三六	五,三八六
其の他の市町村	三,五九九	三,一四九	二,六九九	二,二四九	一,七九九	一,三九九	九四九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九
全結核	一三,三〇六	一二,四八五	一二,六六二	十一,六八五	一〇,七二一	九,七五二	八,七九二	七,八三二	六,八七二	五,九一二	五,〇二五	四,〇七五	三,一二五
肺結核	七,五八七	七,一三七	六,六八七	六,二三七	五,七八七	五,三三七	四,八八七	四,四三七	四,〇三七	三,五三七	三,〇三七	二,五三七	二,〇三七
其の他の結核	五,七一九	五,三四九	四,九九九	四,五四九	四,〇九九	三,五九九	三,一四九	二,六九九	二,二四九	一,七九九	一,三九九	九四九	五九九
全結核	一三,三〇六	一二,四八五	一二,六六二	十一,六八五	一〇,七二一	九,七五二	八,七九二	七,八三二	六,八七二	五,九一二	五,〇二五	四,〇七五	三,一二五
肺結核	一六,四	一五,七	一五,〇	一四,三	一三,六	一三,〇	一二,三	一一,六	一一,〇	一〇,三	九,六	八,九	八,三
其の他の結核	一六,四	一五,七	一五,〇	一四,三	一三,六	一三,〇	一二,三	一一,六	一一,〇	一〇,三	九,六	八,九	八,三
全結核	三二,八	三一,四	三〇,〇	二八,六	二七,二	二五,八	二四,四	二三,〇	二一,六	二〇,二	一八,八	一七,四	一六,〇

同

九 年

一六七

六二

二四・九

二・九

四・七

一七・六

一四・二

五・一

一九・三

(一) 結核療養所

我國結核療養所は政府に於て結核療養所の設置並びに國庫補助に關する法律により大正四年に東京、大阪、神戸の三市に療養所の設置を命じたのが最初であるが、大正八年には現行結核豫防法が制定され、爾來療養所の擴充が行はれつゝある。昭和十一年四月現在に於て結核豫防法第六條に基いて命令せられたる療養所は二十七ヶ所四、九七〇床である。又同法九條に基いて命令によらず設置され國庫補助を受けつゝあるものは五ヶ所、五六二床であるが其の他の公立、公益法人並びに私立の結核病床は九、二四八床で總計一三、八九五床である。歐米の諸國と對比すると結核死亡百に對する病床數は一・九三二年に於て獨逸は一一・五・五床、北米合衆國にては一・二・二八床、英國にては七九・五六床になつてゐるが我國では僅かに一〇・九床に過ぎない状態である。かくの如く結核病床數の極めて僅少な我國では庶民階級の不幸な患者を十分收容し得ない爲、資力の豊でない者達も自宅療養を餘儀なくせられ家庭傳染の危険は頗る大である。次に結核除役軍人に對する施設として日本結核豫防協會が三井報恩會の寄附を受け村松晴嵐莊を建設し昭和十年十月より收容を開始した。

結核豫防法設置命令による結核療養所

(昭和十一年四月現在) (内務省衛生局調)

Table with columns: 療養所名, 患者收容定員, 設備完備定員, 未備定員, 備考. Lists various sanatoriums like 東京市療養所, 函館市立柏野療養所, etc.

在日本救世軍財團療養所 財團法人岩手濟生醫會療養所 同 向山療養所 計 五 五六三 五六三 創設費の二分の一以内補助せり 右同

(三) 其の他の結核病院

私立の結核病院中主として施療患者を收容してゐるものには大森病院、ガーデンホーム、日本赤十字社京都支部結核患者診斷所、弘濟會生野保養所、聖テレジア七里ヶ濱療養所、日本赤十字社療養所、恩賜財團八事結核療養所、日本赤十字社糸崎療養院、同熊本支部戸馳保養院の九箇所があり、其の收容定員二三四名、昭和七年度中の取扱實人員一、三二八名、延人員七七、三五一名である。

(四) 結核早期診斷所

昭和十年三月末現在に於ける結核早期診斷所數は一、三〇四、昭和九年中の診斷者數は五七四、三三八名、十年年度豫算額は八〇五、三二二圓である。

結核早期診斷所 (昭和十年三月末日現在)

(内務省衛生局調)

Table with columns: 道府縣立, 診斷所數, 昭和九年中の診斷者數, 昭和十年年度豫算額. Lists 道府縣立 七三, 診斷所數 二一六, 九五四, 昭和十年年度豫算額 三六四, 四六四.

Table with columns: 旭川市療養所, 熊本市療養所, 札幌市療養所, etc. Lists various sanatoriums and their statistics.

第八章 醫療保護事業

市町村立 二二 二六七、九二九(昭和八年中)二〇六、五五〇
 私立 一、二〇九 八九、四四九 二三四、二九八
 合計 一、三〇四 五七四、三三八 八〇五、三一二

(五) 日本放送協會納付金に依る施設

昭和七年度より日本放送協會は前年度末の聴取者数を基準として其の年度の聴取料一ヶ月分を道府縣に納付することとなり、之を結核豫防法によらざる結核豫防施設に充つることとなつた。昭和七年の納付金は七七五、一四一圓、八年には一、〇四三、四九九圓、九年には一、二六一、一二二圓に上つた。各道府縣に於ては此の金を主として結核豫防相談所の設置に充て其の擴張を計りつゝあるが、其他各地の事情に應じ、結核患者の依託入院、虚弱兒童養護、輕快患者の保護、榮養品の配給等も行ひつゝある。

尙聴取料は昭和十年度より値下となつたが現在の實狀に鑑み事業を縮少する事が絶對不可能なる故に昭和九年度の納付金を限度とし納付金減額を行はないこととなつた。

日本放送協會納付金による結核豫防健康相談所 (内務省衛生局調)

甲種相談所	施設數
一六	一六
乙種相談所	六一
縣廳、警察署、醫師會、開業醫等の内にあるもの	六七

二三四

昭和十年日本放送協會よりの納付金

道府縣	納付金額
北海道	二五、一七二・二五
東北道	三六一、七七三・〇〇
関東道	五八、七八二・七五
中部道	一八八、二八九・七五
近畿道	四五、六四五・〇〇
四國道	八五、四一三・〇〇
九州道	七、七八四・二五
長崎	一八、七八二・二五
新潟	一七、二〇九・五〇
群馬	一三、二四五・〇〇
茨城	一八、八二二・〇〇
栃木	八、八四六・二五
奈良	一〇、三四六・二五
三重	一一、二五一・五〇
愛知	一四、八〇九・五〇
静岡	七八、五六四・〇〇
山梨	三〇、一三六・五〇
滋賀	四、四五六・五〇
岐阜	八、四一九・五〇
長野	一四、九七八・二五
石川	一三、八六九・七五

道府縣	施設數
宮城	一六、〇五九・〇〇
岩手	六、八六八・五〇
青森	三、二七九・七五
山形	二、六六一・〇〇
秋田	四、二六〇・七五
福島	六、四八三・七五
石川	七、五一二・〇〇
富山	九、九四六・五〇
鳥取	八、五〇八・〇〇
島根	二、九八二・七五
岡山	四、九四一・七五
広島	一八、四八九・〇〇
山口	二二、八六三・七五
徳島	一一、〇七八・七五
香川	一〇、三五六・〇〇
愛媛	七、〇八一・五〇
高松	八、二五〇・〇〇
福井	六、九七六・五〇
大分	四、五二六・二五
佐賀	三六、四三五・七五
熊本	四、九六五・〇〇
鹿兒島	三、六七六・五〇
宮崎	一一、一六五・二五
鹿児島	一、八八二・五〇
沖縄	二、一〇九・〇〇
計	一五六、〇〇〇

第八章 醫療保護事業

(六) 結核豫防特殊團體の活動
 結核豫防事業は官民一致の協力に依らねば能く其の目的を達することが出来ないで、政府に於て民間に於ける豫防事業團體の活動促進に力を致した結果、現在各府縣に豫防協會が設立せられ、その綜合機關として財団法人日本結核豫防協會がある。同協會の事業は結核豫防思想の普及並指導啓發、豫防施設の促進、豫防團體の全國的統制及地方團體の設立勸誘、健康相談、巡回看護、簡易療養施設、恢復患者の保護、結核コロニー、虚弱兒童養護、結核豫防に関する調査研究等である昭和十年十月三井報恩會よりの寄附金二十五萬圓を以て除役結核軍人療養所村松晴嵐莊を設立した。

地方團體に於て行ひつゝある主なる事業は結核豫防思想普及、診断所の開設、咯痰検査、消毒所の開設、林間學校、夏期聚落等である。

(七) 結核豫防に関する經費
 結核豫防に關する昭和十年度國庫豫算は總額五五四、八五二圓にしてその内譯は左の如くである。

昭和十年度結核豫防費補助費總額 四一三、六〇三
 療養所經常費補助 二三五

第八章 醫療保護事業

公益法人經營療養所費補助
道府縣豫防費補助
療養所建設費補助

昭 和 九 年 度	六、五九八
同 八 年 度	四一、九五一
同 七 年 度	九二、七〇〇
同 六 年 度	五五四、八五二
同 五 年 度	四八三、六三一
計	六二七、八三七
	六二七、八三七
	五三三、〇〇〇
	四九五、四七一

道府縣に於ける結核豫防費は昭和十年度豫算總額は六二九、四二一、六九〇圓にして昭和九年度結核豫防費國庫補助決算額は五五八、九一三圓である。

昭和十年度結核豫防費豫算並九年度補助決算額

北海道	五五〇、〇〇〇	昭和十年度結核豫防費補助決算額	一七、一五六、五〇〇
青 島 道	二五、九三六、〇〇〇	昭和九年度結核豫防費補助決算額	一六〇、〇九三、五〇〇
東 京 都	二、四四八、〇〇〇		一七、八〇二、〇〇七
大 阪 府	四、七三三、〇〇〇		三二、九三八、八〇〇
神 奈 川 県	二四、〇二二、〇〇〇		九六、九七七、〇〇〇
兵 庫 市	一、六六九、〇〇〇		二四、三二八、〇〇〇
長 崎 県	四、三一、〇〇〇		二〇、五八一、二三
新 潟 県	二二、一六一、〇〇〇		六、九三九、〇〇〇
			七、九四六、六〇〇

埼 玉 県	二、八〇八、〇〇〇	六四六、〇〇〇
群 馬 県	二九四、〇〇〇	六四、〇〇〇
千 葉 県	一八九、〇〇〇	二九、六九
茨 城 県	九、〇六九、〇〇〇	二、三〇二、〇〇〇
栃 木 県	六、三五八、〇〇〇	六、〇四四、〇〇〇
奈 良 県	四、二〇一、〇〇〇	二八、〇〇〇
三 重 県	一一、六一七、〇〇〇	
愛 知 県	四〇一、〇〇〇	四一、七五七、六六
静 岡 県	一、三五三、〇〇〇	六、七五五、三一
山 梨 県	一、一三八、〇〇〇	二一、〇〇〇
滋 賀 県	一八、五七三、〇〇〇	二、五五二、三一
岐 阜 県	九五〇、〇〇〇	六、二八五、〇〇〇
長 野 県	八、二二一、〇〇〇	一、九七〇、〇〇〇
宮 城 県	二八九、〇〇〇	六、八五二、七五
福 島 県	四〇、九一一、〇〇〇	六五四、〇〇〇
青 森 県	一二、八二三、〇〇〇	一三、七九七、九二
山 形 県	五、〇三一、〇〇〇	
秋 田 県	五、六六〇、〇〇〇	
福 井 県	二、八四八、〇〇〇	二、九〇五、八三
石 川 県	四五九、〇〇〇	一〇、五一三、〇〇
富 山 県	四五五、〇〇〇	八七、二五
鳥 取 県	八、四七一、〇〇〇	二、七四〇、四二
島 根 県	七、五一〇、三六〇	一〇九、〇〇〇

阿 比 志 郡	二〇、三七六、〇〇〇	七、八一、一五二
廣 島 県	三、一六二、〇〇〇	三七、七四九、八一
山 口 県	五、七八九、〇〇〇	一、三一、一〇〇
和 歌 山 県	一、〇〇五、〇〇〇	二五一、〇〇〇
德 島 県	二、二三六、〇〇〇	
香 川 県	三、六九三、〇〇〇	九三三、〇〇〇
愛 媛 県	五、一四〇、〇〇〇	一二二、〇〇〇
高 知 県	二〇六、〇〇〇	三九、八一
福 岡 県	三二九、〇一〇、三三〇	一七、八一、〇三四
大 分 県	五、五三一、〇〇〇	
佐 賀 県	二一九、〇〇〇	五一、一一一
熊 本 県	一一、五二六、〇〇〇	七一六、〇〇〇
宮 崎 県	一、三八五、〇〇〇	
鹿 兒 島 県	二、二二七、〇〇〇	七五二、七二
沖 縄 県	一、四四三、〇〇〇	二九八、〇〇〇
合 計	六二九、四一三、六九〇	五五八、九一三、一五

(八) 結核豫防撲滅に関する建議

結核豫防撲滅に關しては、貴衆兩院に年々建議されつゝ、あるに拘はらず、未だその施設の見るべきものがないので、昭和十年三月九日原口初太郎氏より衆議院へ次の如き建議案が提出された。

結核豫防撲滅に関する建議

内務省の保健衛生調査會に於ては曩に内務大臣の諮問に應じ結核

第八章 醫療保護事業

豫防の根本的對策に就き審議し結核病床數の増加、結核豫防相談所の擴充及結核發病防止施設擴充等に付決定せるも未だ其の實行に著手せず依て此の際政府は結核の豫防撲滅の爲

- 一 保健衛生調査會決定事項を速に實行すること
- 二 結核の豫防撲滅に關する社會事業團體の事業を一層有効に助成すること
- 三 開業醫を結核豫防事業に利用することに付速に對策を決定せられむことを望む

右建議す

結核豫防撲滅に関する建議案理由書

結核の豫防撲滅は我が國の現狀に鑑み一日も遷延すべからざる急務なるが内務省は曩に保健衛生調査會に於て審議決定したる事項の實行に着手せず甚だ寒心に堪へざる所なり過去の歴史を顧みれば大都市に結核療養所の設置を命ぜられてより既に二十一年又結核豫防法發布せられ人口五萬以上の都市に結核療養所の設置を規定せられてより十六年に及ぶも其の都市七十五の中公立療養所を有するもの僅に十七に過ぎず而して保健衛生調査會の決定事項の主なる事業は十年計劃にして過去の歴史を繰返すが如きことは我が國の現狀として許すべからざる所なり然るに其の初年度たる本年度に於てすら之が實現を見ざるは憂慮に堪へざる所なり

結核の豫防撲滅事業完成の爲には國家の施設と相俟て社會事業團體の協力は最必要にして且感謝すべき所とす即ち此の疾患の性質上犠牲的同情の自然の發露に依る社會的努力は最必要とする所なり然るに我が國に於ける各團體の現狀は誠に微々たるものにして其の財

源の主なるものは官公衙の獎勵金、國庫の助成金、有力財團の補助金、一般寄附金及會員の贈金等に依るものなるが何れも極めて少額にして各團體幸うじて現狀を維持するに止まり到底新規の施設及擴充等は企圖し得ざる所にして近年特に御獎勵の思召に依り優渥なる御下賜金を給はるに至れるは恐懼措く能はざる所なり政府は此際勢多くして實効を收め難き實情に在る社會事業團に對し速に有功なる獎勵助成の途を講じ此の篤志の事業をして速に發達せしむるの要あるものと信ず

結核の豫防撲滅事業に於て最必要なるは全國に亘り速に豫防網を設置することなり然るに其の施設の完備は容易の業に非ず現に内務省に於て審議決定せる所の十年計畫事業が其の初年度に於てすら實現を見ざる狀況にして年々十餘萬に及ぶ結核死亡者を出しつゝある今日遅々たる豫防網完成の日を袖手傍觀することは忍びざる所なり依て既に決定せられたる十年計畫事業と併せて豫防應急施設として全國の開業醫を利用して豫防醫學的健康診査及豫防注意の普及に従事せしめ之に對し指導獎勵補助表彰等の途を講じ以て最急速に且經濟的に全國的結核豫防網を急設し戰爭以上に人命を脅し國力を消耗する結核國難を一掃することは國家の爲急務なりと信ず是れ本案を提出する所以なり

(九) 財團 日本結核豫防協會第三回協議會
内務大臣諮問答申

昭和九年六月於鳥取縣開催せられた財團法人日本結核豫防協會第三回協議會に内務大臣より諮問せられた國民生活を指

たると共に相當効果ある方策なるにより之を獎勵すること

五、休養の獎勵を圖ること

近時に於ける體育思想普及は國民保健上裨益する所甚大なりと雖も今日最も看過されつゝあるは國民一般の過勞なりとす之を適正ならしむることは豫防上の重點なるも畢竟生活經濟上の問題に達着し直に矯正し能はざるも勤勞時間の徒らに長きに亘り或は不規律なる生活に惰せんとする風習あるは我國民の一大弊風なれば宜しく國民に休養の必要なる所以を知らしめ一定の休時日を設定勵行して心身疲勞の恢復を圖らしめること

六、健康診断の勵行

國民をして正確なる健康上の自己認識を持たしむる爲め定期健康診断即ち少くとも最初は年一回以上の自發的健康診断を受けしむる様特に獎勵方法を講ずること

七、職業の選擇を指導すること

結核と職業とは密接なる關係にあれば職業選擇相談所の如きを設置し將來職業に従事せんとする者の指導に當ること

八、迷信の打破に努めること

迷信の未だ各地に流行せる爲めに健康保全上國民を誤らしむること實に大なるものあり一日も早く迷信打破の教化に努むること

九、各種の醫業類似行爲及誇大なる賣藥の廣告を徹底的に取締ること

近時坊間に結核性疾患に對する各種の醫業類似行爲及誇大なる賣藥の廣告益々増加し爲めに適當なる療養を阻礙し國民を惑はすの

導して結核豫防上適切ならしむる方策に就て左の如き答申があつた。

國民の日常生活を衛生的に就中結核豫防上適切ならしむる様指導するには政府は次の方策を講ぜらるゝを適當と認む

一、結核の豫防知識を普及徹底せしむること
國民の結核豫防思想は今日尙幼稚なれば政府當局は豫防教育の教化普及を樹立し亦民間各種の關係諸團體を更に活用し當時各般の手段を盡し以て正鵠なる該知識を普及徹底せしむるは勿論特に家庭の主婦に對しては日常生活の衛生化を高調教養し健康保持の生活規準を授け之を實踐せしめ結核豫防上の生活常識として良習慣を馴致すること

二、國民榮養食の改善を圖ること

國民の榮養上一層正鵠なる榮養知識を普及し殊に國立榮養研究所等の研究成績は之れを直ちに移して日常の實際生活に應用する等國民の榮養食を合理的普遍的に指導すること

三、住居の改善を圖ること

我國の住居は今日尙大部分は不衛生にして殊に採光換氣等不充足なるを以て之が改善を促し模範的の大小各種の住宅圖案設計を展覧し或は建築改良の相談機關を設置し國民の住宅改善の指導に當るは勿論一般住宅建築物法規に衛生規格を制定し結核豫防上家屋の改善を勵行すること

四、國民の衣服に就ての指導を圖ること

衣服の改良案を獎勵することは一面生活様式の改善なるを以て衛生保健の見地よりする衣服改良の懸賞募集等は衛生思想の宣傳

弊甚大なり由つて統一せる法規の制定に依り嚴に取締の徹底を期し一般民衆をして療養上に又は日常の健康生活を誤らしめざる様圖ること

以上は特に國民の實生活に重要な事項を擧げしも結核豫防效力の發揮は社會的總動員にありと思惟するを以て政府は結核豫防に關する各官廳の事務を統一せる組織機構を確立し亦國民間に於ける豫防團體の助長發達を促進し之等關係諸施設を廣く援助活用して整然たる汎國民的運動たらしむる方途を講ずることは國民生活改善の使命に重要な意義を有するものと思考す

三 癩に對する施設

(一) 癩患者數

我國に於ける癩患者の數は大正八年の全國一齊調査に於ては一六、二六一人であつたが、大正十四年には一五、三五一となり、更に昭和五年の調査に於ては一四、二六一人で漸次減少の傾向を示してゐたが昭和十年三月三十一日現在調では男一〇、七九九人、女四、五七二人合計一五、三七一人を算してゐる。

癩患者數 (昭和十年三月三十一日現在)

(内務省衛生局調)

道府縣	男	女	計	同上の内療養所内患者數
北海道	五五	二六	八一	

東京	九三四	三七一	一、三〇五	一、二四五
京都	七〇	一四	八四	
大阪	三七四	一二七	五〇一	
神戶	六五	二一	八六	
兵庫	二九八	九八	三九六	
長崎	一六九	七五	二四四	
新潟	八八	三八	一二六	
埼玉	四四	二三	六七	
群馬	六六〇	三四一	一、〇〇一	四七六
千葉	二〇	九	二九	
茨城	四四	二二	六六	
栃木	一〇四	五六	一六〇	
奈良	五九	二八	八七	
三重	一三九	六〇	一九九	
愛知	三二〇	九九	四一九	
静岡	二一六	九五	三一	一一一
山梨	一〇三	二四	一二七	六二
滋賀	八七	三四	一一一	
岐阜	一八四	四八	二二二	
長野	六九	二五	九四	
宮城	八五	六八	一五三	
福島	五八	四七	一〇五	
岩手	二〇七	九四	三〇一	五六二
青森	五九三	二六九	八六二	

山形	一〇二	五一	一五三
秋田	一六四	七〇	二三四
福島	九七	三五	一三二
石川	五二	二四	七六
富山	三三	六〇	九三
鳥取	六七	二七	九四
島根	一〇〇	二八	一一八
岡山	八二七	二七五	一、〇三二
広島	九一	三七	一一八
山口	一〇六	三七	一一八
和歌山	一〇四	二二	一一九
徳島	一六一	三九	一四三
香川	六一	四八	八一〇
愛媛	一四九	四八	二〇九
高知	二〇五	九三	一九七
福岡	一〇二	三二	二九八
大分	八一	四六	一一七
佐賀	九七八	五三四	一、五二七
熊本	二四六	八七	三三三
宮崎	七一八	三八〇	一、〇九八
鹿児島	六五九	三四一	一、〇〇〇
沖縄	一〇、七七九	四、五七二	一、五三七
合計	二〇、一七六	四、〇八七	一、四、二六三

(一) 癩療養所

癩療防のためには明治四十年三月法律第十一號を以て癩療防法が公布、同四十二年四月より實施せられ、同法に基いて全國を五區に分ち各區に道府縣聯合療養所を設置して患者の隔離保護其他の豫防方法が講ぜられてゐる。

國立癩療養所は昭和十年度末では四施設、その收容定員一、五〇五名、收容現員(十月末)は一、四五一名である。次に道府縣立癩療養所は五施設、收容定員四、一〇名、收容現員(十月末)は三、一〇九名で昭和十年度豫算は經常費八七七、三四七圓、臨時費一九三、一九六圓、計一、〇七〇、五四三圓である。

猶第三區府縣立外島保養院は昭和九年九月暴風雨水害に依つて壊滅した爲、當時收容中の生存患者を臨時的に全國官公立癩療養所に委託收容しつゝあるが、その復舊豫算は第六十六議會の協議を得て成立した爲、岡山縣邑久郡裳掛村長島即ち長島愛生園のある同一島内の西端一四萬二千三百五十七坪の地に昭和十年十一月二十七日、四ヶ年の繼續事業として總豫算百五十萬五千八百五十九圓を以て移轉復舊することが決定した。昭和十二年十二月には各療養所に委託せる患者全部を引取り又聯合縣内にある一時救護患者をも收容することゝなつてゐる。

國立癩療養所

(内務省衛生局調)

名稱	收容定員		收容現員		經常費		臨時費		計
	昭和十年末	昭和十年末現在	昭和十年末	昭和十年末現在	昭和十年末	昭和十年末現在	昭和十年末	昭和十年末現在	
長島愛生園	八九〇	八九〇	一、二九	一、二九					
栗生樂泉園	二一五	二一五	二四〇	二四〇					
宮古療養所	一〇〇	一〇〇	八二	八二					
星塚療養所	三〇〇	三〇〇	一、四五	一、四五					
計	一、五〇五	一、五〇五	一、二九	一、二九					
昭	八五三	八五三	七二二	七二二					
和	五二五	五二五	五二九	五二九					
同									
同									
第一區	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三六、六七八	三六、六七八					
全生病院	一、〇〇〇	一、〇〇〇	五、五七三	五、五七三					
第二區	五〇〇	五〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇					
北部保養院	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇					
第三區	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇					
外島保養院	五〇	五〇	九、五七三	九、五七三					
第四區	五〇	五〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇					
第五區	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、六六八	三、六六八					
九州療養所	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇					
計	四、二〇〇	四、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇					
昭	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇					
和	二、二〇〇	二、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇					
同									
同									

道府縣立癩療養所

(内務省衛生局調)

第八章 醫療保護事業

同 七年 二、九三五 三、三五五 八〇五、五〇〇・〇〇 元九、九七九・〇〇 一、〇五五、九七九・〇〇
 私立癲癩養所は昭和十年十月末現在にては財団法人癲癩防協會患者相談所を入れて七施設であり收容定員は七九〇名である。

次に昭和九年度私立癲癩養所決算額は經常費一六一、七〇八圓、臨時費二四、七七三圓、計一八六、四八二圓である。

私立癲癩養所(昭和十年十月末現在)(内務省衛生局調)

療養所名	收容定員	收容人員
慰 廢 園	七六	一三三
聖バルナバ醫院	二五〇	一七四
私立復生病院	一二七	一二三
身延深敬病院	九〇	八九
熊本回春病院	八〇	八四
待 勞 院	八〇	八五
計	七〇三	六七八

外に財団法人癲癩防協會患者相談所收容定員八十七人あり

昭和九年度私立癲癩養所決算額

名稱	經常費	臨時費	合計
慰 廢 園	一〇、八八八・二	八、六三三・四	一九、五二一・六
聖バルナバ醫院	四七、七七七・六	—	四七、七七七・六
私立復生病院	三〇、五四一・三	四、六三三・三	三五、一七四・六

身延深敬病院	一六、一七・〇	二、九六・三	一八、一三・三
熊本回春病院	五、三三・〇	三、三〇・〇	八、六三・〇
待 勞 院	三、五二・七〇	五、九〇・〇〇	九、四二・七〇
合 計	二六、七二・七〇	一二、一六六・三〇	三八、八九九・〇〇

備考 慰廢園の經常費支出額は二三、七二五・六六圓にして其の内より都市計畫に依る補償金一二、八九六・八五圓(社團寄附として収入)を控除して本經常費支出額に掲ぐ

(三) 癲癩防に関する經費

昭和十年年度癲癩防に関する國費は国立癲癩養所豫算額四七九、九七二圓、癲癩防費補助額豫算額三五九、八九六圓、合計八三九、八六八圓である。

昭和十年年度癲癩防費國庫補助決算額

療養所經常費補助	一九三、七二一
私立療養所費補助	二二、五三八
道府縣豫防費補助	三、〇一一
癲癩養所建設費補助	一四〇、六二五
計	三五九、八九六
昭和九年度補助額	三二七、六七四
同 八年度補助額	三四〇、五五二
同 七年度補助額	二四二、九〇二
同 六年度補助額	三六三、三四四
同 五年度補助額	三〇四、五三五
昭和十年年度道府縣癲癩防費豫算額は總額一、一〇四、九八〇	

圓であつて昭和九年度國庫補助決算額は三七八、七三八圓である。

道府縣癲癩防費

(内務省衛生局調)

道府縣	昭和十年道府縣癲癩防費豫算額	昭和九年度國庫補助決算額
北海道	四一、四九七・〇〇	九、五六一・〇七
青 島	九、六五六・〇〇	二、三九四・〇〇
東 京	—	二五、三八四・九四
東 都	一七、五〇九・〇〇	一九、六〇五・〇一
大 阪	九八、四一六・〇〇	五七、七二六・〇四
神 奈 川	二一、一〇〇・〇〇	三、三五三・七一
兵 庫	八〇、二二二・〇〇	三六、一九七・一七
長 崎	三九、七三九・〇〇	五、〇五七・八五
新 潟	二二、一〇二・九二	三、五二五・八九
埼 玉	一五、二一九・二〇	二、二五六・〇四
群 馬	一二、八三六・六七	一〇、六六七・二八
千 葉	一五、四〇四・〇〇	二、六五九・二四
茨 城	一五、四五八・〇〇	二、六九九・一七
栃 木	一二、二六〇・〇〇	一、八三九・一九
奈 良	四、八三五・〇〇	五、九一八・八四
三 重	八、〇〇一・〇〇	一、二三四・五一
愛 知	三三、〇七〇・〇〇	六、二二九・〇一
靜 岡	一九、二一六・〇〇	五、六八八・四〇
山 梨	六、六一〇・九七	三、五〇八・二九

滋 賀	七、五〇一・〇〇	四、〇一一・二七
岐 阜	一一、九三七・〇〇	一、〇三一・八四
長 野	一七、五四一・〇〇	三、三六六・七二
宮 城	一七、〇五五・〇〇	三、三六五・八二
福 島	二〇、一二五・〇〇	五、五九〇・二二
青 森	一四、〇八九・〇〇	三、四一七・九五
岩 手	一一、五四四・〇〇	二、〇八七・八〇
山 形	一六、五三〇・〇〇	三、七四三・五三
秋 田	一八、二三四・〇〇	六、〇九〇・六一
福 井	一一、五五五・〇〇	七、四三七・四九
石 川	一七、三九二・〇〇	八、二四五・九七
富 山	四、八六二・〇〇	四、七六三・七四
鳥 取	一一、九七五・〇〇	四、〇三二・九八
島 根	二四、七一九・六三	七、〇九〇・六八
廣 島	三二、四二九・〇〇	九、五七七・一四
山 口	二二、六五七・〇三	六、五七七・六〇
和 歌 山	八、二七六・〇〇	八、一〇八・四一
德 島	一〇、三五五・〇〇	三、八六九・六三
香 川	一一、一九五・八一	三、六五八・四六
愛 媛	二〇、〇四〇・〇〇	五、九二二・三六
高 知	一〇、七七三・〇〇	三、二四〇・三〇
福 岡	一〇、五四三・〇〇	一三、九七九・二三
大 分	三〇、八五七・〇〇	三、七九〇・三七

佐賀	二、六二三・〇〇	二、九九三・〇〇
熊本	四七、五四七・〇〇	一一、九六一・九〇
宮崎	二四、三〇六・〇〇	三、一五五・五五
鹿兒島	四三、九九七・〇〇	五、六五四・四三
沖繩	一〇、八四八・〇〇	八〇一・〇〇
合計	一、一〇四、九八〇・二三	三七八、七三八・五九
昭和八年度決算	一、〇三一、七二四・〇九	三六四、五一四・七四
同 七年度決算	一、〇八三、二一〇・九五	三〇〇、六八三・三七
同 六年度決算	一、二七四、一七〇・〇六	
同 五年度決算	七九〇、〇〇七・〇三	

癩豫防協會

癩豫防協會昭和九年度事業執行狀況は左の如くである。

一、癩豫防の爲の宣傳

(1) 癩豫防宣傳用パンフレット「癩の話」「癩を救ふ三つの力」「癩傳染の経路」及「皇室の御仁慈と救癩事業」各五萬部を作製し各方面に配布を爲したり

(2) 癩豫防宣傳用ポスター五萬部を印刷し各道府縣に配布し癩豫防デーを中心として各所に貼付せしめ以て國民の注意喚起に努めたり

(3) 癩豫防デーの實施

救癩事業に對する 皇太后陛下の有難き御仁慈の程を深く國民に知らしめんが爲に御誕辰の佳日(六月二十五日)を期し癩豫防デーとし全國に癩豫防思想普及の爲ラヂオ放送、講演及映畫會を開催したり

二、癩に關する調査研究

(1) 癩の學術的研究に對する補助

癩の學術的研究に關しては各醫科大學長、各大學醫學部長、醫學專門學校長、各研究所長、各癩療養所長、及各地方長官に對し研究者の氏名、題目、研究方針の概要、及所要經費の概算等の調査方を依頼し必要な場合に申請を俟つて補助金を支出する旨を照會し其の調査と申請に基き審査の結果五十件に對し金八千壹百圓を補助したり

尙日本癩學會長に對しては其の事業促進の爲研究論文の印刷費に金五百圓の補助金を交付し京都帝國大學化學研究所に於て製癩研究中の治癩藥金オルガノゾル研究助成の爲金千四百圓の補助金を交付し、¹⁾ 入七千本を各癩療養所に配付せしめ治療効果の研究を爲したり

(2) 癩治療藥の製劑研究

大風子油は現下に於ける癩治療上最も必要な藥品なる爲優良なる原料を得て其の原料より有効成分の抽出の完璧を期し治療の効果を全からしむるの要を認め其の原料たる大風子の種子を原産地シヤム國より取り寄せ昭和六年十二月より内務省東京衛生試験所内の一部を借用し製劑所を設け昭和七年度迄は無償にて各官、公、私立癩療養所に配付し治療効果に付慎重に研究したるに極めて良好の結果を得たるを以て昭和八年度に於ては一層使用者の希望を充すべく製劑量を増加し實費(五百瓦入一本に付き製劑送付其の他の費用)金貳圓八拾錢を以て配付を爲したり

昭和九年度に於ては各療養所長の希望を斟酌し各療養所には實費一本金貳圓五拾錢を以て配付し其の他の希望の向に對しては製劑、送料其の他を加へて一本金參圓を以て配付したり

昭和九年度中に於ける大風子油配付調

療養所名	大風子油
長島愛生園	四八〇
栗生樂泉園	二二〇
宮古療養所	二四
第一區全生病院	二七一
第二區北部保養院	一〇〇
第三區外島保養院	二〇〇
第四區大島療養所	三二六
第五區九州療養所	四七一
慰發園	八
聖バルナバ醫院	五
財團法人私立復生病院	二一
身延深敬病院	二九
身延深敬病院九州分院	三五
熊本回春病院	二〇
待勞院	一一
東京帝國大學	五
京都帝國大學	三〇
メキシコ國政府	五〇〇
計	二、七六六

尙大風子油を原料とする癩治療藥大風子油總脂肪酸エチール、エステルに就ては昭和八年度より引き続き其の治療効果と製藥方法に就て慎重研究中に在り二百五十五瓦入二〇本、五〇〇瓦入二五〇本を八年度同様無償にて各癩療養所に配付したり

更に本年度よりは新たに大風子油を原料とする治療丸藥をも製劑することとなり既に拾萬個を希望の向に夫々實費(壹萬個に付拾圓)乃至無料を以て配付したり

三、癩未感染兒童の保育
環境に依り癩に感染の慮れある兒童即ち未感染兒童の保護、養育に關しては昭和九年度に於ても従前通り各地方長官及官公私立癩療養所長の報告に基き調査の上保育費の支出を爲しつゝあり

之等の兒童は長島愛生園、栗生樂泉園、北部保養院、大島療養所九州療養所内に設置したる兒童保育所若しくは個人篤志家に託して分離保育を爲し兒童一名に付特志者に對しては一ヶ月金拾圓以内を當協會設置の保育所に於ては豫算範圍内に於て經費支辨を爲し之が保護を爲しつゝあり昭和十年三月三十一日現在に於ける保育兒童は一二七名に達したり

四、癩療養所従業員の獎勵
各官公私立癩療養所の従業員に關し昭和九年度に於ては豫算額貳千八百圓の中其の半額壹千四百圓を全國各療養所に等分し残りの半額壹千四百圓を收容患者數に比例按分して左記の通り配付をなし之が費途に關してはなるべく職員互助の資に充てらるゝ様依頼し以て従業員獎勵の一端に資することとせり

尙昭和九年九月關西地方を襲ひたる大風水害の爲厄を蒙りたる外

鳥保養院の職員に對しては別に次の通り祭祀料及見舞金を送付せり

殉職々員香料	九〇圓
殉職々員家族香料	九〇圓
殉職々員以外の職員に對する見舞金	六九〇圓
從業員獎勵費	
療養所名	
長島愛生園	三四八圓
栗生樂泉園	一五三圓
宮古療養所	一二二圓
第一區全生病院	三八〇圓
第二區北部保養院	二三四圓
第三區外島保養院	二一九圓
第四區大島療養所	二三九圓
第五區九州療養所	三二一圓
慰園	一三三圓
聖バルナバ醫院	一四八圓
財團法人私立復生病院	一三四圓
身延深敬病院	一二三圓
熊本回春病院	一二三圓
待勞院	一二三圓
合計	二、八〇〇圓

五、患者慰安
各官公私立癩療養所内に於ける患者慰安の方法に關しては従前通

り共同慰安の目的を以て各療養所に對し其の希望を照會したるに夫々選定の上申越ありたるを以て左記の物品を購入して之を各療養所に寄贈せり
尙前年に引き続き癩療養所を官公私立癩療養所内職員及患者より懸賞募集をなしたるに懸賞總數百三十四篇に達したりその中より佳作と認めらるゝもの四十一篇を抜き「患者作品映畫素材集」(第二輯)と題して印刷製本し各療養所其の他關係の向に配付せり又當選者四十一人に對しては夫々賞金を授與せり
又昭和九年九月關西地方を襲ひたる大風水害の爲災厄を蒙りたる外島保養院避難患者に對しては直ちにシャツ、股引(男子用三四三組、女子用七八組)を寄贈し遭難死亡したる患者に對しては祭祀に當り金五拾圓の祭祀料を贈り患者の靈を慰めたり
昭和九年度に於ける患者慰安用物品送付調

長島愛生園	
一、ラヂオ受信機	二 臺
一、芝居諸道具	一 式
一、芝居用引幕	一 帳
宮古療養所	
一、レコード	三七 枚
一、大弓用具	一 式
一、ポーターブル蓄音器	一 臺
一、グラランドピアノ	一 臺
一、ピンポン用具	一 揃
全生病院	

四、トラホームに對する施設

(一) トラホーム患者數

トラホームは昔から我が國民に廣く蔓延せる疾患であつて罹患者は視力の上に多大の障害を蒙り、國家の經濟上は勿論軍事、教育上等に及ぼす影響は尠くない。故に之が豫防は重要な問題である。今その罹患者を觀るに昭和九年中に全国各地で行つた検診成績によれば検診人員六百八十二萬八百三十九人中トラホーム患者と決定したものは六十萬五千五百六十五人の多きを示し罹患者率は八・八八%である。又昭和十年度に於ける徴兵検査の成績に徴するも検診人員六四八、三六一人中トラホーム患者は五九、七三人で千分比は九・二一を示してゐる。

年別トラホーム検診成績

(内務省衛生局調)

年次	検査を受けた人員	重症	輕症	疑似	計	受診者百人に對する罹患者の數
昭和九年	六、八〇、八五九	四三、九七六	一三、〇五五	六五、五五五	八八、〇八六	八・八二
同 八年	六、七五、八五五	四三、〇六四	一三、〇三三	五九、〇九七	八八、〇八二	八・八二
同 七年	六、七六、一〇〇	四三、九七六	一三、〇五五	六五、五五五	八八、〇八六	八・八二
同 六年	六、六九、九七二	四三、〇六四	一三、〇三三	五九、〇九七	八八、〇八二	八・八二
同 五年	六、八四、九四二	四三、〇六四	一三、〇三三	五九、〇九七	八八、〇八二	八・八二
同 四年	六、六三、七三三	四三、〇六四	一三、〇三三	五九、〇九七	八八、〇八二	八・八二
同 三年	六、八三、四三〇	四三、〇六四	一三、〇三三	五九、〇九七	八八、〇八二	八・八二

一、物理化學機械	支持臺水槽器外三〇點
一、レコード	一〇 枚
一、大太鼓、小太鼓、ギター	各一個
一、軟式グローブ	一〇 枚
北部保養院	
一、菊版四頁印刷機械	一 臺
一、芝居用引幕	二 帳
一、ラヂオ兼用電氣蓄音器	一 臺
一、耐 斗 幕	一 帳
大島療養所	
一、活字及附屬品	一 式
九州療養所	
一、蓄音器、ラヂオ兼用マイクローラム付携帶擴聲機	一 臺
栗生樂泉園	
一、菊四頁印刷機械	一 臺
一、舞臺用引幕	一 帳
慰園	
一、軟式庭球用具	一 揃
一、軟式野球用具	一 揃
一、碁 盤 (石附)	二 面
一、シンガミシン附屬品付	一 臺
聖バルナバ醫院	
一、日本樂器株式會社製山葉ピアノ第百號	一 臺

第八章 醫療保護事業

同 二年	六、八四七、四六五	五九、一〇〇	四七六、九四四	一四三、三九五	六七八、四九九	九九一
同 元年	六、一八七、六五三	六〇、三三三	四七三、三三三	一一八、〇五五	六三〇、六三三	一〇、五五五

受検壯丁トラホーム患者数 資料(徴兵事務摘要)

検査人員 重症 中等症 輕症 計 検査人員 毎千分比

昭和十年	内地	六四六、九三三	一、六三三	一一、二五四	四八、五三三	六一、三〇九	九四・七七
	外地	一〇、九三六	五	三	四八九	五〇・六	五〇・〇〇
計		六五七、八六九	一、六三八	一一、二〇六	四九、〇二二	六一、八五五	九四・〇三
同 八年	内地	六四一、四四三	一、三三八	九、五二二	五〇、七九	六一、九八	九六・〇三
	外地	九、七七八	一一	八八	五五二	六六・〇	六六・四五
計		六五一、二二〇	一、三四九	九、六〇九	五二、二九〇	六二、三四八	九五・五八
同 七年	内地	六四四、六六	一、六五三	一〇、四七〇	五〇、六四四	六一、七六七	九八・九〇
	外地	七、三三三	七	八三	四七五	五五・五	七七・〇五
計		六五二、九九九	一、六六〇	一〇、五五三	五一、一一九	六二、三三三	九八・四五
同 六年	内地	六三三、七九六	一、七七七	一三、〇三	五〇、九三六	六六、六九二	一〇九・七七
	外地	六、三三二	二	五八	四五五	五五・五	八〇・七〇

(二) トラホーム豫防法による施設

トラホーム豫防に關しては政府は大正八年三月トラホーム豫防法を制定し、之に基いて檢診並治療に力を注ぐ外印刷物の配布、講演會の開催等により民衆の豫防知識を啓發し又豫防及治療の技術に關する講習會を開催する等の施設を講じてゐる。

昭和十年三月末現在に於けるトラホーム治療所数は道府縣立四、市町村立一、四一九、私立二七、計一、四五〇、昭和九年中取扱患者数は實數三〇〇、二四四名、延人數一〇、七九二、六五五名、同年度決算は七六九、九一八圓、從事醫員數は一、一三〇名である。

トラホーム治療所 (昭和十年三月末日現在)(内務省衛生局調)

道府縣立	四	一、五二二	六七、八四	四九・二五	七
市町村立	一、四九	二九三、一四六	一〇、四三〇、一〇〇	七四五、七〇六	一、〇五八
私立	二七	五、五五六	一〇、七〇七、〇	三三、七九二、六一	六五
計	一、四五〇	三〇〇、三三四	一〇、七七七、七〇六	七九九、九八七	一、一三〇
昭和八年	一、三三四	三三三、〇七六	一〇、六七四、七四	三五二、九二二、三	一、一四九
同 七年	一、四七	三〇〇、二一六	一〇、九〇九、〇	三五四、八九二、四六	一、一〇五
同 六年	一、四七四	二二四、八三五	一一、七〇七、六七	四〇一、八四五、三三	一、〇八一
同 五年	一、四八	三六五、〇〇	九、七八六、九五	三七三、三九九、三	九九六
同 四年	一、四〇〇	二五九、三三三	一一、三三六、八七	三三三、〇七・三	一、〇八
同 三年	一、三三八	二八七、〇五五	八、六三八、三六	三四〇、〇八三、一	一、三三六
同 二年	一、七四四	三五三、八〇三	七、四四八、三三	三五五、九三三、六	一、四一五

(三) トラホーム豫防に關する經費

昭和十年道府縣トラホーム豫防費豫算額は一三三六、八八六圓で昭和九年度國庫補助決算額は三九、七三七圓である。

道府縣	昭和十年道府縣豫防費豫算額	昭和九年國庫補助決算額
北海道	五、五三八	九二二・〇〇
北 海 道	一六、五〇〇	一、四八六・六九
警 視 廳	七、三三二	一、三七五・〇〇

大 阪	一四、二六四	二、一八〇・〇〇
神 川	五、六三八	一、五六九・九四
兵 庫	七、八三六	一、五〇八・〇〇
長 崎	一七、八五一	三、三六八・〇〇
新 潟	二、九七〇	三、一八〇・〇〇
埼 玉	二、〇三六	三、一二二・四
群 馬	九〇二	一、三九〇・〇〇
千 葉	二三四	三、五六一
茨 城	一〇、〇八四	一、六八九・〇〇
栃 木	四、四五八	七七一・〇〇
奈 良	一六、一一八	一、五〇三・〇〇
三 重	九、八四五	一、六七九・〇〇
愛 知	七、六七九	二、一六〇・五六
靜 岡	一、〇三五	一、七二〇・〇〇
山 梨	八三九	一、三九〇・〇〇
滋 賀	五一八	九〇〇・〇〇
岐 阜	九七五	一、六三三・〇〇
長 野	五、七五六	九六一・五〇
宮 城	五、七〇六	九五〇・〇〇
福 島	四、三〇五	七〇七・二五
岩 手	七、〇三二	一、一六九・〇〇
青 森	一一、三四七	一、七四六・〇〇
山 形	五、〇三〇	一、〇七〇・〇〇
秋 田	五、四六五	八八〇・〇〇

第八章 醫療保護事業

福井	三、五七七	六四九・九一
石川	三、一四一	八三三・〇〇
富山	三、四九	八一・〇〇
島根	四、三一七	四二四・〇〇
岡山	七、四六三	二〇九・〇〇
廣島	七、四四〇	一、〇三・四八
山口	四、一八五	一、〇六・〇〇
和歌山	一、七五二	六九四・〇〇
徳島	一、〇九〇	四二〇・〇〇
香川	八、三三五	二七〇・〇〇
愛媛	二、二八六	一、七八二・〇〇
高知	八、九二	三八〇・〇〇
福岡	一、三一	一三三・〇一
大分	二、六七九	二一八・〇〇
佐賀	一、七七〇	四九九・三九
熊本	三、五〇三	三八一・〇〇
宮崎	五二八	七〇五・〇〇
鹿兒島	三、五九四	七五三・〇〇
沖繩	二四五	四〇〇・〇〇
計	二二六、八八六	三九、七三七・〇一
昭和八年度決算	二一七、二八〇・三三	三九、五六三・一六
昭和七年度決算	二四六、二七四・四七	三七、四三二・五二
同六年度決算	二五二、一六〇・〇八	四七、四九〇・一四

五 花柳病に對する施設

(一) 花柳病患者數

徴兵事務摘要により受檢壯丁花柳病患者數をみるに昭和十年度にては受檢壯丁六四八、三六一名中梅毒患者一、一七三名軟下疳患者(横痃)一、五八九名、痲疾患者四、二一六名、計六、九七八名で千分比は一〇・七一である。

受檢壯丁花柳病患者數

資料(徴兵事務摘要)

年別	梅毒	軟下疳	痲疾	計	検査人員
昭和十年	内地 三、三六六	軟下疳(横痃) 一、五五四	痲疾 四、二一五	計 九、一三五	六、八三三
	外地 三、二二五	一、九	一〇一	計 三、三三五	一〇、七七一
同 九年	内地 六、四六六	一、一七五	一、五八九	計 八、二二〇	六、九七六
	外地 一〇、九三六	一、七	三〇	計 一、一七三	一〇、一五五
同 八年	内地 六、七二五	一、〇三三	一、六三三	計 九、三九一	七、〇一三
	外地 九、七七七	一、三六	一、六三	計 一、一三六	七、六六二
同 七年	内地 六、四六六	一、一七五	一、五八九	計 八、二二〇	七、八四七
	外地 七、三三三	一、一五	一、六三	計 九、一三六	七、八四七
計	六四、一六九	一、〇三三	一、五五四	計 六六、七五六	六、四〇九

同 六年	内地 六、五七九	一、三三七	一、〇三四	計 八、九一六	六、〇三三	九、六四
	外地 六、三二二	一、一七	一、七	計 七、四六六	一、二二	一、七五五
同 五年	内地 五、八四五	九七	一、一〇五	計 六、〇四七	九、九六	九、九六
	外地 五、六六七	七	三	計 五、六七四	一〇〇	一、七六五
同 四年	計 六、〇四三	九六	一、一五	計 七、二九四	六、〇六〇	一〇、〇三
同 三年	計 五、三三六	一、四九	一、三六	計 六、七九二	六、六〇六	一、二二三
同 二年	計 五、六二六	一、三六	一、七九	計 七、七五二	七、五九一	一、三三三
同 一年	計 五、六四九	一、二五	一、六四	計 七、五二八	六、九四四	一、九三
大正十五年	計 五、七六七	一、一五	一、五〇	計 七、四三二	七、〇〇八	一、三三六
同 十四年	計 五、六七一	一、〇〇	一、五五	計 七、二二七	七、三五六	一、三二六

年別花柳病死亡者

年次	梅毒	先天(六ヶ月未満)	天性	脊髄癆	痲痺性	淋及軟
大正十四年	七、〇三三	四、三七	一、三三	二、〇七九	一、〇七九	一、〇〇〇
同 十五年	七、一八三	四、三九	一、五〇	二、三三〇	一、三三〇	一、三三〇
昭和二年	六、九七六	三、九六七	一、三三	二、三三九	一、三三九	一、三三九
同 三年	六、八六〇	三、八七一	一、三三	二、三三一	一、三三一	一、三三一
同 四年	六、三七八	三、三三三	一、三三	二、三三一	一、三三一	一、三三一

娼妓花柳病患者數は昭和八年度健康診断延人員二、九一〇、八三七名中梅毒三、九五七名、淋疾二六、四八二名、軟下疳一五、八四七名、計四六、二八六名であり娼妓百人に付患者一、五九名の割である。

年別娼妓花柳病患者數

(内務省衛生局調)

年次	一年中健康診断延人員	梅毒	淋病	軟下疳	計
昭和四年	二、八五七	三、七四〇	三、〇〇〇	一、七五九	八、五〇九
同 五年	二、九三六	三、六三三	三、一八五	一、五〇九	八、二六三
同 六年	三、〇三三	三、四四一	三、四〇〇	一、五三三	八、四〇七
同 七年	三、〇三三	三、四四一	三、四〇〇	一、五三三	八、四〇七
同 八年	二、九〇〇	三、九三七	三、六八二	一、五八七	八、一六六

次に内務省警保局調によると密賣淫者の健康診断の結果は昭和九年に於ける密賣淫檢舉人員は六、六八六名で同上健康診断人員は六、五五四名、有毒者一、二八四名、無毒五、二七〇名で健康診断人員に對する有毒人員千分比は一九五・八である。

年別密實淫檢舉人員及健康診斷結果

(内務省警保局調)

年次	密實淫檢舉人員	同上健康診斷人員	健康診斷の結果			健康診斷人員に對する有毒人員千分比
			有	無	計	
昭和元年	八、九九五	八、三二九	二三五	一、五二九	二、〇六四	三、一〇二
同 二年	九、一一八	八、五三九	一七三	一、八二二	二、〇九五	三、二二一
同 三年	七、一三〇	六、六八六	一一八	一、一八四	一、三〇二	二、六二五
同 四年	七、一一一	六、五五八	一一八	一、一八四	一、三〇二	二、六二五
同 五年	七、〇四六	六、六八五	八〇	一、一〇三	一、一八三	一、八三七
同 六年	六、五四二	六、一三四	一〇三	七六二	八六五	一、六九三
同 七年	五、八五七	五、六一一	一七四	七九二	九六六	一、七六七
同 八年	六、六四四	六、三七四	二二三	九〇三	一一二六	二、一〇七
同 九年	六、六八六	六、五五四	一六七	八〇二	九六九	二、一〇七

業態者健康診断成績は昭和九年度に於ては健康診断人員二、一三二、四二四人中微毒患者九、八二六人、淋疾患患者四八、二七七人、軟性下疳一三、五八一人、剝脱六、四〇八人、計七八、〇九二人であつて百人につき三・五〇人の割合である。

業態者健康診断成績 (自昭和九年四月一日至同十年三月三十一日)

(内務省衛生局調)

健康診断人員	微毒患者	淋病	軟性下疳	剝脱	計	百分	健康診断の結果	
							有	無
北海道	九、一〇〇	三、三三	四、四六	一、三二	七、二二	七九	一、七四	
廳府縣	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇	四〇	四、〇〇〇	
千葉	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇	四〇	四、〇〇〇	
群馬	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇	四〇	四、〇〇〇	
新潟	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇	四〇	四、〇〇〇	
長崎	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇	四〇	四、〇〇〇	
兵庫	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇	四〇	四、〇〇〇	
神奈川	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇	四〇	四、〇〇〇	
東京	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇	四〇	四、〇〇〇	
京都	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇	四〇	四、〇〇〇	
大阪	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇	四〇	四、〇〇〇	
徳島	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇	四〇	四、〇〇〇	
香川	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇	四〇	四、〇〇〇	
愛媛	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇	四〇	四、〇〇〇	
高知	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇	四〇	四、〇〇〇	
福岡	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇	四〇	四、〇〇〇	
大分	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇	四〇	四、〇〇〇	
佐賀	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇	四〇	四、〇〇〇	
熊本	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇	四〇	四、〇〇〇	
宮崎	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇	四〇	四、〇〇〇	
鹿兒島	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇	四〇	四、〇〇〇	
沖縄	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇	四〇	四、〇〇〇	
計	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇	四〇	四、〇〇〇	

和歌山 八、七五五 四八 二五六 三三 一 三七 三七
 徳島 一、五七〇 一三 一六 一七 一 一 〇・三〇
 香川 一、〇〇〇 一三 一六 一七 一 一 〇・三〇
 愛媛 一、〇〇〇 一三 一六 一七 一 一 〇・三〇
 高知 一、〇〇〇 一三 一六 一七 一 一 〇・三〇
 福岡 一、〇〇〇 一三 一六 一七 一 一 〇・三〇
 大分 一、〇〇〇 一三 一六 一七 一 一 〇・三〇
 佐賀 一、〇〇〇 一三 一六 一七 一 一 〇・三〇
 熊本 一、〇〇〇 一三 一六 一七 一 一 〇・三〇
 宮崎 一、〇〇〇 一三 一六 一七 一 一 〇・三〇
 鹿兒島 一、〇〇〇 一三 一六 一七 一 一 〇・三〇
 沖縄 一、〇〇〇 一三 一六 一七 一 一 〇・三〇
 計 一、〇〇〇 一三 一六 一七 一 一 〇・三〇

(一) 花柳病豫防法に依る施設

花柳病豫防施設としては公娼に對しては明治三十三年内務省令娼妓取締規則に基き檢診治療の勵行を期し、一方業態者に對しては昭和二年四月制定の花柳病豫防法に基き代用診療所を指定して診療の徹底を期すると共に自衛的の施設を慫慂し相呼應してその蔓延の防止に努めつゝある。
 昭和十年末に於ける代用花柳病診療所数は一七〇であり代醫師数は二三五名である。
 猶昭和十年三月三十一日現在に於ける保健組合は二、〇三三

健康診断人員	微毒患者	淋病	軟性下疳	剝脱	計	百分
茨城	七九、五〇〇	三、五八	四、七	九、五	三	八四三 一〇・六
栃木	四二、〇〇六	二、八	五、七	一、九二	四八	九四五 二・二五
奈良	一〇、八九三	一、五	二、六	一、一	一五七	一、四四
三重	二七、三八二	一、八	三、四	一、一	九七	〇・五六
愛知	六〇、八六七	一、三	一、七	一、一	三、三	五・五七
静岡	一六、七六六	一、〇	一、〇	一、〇	六、九	三・三六
山梨	二〇、〇七四	一、八	四、二	一、一	六、九	三・四三
滋賀	一五、五四〇	一、九	一、一	一、一	九	〇・〇六
岐阜	九五、九六七	一、四	一、六	一、一	九、七	二、〇三
長野	六九、七八八	一、四	一、六	一、一	八、八	一、二四
宮城	四三、七四八	二、七	八、二	一、一	三、八	一、七三
福島	五三、三三三	二、〇	五、〇	一、一	二、七	一、一四
岩手	一〇、五二五	一、四	一、五	一、一	三、八	二・五
青森	二八、七四四	一、七	二、六	一、一	六、九	二・四
山形	一、九八四	一、八	二、七	一、一	三、六	〇・七六
秋田	四三、三三三	二、九	七、七	一、一	一、〇	二・三
福井	一五、九三三	一、三	三、七	一、一	二、七	一・七
石川	六七、五三三	三、七	三、六	一、一	六、九	一・二
富山	五七、五六九	三、三	三、三	一、一	五、九	一・三
鳥取	一三、九二七	一、七	一、九	一、一	三、六	一・六
島根	三三、五九七	一、七	一、九	一、一	三、六	一・六
岡山	八〇、六七七	一、三	一、三	一、一	三、六	〇・六
広島	四九、五三三	一、四	一、四	一、一	三、六	〇・九
山口	三五、一七五	一、五	一、五	一、一	三、六	一・〇

第八章 醫療保護事業

○であり組合員数は九八、七五六名、組合経費は一、一九〇、七七圓である。

代用花柳病診療所 (昭和十年十月三十一日現在)

(内務省衛生局調)

府縣	施設數	代用の範圍		醫師數
		入院患者	外來患者	
北海道	一	一一	八〇	一
北 海 道	九	一〇二	七五〇	一六
埼 玉 道	二七	二二二	一、一七七	三四
茨 城 縣	一二	一〇二	六一八	一五
愛 知 縣	八	七二	九六〇	八
靜 岡 縣	四九	三六〇	一、七五〇	八六
滋 賀 縣	七	五六	二四〇	一〇
岐 阜 縣	二一	一三六	二、〇九五	二二
宮 城 縣	三	二五	一三〇	三
岩 手 縣	二	八	二五	二
青 森 縣	三	三二	一一二	五
秋 田 縣	一	七	一一〇	二
山 形 縣	六	五九	二二九	六
鳥 取 縣	三	一一	三〇	六
島 根 縣	三	一一	三〇	三
島 根 縣	三	一一	三〇	三
廣 島 縣	三	一一	三〇	三
岡 山 縣	三	一一	三〇	三
山 口 縣	三	一一	三〇	三
和 歌 山 縣	三	一一	三〇	三
德 島 縣	三	一一	三〇	三
香 川 縣	三	一一	三〇	三
愛 媛 縣	三	一一	三〇	三
高 知 縣	三	一一	三〇	三
福 岡 縣	三	一一	三〇	三

保健組合

(昭和十年三月三十一日現在)

(内務省衛生局調)

府縣	組合數	組合員數	組合経費	總計
北 海 道	六一	六、六八〇	二二五、二七四・八八	七
東 京 都	一〇	四、六三八	二五、〇二四・九八	一、三一一
大 阪 府	六二	二、九一五	一一二、三〇四・六九	九、一一六
神 奈 川 縣	二〇	五、四〇七	一八、七七五・七二	二三五
兵 庫 縣	三〇	八、一〇〇	一六、四二一・〇〇	二
長 崎 縣	六三	二、二七三	六、八〇〇・五一	一〇〇
新 潟 縣	一五	一、一六〇	二八、二八七・一〇	五〇
埼 玉 縣	四一	八、二四	二〇、八六一・二九	二
群 馬 縣	七六	二、二八二	一七、二四七・〇〇	二
千 葉 縣	三三	二、四七八	一三、〇一五・〇六	二
茨 城 縣	七三	二、〇八七	一一、五八〇・六五	二
栃 木 縣	二〇	二、四一九	九、七四一・一八	二
奈 良 縣	四七	二、七三二	六、五三八・三五	二
三 重 縣	一一	二、七八九	六〇、七二二・一一	二
愛 知 縣	三五	五、一二四	一一、六五二・〇〇	二
靜 岡 縣	一	一	一	二

二五四

府縣	施設數	入院患者	外來患者	醫師數
山 梨 縣	二五	八三九	三、七六九・五二	二
滋 賀 縣	二九	一、二七〇	一、三九二・〇〇	二
岐 阜 縣	五〇	三、九〇九	四二、三八八・〇〇	二
長 野 縣	三四	二、二五一	一一、六一一・四九	二
宮 城 縣	四二	九二五	二二、五四七・五三	二
福 岡 縣	六九	一、九九四	三一、一三四・一〇	二
石 川 縣	五二	二、六五六	一三、二二九・〇〇	二
富 山 縣	二二	二、七四三	五、八〇〇・〇〇	二
鳥 取 縣	二六	二七〇	四二〇・〇〇	二
島 根 縣	四七	四七三	四二〇・〇〇	二
山 形 縣	二二	二七〇	四二〇・〇〇	二
秋 田 縣	二二	二七〇	四二〇・〇〇	二
山 口 縣	二二	二七〇	四二〇・〇〇	二
和 歌 山 縣	二二	二七〇	四二〇・〇〇	二
德 島 縣	二二	二七〇	四二〇・〇〇	二
香 川 縣	二二	二七〇	四二〇・〇〇	二
愛 媛 縣	二二	二七〇	四二〇・〇〇	二
高 知 縣	二二	二七〇	四二〇・〇〇	二
福 岡 縣	二二	二七〇	四二〇・〇〇	二

第八章 醫療保護事業

府縣	組合數	組合員數	組合経費
大 分 縣	三八	一、九三一	二九、二〇〇・三〇
佐 賀 縣	一八	三、五二	七、〇九五・八〇
熊 本 縣	三二	二、一〇六	三二、七五一・七六
宮 崎 縣	三二	二、〇二九	三、二〇三・五〇
鹿 兒 島 縣	四一	二、二七五	一九、七八〇・三七
沖 繩 縣	一	一	一
計	二、〇三〇	九八、七五六	一、一九〇、七七七・九〇

(三) 花柳病豫防法改正方建議

全國性病豫防協議會に於ては議長楠太一氏の名に於て左記各項を現行花柳病豫防法中に附加する様昭和十年十一月二十八日内務大臣に建議した。

- 一、地方長官に業態上花柳病傳播の虞ある者に對し定期健康診断を施行せしむること
- 二、地方長官に接客業者たる花柳病患者に對し休業若くは停止を命じ得るの權限を附與すること
- 三、業態上花柳病傳播の虞ある業者をして其の業態別又は地域別に組合を設けしめ性病豫防相談所其他花柳病豫防及治療機關を特設せしめ且つ營業者及従業者の花柳病治療費を負擔せしむること
- 四、花柳病の豫防及治療に關し府縣其他公共團體に於て支出したる費用に對し國庫より相當の補助をなすこと
- 五、公設花柳病診療所を設置し一般民衆に輕易に診療せしむること

二五五

第九章 兒童保護事業

第一節 妊産婦及乳幼児保護

一 妊産婦保護

(一) 産院

昭和拾年三月末現在に於ける産院の数は公設八、私設四十、合計四十八個所にしてその分布状態を見ると東京八、愛媛五、大阪、福岡、山口各四、京都、岩手各三、北海道、神奈川、岡山、熊本各二、新潟、埼玉、栃木、愛知、福島、石川、香川、佐賀各一である。昭和九年度中に於ける保護人員は入院實人員一八、四五六名、延人員一五五、三八八名、外來實人員三二、二三九名、延人員二〇六、三三九名にして、経費五二七、五三八圓、資産一、三七七、三四〇圓である。

年別産院取扱成績 資料(第十四回社会事業統計要覽)

年次	施設数	收容定員		保護人員		経費
		入院	外來	入院	外來	
大正十三年度	八	—	—	一五、九七七	—	二九、四九〇
同十四年度	九	—	—	—	—	四五六、三六八
同十五年度	七	—	—	一〇四、五三三	—	一八二、八二六
昭和元年度	—	—	—	—	—	三九、七二四
同三年度	四	—	—	八八、五九九	—	—

年次	公設	私設	計	保護人員	経費
昭和元年度	—	—	—	—	—
同三年度	—	—	—	—	—
同四年度	—	—	—	—	—
同五年度	—	—	—	—	—
同六年度	—	—	—	—	—
同七年度	—	—	—	—	—
同八年度	—	—	—	—	—
同九年度	—	—	—	—	—

昭和十年三月末に於ける公設産婆並巡回産婆の施設数は公設二五〇、私設七二合計三二二個所にして各道府縣中本施設の普及せるは静岡、長野、福井、富山、岡山、新潟、山口、愛媛等である。昭和九年度中に於ける保護人員は六、〇四四名、二八、八六七件、経費一四三、二九九圓、資産一九、一〇圓である。

年別産婆取扱成績 資料(第十四回社会事業統計要覽)

年次	施設数		收容定員	実人員		延人員	経費
	公設	私設		入院	外來		
昭和元年度	—	—	—	—	—	—	—
同三年度	—	—	—	—	—	—	—
同四年度	—	—	—	—	—	—	—
同五年度	—	—	—	—	—	—	—
同六年度	—	—	—	—	—	—	—
同七年度	—	—	—	—	—	—	—
同八年度	—	—	—	—	—	—	—
同九年度	—	—	—	—	—	—	—

二 乳幼児保護

(一) 乳児院

昭和十年三月末現在に於ける乳児院は公設五、私設一五、計二十で東京八、大阪、神奈川各四、新潟、愛知、石川、福岡各一である。昭和九年度中の入院實人員六二六名、延人員二八、七二七名、外來實人員二二、〇九四名、経費七二、九八二圓、資産三三三、二九圓である。

年別乳児院成績 資料(第十四回社会事業統計要覽)

年次	施設数	收容定員		保護人員		経費
		入院	外來	入院	外來	
昭和元年度	三	—	—	—	—	—
同三年度	六	—	—	—	—	—
同四年度	一六	—	—	—	—	—
同五年度	一八	—	—	—	—	—
同六年度	一九	—	—	—	—	—
同七年度	一九	—	—	—	—	—
同八年度	二〇	—	—	—	—	—
同九年度	二〇	—	—	—	—	—

病児保護施設は昭和十年三月末に於て大阪四、東京三、高知八、千葉、愛知、石川各一を有し總數一八箇所(公設三、私設一五)にして收容定員二〇五名である。その事業成績は入院實人員一、〇一六名、延人員二八、四五九名、外來實人員一

一、七六四名、延人員一四五、九九〇名、経費二七、一四六圓である。

年別病児保護事業成績 資料(第十四回社会事業統計要覽)

年次	施設数	收容定員	実人員		延人員	経費
			入院	外來		
昭和元年度	三	—	—	—	—	—
同三年度	九	—	—	—	—	—
同四年度	一七	—	—	—	—	—
同六年度	一七	—	—	—	—	—
同九年度	一八	—	—	—	—	—

昭和十年三月末に於ける乳幼児健康相談所の数は東京に於ける三十六施設を最多數として大阪の一七、長野、佐賀の各八施設等が顯著なるもので全國に於ける總數一二九施設、内公設三一、私設九八である。その事業成績は相談人員一四二、五五八名、一六、八四一件、経費總額一二八、六七〇圓である。

年別兒童健康相談所成績 資料(第十四回社会事業統計要覽)

年次	施設数	相談人員	相談件数	経費
昭和元年度	七	—	—	—
同三年度	七	—	—	—
同四年度	一〇	—	—	—

同	五年度	103	件 七六、〇〇六	101、〇八八
同	六年度	101	件 一六〇、四二一	八九、三〇九
同	九年度	一元	件 一四三、五五八 件 三六、八四二	一三六、六七〇

(四) 晝間保育

託児所は近年著しい發達を遂げ第十四回社會事業統計要覽によれば昭和七年三月末に於ける全國總數は公設一一八、私設四四九、合計五六七箇所にして、その事業成績は收容人員五九、四七五名延人員八一九、四〇八名、經費九二五、八六七圓である。

年別晝間保育所 資料(第十四回社會事業統計要覽)

年次	施設數	收容人員	經費
昭和元年度	三三	三〇、〇八一	五、四九、六七七
同 三年度	三五	四一、一三九	八、六八、九三九
同 四年度	四九	四八、五〇九	八、四九、八〇七
同 五年度	四二	五五、九六八	八、五七、八五九
同 六年度	五七	五九、四七五	九、二五、八六七

季節託児所は昭和八年十一月末日迄に開設したものについての調査をみるに施設數は五、七四五であつて公設は八六三、内市營二、町營一六八、村營六八四、私設四、八八二、内團體經營三、五七五、個人經營一、三〇七である。而してその經費は昭和七年度決算額三二六九、八七三圓である。

季節託児所

府縣	施設數	經費
北海道	三四	四、七三四・二八
東北	五	七七九・〇〇
東京	一四八	六、七六八・〇〇
大阪	四六	一、六八二・五四
神奈川	五九	五、一一五・〇〇
兵庫	七三五	三五、五六九・〇〇
長崎	五九	四、三〇四・三九
新潟	六九	一〇、〇九四・〇〇
埼玉	五九	六、九四五・〇〇
群馬	三七	三、九〇一・六九
千葉	三九	三、二六六・二五
茨城	二六	九、四九〇・八八
栃木	九七	二、一六三・九八
奈良	五二	二六、五四七・〇〇
三重	四二三	一六、五〇三・四一
愛知	三九九	九、五九七・〇〇
静岡	一二二	二、七五七・六一
山梨	二五	一、九九五・二二
滋賀	一九二	一八、九八五・〇〇
岐阜	四一六	三〇、四九三・九一
長野	九〇	八、七三三・〇〇
富山	一八二	

(社會局保護課調)

沖繩

備考 一、本表は昭和八年十一月末日迄に開設せるものに付調査せるものとす
二、收入及支出決算額は概ね昭和七年度決算額に依れるものとす

(五) 第九回全國兒童愛護週間の實施

五月五日を中心とし前後一週間に亘る乳幼児愛護週間は昭和二年以來、中央社會事業協會主催の下に、全國一齊に實施せられ、逐年盛況を呈し、各地方とも相當實績を收めて來たが、昭和十年には前年秋同協會主催の下に開催せられたる全國兒童保護事業大會の決議に基き、從來毎年十一月十五日より一週間取行はれてゐた全國兒童榮養週間を初め、兒童保護に關する諸運動を凡て此の週間運動に併合して兒童愛護週間の名の下に大々的に舉行された。

第二節 虛弱兒童保護

(一) 虛弱兒童

虛弱兒童の保護に就ては從來あまり省られるところがなかつたが近年我國小學校兒童中に特別の養護を加ふべき結核性兒童が年々増加し現在小學校兒童の約五%が虛弱兒童であるといふ狀勢に鑑み、結核豫防並學校衛生の見地から漸くその重要性が認められ、文部省に於ても之等兒童のため養護學級

福島	一一七	七、四四五・七三
岩手	三三	一、九八八・六〇
青森	四八	三、二九九・〇〇
山形	四四	五、〇八七・〇三
秋田	九五	五、四八八・〇〇
福島	一一	二、〇〇九・八九
石川	二六	五、二六五・二三
富山	四四	八、八九三・三八
鳥取	五一	二、八一七・三八
島根	三〇	二、五三八・六一
岡山	一二七	七、一八六・〇三
広島	一六九	七、八九二・七九
山口	四八一	一一、四〇七・三三
和歌山	一六	二、六二〇・六六
徳島	二五	六、三三三・六〇
香川	九三	七、八〇七・四〇
愛媛	一五四	九、三一三・九七
高知	一一	六、六二二・〇〇
福岡	一五三	六、七八〇・〇〇
大分	二八	二、二〇九・〇〇
佐賀	二五九	七、五三〇・〇〇
熊本	一四三	八、八八六・〇〇
宮崎	一一八	五、三八九・二二
鹿児島	二〇二	七、四六三・三〇

の設置、夏季聚落施設の實施を奨励してゐる。その結果養護學級の數は最近年々増加して昭和十年四月に於ては身體虛弱児童のため養護學級を設置せる小學校の數は一〇七校、學級數二〇二學級となつた。之を昭和八年三月末に於ける養護學級設置學校數六四、學級數九一に比較すると、二ヶ年間に約二倍に増加してゐる。従つて児童數も昭和八年三月には四、六三四人であつたが昭和十年四月には男四、一九〇人、女三、八三八人、合計八、〇二八人となつてゐる。

之を道府縣別に見ると昭和八年三月に於ては養護學級を設置せるものは十九道府縣にすぎなかつたが、昭和十年四月には北海道をはじめ二六府縣に普及し、中でも東京に於ける二二校二七學級、石川に於ける一六校四五學級、静岡の六校一四學級、兵庫の七校一五學級、廣島の八校一三學級等顯著である。

又現在身體虛弱児童養護學校として獨立の收容施設を有するものは児童愛護會一宮學園、東京市養育院安房分院、弘濟會養育部臨海養育舎、白十字會林間學校、日本赤十字社千葉支部富浦海濱學校、長野縣上諏訪町児童愛護會高山保養所の六箇所にして、收容人員七一六人、經費總額二四四、五九八圓である。

小學校に於ける虛弱児童特別學級

(昭和十年四月末日現在)

道府縣	學校數	學級數	虛弱児童數
北海道	五	八	三八
青森	一	二	九五
宮城	三	四	一五八
秋田	二	三	一四八
山形	二	四	一六四
茨城	二	二	五〇
千葉	一	五	八九
東京	二	二七	六七八
新潟	三	八	四二〇
富山	一	一	二六
石川	一	四	一、六五八
山梨	二	六	三〇七
静岡	六	一四	六三一
愛知	一	三	一六八
三重	三	〇	五〇九
大坂	三	五	二一三
兵庫	七	一五	七六〇
鳥根	二	三	一二六
廣島	八	一三	五八三
香川	二	二	八八
福岡	五	七	三六九
佐賀	三	六	二六二
長崎	二	六	五九

道府縣	合計	昭和八年
熊本	二	二
沖繩	三	三
合計	一〇七	二〇二
昭和八年	六四	九一
		四、六三四

(二) 弱視児童

學齡児童中には、先天的或は後天的に視力が弱く、盲といふ程度ではないが、眼鏡によつても其の補正が困難であつて、健常視力を有する児童と共に、普通の小學校に於て教育を受け得ざるものが尠くない。然し斯かる視力障壁を有する児童に對し、特別の教育養護の施設のない我國の現在に於ては、此等の児童は其の一部分は普通小學校に於て、他の一部分は盲學校に於て教育を受け、其の他は視力不完全の故を以て、就學を猶豫又は免除されてゐる實情である。此等の視力不完全なる児童を盲學校及び普通小學校から分離して、之に特殊の教育養護を施すことは、教育上並に失明豫防上重要な問題である。中央盲人福祉協會では弱視児童の特別學級設置に關する具體案を樹立するには先づ學齡児童中に於ける弱視児童の調査が先決問題なるに鑑み、特別委員を委嘱して弱視児童の定義を確立し、弱視児童調査要項を定め、昭和九年十月に文部省に依頼して全國の學齡児童中の弱視児童につき調査を實施した。

全國に於ける弱視児童數は調査児童男兒三、七四〇、二一五

名、女兒三、六二五、八一三名、計七、三六六、〇二八名中、男兒四、七九七名、女兒五、二三七名、計一〇、〇三四名であつて調査児童に對する千分比は男兒一・二六%、女兒一・四四%、計一・三六%である。更に之を弱視と準盲とに區別すれば、弱視は男兒四、二五八名、女兒四、七六五名、計九、〇二三名であつて、準盲は男兒五三九名、女兒四七二名、計一、〇一一名である。

左に道府縣別弱視児童表をあぐれば次の如くである。

道府縣別弱視児童

(文部省體育課調) 同上調査児童に對する千分比(%)

道府縣別	弱視児童數	男	女	計	男	女	計
北海道	三三	四九	八三	一四二	二〇七	一七五	三八
青森	七	六	一三	〇・九	〇・九	〇・九	〇・九
岩手	二〇	二二	三三	三九	四・八	四・九	四・八
宮城	一四	一七	三〇	一・五	一・六	一・五	一・五
秋田	九	九	一八	一・一	一・一	一・一	一・一
山形	六	六	一二	〇・九	〇・九	〇・九	〇・九
福島	六	六	一二	〇・九	〇・九	〇・九	〇・九
茨城	六	六	一二	〇・九	〇・九	〇・九	〇・九
栃木	三	三	六	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五
群馬	三	三	六	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五
埼玉	六	六	一二	〇・九	〇・九	〇・九	〇・九
北	三	三	六	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五
海	三	三	六	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五
道	三	三	六	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五

千	東	神	新	富	石	福	山	長	岐	静	愛	三	滋	京	大	兵	奈	和	鳥	鳥	岡	廣	山
業	京	奈	湯	山	川	井	梨	野	阜	岡	知	重	賀	都	阪	庫	良	山	取	根	山	島	口
八五	三六	七	一五	九	八七	六五	四九	八四	二九	二七	一〇	九	八	一五	二四	二九	九	七	四	三	六	一三	三
六九	四四	七三	一九	七六	二七	四六	四九	八四	三三	二五	一九	九六	八一	一〇	三九	二四	二五	三	三	三	六	一三	六
一四	七〇	一四	三六	一六	二四	二二	九六	一六	六四	三三	二九	一七	二二	一八	二七	二五	四	一〇	七	七	一五	二	一
〇・七	〇・五	一・〇〇	〇・五	一・三	一・五	一・四	一・七	〇・五	一・七	一・九	三・〇	一・〇	二・〇	二・五	五・七	一・〇	一・〇	七・〇	一・六	一・五	〇・四	〇・六	〇・七
〇・五	一・三	〇・五	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	〇・七	一・七	二・一	四・〇	一・三	二・九	二・九	五・九	一・〇	一・四	六・九	一・四	一・三	一・七	〇・〇	〇・〇
〇・七	一・二	一・二	〇・六	一・八	一・四	二・一	一・六	〇・七	一・六	二・二	三・八	一・九	二・四	二・四	五・九	一・〇	一・〇	六・九	一・四	一・七	一・〇	〇・六	〇・六

德	香	愛	高	福	佐	長	熊	大	宮	鹿	神	計
島	川	媛	知	岡	賀	崎	本	分	崎	島	繩	
四八	三六	五	三	一九	五	一五	一五	七	五	一	三	四、七、七
四〇	五九	五	一四	三三	四	一〇	一三	八	四	一	三	五、三、七
八八	九五	二九	三六	四六	二六	三〇	二五	一〇	一〇	三	〇	一〇、〇、四
一・〇三	〇・六六	三・一七	〇・元	一・六〇	一・一七	一・四一	一・四八	四・八	一・九	一・四	〇・七	一・元
〇・八	一・二	三・八七	〇・四七	二・元	一・三六	一・六三	一・四	四・七	〇・八	一・三	〇・三	一・四
〇・九	〇・八	三・五三	〇・四三	一・九四	一・三六	一・六三	一・四〇	四・八	〇・九	一・三	〇・六	一・三

第三節 貧兒保護

一 育兒事業

第十四回社會事業統計要覽によれば昭和十年三月末現在育

兒院は全國にて一二九箇所内公設五、私設一二四箇所を數へる。而して北海道十二、東京十一、長崎六、京都、大阪、愛知、各五施設の如きである、その事業成績は收容人員七、五九六名、經費八五〇、九四一圓である。

育兒事業は近年保育事業其他の児童保護事業の發達と財界不況の影響とにより一時一般的に經營困難を來たしてゐた。然るに昭和七年以來各方面に於て私設社會事業助成の途が講ぜられたのと救護法の實施とによつて經營難は一時的に稍緩和されたのであるが、救護法の實施後不具兒及精神薄弱兒が多く育兒院に委託せられる様になり育兒事業の上に新たな問題をなげかけてゐる。從來とても育兒院に於て收容保護中のものには可なりの缺陷兒があり、育兒事業の進歩發達の上から見ても又之等の児童の保護教育の立場から云つても是非適當な施設を設けて之を育兒院から分離せしめねばならぬことが主張せられてゐるにも拘らず未だ實現するに至つてゐないが之は相當考慮せらるべき問題である。

年別育兒事業成績 資料(第十四回社會事業統計要覽)

年次	施設數	收容人員	經費
昭和元年度	一三三	五、九三九	七五〇、三三〇
同 三年度	一三三	六、〇〇〇	七三三、五一一
同 四年度	一三〇	六、三三九	八八、〇〇八
同 五年度	一三〇	六、七三五	七四九、四九六

同 六年度 二四 六、七二一 六七、七二八
同 七年度 二七 七、〇二五 七三、三三〇
同 九年度 二九 七、五九六 八五、四九一

二 貧兒教育

第十四回社會事業要覽に依れば現在貧兒學校及夜學校の數は公設一二、私設二五、合計三七であつて生徒數は六、七五九名、經費總額一、一九三圓である。

子守學校は公設一二、私設四、計一六施設であり、生徒數五〇四名、經費七、六四三圓である。

勞働児童教育施設は私設九でありその生徒數は五七七名、經費一、八四七圓である。

三 兒童就學獎勵

(一) 學齡兒童就學規程に依る就學獎勵

兒童就學獎勵に就ては、大正十三年一月 皇太子殿下の御慶事に當り、長くも貧困兒童就學獎勵の思召を以て金壹百萬圓を下賜せられたので、政府は之を道府縣に交付して兒童就學獎勵資金を蓄積し同資金より生ずる利子及道府縣支出金を以て貧困兒童の就學を獎勵することとなつた。文部省は同年六月「兒童就學獎勵規程に關する通牒」を發し、更に昭和三年十月「學齡兒童就學規程」の訓令を發し、同三年度以降毎年五十萬圓の國庫補助金を道府縣に交付し、道府縣は市町村又

第九章 児童保護事業

はその他の團體に對し就學保護施設の實施を奨励してゐる。
 昭和八年三月末に於ける道府縣児童奨勵資金總額は三、六一〇、〇〇〇圓其他を合せて總額一、〇八四、八七一圓二九錢に達してゐる。道府縣は之を以て直接就學奨勵施設を行ふ外市町村及公益團體へ交付し、市町村及公益團體では之により貧

困児童に對し教科書、學用品、被服、食料、生活費、醫療費等を支給してゐる。
 昭和七年度に於ける児童就學奨勵施設狀況を見ると道府縣施設によるもの支給人員一八、二六七人、金額二五、四三〇圓七五錢、市町村施設によるもの支給人員八二五、二八一人、金額一、二〇四、一六一圓三二錢、公益團體施設によるもの受給人員三五、〇六五人、金額八一、二七〇圓八七錢である。

昭和七年度児童就學奨勵

(文部省庶務課調)

道府縣	道府縣		市町村		公益團體	
	支給人員	金額	支給人員	金額	支給人員	金額
北海道	17,440	4,910.00	5,562	51,197.65	1	1,561.69
青森			3,973	16,655.32	2	2,336
岩手			2,673	13,849.92	1	1,332
宮城			12,625	15,252.59	6	6,600
秋田			14,284	22,494.77		
山形			19,766	17,133.00		
福島			16,973	28,999.90	8	8,590
茨城			30,155	34,272.33	1	1,925
栃木			22,472	22,467.05	1	1,499
群馬			29,333	18,180.64	3	3,809
埼玉			17,936	27,699.43	2	2,331
千葉			27,483	30,034.85	6	6,170
東京都			25,120	117,658.53	6	10,120.41

道府縣	道府縣		市町村		公益團體	
	支給人員	金額	支給人員	金額	支給人員	金額
新潟			37,101	33,580.30	1	570.78
富山			11,307	32,455.28		
石川			11,999	17,405.45		
福井			5,333	10,951.53	1	1,339
山梨			9,486	22,156.40	1	1,433.67
長野			1,211	3,678.00		
岐阜			37,560	33,066.44	5	1,867.33
静岡			16,455	19,320.33		
愛知			22,473	26,629.45		
三重			28,222	46,558.95	9	1,019.44
滋賀			15,031	33,520.83	1	1,673
京都			8,133	10,203.67	8	1,177.90
大阪			10,571	36,266.41	4	531.73
兵庫			37,676	56,344.95	3	3,007.33
奈良			39,862	85,406.73		
和歌山			3,284	6,320.26		
鳥取			4,930	16,700.11		
島根			11,392	8,860.29	8	1,000.00
岡山			4,040	16,677.38	5	2,570.8
広島			7,126	17,739.64	2	3,900.49
山口			10,101	11,733.35	5	5,697
徳島			4,486	27,771.47	7	7,450.00
香川			11,028	13,709.55		
高松			3,581	15,111.12		
愛媛						
高知						
福岡						
佐賀						
熊本						
大分						
宮崎						
鹿児島						
沖縄						

第九章 児童保護事業

愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿兒島	沖縄	合計
1,193	1,123	3,521	2,101	1,136	2,892	1,173	1,510	2,997	1,456	22,661
4,297	1,314	4,500	3,200	1,836	3,065	1,951	2,900	7,823	1,105	35,065
2,266	4	2,000	6,970	4,590	3,854	7,086	3,962	3,962	3,962	81,277

昭和八年度學齡兒童就學狀況

(文部省調)

事	合	北	青	岩	宮	秋	山
項	計	道	森	手	城	田	形
就業の始期に達したる學齡兒童	5,591,175人	5,435,357	11,034,353	5,435,357	5,435,357	5,435,357	5,435,357
未だ就學の始期に達せざる者	8,566,300人	8,566,300	1,666,799	1,666,799	1,666,799	1,666,799	1,666,799
就學者數	5,591,175人	5,591,175	10,978,771	5,435,357	5,435,357	5,435,357	5,435,357
不	不	不	不	不	不	不	不
就	就	就	就	就	就	就	就
免	免	免	免	免	免	免	免
除	除	除	除	除	除	除	除
計	計	計	計	計	計	計	計
就學歩合	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%

福	茨	栃	群	埼玉	千	東	神	新	富	石	福	山	長	岐	靜	愛	三	滋	京	大	兵	奈	和		
島	城	木	馬	玉	葉	京	川	湯	山	川	井	梨	野	阜	岡	重	賀	都	阪	庫	良	山	歌		
2,857,766	2,668,819	2,258,828	2,211,575	2,555,694	2,550,299	7,935,734	2,755,283	2,555,055	1,828,101	1,147,101	1,047,151	1,126,602	3,935,346	2,101,451	3,311,796	4,181,660	1,961,193	1,131,953	2,331,177	5,111,479	4,331,100	1,001,647	1,431,678		
4,310,339	3,909,021	3,335,555	3,300,000	3,811,933	3,770,788	1,421,006	4,909,909	5,537,781	2,011,333	1,770,788	1,511,333	1,770,788	4,442,222	2,155,555	4,442,222	6,666,666	3,030,303	1,666,666	4,442,222	6,666,666	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	
2,857,766	2,668,819	2,258,828	2,211,575	2,555,694	2,550,299	7,935,734	2,755,283	2,555,055	1,828,101	1,147,101	1,047,151	1,126,602	3,935,346	2,101,451	3,311,796	4,181,660	1,961,193	1,131,953	2,331,177	5,111,479	4,331,100	1,001,647	1,431,678		
1,039	1,110	4,155	3,311	3,377	3,377	3,534	8,999	5,537	2,777	2,777	2,777	3,000	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333
2,447	2,448	1,355	3,996	3,996	3,996	6,277	8,533	7,000	2,448	2,448	2,448	1,000	1,333	1,333	1,333	1,333	1,333	1,333	1,333	1,333	1,333	1,333	1,333	1,333	1,333
1,276	1,358	5,500	7,777	7,777	7,777	11,511	1,777	1,777	6,011	6,011	6,011	4,333	4,333	4,333	4,333	4,333	4,333	4,333	4,333	4,333	4,333	4,333	4,333	4,333	4,333
99.5%	99.4%	99.7%	99.7%	99.7%	99.7%	99.8%	99.8%	99.8%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%

第九章 児童保護事業

鳥	島	鳥	取	根	山	廣	山	德	香	愛	高	福	佐	長	熊	大	宮	鹿	神
八三、九九六	一一、二七一	八三、六五一	一八五	一六〇	三四五	三三	三四五	三三	三四五	三三	三四五	三三	三四五	三三	三四五	三三	三四五	三三	三四五
一一、二七一	一七、二九〇	一一〇、六七六	三三三	三三	四三七	一五一	三三三	三三	一八八	二七二	三〇七	二四〇	二八三	二八三	一六八	二〇七	三三三	三三三	三三三
一一〇、六三三	二九、二六四	二〇七、〇九	四三七	一五一	三三三	三三三	三三三	三三三	一〇五	二九三	四三六	四三六	二八三	二八三	一〇、二二〇	三九七	三三三	三三三	三三三
二〇八、一八七	二九、二六四	二〇七、〇九	四三七	一五一	三三三	三三三	三三三	三三三	一〇五	二九三	四三六	四三六	二八三	二八三	一〇、二二〇	三九七	三三三	三三三	三三三
二九、二六七	四四、〇四〇	二九、二六四	五八三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	一〇五	二九三	四三六	四三六	二八三	二八三	一〇、二二〇	三九七	三三三	三三三	三三三
一八七、四八〇	二七、七七七	一八六、七四三	五二一	三三七	三三七	三三七	三三七	三三七	一〇五	二九三	四三六	四三六	二八三	二八三	一〇、二二〇	三九七	三三三	三三三	三三三
二二四、八八四	一八、三三〇	二二四、五九一	一八八	一〇五	二九三	四三六	四三六	二八三	二八三	一〇、二二〇	三九七	三三三	三三三	三三三	一〇、二二〇	三九七	三三三	三三三	三三三
二〇三、三九三	三九、九五三	二〇三、三九三	五九六	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	一〇五	二九三	四三六	四三六	二八三	二八三	一〇、二二〇	三九七	三三三	三三三	三三三
一一八、〇九五	一七、二八一	一一八、〇九五	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	一〇五	二九三	四三六	四三六	二八三	二八三	一〇、二二〇	三九七	三三三	三三三	三三三
四三、七五七	六七、四四〇	四三、七五七	一、三五四	一、三五四	一、三五四	一、三五四	一、三五四	一、三五四	一〇五	二九三	四三六	四三六	二八三	二八三	一〇、二二〇	三九七	三三三	三三三	三三三
二二五、四七五	三三、一六四	二二五、四七五	二四七	二四七	二四七	二四七	二四七	二四七	一〇五	二九三	四三六	四三六	二八三	二八三	一〇、二二〇	三九七	三三三	三三三	三三三
三三、七三三	三三、九七七	三三、七三三	三五	三五	三五	三五	三五	三五	一〇五	二九三	四三六	四三六	二八三	二八三	一〇、二二〇	三九七	三三三	三三三	三三三
一六四、〇九四	二四、〇九四	一六四、〇九四	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	一〇五	二九三	四三六	四三六	二八三	二八三	一〇、二二〇	三九七	三三三	三三三	三三三
二五七、六七一	二二、四六六	二五七、六七一	三五〇	三五〇	三五〇	三五〇	三五〇	三五〇	一〇五	二九三	四三六	四三六	二八三	二八三	一〇、二二〇	三九七	三三三	三三三	三三三
三九三、九〇六	四五、二二三	三九三、九〇六	二、二七三	二、二七三	二、二七三	二、二七三	二、二七三	二、二七三	一〇五	二九三	四三六	四三六	二八三	二八三	一〇、二二〇	三九七	三三三	三三三	三三三
一〇三、七九六	一五、七三二	一〇三、七九六	八三三	八三三	八三三	八三三	八三三	八三三	一〇五	二九三	四三六	四三六	二八三	二八三	一〇、二二〇	三九七	三三三	三三三	三三三

小學校令 裁革

第三十三條 學齡兒童瘋癲白痴又ハ不具廢疾ノ爲就學スルコト能ハスト認メタルトキハ市町村長ハ府縣知事ノ認可ヲ受ケ學齡兒童保護者ノ義務ヲ免除スルコトヲ得學齡兒童病弱又ハ發育不完全ノ爲就學セシムヘキ時期ニ於テ就學スルコト能ハスト認メタルトキハ市町村長ハ其ノ就學ヲ猶豫スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ直ニ府縣知事ニ報告スヘシ

市町村長ニ於テ學齡兒童保護者貧弱ノ爲其ノ兒童ヲ就學セシムルコト能ハスト認メタルトキ亦前二項ニ準ス

(二) 就學獎勵團體

財團法人兒童愛護會は關東震災府縣管内の兒童の保護を目的とするものであるが、其の一方法として昭和二年四月より學資補助事業を開始した。而して補助を行ふべき兒童は東京

府及神奈川、千葉、埼玉、山梨の四縣内に居住するものにして中等程度の實業教育を受けんとするも家庭貧困のため通學し得ざるものである。

昭和九年度に於ける學資補助の状況を見るに實人員二〇一名、補助總額一一、一七二四七〇錢で一人一ヶ月平均五圓九八錢である。

財團法人兒童愛護會學資補助狀況

年次	實人員	補助總額	一人一ヶ月平均
昭和三年度	七一人	五、二四六・一二	七・四
同 四年度	一〇九	八、五五六・九一	七・七九
同 五年度	一一〇	一〇、七九九・〇三	九・一九
同 六年度	一三八	一一、一七一・五六	七・一七
同 七年度	一七七	一一、七〇三・一三	八・六二
同 八年度	一八五	一〇、五九三・八二	五・八五
同 九年度	二〇一	一一、一七二・七〇	五・九八

財團法人大里兒童育成會に於ては東京市内に於ける小學校兒童の給食を行ふ外、その事業の一として昭和九年度より新に學資補助を開始した。

昭和十年度の優良兒童は九年度中に詮衡を了した三十名であつて各々希望の學校に入學を許可せられ第二期生として四月より學資の補助を受けてゐる。その學資補助費は六、八九五圓である。

四 缺食兒童保護

(一) 學校給食臨時施設

昭和七年九月文部省訓令「學校給食臨時施設方法」の發令と共に學校給食施設費として國庫より七ヶ月分五十一萬三千三百餘圓一ヶ年八十八萬圓が道府縣に交付せられ、之によつて全國の市町村立小學校は一齊に當時文部省より發せられた通牒「學校給食施設方法に關する件」に則り學校給食を開始し、要給食兒童の榮養改善と就學獎勵とを圖つて來た。爾來二ヶ年餘の學校給食實施に依つて得た貴重なる體驗と漸次普及完備せる施設を以て昭和九年度に於ても實施せられ後述の如き効果をあげた。

尙この年に於ては文部省體育課では勿論、各地方廳に於ても學校給食の指導に遺憾なきを期し種々なる事情の爲め未だ給食を開始せざる學校等に對し、學校給食の實際を視察見學せしむるため本省主催の下に新潟、三重、愛知、山口の四縣に於て「學校給食研究協議會」を開催又、地方廳に於ても學校給食研究會或は學校衛生研究會等を開き本施設の普及向上に努力が拂はれた。

(イ) 學校給食施設費

昭和九年度に於ける學校給食施設費としては本年度豫定の八十八萬圓の外に冷害、旱害、風水害等に依る給食施設費五

第九章 児童保護事業

十三萬八千六百七十六圓を合算すれば合計百四十一萬八千六百七十六圓にして、これに前年度繰越金、道府縣、市町村、公益團體の支出、寄附金、私費給食負擔費、其他の經費を合算すれば總經費實に二百二十九萬五千六百六十九圓に上り、内私費給食施設費は十八萬餘圓にして前年度と大體同額である。

本省交付金以外の給食施設費に就て見るに道府縣支出額は五萬一千五百十四圓にして、就中岩手、東京、愛知、三重、大阪、兵庫、奈良、廣島の諸府縣は何れも一千圓以上を支出し、中にも兵庫縣は二萬餘圓を支出せるに對し、二十一府縣は何れも何等の經費を計上して居らない。

市町村の支出額は相當多額に達し總額二十三萬六千七百七十圓にして、岐阜、愛知、兵庫、福岡は何れも一萬圓以上、北海道、秋田、山形、栃木、群馬、富山、静岡、京都、島根、岡山、廣島、熊本、鹿児島、沖縄等に於ては三千圓乃至六千圓を支出し、其他の府縣に於ても相當なる額を支出し、全然

支出のなき地方は青森縣のみなり。公益團體の支出は九千二百二十餘圓にして前年度に比し三千餘圓の減少を示せり。學校給食事業に對する寄附金は二十一萬五千餘圓にして特に青森、岩手、山形、福島等の東北地方に於て各一萬圓以上の寄附金があり、北海道、秋田、群馬、岐阜、愛知、大阪、兵庫、奈良、鳥取、島根、岡山、廣島、熊本、鹿児島、諸縣に於ては千圓以上の寄附金がある。本年度に於て前年度に比し特に寄附金の増額せるは東北地方冷害等の特殊事情に依るは勿論であるが、他面本施設に對する保護者又は一般社會の關心が如何に高まりつゝありやを知ることが出来る。尙被給食者負擔に依る經費は十七萬七千餘圓、其他の經費は八千餘圓にして本省交付金以來の給食施設費總額は十六萬一千八百三十九圓で本省交付金額の二分一に及んでゐる。以上の經費を以て昭和九年度の學校給食が實施されたのである。

昭和九年度學校給食施設費

(文部大臣官房體育課調)

道府縣	道府縣支出	市町村支出	公益團體支出	寄附金	被給食者負擔	其他	計	文部省交付額
北海道	—	八、三三・五六	—	一、五三・三三	—	—	九、七七・六九	一七、〇〇・七七
青森	—	—	—	—	—	—	—	—
岩手	二、二二・八三	—	—	—	—	—	二、二二・八三	—
宮城	四、二五・〇〇	—	—	—	—	—	四、二五・〇〇	—
北	—	—	—	—	—	—	—	—
道	—	—	—	—	—	—	—	—
府	—	—	—	—	—	—	—	—
縣	—	—	—	—	—	—	—	—
市町村	—	—	—	—	—	—	—	—
公益團體	—	—	—	—	—	—	—	—
寄附金	—	—	—	—	—	—	—	—
被給食者負擔	—	—	—	—	—	—	—	—
其他	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—
文部省交付額	—	—	—	—	—	—	—	—

道府縣	道府縣支出	市町村支出	公益團體支出	寄附金	被給食者負擔	其他	計	文部省交付額
秋田	100.00	3,111.46	—	4,019.87	3,105.64	—	10,236.97	44,330
山形	—	6,973.60	334.34	41,064.97	7,911.96	—	56,144.87	44,501
福島	—	2,455.72	9,490	13,357.19	1,677.17	—	17,379.98	39,583
茨城	7,916.6	1,756.51	5,815	3,847.6	—	—	18,326.67	18,436
栃木	—	3,444.56	41,499	8,666.58	1,433.34	—	54,044.48	17,337
群馬	—	4,277.67	1,265.6	1,133.64	3,108.98	—	9,765.9	28,030
埼玉	—	3,373.31	—	2,481.92	—	—	5,855.23	17,393
千葉	未報告	—	—	—	—	—	—	—
東京	4,944.00	1,266.88	—	2,379.0	5,508.90	—	13,108.78	30,053
神奈川	101,540	2,666.33	—	2,986.33	1,876.85	—	109,069.51	12,733
新潟	—	2,583.35	1,541.8	6,666.33	3,196.29	—	13,987.8	21,463
富山	6,100	4,944.00	—	4,448.90	1,643.48	—	17,136.38	21,997
石川	—	1,999.18	543.41	9,349.33	1,575.37	—	13,467.29	15,884
福井	170	1,407.54	1,913.6	2,581.30	8,649.9	—	13,642.34	15,884
山梨	6,944.41	2,303.36	—	1,903.8	10,086.60	—	21,238.15	30,783
長野	—	8,177.80	6,050	1,233.33	—	—	15,468.13	39,088
岐阜	—	16,386.36	4,944.00	4,124.37	11,016.84	—	36,471.57	25,333
静岡	2,666.36	9,799.78	—	8,366.33	1,110.37	—	22,942.84	16,763
愛知	6,101.54	11,499.01	—	5,815.90	1,777.33	—	25,193.78	19,137
三重	2,030.00	2,583.35	—	3,633.33	—	—	8,246.69	13,294
滋賀	3,511.00	2,000	—	5,770.00	—	—	11,281.00	13,020
京都	—	3,111.46	—	3,981.35	—	—	10,154.27	18,908
大阪	1,000.00	2,666.33	—	3,279.0	7,779.50	—	14,664.83	15,733
兵庫	3,111.46	4,944.00	—	8,366.33	3,108.98	—	19,530.77	16,763

第九章 児童保護事業

第九章 児童保護事業

二七二

備考	計	合	神	鹿	宮	大	熊	長	佐	福	高	愛	香	德	山	廣	岡	島	鳥	鳥	和	奈
文部省交付額は本研究所に於て直接本省に問合せたるもの	五、二四、〇〇	五、二四、〇〇	三、七〇、七〇	九、三九、七〇	二、五、一五、〇〇	一、七、七五、五〇	八、一八、五六、五〇	七、六、八三、四一	二、七、七五、五〇	二、七、七五、五〇	二、七、七五、五〇	二、七、七五、五〇	二、七、七五、五〇	二、七、七五、五〇	二、七、七五、五〇	二、七、七五、五〇	二、七、七五、五〇	二、七、七五、五〇	二、七、七五、五〇	二、七、七五、五〇	二、七、七五、五〇	二、七、七五、五〇
昭和九年度即ち昭和九年四月より同十年三月に至る満一ケ年間に於て、學校給食を實施せる市町村数は七千四百七十七	五、二四、〇〇	五、二四、〇〇	三、七〇、七〇	九、三九、七〇	二、五、一五、〇〇	一、七、七五、五〇	八、一八、五六、五〇	七、六、八三、四一	二、七、七五、五〇	二、七、七五、五〇	二、七、七五、五〇	二、七、七五、五〇	二、七、七五、五〇	二、七、七五、五〇	二、七、七五、五〇	二、七、七五、五〇	二、七、七五、五〇	二、七、七五、五〇	二、七、七五、五〇	二、七、七五、五〇	二、七、七五、五〇	二、七、七五、五〇

(口) 全國學校給食施設概況

昭和九年度即ち昭和九年四月より同十年三月に至る満一ケ年間に於て、學校給食を實施せる市町村数は七千四百七十七

にして、現品給與施設をなせる市町村數千八百六十九を合すれば總計九千三百四十六となり、全國市町村數一萬一千五百五十五(昭和十年三月三十一日現在)の八割に於てこれを實

施し、昭和七年度に比し千五十八、昭和八年度に比し百三十一を増加し、又學校給食を實施せる學校數は一萬二千五百九十四校にして、これに現品給與施設をなせる學校二千九百八十二校を加ふれば合計一萬五千七百七十六校に及び昭和七年度に比し千七百三十一校、昭和八年度に比し二百九校の増加を示して居る。

本年度に於ける給食延人員は公費給食者三千八百六十九萬千七百九十九人、私費給食者五百十六萬八千九百二十人計四千四百二十七萬八千四百六十人(公費私費の區別なき給食者四十一萬八千四百五十七人を含む)に及び更に公費に依る現品給與者七百四十二萬七千七十人をも加ふれば總計五千七百七十萬五千五百三十人となる。

公費給食延人員に對する私費給食延人員の數は僅かに一三%に相當するに過ぎざるも學校給食の本義に則り、公費私費併せ眞に養護施設としてこれを行ふものみに就て見れば公費給食延人員五百六十一萬四千三百八十七人に對し私費給食延人員は四百八十二萬五千六百五十四人となり正に私費公費相半するの狀況である。

給食實人員は公費給食者五十五萬六千六百六十三人、私費給食者六萬五千五百十二人計六十一萬四千三百三十九人(公費私費の區別なき給食者三千六百六十四人を含む)更に公費に依り現品を給與せる給與者をも加ふれば、總計七十八萬六千九百三十

九人となる、又給食實人員に就て公費給食兒童に對する私費給食兒童の割合を見れば公費給食兒童五十五萬六千六百六十三人に對し私費給食兒童六萬五千五百十二人に對し私費給食兒童は公費給食兒童の一〇%に相當し、公費私費併せ實施せるものに就て見れば公費給食兒童六萬四千八百三十三人に對し私費給食兒童五萬三千二百五十四人にして公費私費相半するの實狀である。

本年度學校給食に要したる經費は食費、事務費、設備費、等合せて百九十九萬三千三百八十餘圓にして食費は公費が百三十二萬四千八百四十三圓七十錢、私費が十八萬三千四百五十五圓八十四錢、計百五十五萬五千八百八十九圓五十錢、更に公費に依り現品を給與せる經費二十七萬一千八百七十四圓二十五錢を加へれば總計百七十七萬五千九百六十三圓七十九錢である。

事務費は二萬三千八百四十三圓五十錢、一校平均一・八九圓にして殆んど各學校共僅少の事務費或は事務費を要せずして學校給食を實施して居る實狀である。

學校給食に要したる本年度の設備費は十萬一千四百六十九圓八十九錢である。

一人一食當りの食費は、公費のみに依り實施せるものは三錢三厘、私費のみに依り實施せるものが五錢、公費私費併せ實施せるものが三錢五厘、平均三錢四厘にして、前年度に比し大體同様である。

昭和九年年度學校給食施設状況

(文部大臣官房體育課調)

種別	公費のみに依り実施せるもの		私費のみに依り実施せるもの		計	公費に依り現品を給與せるもの
	実施したる市町村數	實施せるもの	實施したる市町村數	實施せるもの		
同 學 校	六、五五三	六、五五三	六	六	七、四七七	一、八六九
給食延人数	三、〇七六、六七九人	三、〇七六、六七九人	三、〇七六、六七九人	三、〇七六、六七九人	三、〇七六、六七九人	七、四三七、〇〇〇人
給食實人員	四八五、八三〇人	四八五、八三〇人	四八五、八三〇人	四八五、八三〇人	四八五、八三〇人	一七三、六〇〇人
食費	一、一〇一、五〇三、〇六四圓	一、一〇一、五〇三、〇六四圓	一、一〇一、五〇三、〇六四圓	一、一〇一、五〇三、〇六四圓	一、一〇一、五〇三、〇六四圓	二七二、八〇〇、三五〇圓
一人一食當り食費	三、三三錢	三、三三錢	三、三三錢	三、三三錢	三、三三錢	三、六六錢
事務費	一六、八三三、三三圓	一六、八三三、三三圓	一六、八三三、三三圓	一六、八三三、三三圓	一六、八三三、三三圓	二六、五、四四圓
設備費	七六、九八、六三圓	七六、九八、六三圓	七六、九八、六三圓	七六、九八、六三圓	七六、九八、六三圓	七三、三三圓

(二) 大里育成會の給食事業

財團法人大里育成會に於ては昭和八年十月より東京市内に於ける小學兒童の給食事業を開始しつゝあるが、昭和十年度に於ては荒川區外六區内の九十四校四、九三一人に給食し、

給食延人員は一、二〇三、二九六人を算してゐる。それに用したる經費總額は九〇、五〇六圓である。

財團法人大里兒童育成會昭和十年年度給食兒童延人員 九四校

區	求職者數	就職者數	就職率
荒川區	二七九、五八七名	一四〇、五一九	五〇・二%
向島區	一九〇、五一九	二二六、一一九	一一九・二%
城東區	二二六、一一九	四六、〇五三	二〇・三%
麻布區	四六、〇五三	一八三、七八二	三九・九%
足立區	一八三、七八二	六三、二四一	三四・六%
葛飾區	六三、二四一	一四五、四一九	二四・七%
江戸川區	一四五、四一九	二五、〇〇八	一六・七%
東京水上小學校	二五、〇〇八	一一、二八七	四五・一%
上智大學	一一、二八七	二一、二二八	一九一・七%
セツルメント	二一、二二八	一、二〇三、二九六	五・七%
託兒所	一、二〇三、二九六		
合 計	一、二〇三、二九六		

第四節 少年職業紹介

少年の職業指導並紹介事業は大正十四年全国職業紹介所が小學校と聯絡提携して少年の職業紹介並指導に努力する様になつて以來年々取扱數を増加してゐる。

昭和十一年三月小學校卒業兒童にして同年五月三十一日迄に全國職業紹介所に求職せる兒童につき其の就職狀況をみるに求人數二〇〇、〇八一、就職者數一〇二、一四六、就職者數四七、八三六にして前年に比し求人數二一、五九七、就職者數に於て七、六七五、就職者數に於て五、一七四の各増加を示してゐる。尙求人數に對する就職率は五一・一%、就職率に對する就職率は四七・七%である。

年別三月卒業兒童職業紹介取扱成績 (社會局職業課調)

年 別	求人者數	求職者數	就職者數	求人對就職者數
昭和五年	六、九五七	四六、九六九	一六、六九五	三六
同 六年	七、九四四	五三、五〇七	三〇、四九六	三七
同 七年	八、七、一八六	五八、八九〇	三三、九七六	三七
同 八年	一〇、一、〇七三	六六、〇八二	三六、〇〇七	四〇
同 九年	一三、一、四三九	七七、一〇四	三三、七三三	四二
同 十年	一七、一、四八四	九四、四七二	四三、六三三	四五
同 十一年	二〇、〇、八二一	一〇三、一、四四六	四七、八五六	四五

昭和十年六月一日より同十一年五月末日迄の一ケ年間に取扱ひたる滿十八歳未満者の就職狀況を見るに求人數五六八、七六八、就職者數三三三、八一四、就職者數一五七、七九二人にして前年に比し求人數六一、九三五、就職者數三三、八二八、就職者數一七、七八二人の各増を示してゐる。尙求人數に對する就職率は五九・九%、就職率は二八・八%、就職者數に對する就職率は四八・八%である。

年別十八歳未満者一ケ年間職業紹介取扱數

年 別	求人者數	求職者數	就職者數	求人對就職者數
大正十五年	五、八四三	一六、四〇七	六、〇二一	三五
昭和二年	四、〇四六	二五、〇六九	九、六九五	三五
同 三年	六、四三三	三六、五八八	一五、一三〇	三五

同 四年	110,000	6,401	26,779	33	42
同 五年	176,866	13,633	60,377	74	66
同 六年	242,755	23,848	87,877	86	42
同 七年	326,857	35,499	127,824	77	47
同 八年	349,935	30,966	135,796	77	46
同 九年	410,738	25,771	133,233	64	46
同 十年	505,833	29,966	140,010	56	47
同 十一年	568,768	33,844	157,793	59	48

機械器具工業	7,970	2,306	10,276	33
窯業	1,779	971	2,750	38
化學工業	939	635	1,574	44
製材及木製品工業	1,596	334	1,930	29
印刷及製本業	1,955	777	2,732	47
食料品工業	1,276	1,345	2,621	17
瓦斯及電氣業	5	1	6	0.1
其の他の工業	2,338	5,554	7,892	57

第五節 労働少年保護

(一) 工場少年労働者

昭和八年末現在に於ける工場少年労働者の数を内閣統計局調「労働統計要覽」昭和十年版によつて見れば常時五人以上の職工を使用する工場に於ける十六歳未満の少年労働者は一八七、六四四人にして職工總數二、〇一〇、二〇三人の九・三%に當つてゐる。これを男女別にみれば男工二七、五二五人、女工一六〇、一一九人であつて少年工の大部分が女工である。

業態別昭和八年度末少年工場労働者數

總數	27,525	160,119	187,644	9.3
紡織工業	7,679	142,058	149,737	16.5
金屬工業	2,260	569	2,829	2.0

(二) 鑛山少年労働者

昭和八年六月末現在に於ける十六歳未満の鑛山少年労働者の數は鑛夫總數二〇二、三二〇人中一、二八九人であつて内男九五〇人、女三三三九人である。

年別鑛山少年労働者數

昭和六年	1,045	382	1,427
同 七年	759	293	1,052
同 八年	950	339	1,289

(三) 商店法案

社會局では曩に商店法案要綱を作成し昭和八年一月參與會議を開いて之を諮問したのであるが、諸種の事情の爲め議會提出の運びに至らなかつた。然しながら工場、鑛山労働者にはつとに保護法が實施されてゐるに拘らず、商業労働者については年少者に對してさへ何等の保護を與ふることなく放置することは社會事情の許さざる處である爲之が保護につき種々の論議をみつゝあるが、政府に於ても之が氣運に動かされて昭和十年七月二十五日付を以て各地方長官宛に通牒を發し商店主團體並に商店従業員の意嚮或は要望を諮問したその事項は次の如くである。

商店の夜間營業時間制限に關する意嚮聴取の件

我國小賣商店の營業時間に付ては法律上何等の制限なき爲營業時間冗長に流るゝ嫌あり従業員の保健其の他に悪影響あるのみならず經營者側よりするも徒らに冗費を増加するに過ぎざる場合尠からず社會政策並國民經濟上遺憾とする處に有之而も營業時間の制限は其の性質上一律に實行するを要するものなるを以て商店主の團體よりも法律を以て營業時間の制限を加へられ度との陳情あり

又帝國議會に於ても同趣旨の決議ありたるが種々の事情に依り實行に至らず今日に至り候に付ては廣く全國的に營業時間制限に關する關係者の要望を承知致度左記事項に付商店主團體等の意嚮を聴取し九月末日迄に御回報相煩度

追て都市以外の町村に付ては實際上問題となり居らざるに付諮問の範圍は市部に限る機致度尙商店従業員の要望を聴くべき適當の方法あらば其の要望をも徴する様御配慮相煩度

小賣商店の營業時間に關する諮問事項

- 一、何等かの方法に依り閉店時刻を定め營業時間を制限するの要なきや
- 二、法律以外の方法に依り營業時間を制限するの有效なる方法ありや
- 三、閉店時刻を制限するとせば原則として午後何時を以て適當とするや(先年の社會局案は自四月一日至十月三十一日間は午後十時其の他は午後九時を閉店時刻とし衆議院の建議及同業者團體の陳情は一年を通じて午後十時を閉店時刻とせり)
- 四、閉店時刻を設けたる場合如何なる例外を必要とするや(先年の社會局案は緊急の必要ある場合には商品の種類を問はずして閉店後の販賣を認め關係商店主團體の希望あるときは地域別營業別に閉店時刻の繰下げ繰上げを許可し得ることとし且年六十日の例外を設けたり)

右の諮問に對する各地の商工會議所、商業組合、及び商店主聯盟等事業主團體の意嚮を綜合するに第一の點については

大部分の者がその必要を認め反対若くは時期尚早としたものは極く少数であつた。第二の點については其の大半が法律以外に適當なる方法なしとしたが、申合せに依つて實行すべしとしたものも相當あつた。第三の點については一年を通じ午後十時を適當とするもの最も多かつた。第四の點については社會局原案が相當廣範圍に例外を認めた緩和的規定であつたから之に對し異論なく唯懂であるが一年を通じ九十日の例外を認むべしといふものがあつた。従業員側の要望としては何れも商店法の制定を希望し尙營業時間制限の外 毎月一回又は二回以上の休日の設定につき附言してゐる。

第六節 児童虐待防止

(一) 児童虐待防止法による保護

被虐待児童の保護に關しては昭和八年四月法律第四十號を

以て児童虐待防止法が公布せられ同年十月一日より實施せられた。昭和十年中に於ける同法實施狀況を見ると法第二條により保護處分を受けたる児童數は第一項處分を受けたるもの三四六名で第二項處分は六名である。第一項處分の内訓誡二二九名、條件付監護三六名、收容委託八一名である。法第二條に依る保護處分件數は第一項第一號處分は二二六件、第二項第二號處分三七件、同第三號處分八九件計三五二件、第二項處分六件である。法第七條の規定に依る禁止制限に對する違反件數は五十一件であつて起訴一九件、不起訴四四件、處分未済四七件、禁止制限の業務及行爲の種類別にみれば戸々に就き又は道路に於て物品を販賣する業務三四七件、乞食六二件輕業曲馬其他危險なる業務にして公衆の娛樂を目的とするもの五〇件、藝妓、酌婦、女給其他酒間の斡旋を爲す業務二七件、戸々に就き又は道路に於て歌謡遊藝其他演技を行ふ業務二三件、不具畸形を觀覽に供する行爲二件である。

(社會局保護課調)

昭和十年度児童虐待防止法實施狀況

法第二條に依り保護處分を受けたる児童數調 (一)

年齢別	親権者若くは後見人の虐待に係るもの		然らざるもの		計
	男	女	男	女	
一歳未満	1	1	1	1	4
計	1	1	1	1	4
一歳以上	1	1	1	1	4
計	1	1	1	1	4
合計	2	2	2	2	8

第一項第一號處分(訓誡)

同上第二號處分(條件付監護)

年齢別	親権者若くは後見人の虐待に係るもの		然らざるもの		計
	男	女	男	女	
一歳未満	1	1	1	1	4
計	1	1	1	1	4
一歳以上	1	1	1	1	4
計	1	1	1	1	4
合計	2	2	2	2	8

法第二條に依り保護處分を受けたる児童數調 (二)

第一項第三號處分(收容委託)

年齢別	親権者若くは後見人の虐待に係るもの		然らざるもの		計
	男	女	男	女	
一歳未満	1	1	1	1	4
計	1	1	1	1	4
一歳以上	1	1	1	1	4
計	1	1	1	1	4
合計	2	2	2	2	8

法第二條に依り保護處分を受けたる児童數調 (三)

第二項處分(親権者又は後見人に引渡)

年齢別	親権者若くは後見人の虐待に係るもの		然らざるもの		計
	男	女	男	女	
一歳未満	1	1	1	1	4
計	1	1	1	1	4
一歳以上	1	1	1	1	4
計	1	1	1	1	4
合計	2	2	2	2	8

法第二條に依る保護處分件數	計	
	一	五
親権者若くは後見人の虐待に係るもの	二四件	八
然らざるもの	一四	二
計	三八	一〇
第一項第一號處分	二八	八
第二號處分	七五	一四
第三號處分	二四	二
計	二二七	二四
第二項處分	四	二
法第七條の規定に依る禁止制限に對する違反件數	計	計
禁止制限の業務及行爲の種類	起訴	不起訴
不具畸形を觀覽に供する行爲	一	一
輕業曲馬其他危險なる業務にして公衆の娛樂を目的とするもの	三	五七
戸戸に就き又は道路に於て物品を販賣する業務	一	四六
戸戸に就き又は道路に於て歌舞遊藝其他演技を行ふ業務	二	一九
藝妓、酌婦、女給其他酒間の斡旋を爲す業務	三	一五
計	一九	四四五

(二) 児童虐待防止團體

虐待児童保護團體は東京にては杉並學園、児童擁護協會、救世軍芥種寮の三、愛知では和光寮一、計四團體であり總て

第七節 不良児童保護

(一) 不良児童數

昭和十年中に於ける全國警察署の視察にかゝる十八歳未満の不良少年の數は八、七二〇名、同年末現在人員は六、八一三名である。

私設である。その昭和九年度事業成績は保護人員六七名、延三、八三一名で經費二一、五九四圓、資産二六、四五一圓、職員二一名である。
児童擁護協會
昭和十年度事業概況は次の如くである。
一、不遇児童の收容並家庭委託に關する事項
児童虐待防止法に依り收容保護處分を受けたる被虐待児童にして東京府知事より委託ありし者、二十名(男十二名、女八名)を收容保護中(内男九名、女六名は小學校通學中)尙創立以來一ヶ月平均收容人員數一一・七名にして延人員九、八八八名である
二、児童虐待防止に關する思想の普及並宣傳に關する事項
(イ)講演會、映畫會並座談會の開催
昭和十年度に於ては主として法律の徹底を期することに重點を置き講演會を兼ね協會製作に係る児童虐待防止映畫「明朗日本」の映畫會を各所に於て開催す
(ロ)ラヂオドラマの懸賞募集
(ハ)パンフレット「児童虐待防止法の話」の配布

昭和十年道府縣別視察人員年内移動

(社會局保護課調)

視察人員	前年より新に視察を行へる者の越員		計	年内移動		年末現在
	前年より	新に視察を行へる者		計	年内移動	
北海道	一七九	一〇五	二八四	六一	三三三	
東北	二二六	一七四	四〇〇	二四	三七六	
東京	二四八	一九九	四四七	九五	三五二	
大阪	九二	六三	一五五	一八五	二二	
京都	二〇四	五三	二五七	二二	二三五	
神奈川	一七五	一九〇	三六五	四三	三二二	
兵庫	一〇四	八六	一九〇	四三	一四七	
長崎	五三	二六	七九	二二	五七	
新潟	五三	二六	七九	二二	五七	
埼玉	五三	二六	七九	二二	五七	
群馬	九八	七四	一七二	三六	一三六	
千葉	五三	三三	八六	二二	六四	
茨城	四四	三五	七九	二二	五七	
栃木	二〇	一七	三七	九	二八	
奈良	三三	二七	六〇	一八	四二	
三重	四六	三七	八三	二二	六一	
愛知	三九〇	一九八	五八八	九七	四九一	
静岡	三三三	一四三	四七六	七五	四〇一	
山梨	八二	七二	一五四	三三	一二一	
滋賀	四八	三三	八一	二四	五七	

道府縣	人員	人員	人員	人員
岐阜	一七	一四	三九	二六
長野	八〇	七〇	一五〇	二五
宮城	八〇	五五	一三五	九
福島	六	二六	三二	七〇
岩手	三	八	一一	七〇
青森	三	六	九	七〇
山形	一〇	六	一六	一
秋田	三	一	四	一五
山梨	三	一	四	一五
石川	一	一	二	一五
富山	一	一	二	一五
鳥取	一	一	二	一五
島根	一	一	二	一五
岡山	一	一	二	一五
広島	一	一	二	一五
山口	一	一	二	一五
和歌山	一	一	二	一五
徳島	一	一	二	一五
香川	一	一	二	一五
愛媛	一	一	二	一五
高知	一	一	二	一五
福岡	一	一	二	一五
大分	一	一	二	一五
佐賀	一	一	二	一五

熊本	一〇五	四	一五〇	二	一三
宮崎	八	六	一五	三	一六
鹿島	七	五	一五	四	一八
沖繩	五	五	一〇	六	一八
計	五、三六	三、四九四	八、七三〇	一、九七	六、八二三

備考 十八歳未満の該當者数を掲ぐ
年別不買少年数

年次	視察人員	年末現在
昭和元年	九、四五八	七、三一〇
同二年	九、七二八	七、六七七
同三年	一〇、一四一	八、〇一四
同四年	八、七二〇	六、八一
同五年	八、五八三	六、八〇九
同六年	一〇、一三〇	七、六〇七
同七年	八、三〇九	六、五〇一
同八年	八、四五七	六、五七四
同九年	八、七二〇	六、八一三
同十年		

(二) 少年教護院

第六十四議會を通過した少年教護法は昭和八年五月五日法律第五十五號を以て公布せられ實施の時期が殘されてゐたが、昭和九年九月二十九日少年教護法施行令其他關係法規が公布せられて同年十月十日より實施せられた。従つて從來の國立並道府縣立感化院は同法により設置したる少年教護院と

看做され、代用感化院は同法の認可をうけたる少年教護院と看做されることになつた。
 昭和十年に於ける少年教護院施設数は五四で、その收容定員は二、六八八名、經費は七七八、一七二圓である。

年別少年教護院

年次	施設数	收容定員	經費
昭和九年	五二	二、三六四	六七七、三一二
同十年	五四	二、六八八	七七八、一七二

少年教護委員は昭和十一年三月三十一日現在の社會局調査によれば定員数は八、一三一名であるが委員現在数は九、一六五名(内四九名は女子)である。猶委員設置市町村数は三、一六六で未設置市町村数は八、三五五である。

少年教護委員数 (昭和十一年三月三十一日現在)
 (社會局保護課調)

府縣	委員定数	現在数	委員設置市町村数	委員未設置市町村数
北海道	六	六	六	〇
東北	一七	一四	一	一六
関東	二五	二〇	五	二〇
中部	二〇	一七	三	一七
近畿	三〇	二五	五	二五
四国	三	三	三	〇
九州	二七	二二	五	二二
兵庫	六	六	六	〇
計	一〇〇	八〇	三三	六七

長崎	六	〇	一六	二五
新潟	一	三	一六	二六
埼玉	四	〇	九	一六
群馬	三	〇	一〇	一五
千葉	三	五	一〇	一五
茨城	六	七	一五	二〇
栃木	九	五	一五	二〇
奈良	三	三	一六	二一
三重	〇	六	一六	二一
愛知	一	九	一七	二二
静岡	一	九	一七	二二
山梨	一	九	一七	二二
滋賀	七	七	一八	二三
岐阜	七	七	一八	二三
長野	四	七	一八	二三
富山	二	七	一八	二三
石川	二	七	一八	二三
福井	二	七	一八	二三
宮城	三	七	一八	二三
岩手	三	七	一八	二三
青森	一	八	一八	二三
山形	三	八	一八	二三
秋田	一	八	一八	二三
福井	一	八	一八	二三
計	五	一〇	一七	二五

石川	二	〇	九	一三
富山	五	〇	四	一三
鳥取	二	〇	一七	一三
島根	六	〇	七	一三
岡山	六	〇	七	一三
広島	三	〇	二	一三
山口	三	〇	二	一三
和歌山	六	〇	一七	一三
徳島	九	〇	六	一三
香川	七	〇	六	一三
愛媛	七	〇	六	一三
高知	七	〇	六	一三
福岡	三	〇	二	一三
大分	三	〇	二	一三
佐賀	六	〇	五	一三
熊本	一	〇	一〇	一三
鹿島	一	〇	一〇	一三
宮崎	一	〇	一〇	一三
計	八、一三	九、一六五	三、一六	八、三五

第八節 異常兒童保護

(一) 盲聾啞教育

我國に於ける盲學校及聾啞學校の数は昭和十年九月現在にては文部省普通學務局調によれば府縣立六一校、市町立九校、私立四五校計一一五校にして生徒数は盲學校生徒定員九、二二六名、生徒數四、九五〇名、聾啞學校生徒定員九、二四一名、生徒數五、三〇五名である。盲學校及聾啞學校に要する經費は昭和十年年度豫算につきみるに經常費一、三三三、〇五八圓、臨時費二〇四、三八八圓、計一、五三七、四四六圓である。

昭和十年度盲聾啞學校經費豫算額

(文部省普通學務局學務課調)

公立	經常費	臨時費	計
公立	一、三三八、二五三〇	一七五、四三〇〇	一、五三七、四四六〇
私立	三九四、八四三〇	四六、九七五	四四一、八〇六〇
計	一、七三三、〇九六	二二二、四〇五	一九五〇、五〇一

盲聾啞教育に對しては大正十年年度以來年々國庫補助金が交付せられてゐる。昭和十年年度の盲聾啞教育國庫補助金は交付學校數一〇五、盲聾啞教育費補助額は一〇〇、〇〇〇圓、盲聾啞學校設備費補助額は五〇、〇〇〇圓である。

昭和十年度盲聾啞教育國庫補助金

(文部省普通學務局庶務課調)

學校數	盲聾啞教育費補助	盲聾啞學校設備費補助
公立 三六校	二三、九四七	一六、五〇〇

(二) 吃音矯正

第十四回社會事業統計要覽によれば現在吃音矯正施設は樂石社、東京正聲學院、京都吃音矯正學院、樂石社廣島支部の四であり總て私設である。その事業狀況は矯正人員三、五九五名、經費二二、九三三圓、資産六二、一三七圓、職員二〇名である。

(三) 精神薄弱兒童保護

精神薄弱兒童の教育施設としては東京の瀧乃川學園、藤倉學園、京都の白川學園、大阪の桃花塾、大阪市立今宮乳兒院學園、千葉の兒童教化八幡學園及茨城の筑波學園の七箇所に於て昭和七年度末に於ける收容人員僅かに一四五名、經費總額一、二二一、六五三圓である。又小學校に於て精神薄弱兒童のため特別學級を設けてゐるものは昭和十年四月末日現在に於て七〇學級あり生徒數、男九八三人、女七三五人、合計一、七一八人を數へてゐる。

(四) 不具兒童教育

不具兒童に對する保護施設としては大正十年に柏倉松藏氏により設立せられたる柏學園が我國唯一の收容施設であつたが、昭和七年四月東京市に於て光明學校を設置して不具兒童の教育を開始したので現在では二箇所となつた。この外道府

縣には小學校に於て肢體不具兒童のため特別學級を設置せるものがあり特に不具兒童のため獨立せる學級を有するものは茨城縣に於ける二學級のみであるが身體虛弱兒童並精神薄弱兒童の特別學級と併置せるものには三重(一學級)、大阪(六)、熊本(二)、沖繩(五)の四府縣があり之等を合せると不具兒童の特別學級の數は昭和十年四月末日現在に於て一四學級となり生徒數は男二〇名、女二三名、合計四三名である。

第十章 社會教化事業

第一節 融和事業

一 政府の施設

融和事業の促進の爲政府は大正九年度より府縣の地方改善

地方改善費國庫補助支出額

(社會局福利課調)

年次	地區整理費	育英獎勵費	融和機關獎勵費	地方改善施設補助	地方改善應急施設費	計
大正九年度	一〇	一〇	一〇	五〇、〇〇〇	一〇	五〇、〇〇〇
同 十年度	一〇	一〇	一〇	二一〇、〇〇〇	一〇	二一〇、〇〇〇
同十一年度	一〇	一〇	一〇	二一〇、〇〇〇	一〇	二一〇、〇〇〇
同十二年度	一〇	一〇	一〇	二一〇、〇〇〇	一〇	二一〇、〇〇〇
同十三年度	一〇	一〇	一〇	二一〇、〇〇〇	一〇	二一〇、〇〇〇
同十四年度	一〇	一〇	一〇	二一〇、〇〇〇	一〇	二一〇、〇〇〇
計	六〇	六〇	六〇	一、〇六〇、〇〇〇	六〇	一、〇六〇、〇〇〇

に對する支出額と同額迄の國庫補助金を交付し講習、講演、融和事業委員、小地區整理、共同浴場、住宅改善、公會堂、隣保館、共同作業場、託兒所の設置並經營、産業の獎勵、生業資金貸付等精神物質兩方面に亘りて中央地方相應して融和の實をあげるの方針を採り之を實施しつゝある。かくて大正九年度より昭和十年年度に至る十六年間に於ける支出豫算總額は一千二百九十九萬九千四百四十八圓に達することとなつた猶大正十年度以降部落に對する一般人の偏見を除き相互の融和を圖ることに意を注ぎ、之が指導の任に當らしむる爲、京都府外十一府縣に專任職員を設置せるも之等職員に對しては法令上何等の身分の保證なかりしを以て之が待遇の改善を圖る爲め昭和四年六月より其の資格ある者に對しては地方待遇職員令に依る社會事業主事又は主事補の待遇を附與することとなり、前記補助金の交付と相俟て相當の成績を挙げつゝある。

同十五年	一一二、〇〇〇	一五七、五〇〇	一〇六、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	五八五、五〇〇
昭和元年	一一二、〇〇〇	一八九、〇〇〇	一〇六、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	六一七、〇〇〇
昭和二年	一一二、〇〇〇	一八九、〇〇〇	一〇六、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	六一七、〇〇〇
同三年	一一二、〇〇〇	一八九、〇〇〇	一〇六、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	六一七、〇〇〇
同四年	一一二、〇〇〇	一八九、〇〇〇	一〇六、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	六一七、〇〇〇
同五年	九五、七六〇	一八九、〇〇〇	一〇六、〇〇〇	一九七、六〇〇	六四八、六〇〇
同六年	八〇、六四〇	一八九、〇〇〇	一〇六、〇〇〇	一六八、九四八	五八八、七〇八
同七年	七二、五七六	一八〇、六五〇	一一四、七五〇	一五一、一六四	五二七、二〇四
同八年	一七二、五七六	一六二、五八五	一〇三、二七五	一三六、〇四八	一九七四、四八四
同九年	一七二、五七六	一六二、五八五	一〇三、二七五	一三六、〇四八	二、三七四、四八四
同十年	一五二、五七六	一六二、五八五	一〇三、二七五	一三六、〇四八	一、七九四、四八四
合計	一、五三〇、七〇四	二、〇二七、九九〇	一、四四八、八五〇	二、七九一、九〇四	一、二三四、四八四

備考 昭和九年地方改善應急施設費(二二〇、〇〇〇圓)は地方改善應急救済施設費なり

(一) 地區整理

政府は大正九年以來府縣の地方改善施設に對して、補助金を交付し來つたが、要改善地區に對しては府縣の施設のみには充分なる効果を收め難きを以て、大正十二年度以降十年計畫を以て事業費多額を要し地方費のみを以ては到底之を實施し得ざる大地區の整理計畫を樹て、京都府外十九府縣一府縣一ヶ所合計二十ヶ所に對し國庫補助一、〇六七、一七八圓を交付し事業總經費一、五五七、一〇四圓を費して昭和七年度

第二次計畫地區整理事業施行狀況

府縣名	地區名	事業總數	總經費	國庫補助額
京都府	京都市下京區東七條	自昭和十年三月年	四三〇、〇〇〇圓	三三三、五〇〇圓

(社會局福利課調)
主たる事業種目
道路改修、橋梁架設、下水改修

を以て全事業の完成を見るに至つた。而して之等事業の實施に依り融和促進上効果大なるものがあつたが、政府は更に部落の實情に鑑み一層之が施設の徹底を期する爲昭和八年度以降十年の豫定を以て百七十萬二千九百餘圓(平均年額十七萬二千餘圓)の國庫補助金を地區改善の最も急を要すと認めらるゝ京都府外二十二府縣に交付し一府縣一ヶ所合計二十三ヶ所を整理すべく夫々豫定計畫に基づき實施中である。

大阪	泉南郡鳴瀧村	同	十七年十ヶ年	一〇九、六〇一	八二、一〇一	道路改修、下水改修、側溝築造
神奈川	足柄下郡酒匂村酒匂字南市場山王原字中町	同	八年二ヶ年	一六、〇〇一	一一、〇〇一	道路改修、基地整理、住宅の移轉及改築
兵庫	西宮市芝地區	同	十二年五ヶ年	四二〇、五九九	三二五、四九九	道路改修及新設、下水改修及新設、下水道布設、地區の擴張、住宅の移轉及改築、橋梁架設
群馬	群馬郡倉賀野町倉賀野驛	同	八年二ヶ年	一一、五〇〇	九、三七五	道路改修及新設、下水新設及改修、住宅改修
奈良	奈良市東ノ坂町	同	同	一八二、八八四	一三六、六三八	道路改修、下水改修、下水道新設、住宅の移轉及改築
三重	桑名郡深谷村第四區	同	十年三ヶ年	九〇、〇〇〇	六七、五〇〇	道路新設及改修、下水新設及改修、下水道新設、住宅の移轉及改築、住宅地造成
愛知	海邊郡津島町字初日町	同	同	三三、五〇〇	一七、六六二	道路改修、下水改修、側溝築造、住宅改修
静岡	濱松市福知町	同	同	一〇、〇〇〇	七、〇〇〇	道路改修、下水改修
滋賀	蒲生郡武佐村大字南野	同	十八年四ヶ年	三三、〇〇〇	二四、〇〇〇	道路改修、下水改修及新設
岐阜	大野郡高山町大字倉崎三福寺	同	十二年五ヶ年	二七、一八四	二〇、三三八	道路改修、下水改修、下水道新設、住宅の移轉及改築
長野	上田市柳原區	同	同	四〇、八〇〇	三〇、六〇〇	道路改修、住宅改修新設、共同浴場新設、基地移轉
福井	三方郡耳村南市	同	十二年五ヶ年	二四、〇〇〇	一八、〇〇〇	道路改修、下水改修
鳥取	岩美郡宇倍野村大字麻生	同	同	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	道路下水の新設及改修、住宅の移轉及整理
岡山	御津郡横井村大字富原	同	同	七〇、四八三	五三、八六三	道路改修及新設、下水新設及改修、下水道新設、家屋移轉、住宅地造成、公會堂及授産場建設共同浴場の増設
廣島	廣島市尾長町	同	十年三ヶ年	一三九、一三五	一〇一、三三九	道路新設、下水新設、地區の擴張、下水道新設、住宅の移轉及改築

府縣別	山 口	和 歌 山	德 島	香 川	愛 媛	高 知	福 岡	計	配 付 額
	佐渡郡右田村渡區	和歌山市岡町區	勝浦郡小松島町字中郷	香川郡鷺田村上馬場堀角	温泉郡石井村大字朝生田	安藝郡野根村東町	福岡市西門通區、松岡區、金平區	二二地區	1,701,945
	同	同	同	同	同	同	同	1,210,561	1,701,945
	十二年五年	八年五年	八年五年	八年五年	八年五年	八年五年	八年五年	1,210,561	1,701,945
	10,000	3,500	3,500	10,000	10,000	10,000	10,000	1,210,561	1,701,945
	道路改修及新設、下水改修及新設、住宅地區擴張住宅改築移轉	道路改修、下水改修	道路改修、住宅の移轉及改築	道路改修及新設、下水改修	道路改修及新設、下水改修、橋梁架設	道路改修、下水改修、家屋改築	道路改修及新設、下水改修、家屋改築	1,210,561	1,701,945

(二) 育英獎勵

政府は學業成績優良なるも修學の資力乏しき者を選抜して學費を給與し中等學校以上に修學せしめ一般との融和親善を計る爲に大正十二年度六萬三千圓、大正十三年度九萬四千五百圓、大正十四年度十二萬六千圓、大正十五年度十五萬七千五百圓、昭和二年以降昭和五年度迄は各十八萬九千圓、昭和六年度十八萬六千五百圓、昭和七年度以降昭和十年度迄各年度十六萬二千五百八十五圓を支出し、學費の給與を行ひつゝある。

尙昭和八年度以降に於ては部落の窮迫せる實情に鑑み部落の實際的指導者たるべきものを養成すべく毎年度全國より適格者二十名を選抜し日本國民高等學校に入學せしめつゝある。昭和九年四月一日既獎勵者は九五四名、昭和九年度新規獎勵者四六九名、昭和九年度卒業並退學者四一五名、昭和十年三月現在獎勵者一、〇〇八名、配付額は既獎勵者は一一四、八七九圓、新規獎勵者は四六、二〇〇圓、計一六一、〇七九圓である。

昭和九年度育英獎勵狀況

(昭和十年三月末現在)

(社會局福利課調)

府縣別	既昭和九年四月一日獎勵者			新昭和九年度新規獎勵者			昭和九年三月末現在卒業並退學者			昭和十年三月現在獎勵者			配付額
	專門	中等	計	專門	中等	計	專門	中等	計	專門	中等	計	
東京	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1,000
京都	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1,000
大阪	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1,000
神奈川	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1,000
兵庫	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1,000
長崎	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1,000
新潟	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1,000
埼玉	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1,000
群馬	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1,000
千葉	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1,000
茨城	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1,000
栃木	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1,000
奈良	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1,000
三重	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1,000
愛知	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1,000
靜岡	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1,000
山梨	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1,000
滋賀	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1,000
岐阜	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1,000
長崎	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1,000
計	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1,000

福	石	富	鳥	鳥	岡	廣	山	和	德	香	愛	高	福	大	佐	熊	鹿	計
井	川	山	取	根	山	島	口	山	島	川	媛	知	岡	分	賀	本	島	101
1	1	2	2	1	1	4	4	5	5	1	1	4	5	1	1	1	849	
4	1	2	2	6	5	5	3	3	3	3	3	3	3	8	1	2	954	
1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	54	
6	6	3	3	4	2	2	5	6	5	5	5	3	3	2	2	2	455	
6	2	3	3	6	2	2	5	7	8	5	3	3	7	2	2	2	469	
1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	54	
5	5	3	3	4	2	2	3	4	4	4	4	4	4	7	1	2	361	
5	1	3	3	5	2	2	3	3	3	3	2	2	2	1	1	1	455	
1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	105	
5	6	3	3	6	5	5	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	931	
6	2	3	3	8	5	5	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	1,008	
6	6	3	3	7	5	5	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2,489	
6	6	3	3	6	5	5	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	4,610	
2	2	3	3	8	5	5	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	4,100	
6	6	3	3	7	5	5	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	1,100	
6	6	3	3	8	5	5	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	1,100	
6	6	3	3	7	5	5	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	1,100	
6	6	3	3	8	5	5	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	1,100	

(三) 融和促進機關獎勵

政府では因襲的差別觀念を除き國民相互の和合を計るには融和團體を組織し融和觀念の普及徹底、教育教化の振興、生活條件の改善、差別に基因する諸問題の解決等の施設を行はし

むるが最も適當なる方法と考へ大正十二年度より國費を以て之が助成を爲しつゝある。尙地方に於ける融和機關の連絡提携及其助成を計る爲に政府は大正十二年度に於て財團法人中央社會事業協會内に地方改善部を設置せしめたが、該部は

大正十四年九月限り廢止せられ、同年新に中央融和事業協會の設置を見ることとなつた。かくて該協會は地方に於ける融和機關との連絡提携を密にし益々事業の進展を期する爲め昭和二年に於て其の組織を變更し地方團體より評議員を選出せしめて一層之が機能の發揮に努めつゝある。尙該協會は昭和五年二月十一日紀元節の佳辰に方り事業獎勵の恩召を以て獎勵金を御下賜あらせられたるを機とし、財團法人設立許可の申請をなし同年五月一日附を以て之が設立許可を見るに至つた。以上諸團體獎勵に關する國費豫算は大正十二年度以降昭和三年度迄各年度十萬六千圓、昭和四年度十五萬圓、昭和五年度十三萬五千圓、昭和六年度十一萬四千七百五十圓、昭和七年度以降昭和十年度迄各年度十萬三千二百七十五圓にして昭和十年度に於ては三十八團體に對して獎勵金を交付した。

昭和十年度に於て獎勵したる融和團體名

東	府	縣	名	體	名			
京	都	財團法人	中央融和事業協會	岡	縣	財團法人	東京府社會事業協會融和部	
京	都	財團法人	聖調奉旨會	京	都	府	親和會	
京	都	本派本願寺(西)	一如會	京	都	本派本願寺(東)	眞身會	
大	阪	大谷派本願寺	眞身會	大	阪	府	公道會	
神	奈	神奈川縣	青和會	神	奈	川	縣	青和會

兵	埼	栃	奈	千	三	愛	靜	山	滋	岐	長	福	富	鳥	鳥	岡	廣	山	和	德	香	愛	高
庫	玉	木	良	業	重	知	岡	梨	賀	阜	野	井	山	取	根	山	島	口	山	島	川	媛	知
1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
5	5	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
6	6	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
6	6	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
6	6	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
6	6	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
6	6	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
6	6	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
6	6	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
6	6	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
6	6	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
6	6	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
6	6	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
6	6	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
6	6	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
6	6	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
6	6	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
6	6	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
6	6	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
6	6	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
6	6	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

府	大	福	大	福	計
別	分	分	分	分	分
都	都	都	都	都	都
三	三	三	三	三	三
十	十	十	十	十	十
八	八	八	八	八	八
團	團	團	團	團	團
融	融	融	融	融	融
和	和	和	和	和	和
會	會	會	會	會	會

大正九年度以降政府は融和事業專任職員、診療所、共同浴場、住宅改善、公會堂、隣保館、給水設備、託兒所等の設置、副業獎勵其他の經濟施設、道路下水の新設改善其他融和促進に關する各種の施設に對し各府縣の支出する經費と同額までの補助を爲し地方改善の實績を擧ぐるに努めてゐる。

大正九年度以降昭和九年度迄の交付狀況は左の如くである。

地方改善施設費に對する補助

(社會局福利課調)

府	大	福	大	福	計
別	分	分	分	分	分
都	都	都	都	都	都
三	三	三	三	三	三
十	十	十	十	十	十
八	八	八	八	八	八
團	團	團	團	團	團
融	融	融	融	融	融
和	和	和	和	和	和
會	會	會	會	會	會

府	大	福	大	福	計
別	分	分	分	分	分
都	都	都	都	都	都
三	三	三	三	三	三
十	十	十	十	十	十
八	八	八	八	八	八
團	團	團	團	團	團
融	融	融	融	融	融
和	和	和	和	和	和
會	會	會	會	會	會

(五) 地方改善應急施設

地方改善の諸施設は年と共にその効果を擧げつゝあるが、地方改善対象地区は土地所有及公課負擔能力等の點に就いては一般に比し大體約三分の一乃至七分の一にすぎない状態である爲、財界不況の深化につれ地区の疲弊甚だしくその住民の生活は極度の貧困にあへぎつゝある。仍て之が救済の爲には一般農村救済土木事業其の他失業救済の如きのみでは到底其の目的を達し得ない爲に、特に其の地区に於て適切なる事業を起興せしめ、之に要する經費に付ては全額國庫負擔の辦法に依り實施し、地区に於ける生活困窮者に勞働の機會を附與して勞働に依る収入を得せしめ、以て生活の安定を圖らしむると共に、一面地方改善の目的達成に努めつゝある。而して之が救済事業の實施に當つては地區民をして勞働に依る收入を得しむるを以て最も適當と認めらるゝに依り政府は主として土木事業を地區毎に起興せしむることとし、且つ生活の窮乏状態甚しきものを先にするの方針の下に、大體地區戸數を基準として各府縣に對し昭和七年度以降夫々必要なる經費、即ち昭和七年度一、五〇〇、〇〇〇圓、昭和八年度一、八〇〇、〇〇〇圓、昭和九年度一、〇〇〇、〇〇〇圓、昭和十年度六八〇、〇〇〇圓の配付を爲し以て應急的救済に努めつゝある。今昭和七年度以降三ヶ年間に於ける本施設の實績に徴するに昭和七年度に於ては事業總數二、八九一、事業施行地

區二、六九五(全國關係地區總數約五、〇〇〇地區の五割四分) 事業費總額一、七六八、〇六一圓(內國庫交付額一、五〇〇、〇〇〇圓、差引二六八、〇六一圓は府縣町村又は地區の負擔とす)にして内勞力費に相當すべき金額は一、〇〇二、六七四圓(事業費總額の約五割六分)に達し之に依り救済せられたる就業者延人員一、三六四、七九二人に達す。又昭和八年度に於ては事業總數三、七五〇、事業施行地區三、三二五(全國關係地區の六割六分)、事業費總額二、〇八二、二七四圓(內國庫交付額一、八〇〇、〇〇〇圓にして差引二八二、二七四圓は府縣町村又は地區の負擔とす)にして内勞力費に相當すべき金額は一、〇七九、七九二圓(事業費總額の約五割二分)に達し、之に依り救済せられたる就業者延人員一、四三九、七二二人に達した。又昭和九年度に於ては事業總數三、一九三、事業施行地區二、九八四(全國關係地區の約六割) 事業費總額一、二一九、四二二圓二五(內國庫交付額一、〇〇〇、〇〇〇圓にして差引二一九、四二二圓二五は府縣町村又は地區の負擔とす)にして内勞力費に相當すべき金額は六一八、四三一圓一一(事業費總額の五割強)に達し、之に依り救済せられたる就業者延人員八二四、五七五人にして其成績洵に見るべきものがある。而して昭和十年度に於ける實施豫定事業は全國關係地區總數約五、〇〇〇地區の内事業未施行のもの、前年度より事業の繼續施行を要するもの、及尙窮迫甚しくして更に

本事業の實施の要あるもの等に對し從來同様の方針を以て之を實施するものにして、其の状況を見るに事業總數二、六六八、事業施行地區二、三九三(全國關係地區總數約五、〇〇〇地區の四割九分) 事業費總額八三三、三三九圓四五(內國庫交付額六八〇、〇〇〇圓、差引一五八、三三九圓四五は府縣市

昭和九年年度地方改善應急施設實績

府縣別	昭和九年四月七日發社第五四號通課額		事業總經費	同勞力費	施行事業		府縣及市町村又は地區負擔額
	國庫交付額	府縣負擔額			地區數	事業數	
東京	59,000	9,259,364	5,218,700	31,236,100	1	1	10,906,550
京都	59,000	6,906,333	3,810,113	3,810,113	5	5	9,400,000
大阪	67,000	7,600,000	4,101,664	4,101,664	27	30	3,000,000
神奈川	90,000	7,700,000	7,908,871	7,908,871	14	14	3,700,000
兵庫	200,000	1,100,000	1,986,190	1,986,190	6	10	2,000,000
長崎	1,000	1,000	3,240,000	3,240,000	11	11	1,000,000
新潟	1,000	1,000	1,769,125	1,769,125	11	11	1,000,000
埼玉	11,000	11,000	1,815,665	1,815,665	5	5	1,300,000
群馬	17,000	17,000	1,889,660	1,889,660	3	3	1,300,000
千葉	1,000	1,000	1,533,000	1,533,000	8	8	1,200,000
茨城	1,000	1,000	1,100,000	1,100,000	8	8	1,200,000
栃木	11,000	11,000	1,100,000	1,100,000	4	4	1,200,000
奈良	4,000	4,000	2,340,000	2,340,000	6	7	1,200,000
三重	34,000	34,000	2,210,000	2,210,000	7	7	1,000,000
愛知	2,000	2,000	2,666,000	2,666,000	6	6	1,200,000

府 縣 別	並道 路新 修設	並下 水改 新修	新用 排水 池改 用水 路修	設飲 料 備水	橋梁 架設	基 地 整 理
東京	1,100,000	1,100,000	4,900,000	1,100,000	559,776	548,990
大阪	1,100,000	1,100,000	4,900,000	1,100,000	559,776	548,990
京都	1,100,000	1,100,000	4,900,000	1,100,000	559,776	548,990
神奈川	1,100,000	1,100,000	4,900,000	1,100,000	559,776	548,990
兵庫	1,100,000	1,100,000	4,900,000	1,100,000	559,776	548,990
長崎	1,100,000	1,100,000	4,900,000	1,100,000	559,776	548,990
新潟	1,100,000	1,100,000	4,900,000	1,100,000	559,776	548,990
埼玉	1,100,000	1,100,000	4,900,000	1,100,000	559,776	548,990
群馬	1,100,000	1,100,000	4,900,000	1,100,000	559,776	548,990
千葉	1,100,000	1,100,000	4,900,000	1,100,000	559,776	548,990
茨城	1,100,000	1,100,000	4,900,000	1,100,000	559,776	548,990
栃木	1,100,000	1,100,000	4,900,000	1,100,000	559,776	548,990
奈良	1,100,000	1,100,000	4,900,000	1,100,000	559,776	548,990
三重	1,100,000	1,100,000	4,900,000	1,100,000	559,776	548,990
愛知	1,100,000	1,100,000	4,900,000	1,100,000	559,776	548,990
静岡	1,100,000	1,100,000	4,900,000	1,100,000	559,776	548,990

昭和九年度地方改善應急施設費に依る事業の種類別経費(一) (社會局福利課調)

鹿熊佐大福高愛香徳和山廣岡島島富石福山長岐滋山静
備計兒 歌
考 島本賀分岡知媛川島山口島山根取山川井形野阜賀梨岡

本表は各府縣に於ける昭和九年度事業成績並決算報告に基き作製せるものなり

静岡県	1,100,000	1,100,000	4,900,000	1,100,000	559,776	548,990
山梨県	1,100,000	1,100,000	4,900,000	1,100,000	559,776	548,990
長野県	1,100,000	1,100,000	4,900,000	1,100,000	559,776	548,990
山形県	1,100,000	1,100,000	4,900,000	1,100,000	559,776	548,990
福島県	1,100,000	1,100,000	4,900,000	1,100,000	559,776	548,990
石川県	1,100,000	1,100,000	4,900,000	1,100,000	559,776	548,990
富山県	1,100,000	1,100,000	4,900,000	1,100,000	559,776	548,990
島根県	1,100,000	1,100,000	4,900,000	1,100,000	559,776	548,990
岡山県	1,100,000	1,100,000	4,900,000	1,100,000	559,776	548,990
広島県	1,100,000	1,100,000	4,900,000	1,100,000	559,776	548,990
徳島県	1,100,000	1,100,000	4,900,000	1,100,000	559,776	548,990
香川県	1,100,000	1,100,000	4,900,000	1,100,000	559,776	548,990
愛媛県	1,100,000	1,100,000	4,900,000	1,100,000	559,776	548,990
高知県	1,100,000	1,100,000	4,900,000	1,100,000	559,776	548,990
福岡県	1,100,000	1,100,000	4,900,000	1,100,000	559,776	548,990
大分県	1,100,000	1,100,000	4,900,000	1,100,000	559,776	548,990
佐賀県	1,100,000	1,100,000	4,900,000	1,100,000	559,776	548,990
熊本県	1,100,000	1,100,000	4,900,000	1,100,000	559,776	548,990
鹿儿岛県	1,100,000	1,100,000	4,900,000	1,100,000	559,776	548,990

山 静 愛 三 奈 栃 茨 千 群 埼 新 長 兵 神 大 京 東

奈

梨 岡 知 重 良 木 城 葉 馬 玉 湯 崎 庫 川 阪 都 京

府 縣 別

事業	立護		工事		其他		共同		開墾		其他		計
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
立護	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1,345.00
工事	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1,345.00
其他	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1,345.00
共同	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1,345.00
開墾	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1,345.00
其他	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1,345.00
計	5	5,380.00	5	5,380.00	5	5,380.00	5	5,380.00	5	5,380.00	5	5,380.00	5,380.00

昭和九年度地方改善應急施設費に依る事業の種類別經費(二)

土木事業其他

經濟施設

鹿 熊 佐 大 福 高 愛 香 德 和 山 廣 岡 島 鳥 富 石 福 山 長 岐 滋 山

計 兒

歌

事業	立護		工事		其他		共同		開墾		其他		計
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
立護	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1,345.00
工事	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1,345.00
其他	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1,345.00
共同	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1,345.00
開墾	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1,345.00
其他	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1	1,345.00	1,345.00
計	5	5,380.00	5	5,380.00	5	5,380.00	5	5,380.00	5	5,380.00	5	5,380.00	5,380.00

第十章 社会教化事業

都道府県	昭和十年度地方改善應急施設費交付額		昭和十一年度地方改善應急施設費交付額		地方負担額	市町村又は地区負担額
	交付額	交付率	交付額	交付率		
東京	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	1,000,000
大阪	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	1,000,000
京都	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	1,000,000
神奈川	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	1,000,000
兵衛	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	1,000,000
長崎	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	1,000,000
新嘉坡	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	1,000,000
群馬	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	1,000,000
千葉	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	1,000,000
茨城	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	1,000,000
栃木	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	1,000,000
奈良	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	1,000,000
愛知	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	1,000,000
静岡	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	1,000,000
山梨	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	1,000,000
滋賀	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	1,000,000
長崎	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	1,000,000

備考

計兒

歌

第十章 社会教化事業

都道府県	昭和十年度地方改善應急施設費交付額		昭和十一年度地方改善應急施設費交付額		地方負担額	市町村又は地区負担額
	交付額	交付率	交付額	交付率		
滋賀	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	1,000,000
長崎	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	1,000,000
山福	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	1,000,000
石富	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	1,000,000
島島	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	1,000,000
岡廣	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	1,000,000
山廣	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	1,000,000
和德	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	1,000,000
香愛	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	1,000,000
高福	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	1,000,000
大佐	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	1,000,000
熊鹿	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	1,000,000

一本表は各府縣に於ける昭和九年度事業成績並決算報告に基き作製せるものなり

山形	1,200	2,177.00	730.14	636	1	277.00
福島	1,200	2,131.00	1,121.00	1,311	5	333.00
石川	1,100	3,357.00	1,926.00	2,333	6	437.00
富山	1,000	4,000.00	3,023.00	3,533	9	1,023.00
鳥取	1,000	3,350.00	6,333.00	3,333	9	3,333.00
島根	6,200	7,829.00	4,811.00	4	9	3,333.00
岡山	3,700	4,336.10	2,529.00	2	2	939.00
広島	3,000	3,753.00	2,278.84	136	4	586.10
山口	1,700	2,033.33	1,096.61	197	2	3,053.00
徳島	3,000	3,834.00	1,733.00	87	5	2,853.5
香川	1,200	1,929.00	1,333.00	8	8	7,644.00
愛媛	8,100	8,844.00	4,344.00	4	4	784.00
高知	4,000	5,157.91	3,177.71	19	4	687.51
福岡	3,000	3,671.00	1,333.33	7	4	3,211.00
大分	5,200	7,474.1	4,574.44	30	5	9,674.14
佐賀	5,200	17,511.00	8,500.00	25	25	11,011.00
熊本	1,100	11,210.00	1,210.00	5	5	1,020.00
鹿兒	10,000	14,876.00	7,717.00	3	3	4,476.00
計	62,000	83,455.00	58,444.00	213	213	23,355.00
備考	62,000	83,455.00	58,444.00	213,634	840	157,499.5

昭和十年度に於ける府縣融和事業豫算額は一、二五五、三八

三圓であつて内直營事業費は四〇、一二〇圓、改善施設補助費三六五、一四八圓、融和團體補助費六七、七九三圓、應急施設補助費六九一、五九二圓、其他九〇、七三〇圓である。

二 府縣の施設

昭和十年度府縣融和事業豫算

府縣名	豫算總額
東京	八、〇〇〇
京都	一〇五、三二〇
大阪	九九、九二〇
神奈川	一九、三四四
兵庫	一六八、〇一九
長崎	一、九〇〇
新潟	二、五〇〇
埼玉	二五、九二六
群馬	二三、五八〇
千葉	二、七〇〇
茨城	三、七五〇
栃木	九、三一九
奈良	六九、二七一
三重	六九、九四一
愛知	一四、三〇〇
静岡	三〇、一〇八
山梨	一、四〇〇
滋賀	五一、二九六
岐阜	一六、六九二
長野	一六、〇四五
山形	一、九〇〇

府縣名	豫算總額
石川	一〇、七〇一
富山	三、一〇〇
鳥取	五、一七六
島根	二、三、九四九
岡山	九、五〇〇
広島	六三、七一六
山口	五八、三三六
徳島	二四、二五〇
香川	五六、八九八
愛媛	二六、五一一
高知	一四、五一一
福岡	五一、一〇四
佐賀	九五、二六一
熊本	三四、九九九
鹿兒	七、一九五
計	二、九五八
備考	一五、七八五
計	一〇、二〇〇
備考	一、二五五、三八三

三 融和事業團體

全國融和事業の聯絡統制の中央機關としては財團法人中央融和事業協會これに當り、融和事業行政機關たる内務省社會局、關係各府縣並に全國融和團體と密接なる聯絡を保ち該事

業の促進を圖りつゝある。

地方的融和團體は昭和十年版融和事業年鑑に依ると三十四の關係府縣に夫々融和團體の組織を有する。之等團體中融和事業を専ら行ふもの三十九團體と其の府縣の社會事業協會内の一部門として行ふもの七團體である。

又融和事業を専ら行ふもの多くは其の府縣の知事又は部長を會長とする官民合同の團體であるが、純民間的團體とも稱すべきものも一、二を有する。會の組織並に執行機關は多く理事會又は委員會、評議員會等で支會又は會員制を有するものも多く、又融和委員、地方委員等の委員制度を有するものもある。其の他各團體の組織下に、或は外縁團體として青年婦人融和運動其他教育或は産業經濟等に關する組織を有するものも尠くない。

全國並に數地方を活動區域とする融和團體としては聖訓奉旨會並に本派本願寺一如會、大谷派本願寺眞身會の三團體であつて、聖訓奉旨會は聖旨に基き國民教化の立場より、本派本願寺一如會、大谷派本願寺眞身會は共に宗教的立場より主として關西方面に其の事業を進めてゐる。

全國各地に於ける數府縣の融和團體が、各其の地方的事情に依り、運動の聯絡、研究等のため聯盟機關を有するものに近畿九團體の組織する近畿融和聯盟並に關東中部十三團體の組織する關東融和聯盟とがある。之等の聯盟の運動は年一回

乃至數回本運動の研究、聯絡に關する會議の開催、其他政治的運動等がその主なるものである。

尙昭和十年度に於ける融和運動上特に注目すべきことは昭和十年二月及同年六月中央融和事業協會主催により内務省に於て開催せる融和事業全國協議會に於て、「融和事業の綜合的進展に關する要綱」並に「融和事業完成十ヶ年計畫」を決定して、昭和十一年度より之を實施し秩序と統制ある綜合的運動として融和問題の解決へ邁進することになつたことである。

融和事業の綜合的進展に關する要綱

近時融和事業の進歩に伴ひ各般の施設好成绩を擧げ殊に地方改善應急施設の實施及び經濟更生運動融和教育運動の實踐等に依り漸く積極的進展の機運を生じ本事業の前途に一縷の曙光を認むるに至れり

然りと雖も融和問題の解決たるや頗る難事にして前途憂慮に堪えざるもの尠なしとせず

この故を以て現下の機運に察し社會情勢の推移に鑑み近き將來に於て本事業の目的を達成すべく積極的の方策を確立し之が貫徹を期するは最も緊要なりとす

一 融和事業の指導方針

融和事業の指導方針は部落民の自覺により其の經濟及び文化の向上發達に關する方策を中心とし社會一般の差別的觀念除去に關する方策を外廓とする有効適切なる施設を講じ計畫的組織的に強力なる

進展を期するにあり

二 融和事業の方策並に施設

融和事業に關する方策を分ちて部落に關するものと社會一般に關するものとの二項とし其の主なる施設内容左の通りとす

イ、部落に關する方策を自覺更生施設の名稱の下に具體化し經濟及び文化施設の擴充に努め且環境を整備し社會的地位の向上を圖ること

- (一) 部落の經濟更生の實を擧ぐる爲め其の産業經濟施設を擴充し計畫的組織指導に努むること
 - 1. 産業經濟の經營方法を改善し之が向上發達に資する爲め部落の状態並に職業に應じて各種の組合事業を奨励し其の普及發達を促すこと
 - 2. 生産を合理化し收益の増加を圖る爲め各種産業に關する設備を充實し之が技術の改善に努めしむること
 - 3. 餘剩勞力の利用及び勞力の合理化に依り收益の増加を圖る爲め地方の實情に應じ有利なる副業の指導奨励をなすこと
 - 4. 各種職業を通じて其の經營困難なるもの又は將來の見込乏しきものは之が轉換を促し進んで生活の安定を得せしむべく授産、職業輔導、職業紹介等の方法を講ずること
 - 5. 人口の緩和を圖り進んで生活の安定を得る爲め移住奨励の方法を講ずること
 - 6. 各種産業(副業を含む)に要する資金の融通を圖ると共に從來の金融機關を改善し高利負債を整理する爲め適切なる金融施設を講ずること

7. 經濟生活を向上する爲め經濟觀念の普及徹底に努め消費經濟の合理化を圖らしむること

8. 其の他産業經濟に關する資源の擴充並に收益の増加を圖らしむる爲め地方の實情に應じ適切なる指導奨励を講ずること

(二) 部落の自覺向上を圖る爲め教育文化施設を擴充すると共に之が指導に努むること

- 1. 教育程度の向上を圖る爲め高等小學校教育、青年教育(青年學校其他の教育)、職業教育等の普及奨励に努むること
- 2. 教育の機會均等の實を擧ぐる爲め中等教育以上の育英奨励を爲すこと
- 3. 青年をして自覺更生に關する活動の中心たらしむる爲め之が教育並に訓練に努むると共に地方の實情に應じ兒童の教養に力を注ぐこと
- 4. 婦人を始め其の他全般の自覺を促す爲め之が教養に努むること
- 5. 社會生活の向上に資する爲め部落の實情に應じ各種の文化的施設を完備すること
- 6. 保健衛生の改善を圖る爲め醫療衛生施設を講ずること
- (三) 部落の社會生活狀態の改善を促す爲め環境整備施設の擴充を圖ること
 - 1. 居住地域を改善し各般の活動を圓滑ならしむる爲め地區整備道路改修等に關する施設を講ずること
 - 2. 生活の向上に資する爲め住宅改良、給水、排水等の施設を完備すること

ロ、社會一般に關する方策を教育教化施設の名稱の下に具體化し學校教育及び社會教育の方法に依り之が趣旨の普及徹底に努むること

(一) 同胞融和の基礎觀念たる人格尊重國民一體の精神を涵養する爲め各種の學校に於て適切なる施設を講ずること

1. 教育者相互間に融和教育研究機關を設け之が研究調査等を爲し融和教育の實踐に資すること
2. 小學校教育に於て融和問題關係教科並に特設の教授及訓練養護により融和の精神の涵養を圖ると共に特に勞作教育郷土教育校外指導等に依り協同一體の精神を體現せしむること
3. 小學校教員は常に學區と聯絡すると共に社會教化、社會事業等の諸團體と提携し教育環境の積極的教化に努むること
4. 師範學校に於ては特に時間を設け融和問題に關する系統的知識を與ふること
5. 師範學校附屬小學校に於て融和問題を研究し之に基きて教生の指導を爲すこと
6. 各種中等學校に於ては關係教科教授等に依り融和の精神を涵養せしむること
7. 青年學校其の他に於ては適切なる方法に依り融和の精神を涵養せしむること

(二) 社會一般の融和を實現する爲め融和の普及徹底を圖り差別觀念の根絶に努むること

1. 講習會、講演會、協議會、懇談會、映畫會等の開催印刷物の配布に依り融和の精神を強調すること

すべく左の通り執行事項の擔任を明らかならしむること

イ、政府並に公共團體は主として前項(イ)の具體的施設の整備擴充に努むること

(一) 産業經濟施設に關する事項

1. 部落單位又は部落を主とする協同組合(農事實行組合、生産者の組合、日傭労働者の組合並に生産者の組合聯合會等)の獎勵助成をなすこと
 2. 共同作業場、共同倉庫等の設置及び各種産業、(副業を含む)に要する機械、器具の改良等に關し獎勵助成を爲すこと
 3. 授産場、職業輔導機關等の設備及び經營に關し獎勵助成を爲すこと
 4. 一般施設に依るの外特に移住獎勵の方法を講ずること
 5. 部落戸數多き市町村に於ては公益質屋の設置を獎勵すること
 6. 組合事業の經營、負債整理移住其の他各種産業に要する低利資金の融通を圖ること
 7. 産業技術員並に組合事務員の養成施設を講ずること
 8. 開墾、有畜農業其の他産業經濟上有効適切なる施設の獎勵助成を爲すこと
- (二) 教育文化施設に關する事項
1. 高等小學校教育、青年學校教育、職業教育等の獎勵助成を爲すこと
 2. 青年道場、農民道場等熱風教育の獎勵助成を爲すこと
 3. 中等教育、專門教育等の獎勵助成を爲すこと

2. 官公署、軍隊、寺院、教會等に於ける教育教化に際し融和の徹底に努むると共に宗教團體、教化團體、社會事業團體、戸主會、婦人會、男女青年團體、少年團等をして之が趣旨の普及に努めしむること
3. 融和に關する美談事蹟を蒐集調査し選奨其の他の方法に依り融和促進に資すること
4. 冠婚葬祭、社交又は雇傭、借家、借地、共有財産並に産業團體、金融機關の組織等に於て機會均等を妨ぐるが如き弊風の打破に努むること
5. 官公署、軍隊、學校、銀行、會社等の職員採用、待遇に關し取扱ひを異にせざるの趣旨を徹底せしむること
6. 差別言動は絶対に之を爲さざるの風を徹底せしむること

(三) 村落全體に涉る融和を實現する爲め生活、慣習、環境等の融合に資すべき適切なる施設を講ずること

1. 市町村に於ける融和施設の主體となるべき機關を設け之が活動に依りて市町村の全面的空氣の刷新を圖ること
2. 村落娛樂、村定め、講組、冠婚葬祭、招客等の地方的慣習に於ける差別の弊風を除去し共存共榮の實を擧げしむること
3. 婚姻、雜居、職業の一般化等を容易ならしむる爲め之が誘導に努むること

三 融和事業施設の統制

融和事業の方策並に施設を實施するに當りては其の指導方針に則り實情に即して計畫的組織的遂行を圖ると共に特に政府、公共團體並に融和團體等の各機關は緊密なる聯絡を保ち其の機能を十分發揮

4. 隣保館、集會場、圖書館託兒所等の設置並に經營に關し獎勵助成を爲すこと

5. 共同浴場、診療所等の設置及び經營に關し獎勵助成を爲すこと

6. 隣保事業従事者、託兒所保母の養成其の他教育文化に關する有効適切なる施設を獎勵助成すること

(三) 環境整備施設に關する事項

1. 地區整理、道路改修等居住地域の整備改善の獎勵助成を爲すこと

2. 住宅改良、給水排水設備其の他生活の收率向上に資すべき施設の獎勵助成を爲すこと

(四) 教育教化施設に關する事項

1. 市町村に於ける教育教化施設に對し獎勵助成を爲すこと

2. 教育上生徒兒童に對し融和の精神を涵養せしむる爲め適切なる方法を講ずること

3. 功勞者の選奨、學校教職員の優遇其の他の方法を講じ融和促進に資すること

(五) 自覺更生、教育教化に關する融和團體の運動を積極的ならしむる爲め一層之が獎勵助成を爲すこと

ロ、融和團體は主として前項(イ)、(ロ)を通じ其の教育的活動に主力を注ぐこと

(一) 産業經濟施設に關する事項

1. 組合事業の經營に關する指導を爲すと共に講習會、講演會、懇談會、印刷物等に依り組合精神の普及徹底に努むること

2. 講習會、講演會、印刷物等に依り産業に關する科學的知識の普及並に技術の向上を圖ると共に各種産業に關する試験場其他の機關と十分なる聯絡を執り之が利用に努めしむること
 3. 講習會、競技會等に依り副業に關する技術の習得、向上に努めしむると共に農會、産業組合等と十分なる聯絡を執り原料の購入、生産並に販賣等の合理化を圖らしむること
 4. 授産、職業輔導、職業紹介等に關し地方の實情に應じ適切なる指導をなすと共に授産場、職業輔導機關、職業紹介所等と聯絡を執り之が斡旋に努むること
 5. 講習會、懇談會、印刷物等に依り移住の趣旨を宣傳普及し一般移住獎勵施設の利用を圖らしむる等十分が指導斡旋に努むること
 6. 無盡、頼母子講、高利負債等の整理に關し適切なる指導方法を講ずること
 7. 生活必需品の共同購入、冗費の節約、貯金の獎勵等の方法を講じ經濟生活の改善を圖らしむること
 8. 講習會、講演會、懇談會、印刷物等に依り部落經濟事情を審にし經濟觀念の涵養に努め自力更生の精神を振作すること
 9. 部落經濟更生計畫の樹立實行に關する指導に努め計畫的組織的更生の實を擧げしむること
 10. 經濟更生に關する中堅人物の養成訓練に努むること
- (二) 教育文化施設に關する事項
1. 講習會、講演會、研究會、座談會、印刷物等に依り青年の自覺促進に努むること

2. 地方の實情に應じ講話會、印刷物等に依り兒童の指導訓練に努むること
 3. 講習會、講演會、懇談會、印刷物等に依り婦人を始め其他全般の自覺を促すこと
 4. 隣保館、圖書館、託兒所、診療所等の施設の運営並に利用に關し十分之が指導を爲すこと
 5. 中堅人物の養成訓練其他自覺向上に關し適切なる指導方法を講ずること
- (三) 教育文化施設に關する事項
1. 市町村に於ける教育文化施設に對し之が指導獎勵をなすこと
 2. 教育文化關係者の集會に於て融和問題に關する研究を促すこと
 3. 小學校、師範學校各種中等學校教職員をして融和教育研究機關を設けしめ之が指導獎勵を爲すこと
 4. 官公署、學校、青年學校、軍隊等に於ける教育教化等に際し融和精神の徹底に努めしむること
 5. 宗教團體、教化團體、男女青年團、社會事業團體其他各種團體に於て融和精神を高唱せしむると共に會社工場等多數の従事員を有する向に對し融和精神の普及を圖らしむること
 6. 融和に關する美談、事蹟を蒐集調査し選奨其他の方法に依り融和促進に資すること
 7. 各種印刷物を發行し融和精神の普及徹底に資すること

8. 教育教化に關する指導者の養成其他社會一般の教育教化に關し適切なる指導獎勵を爲すこと

四 融和事業機關の整備擴充

融和事業全般の進展を強化する爲め政府、公共團體並に融和團體等之が執行機關の整備擴充に努むること

- (一) 中央地方の融和事業行政機關を擴充すること
1. 主務省に一課を設けること
 2. 關係府縣中既設府縣の事務職員を増置すると共に未設府縣に於ても必ず之を設置すること
 3. 主要市町村に事務職員を置くこと
- (二) 政府並に公共團體の行政各部署は融和事業に關し其の聯絡を一層緊密ならしむること
1. 中央行政各部署の聯絡を圖る爲め主務省に適當なる機關を設けること
 2. 地方廳に於ては關係各課と聯絡を圖る爲め主務課に適當なる機關を設けること
- (三) 中央地方の融和團體の組織を充實強化し各々其の機能に準じて活動を敏活ならしむべく一層緊密なる聯絡を圖ること
1. 中央融和事業協會は府縣融和團體の聯絡統制に當ると共に融和事業全般の進展を圖る上に於て必要なる調査研究指導獎勵等の事業を行ふこと
 2. 中央融和事業協會の評議員は府縣融和團體の役員中より選出すること
 3. 中央融和事業協會の理事若干名は評議員中より會長之を委

囑すること

4. 中央融和事業協會の事業執行に關し會長の諮問に應ずる爲め參與若干名を置き中央行政各部署の關係官及融和事業に造詣深き者に就き會長之を委囑すること
 5. 府縣融和團體は總て中央に於て決定せる方針に則り地方の實情に應じて有効適切なる事業を行ふこと
 6. 府縣融和團體の組織を統一し其の強化を圖る爲め市町村に支部又は委員會を設置すること
 7. 聖訓奉旨會、一如會、眞身會等は友誼團體として一層其の聯絡を緊密ならしむること
- (四) 青年並に婦人融和團體等の組織を擴充し其の活動を十分ならしむること
1. 府縣融和團體に青年團體を組織し其の積極的活動を促すこと
 2. 府縣融和團體に婦人團體を組織し其の積極的活動を促すこと

融和事業完成十箇年計畫概要

一 緒言

所謂部落問題は往年の米騒動及び水平社運動の勃發等に依り社會問題として重視されるに至れるの觀あり然りと雖も惟ふに明治維新の初め畏くも五箇條の御誓文を發せられ舊來の陋習を破り天地の公道に基くべき旨を宣し給ひ尋で明治四年八月太政官布告を以て身分職業共に何等差別を設けざる旨を布告せられたり爾來茲に六十有餘年間而も今尙差別的偏見其の跡を絶つに至らず所謂部落の人々をし

て物心両面の困苦を感じしめ其の社會生活上不遇の地位に在るを慨嘆せしむるが如きは不合理の甚だしきものにして昭和聖代の痛恨事と謂はざるべからず曩に政府は内務大臣より訓令を發して國民相互の自覺を喚起すると共に社會事業調査會に諮問し融和事業に關する施設要綱を定め地方廳に移牒して之が實施を促し其の他京都外十一主要府縣に對する専務職員の設置を始め關係地方廳の融和事業費に對する國庫補助金の交付、育英獎勵、融和團體の獎勵並に地區整理事業の實施等適宜の施設を講ずるに至れり

全國の融和團體は政府の方策と相俟て本事業の遂行を圓滑ならしめ融和の完成を期すべく中央團體地方團體相共に提携協力し所謂部落の自覺更生を圖らしむべく指導獎勵をなすと共に進んで差別事件の解決差別事象の撤廢等に努め且つ啓蒙運動融和教育運動等を實施して社會一般の差別觀念を艾除し融和精神の涵養を計る等最善の努力を傾注し以て今日に及び

幸にして之等政府公共團體等の各般の施設漸次好成绩を齎らし本事業の進捗上相當見るべきものあるに至れり就中近時經濟界不況の深刻化に伴ふ所謂部落の疲弊困憊を救済せんが爲め時局匡救事業として昭和七年度以降實施せられたる地方改善應急施設は融和團體を中心として強調せる部落經濟更生運動と相俟ちて特に著しき効果を齎らし嘗に部落の經濟生活難を緩和し克く其の急を凌がしめたるのみならず特に精神方面に於て多大なる刺激を與へ自奮自勵以て之が更生に努力するに至れる等部落の氣運を全面的に刷新すると共に延ては本事業全般に亘り積極的進展の機運を生じ其の前途に一縷の光明を認めしむるに至れり

然りと雖も本問題の解決たるや其の性質上頗る至難にして苟且儉安を許さず前除尙憂慮に堪えざるもの勢しとせずこの故に現下の機運に際し社會情勢の推移に鑑み近き將來に於て本事業の目的を達成すべく積極的進展の方策を確立し之が貫徹を期するは最も緊要なりとす即ち全國の融和團體は茲に見る所あり昭和十年二月廿二日三日の兩日東京に融和事業全國協議會を開催し積極的進展の方策を決定すると共に「融和事業完成十箇年計畫」を樹立し之に依り本事業の遂行を圖るべく決議し特に委員を擧げて其の具體案を考究審議せる結果、積極的進展の方策は一、融和事業の指導方針 二、融和事業の方策並に施設 三、融和事業の統制 四、融和事業機關の整備擴充の四項に分ちて其の要綱を定め、「融和事業完成十箇年計畫」は右要綱に基きて立案することとし其の成案を得たるを以て昭和十年六月二十四日二十五日の兩日融和事業全國協議會を再會し「融和事業の綜合的進展に關する要綱」と共に左記方針に依り之が計畫を樹立すべく決定せり

記

一、本計畫は今後十箇年間に融和事業の完成を期するを以て其の目的とす但し萬一其の後に於て尙本事業の必要を生ずることありと雖も其の際には社會事業教化事業等の一般施設に依ることとし融和事業としての特別施設は一切之を爲さざること
二、本計畫は「融和事業の綜合的進展に關する要綱」に則り左記施設に依り十箇年間の年次計畫を樹立することとし
イ、部落の自覺更生施設中特に産業經濟施設に主力を注ぎ之を基礎とし自覺更生施設全般の圓滑なる發達を計ること

ロ、部落の自覺更生施設中教育文化施設は産業經濟施設と相俟て施行するものなりと雖も經濟生活の充實に伴ひ其の整備擴充を計ること

ハ、部落の自覺更生施設中環境整備施設は前二項と併行して實施し内容外形相共に完備すべきものなりと雖も産業經濟施設と密接なる關係を有するものを先にすること

ニ、社會一般の教育教化施設は部落の自覺更生施設と併合せしめ全期間を通じて其の進展を圖り人格尊重國民一體の精神を強調し融和の基礎觀念の涵養を圖ると共に特に融和を實現すべき方針に力を注ぐこと

二 融和事業完成十箇年計畫に關する施設並に經費

(一) 施設並に經費

一、自覺更生施設費總額 三九、七六一、四一〇

内 譯

産業經濟施設費 一六、八〇四、六一〇

教育文化施設費 七、三一四、四〇〇

環境整備施設費 一五、六四二、四〇〇

二、教育教化施設費 五、〇五〇、九三〇

三、融和事業機關費 五、〇〇一、五三〇

(二) 融和事業完成十箇年計畫に關する年次別經費

第一年次 五、九六八、六四七

第二年次 五、五四九、五九二

第三年次 五、二七八、〇七七

第四年次 五、一五四、九五二

第五年次	五、二二四、一六二
第六年次	四、七七〇、二三七
第七年次	四、六八六、五一七
第八年次	四、六〇六、八八二
第九年次	四、三九六、二七二
第十年次	四、〇七八、五三二
計	四九、七九七、八七〇

三 融和事業完成十箇年計畫說明

第一 自覺更生に關する事項

融和事業に關する方策固より多岐に亘ると雖も所謂部落の社會生活上に於ける地位及び現下の社會情勢に鑑み之が自覺更生を計るは最も緊要なりとすこの故に本計畫に於ては融和事業の指導方針に則り自覺更生施設を中心とし經濟及び文化施設の擴充に努め且つ環境を整備し社會的地位の向上を圖り融和の促進に資せんとす

(一) 産業經濟施設に關する事項

所謂部落の自覺更生を圖るに當りては特に産業の振興と經濟の充實を期せざるべからずこの故に本計畫に於ては産業經濟全般に亘る施設を擴充すると共に自力更生の精神の振作、隣保共助の精神の活用、中堅人物の犠牲的努力等に努め協同組合を中樞機關とする部落の經濟更生の實行に依り之が根本的刷新を企圖し以て經濟生活の向上發達を計り自覺更生の根幹たらしめんとす

(イ) 經濟更生實施

産業振興經濟充實の計畫的組織的實行方策としては主として融和團體の指導に依り未だ經濟更生を實施せざる戸數十戸以上の

部落に對し五箇年間に五箇年計畫に依る更生計畫を樹立せしめ自力更生の精神を振作し之が實行に當らしめんとす
經濟更生施設費總額 一、〇一〇、八二〇圓

備考

實施部落數 三、一五五

既設部落數 一三四

内譯

中央融和事業協會指定部落數 四八

府縣團體指定部落數 八六

(ロ) 協同組合の活動

經濟更生の中樞機關として活動せしむる爲め未だ協同組合を設けざる戸數十戸以上の部落に對し五箇年間に其の狀態並に職業等に應じ部落單位又は部落を主とする農事實行組合、日傭労働者の組合、生産者の組合等の協同組合を設置すると共に經濟更生計畫實行中の五箇年間は經常費に對しても補助金を交付し其の活動を圓滑ならしめんとす
尙戸數百戸以上を有する部落の組合に付ては其の事務費に對し特別補助を交付するものとす
協同組合施設費總額 九六七、四四〇圓

備考

一、組合數 二、三六八

二、既設組合見込數 五四二

(ハ) 産業經濟設備の擴充

經濟更生計畫の實行、協同組合の活動等と相俟て産業經濟に關

する共同作業を容易ならしめ収入を増加せしむる爲め未だ共同作業場、授産場、職業輔導所の設備を有せざる部落に對しては其の戸數並に職業狀態等に應じ一部落一箇所の計畫を以て五箇年間に共同作業場、授産場、職業輔導所等を設置し共同作業、副業、授産、職業輔導等に必要なる機械器具を設置すると共に經濟更生計畫實行中の五箇年間は授産場、職業輔導所に關しては其の經營費に對しても補助金を交付せんとす
産業經濟設備費總額 二、七三三、一〇〇圓

備考

一、産業設備を爲すべき部落數 二、八四九箇所

内譯

共同作業場 二、三八〇箇所

授産場 三四二箇所

職業輔導所 一二七箇所

二、地方改善施設補助並に地方改善應急施設にて實施せる産業設備數 六一八箇所

内譯

共同作業場 五九六箇所

授産場 一六箇所

職業輔導所 六箇所

(ニ) 産業經濟施設の獎勵

經濟更生計畫の實行、協同組合の活動等と相俟て資源乏しく職業に恵まれず經營難に陥りつゝある部落經濟の改善向上を圖る爲、生産資源の開発、産業の振興、副業の獎勵、職業の轉

換、移住の獎勵等其の産業經濟に關する各般の施設を擴充する爲、之が獎勵助成を爲さんとす

産業經濟獎勵費總額 九、七八五、七九〇圓

(ホ) 公益質屋の獎勵

高利負債を防止し經濟生活の改善に資する爲め未だ公益質屋の設置を見ざる戸數三百戸以上の部落五十六箇所に對し三箇年間に之が設置を爲さしむべく獎勵せむとす
公益質屋設置費總額 一一二、〇〇〇圓

備考

一、新設質屋數 五六

二、既設質屋數 二

(コ) 産業指導員の設置

部落の經濟更生計畫の樹立實行に際し物心兩方面に於ける指導に當り堅實なる更生を圖る爲め戸數十戸以上の部落二十箇所以上を有する府縣の融和團體に五十箇所に付一名、百箇所に付二名、三百箇所に付四名、四百箇所に付五名の割合を以て産業指導員を設置せんとす
産業指導員設置費總額 四四四、〇〇〇

備考

産業指導員數 五八名

(ト) 地區指導者の養成

經濟更生計畫の樹立實行に當り之が指導者として其の更生上專心努力せしむる目的を以て五箇年間に部落戸數三十箇所に付一名の割合を以て特に其の部落の優秀なる青年を選抜し國民高等學校、農民修練所等に收容し之が養成を爲さんとす

地區指導者養成費總額 二二三〇、七〇〇圓

備考

一、養成數 一、五三八名

二、育英獎勵に依る養成數 五六名

(チ) 中堅人物の養成

經濟更生を實行すべき部落の中堅人物として單に經濟方面のみならず自覺更生全般に亘る活動の中心たらしむる目的を以て十箇年間に戸數十戸に付一名の割合を以て優秀なる青壯年を選抜し融和團體主催の下に短期講習を開き之が養成を爲さんとす
中堅人物養成費總額 二八五、六六〇圓

備考

一、養成數 一九、〇四四名

三、昭和七年より同九年迄の中央融和事業協會主催經濟更生指導者講習會に依る養成數 七三〇名

(リ) 自覺更生の指導

産業の振興、消費經濟の改善、經濟觀念の普及、自力更生の精神の振作等部落の經濟更生全般の指導に當るのみならず青年の指導訓練、婦女子の教養等の教育文化の向上發達を計り融和の促進に資する爲め主として融和團體之が指導に當らんとす
自覺更生施設指導費總額 一、二五五、一〇〇圓

(ヌ) 産業經濟に關する資金の融通

所謂部落の經濟事情に鑑み金融難を緩和する爲め各産業、負債

整理、公益質屋等に要する資金の融通を圖らんとす

産業經濟施設關係資金總額 一〇、〇〇〇、〇〇〇圓

備考

- 一、公益質屋五六箇所に對する資金 五六〇、〇〇〇圓
- 二、各種産業經濟に要する資金 九、四四〇、〇〇〇圓

(二) 教育文化施設に關する事項

所謂部落は經濟難の爲め教育の程度概して低く尋常小學校卒業者の高等小學校其の上級學校入學歩合を見るに猶一般に比して二分の一内外に過ぎず又文化施設に於ても見るべきもの少く加ふるに其の多くは居住地區が邊陲の地に在り一般的施設の利用に適せざるため環境の缺陷と相俟て社會生活上の弊害甚なからざるものありこの故に教育文化に關する左記の施設を實施し社會生活の改善向上を促し以て自覺更生に資せんとす

(イ) 教育獎勵

尋常小學校卒業者の上級學校進學の歩合に於て大なる懸隔あるのみならず出席歩合も亦概して不良なるを以て高等小學校教育、青年教育(青年學校其の他の教育)職業教育等の獎勵助成を爲し之が向上を圖らんとす

教育獎勵費總額 一、九八五、五〇〇圓

備考

- 一、中央融和事業協會の既獎勵者數 一〇、六〇〇人

内譯

- 高等小學校 七、八三三人
- 補習學校 二、二八五人

其 他

(ロ) 育英獎勵 四八二人

中等以上の教育を受くる者極めて少く大正十年三月の調査によれば九十七戸に付一人の割合に過ぎず其の後に於ける調査を見るも一般に比し甚だしき懸隔あるを以て秀才を選抜して中等教育、専門教育等の獎勵助成を爲し社會的進出に資せんとす

育英獎勵費總額 九五〇、〇〇〇圓

備考

- 一、既獎勵者數 二、〇二八人

内譯

- 中等學校 一、七三二人
- 專門學校以上 二九六人
- 二、在學者數 一、〇〇八人
- 中等學校 九〇三人
- 專門學校以上 一〇五人

(ハ) 集會場の設置

會合の爲めの建物を缺くもの多きのみならず住宅亦兼用するに足るもの殆んどなきを以て戸數三十一戸以上百戸迄の部落に集會場を設置し社會生活上の便益に資せんとす

集會場設置費總額 一、〇〇三、〇〇〇圓

備考

- 一、實施部落數 一、〇〇三
- 二、既設部落數 一六〇

(ニ) 隣保館の設置

戸數百一戸以上を有する部落は三百八十八箇所あり其の多くは文化に關する施設を缺くのみならず生活狀態、衛生狀態、共に不良なるを以て圖書室、託兒室、診療室等を兼ねたる隣保館を設置し之が向上に資せんとす

隣保館設置費總額 八七二、〇〇〇圓

備考

- 一、實施部落數 三七一
- 二、既設部落數 二二

(ホ) 隣保館の經營獎勵

戸數百一戸以上の部落及び既設の隣保館の經營費に對し補助金を交付し部落住民の教養指導、託兒所、診療所等適切なる事業を行はしめ文化並に保健衛生の向上を圖らしめんとす

隣保館經營補助費總額 九六三、五〇〇圓

備考

- 一、實施部落數 三九〇
- 二、實施部落延數 一九二七

(ニ) 共同浴場の設置獎勵

浴室を有するもの極めて少きのみならず邊陲の地に居住するもの多き爲め一般浴場利用の便乏しきを以て戸數百一戸以上の部落中未設の地方に對し共同浴場の設置を爲さしむべく獎勵助成の保健衛生の改善を圖らしめんとす

共同浴場設置費總額 二二〇、四〇〇圓

備考

一、實施部落數 二六三

二、既設部落數 一二五

(ト) 文化施設の獎勵

部落は全般的に生活狀態低く保健衛生狀態亦不良なるを以て地方の實情に應じて有効適切なる文化施設を獎勵助成し之が向上を圖らしめんとす

文化施設補助費總額 一、三三〇、〇〇〇圓

(三) 環境施設に關する事項

所謂部落は自然的にも社會的にも其の生活環境甚だしく不利なる状態に在り之を改善すれば居住地域は偏在し道路狹隘にして住宅密集し又給水排水等の設備不十分なるもの多し尙十戸以下の小部落多數にして其の社會生活上不利不便尠からず之が爲め部落民の教育衛生風紀交通災害豫防等に悪影響を及ぼしつゝあるのみならず一般社會に於ける差別の原因となり融和促進上重大なる支障を與へつゝあり故に之が對策として左の如き環境整備施設を講じ生活全般の圓滑なる進歩向上を計ると共に融和促進に資せんとす

(イ) 地區整理

二百戸以上の大部部落約四〇〇あり其の大多數は住宅狹少道路狹隘給水排水設備不備にして生活全般に悪影響尠からず故に其中特に其の状況甚だしきもの一二〇部落に對し地區整理改善を爲し生活全般の圓滑なる進展を期せんとす

地區整理費總額 五、四〇〇、〇〇〇圓

備考

- 一、政府實地の地區整理

第十章 社會教化事業

第一次(完了)

二〇地區

經費

一、五二八、〇〇〇圓

第二次(實施中)

二三地區

同

二、二七〇、〇〇〇圓

(ロ) 道路 改修

部落は比較的街道狹隘にして荒廢せるもの多く新設せる道路も修理不十分にして衛生交通上不利不便尠なからざるを以て一九七二の部落に對し道路の改修を行はんとす

道路改修施設費總額

九八六、〇〇〇圓

(ハ) 給水排水施設

部落は地域の關係上給水施設不良不十分なるものあり且排水狀況も不良なるもの多きを以て衛生上之が設備を完くする爲め一九二七の部落に給水排水施設の完備を期せんとす

給水排水施設費總額

五九一、六〇〇圓

(ニ) 住宅 改良

部落の住宅は概ね密集の狭少荒廢せるもの多きは顯者なる事實にして經濟並に文化生活に及ぼす悪影響尠なからざるを以て特に不良なりと認むる一萬七千餘戸に對し其の改良を行はんとす

住宅改良施設費總額

五、一二八、八〇〇圓

(ホ) 移轉 獎勵

全國には十戸以下の小部落多數ありて社會生活上不利なる條件の下に在り故に其の中資力乏しき七千餘戸に對し他の經濟、文化、社會生活上有利なる條件の土地に轉出分散せしめんとす

三一六

移轉獎勵施設費總額

三、五三六、〇〇〇圓

第二 教育教化施設に關する事項

融和問題の解決上社會一般に關する對策としては人格尊重、國民一體の精神を涵養すると共に差別的偏見を艾除するを以て最も緊要なりとす之が實施に當りては各種學校に於て國民融和に關する教育を爲すと共に社會教化の諸施設により共同一體の國民生活を確立せんとす

(イ) 融和教育機關の設置

小學校教員を中心とし府縣單位を以て融和教育機關を組織し更に之を郡市を區域とする支會に分ち各郡市内の小學校教員を會員たらしめ之等の機關に對し獎勵金を交付し以て小學校融和教育の研究並に實施上の聯絡に資せしめんとす

融和教育機關費總額

一六四、七八〇圓

備考 延施設團體

計

二、二五〇圓

(ロ) 融和教育指導者の養成

融和教育に關する指導者を養成すると共に學校教職員等に對し融和問題を理解せしむる爲、中央機關に於ては府縣融和教育擔任者、師範學校中等學校教職員等に對し又地方機關に於ては小學校、青年學校教職員等に對し融和教育講習會を開催せんとす

融和教育指導者養成費總額

五一六、四五〇圓

備考 講習會數

計

四八〇回

(ハ) 融和教育施設の獎勵
各府縣師範學校に對し融和問題に關する系統的知識を與ふると

共に中等學校生徒に對し融和精神を涵養せしむる爲め地方融和機關に於て師範學校に對しては融和講座を中等學校に對しては融和講演會等を開催せんとす

融和教育施設費總額

五五、三〇〇圓

備考

延施設校數

計

一一、〇六〇校

(ニ) 融和教育指導員の設置

各府縣師範學校、高等學校、高等師範學校其他融和教育に造詣深き者を委嘱し各府縣に於ける融和教育の指導に當らしめんとす

融和教育指導員設置費總額

三〇〇、〇〇〇圓

(ホ) 指導者講習會

教化團體、男女青年團、婦人團體、宗教團體、少年團體等の指導者並に官公吏、警察官、社會教育委員、方面委員等にして主として啓蒙教化に従事すべき指導者を養成する爲め一年次毎に中央融和事業協會の主催を以て二回、府縣融和團體の主催を以て三十九回計四十一回の講習會を開催せんとす

指導者講習會費總額

九四〇、〇〇〇圓

(一) 指導員の設置

社會一般の融和を實現するに當り關係市町村のみにて既に三千餘に及びその範圍の廣き到底融和團體の役職員のみにては充分なる活動の望み難き憾みあり仍て京都府外二十六府縣下に指導員九十八名を囑託しその居住地を中心にして啓蒙教化に當らしめんとす

指導員費總額

二九四、〇〇〇圓

第十章 社會教化事業

三一七

(ト) 市町村内教化施設費の助成

市町村内の融和機關に於て施設さるべき講演會、映畫會、一夜講習會、座談會、國民融和日宣傳、文書教育等の教化施設に對し(部落十一戸所在の二千三百四ヶ市町村の融和機關に於て施設さるる場合)之に對し助成せんとす

市町村内教化施設助成費總額

九八二、八〇〇圓

(チ) 教育教化施設の指導獎勵

教育教化施設に對し各種印刷物の發行、講師派遣、映畫備付、指導員協議會等の方法に依り指導獎勵を爲さんとす

教育教化指導獎勵費總額

一、七九七、六〇〇圓

第三 融和事業機關に關する事項

本計畫に依り融和事業施設を完成せんとするには之が指導機關並に執行機關を整備擴充するを要す仍て左記の諸機關を擴充せんとす

(一) 融和事業十ヶ年計畫調査並に之が獎勵の爲め中央地方の融和事業行政機關を擴充せんとす

1 主務省總額

一九三、七〇〇圓

2 地方專務職員費總額

八二二、五〇〇圓

3 主要市町村專務職員設置總額

八二四、〇〇〇圓

(二) 中央地方の融和團體の聯絡を一層緊密ならしめ各々其の機能に準じて活動を敏活ならしむる爲め之が組織の整備擴充を圖らんとす

1 中央融和團體並に既設府縣融和團體(三四)の組織を擴充すると共に未設府縣(長崎、新潟、茨城、石川の四縣)に融

和團體を組織せんとす

融和團體事務費總額

二、五四三、七五〇圓

2 府縣融和團體に於ては左の通り市町村に支部又は融和委員制度を設置せんとす

關係市町村(十戸以上部落所在市町村二、三一四)の中機關既設の市町村には助成費一ヶ所三〇圓、未設市町村には設置助成費一ヶ所五〇圓を交付するものとす

但し未設市町村機關は五ヶ年間に設置するものとす

市町村融和機關設置助成費總額

六二七、五八〇圓

備考

- 一、市町村融和機關設置助成費は既設のもの(四三三)には初年度より一ヶ所三〇圓を交付し新設は五ヶ年に分割し一ヶ所五〇圓交付するものとす
- 二、第六年度よりは全部一ヶ所三〇圓宛交付するものとす

融和事業完成十箇年計畫に要する經費總額一覽

府	中央	縣	自覺更生施設費	環境整備費	教育教化施設費	融和事業機關費	計
府	三〇〇,〇〇〇	二、一九一,〇〇〇	一、五七〇,〇〇〇	一、四四一,〇〇〇	九三三,五〇〇	五八四,七〇〇	一,一八七,二〇〇
東京	七九七,〇〇〇	六六一,二八〇	六三九,六五〇	七三六,七〇〇	一四六,六一〇	七五,九一〇	一,九一七,二七〇
京都	九六八,三〇〇	六三九,六五〇	三三,七三〇	二二,〇〇〇	一三,一七〇	一八,七〇〇	一,七九七,〇〇〇
大阪	九六八,三〇〇	六三九,六五〇	三三,七三〇	二二,〇〇〇	一三,一七〇	一八,七〇〇	一,七九七,〇〇〇
神奈川	二,〇四〇,一〇〇	一,〇七〇,七〇〇	一,〇七〇,七〇〇	一,〇七〇,七〇〇	三三,七三〇	三三,七三〇	五,〇七〇,〇〇〇
兵庫	八七,五九〇	二一,一七五	〇〇,〇〇〇	六六,〇〇〇	三三,七三〇	〇〇,〇〇〇	一,八〇,〇〇〇
長崎	五七七,七九五	一〇〇,〇〇〇	一八九,九七五	四〇,〇〇〇	一三,一七〇	〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
新潟	四九七,三〇〇	一〇〇,〇〇〇	二〇,一九五	四〇,〇〇〇	一三,一七〇	〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
群馬	五五,五九五	一〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	六六,〇〇〇	三三,七三〇	〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
千葉	一〇,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	三〇,〇〇〇
茨城	一〇,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	三〇,〇〇〇

栃 奈 三 愛 静 山 滋 岐 長 福 石 富 鳥 島 岡 廣 山 和 德 香 愛 高 福 大

歌

木 良 重 知 岡 梨 賀 阜 野 井 川 山 取 根 山 島 山 口 島 川 媛 知 岡 分

二七二、九七〇	一〇四、九五五	三三、八八〇	八三、四三〇	六四、六三〇	六八三、九六五
六三五、六五五	三三七、六五〇	一八八、八八五	一一、二五〇	一六九、四三〇	一、八八五、三三五
七一一、二二〇	三〇〇,〇〇〇	一三六、三三〇	一四、三三〇	一六六、八八〇	一、九八七、三三〇
三三七、〇〇〇	一一四、〇〇〇	〇〇,〇〇〇	六六、〇〇〇	〇〇,〇〇〇	六六八、一六〇
二二七、〇〇〇	一一一、〇〇〇	〇〇,〇〇〇	七六、二二〇	五五、九七〇	六八七、六三〇
三二、三六五	一三、一七五	〇〇,〇〇〇	三、五八〇	三三、五八〇	一、二七二、四三四
四九六、七五〇	二六四、七五〇	四九、一九〇	一三、〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一、〇七〇,〇〇〇
八〇,八八五	三三、六〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	一、〇七〇,〇〇〇
三九一、〇六五	一三六、三三〇	〇〇,〇〇〇	一八三、三三〇	〇〇,〇〇〇	一、三一九、八九五
四三、九三〇	一八、九七〇	〇〇,〇〇〇	二七、七三〇	〇〇,〇〇〇	一、三六、一〇〇
六六、三七〇	四、八八〇	〇〇,〇〇〇	三、三三〇	〇〇,〇〇〇	一、三六、一〇〇
一三八、三七〇	四三、五七五	二九六、七三〇	九、〇五〇	二六、九三〇	一、〇八〇、六七五
三六三、八四五	一七三、七三〇	三三、〇〇〇	一〇五、七九〇	二六、九三〇	一、〇八〇、六七五
一七六、八八〇	五三、五七五	二四、七三〇	一〇五、五七〇	五三、九六五	六〇三、六八五
一九二、九三〇	三八四、三三〇	〇〇,〇〇〇	一〇一、五七〇	一七、一七〇	二、五九九、八〇五
九〇〇,〇〇〇	二九八、八八〇	〇〇,〇〇〇	三三九、七三〇	一七、一七〇	二、四八〇、三三〇
三五〇,〇六五	一四八、四三〇	三三、七三〇	一三、三三〇	九七、四三〇	一、〇五五、〇八〇
七九一、九三〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	一四七、四三〇	〇〇,〇〇〇	一、三三七、五三〇
〇〇〇,〇〇〇	三三、七三〇	〇〇,〇〇〇	九〇,五五〇	〇〇,〇〇〇	一、二二六、九三〇
〇〇〇,〇〇〇	四九、四七五	〇〇,〇〇〇	六七、八三〇	〇〇,〇〇〇	四一五、六五五
〇〇〇,〇〇〇	三三、七三〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇
〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	二、九一六、五〇〇
〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	三、六一七、四三〇
一、〇〇〇,〇〇〇	一、〇〇〇,〇〇〇	一、〇〇〇,〇〇〇	一、〇〇〇,〇〇〇	一、〇〇〇,〇〇〇	四、〇〇〇,〇〇〇

計 五、九六八、六四七、五五九、五九二、五二七、〇七五、五五四、九三三、三三、四一六、二四七、〇三七、四六八、六五七、四、〇六八、八二二、四、五九六、七三三、四、〇七八、五三三、四九、七七七、八七〇

第八回國民融和日の舉行

三月十四日「五ヶ條五誓文」渙發記念日に際して中央融和事業協會主催の下に第八回國民融和日が舉行せられた。國民融和日は一部國民に對する舊來の陋習を打破し國民融和の完成を期する爲め、昭和三年より毎年三月十四日を期し全国的に實施し來れるもので、本年も時局に鑑み一層之が趣旨貫徹を期する爲め左の如き實施方法により一大運動を行つた。

第八回國民融和日實施方法

- 一、國民融和祈願祭の擧げ
 - 二、ラジオ宣傳
 - 三、講演會の開催
 - 四、活動寫眞宣傳
 - 五、街頭宣傳
- 三月十四日夜、東京中央放送局より全國中繼放送を以て内務大臣の講演及名流の演藝に依る國民融和の趣旨普及をなす
- 全國の融和團體は府縣と共同して三月十四日を中心として各主要の箇所にて講演會を開催し融和の趣旨普及に務む
- 融和に關する活動寫眞公開、同タイトルに依る宣傳を爲す
- 飛行機、自動車宣傳、路傍演說等各種の方法を講じ街頭宣傳を爲す

- 六、機關誌特輯
 - 七、新聞、雜誌宣傳
- 全國の主要新聞、雜誌に社説其他掲載方を依頼す

第二節 隣保事業

昭和十年三月末日に於ける隣保事業施設数は市町村經營は四一、私法人經營は五一、其他は七七、合計一六九である。昭内東京は七二、大阪二二で兩都市にて大半を占めてゐる。昭和九年度に於ける資産總額は六、二八三、五一五圓で經費總額は一、二〇七、七六一圓である。

隣保事業に於て行ふ施設は近隣の事情に依つて異なるが、事業の性質上修養及教育に關する事項が主なるもので學級組織による初等教育、補習教育、労働者教育等の外定期又は随時の講習會、讀書會、研究會等を開催してゐる。又隣保事業は託兒事業を兼ねてゐるものが多くその他簡易なる診療事業を經營してゐるものも尠くない。

隣保事業 (昭和九年四月) (社會局福利課調)

府縣	經營主體個所數			資産	經費
	市町村	私法人	其他		
北海道	一	一	一	一	九、四五七
東北	二	一	一	三	四、三九、〇七
東京	八	六	八	三	四、三九、〇七
大阪	五	一	一	三	五、四八、六四四
神奈川	一	一	一	一	五、九六六
兵庫	一	一	一	一	一、五七、三三
長崎	一	一	一	一	一、〇〇〇
新潟	一	一	一	一	一、〇〇〇
埼玉	一	一	一	一	一、〇〇〇
群馬	一	一	一	一	一、〇〇〇
千葉	一	一	一	一	一、〇〇〇
茨城	一	一	一	一	一、〇〇〇
栃木	一	一	一	一	一、〇〇〇
奈良	一	一	一	一	一、〇〇〇
三重	一	一	一	一	一、〇〇〇
愛知	一	一	一	一	一、〇〇〇
静岡	一	一	一	一	一、〇〇〇
山梨	一	一	一	一	一、〇〇〇
滋賀	一	一	一	一	一、〇〇〇
岐阜	一	一	一	一	一、〇〇〇
長野	一	一	一	一	一、〇〇〇
富山	一	一	一	一	一、〇〇〇
石川	一	一	一	一	一、〇〇〇
福井	一	一	一	一	一、〇〇〇
秋田	一	一	一	一	一、〇〇〇
山形	一	一	一	一	一、〇〇〇
青森	一	一	一	一	一、〇〇〇
岩手	一	一	一	一	一、〇〇〇
宮城	一	一	一	一	一、〇〇〇
宮崎	一	一	一	一	一、〇〇〇
熊本	一	一	一	一	一、〇〇〇
鹿兒島	一	一	一	一	一、〇〇〇
大分	一	一	一	一	一、〇〇〇
福岡	一	一	一	一	一、〇〇〇
佐賀	一	一	一	一	一、〇〇〇
熊本	一	一	一	一	一、〇〇〇
宮崎	一	一	一	一	一、〇〇〇
計	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇

鹿兒島	—	—	—	—
沖繩	—	—	—	—
計	四二	五二	七二	一六九

備考 報告未着の爲前年度分を計上せるもの
大阪、群馬、山口、高知、福岡、宮崎

年別購保事業狀況

年次	施設數	經費	資産	生産
昭和元年度	五二	五八七、二二一 ^円	三、一五〇、七四七 ^円	—
同 三年度	八九	六一九、五七三	三、九四四、〇五七	—
同 四年度	九三	八一二、五〇七	四、三三八、五九六	—
同 五年度	一一五	七九七、〇〇九	五、一三七、一九〇	—
同 七年度	一五二	四、〇九七、五〇二	七、三七四、〇五〇	—
同 八年度	一五二	一、四一七、二七五	七、八二四、四二六	—
同 九年度	一六九	一、二〇七、七六一	六、二八三、五一五	—

第三節 教化事業

(一) 教化團體

教化事業の連絡統制の中央機關としては中央教化團體聯合會があり、各道府縣には夫々道府縣教化團體聯合會がある。

中央教化團體聯合會

昭和十年中に實施せる主なる事項は左の如くである。

中央施設

一、第十二回全國教化聯合團體代表者大會

- 二、第五回全國教化關係幹部講習會
- 三、第一回全國都市教化講習會
- 四、都市教化懇談會

地方施設

- 一、地方教化大會
- 二、教化關係幹部公民教育講習會
- 三、講師の派遣及斡旋
- 四、加盟團體に對し事業獎勵金交付

中央教化團體聯合會加盟の道府縣教化聯合團體の事業助成獎勵の爲、一道三府四十三縣の四十七團體に對し昭和十年事業獎勵金として一萬一千六百五十圓を、一般加盟團體に對し一萬三千圓、教化指定縣に對し八千六百五十圓を分割交付せり

教化町村施設

- 一、六十二ヶ町村指定
 - 二、指定縣指導主任者打合せ
 - 三、開設宣誓式、講演會並懇談會
 - 四、指導者養成講習會
 - 五、協議會
 - 六、視察並に調査
- 教化強調施設
- 一、關東大震災十二周年記念日運動
 - 二、精神作興週間並克巳日運動
 - 三、選舉肅正運動
 - 四、精神作興資料懸賞募集

- 五、國民歌「皇國日本」「日本よ、國」制定
- 六、二宮尊德翁八十年祭記念事業參加
- 七、全國社會事業大會援助

圖書發行

- 一、教化資料
- 二、國民更生資料
- 三、旬刊新聞「教化運動」
- 四、中央及地方教化聯合團體要覽

教化事業調査會

教化上重要な諸問題の審議機關たる教化事業調査會は例會を開くこと八十一回、昭和十年度に於ては例回十回開催した

教化町村數 (昭和十一年三月末現在)

(社會局福利課調)

縣名	町村數	縣名	町村數
福島	五	秋田	五
三重	五	山形	五
兵庫	五	埼玉	六
長崎	五	静岡	五
石川	六	高知	五
富山	五	福岡	五
岡山	五	佐賀	五
青森	六	熊本	五
岩手	五	大分	五
宮城	五	計	九八

財團法人中央教化團體聯合會に屬する府縣教化團體聯合會加盟團體數 (昭和十一年三月末現在)

道府縣	加盟團體數	道府縣	加盟團體數
北海道	一九二	宮城	四六
東北	七一	福島	四一
関東	二六	青森	三
大坂	一三一	山形	四四
京都	一〇	秋田	二七
神奈川	四三八	福井	二六
兵庫	六四	石川	八九
新長崎	一〇三	福島	三五
埼玉	一四四	富山	八一
群馬	一八	山梨	九六
茨城	一六	長野	三三
千葉	一四五	岡崎	一七六
茨城	一九	廣島	二一
栃木	四三	山口	五五
奈良	四三	山梨	一〇
三重	六	和歌山	一二
愛知	二四	徳島	一九
静岡	四九	香川	九
山梨	四三	愛媛	一九
滋賀	三二	高知	三五
岐阜	二〇	福岡	二四五
長野	一五五	大分	三二

佐賀	四三	沖繩	三七
熊本	一二	朝鮮	一三
宮崎	六	臺灣	五八
鹿兒島	一三	計	三、〇五三

備考 一、各縣聯合會へ加盟のもののみを算ぐ個人加盟者は含まず
二、朝鮮には各道に支部あり臺灣には各郡教化聯合團體の下に街庄教化團體あり

(二) 精神作興週要綱

主催 中央教化團體聯合會

期日 昭和十年十一月七日—十三日

趣旨 『國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニアリ』との聖訓を遵奉し國民各自職分遂行の裡にその決意を新にし盡忠報國に微力を傾注せんとするものである而も現今時局の重大に鑑み之を高調することの必要を痛感し茲に三度(昭和八年、九年更に本年)これを提唱し國民の自覺を促して國家進展の一助に貢献せんとするものである

指導要目

- 1、聖訓を奉戴し彌々國體精華の發揚國民精神の作興に努むること
- 2、國民各自深く責務を省み奮勵努力其の生活の充實向上を期せしむること
- 3、克己忍苦の修練を積み進んで國家公共奉仕の實を擧げしむること

運動の機關

中央及道府縣、朝鮮、臺灣各教化聯合團體之が主體となり中央地方官民各方面は勿論、各種有力團體、言論報道機體等の贊助力を求めて全國一齊に運動の徹底を期すること

同週要綱事項一覽

- 1、各地方の實情に基づき週間中を通じ又は其の各日に就き適切なる實行事項を定め之が實行を期すること
 - 2、本週間を起點として團體的「例へば數府縣聯合、府縣郡市、町村、部落其他の團體毎に」申合せによる生活更新の實行を期すること
 - 3、懇談會、講演會其他適宜集會を催し趣旨の普及、指導要目の徹底を期すること
 - 4、教化御獎勵の 聖旨を奉戴し地方教化聯合團體に於ては其の基金の造成、教化綱の完成、教化常會の開設等適切なる教化振興の記念施設を講ずること
- 特に詔書發記念日たる十一月十日を「克己日」として左記各項を夫々地方事情に適應したる方法によつて參酌實施する筈である因に克己日は昭和六年十二月十五日にその第一回が全國一齊に實施せられたものである
- 克己日の實行事項一覽
- 1、當日は國民精神作興詔書發記念日なるを以てなるべく道府縣、市町村、部落、團體等に於て神社(又は佛閣、教會、學校、公會堂等)に參集し詔書捧讀式を擧げ終つて共同的實行事項を定め嚴肅なる宣誓等をなすこと

- 2、町村、部落、團體等に於て公共奉仕の勤勞作業其他適宜の施設をなすこと
 - 3、國民各自身邊を顧み克己忍苦以て重大時に處するの生活訓練をなすこと
 - 4、當日の克己によりて節減し得たる餘財は額の多少を論ぜず之を讓出して國防資金、出動軍人並遺家族慰問金、國債償還資金其他府縣市町村教化振興基金並公共施設資金に獻じ又は各自貯金或は共同積立金に充つること
- 之が取扱に關しては適宜地方教化聯合團體に於て定むること

第四節 矯風事業

一 廢娼問題

(一) 娼妓、藝妓、酌婦

警保局調査に依れば我が國內地に於ける娼妓數は昭和九年十二月末現在にては四五、七〇五名であつて同年中の遊客總數は二五、八三八、七七六名である。

内地に於ける娼妓數年比較 (内務省警保局調)	
年次	娼妓數
昭和元年	五〇、八〇〇
二年	五〇、〇五六
三年	四九、〇五八
四年	四九、四七七
五年	五二、一一七

年次	遊客人員	消費金額
六年	五二、〇六四	二二、三九三、八七〇
七年	五一、五五七	二二、七三六、三四一
八年	四九、三〇二	二四、九二二、五〇四
九年	四五、七〇五	二五、八三八、七七六

次に第四十四回警視廳統計書によれば警視廳管下に於ける娼妓數は昭和九年末にては七、三二四名であり、昭和九年では遊客人員五、六〇七、五五二名消費金額一二、七三四、〇七二圓娼妓一人平均一日遊客二・二一人遊客一人平均消費金額二圓二七錢である。

遊客人員及遊客消費金額年比較

資料(第四十四回警視廳統計書)

年次	遊客人員	消費金額	娼妓一人平均一日の遊客	遊客一人平均消費金額
大正十四年	三、七四三、九九三	一五、九八五、九七五・三六	一・九	四・二七〇
十五年	三、九四四、四六六	一四、八〇〇、五五二・三四	二・〇九	三・七五三
昭和元年	四、三二一、三二二	一五、九三三、八三九・六八	二・一四	三・七七四
二年	四、六九八、〇三三	一七、五三三、三五・六一	二・二二	三・七七八
三年	四、八三三、〇三三	一五、二七七、二七・六六	一・八六	三・六六六
四年	四、〇二四、一四九	一三、三四四、三五・七六	一・七一	三・〇七五
五年	四、六五五、四四六	一三、九七九、九六・七五	一・八一	二・五九〇
六年	四、九二九、五六六	一三、五九九、九三・五三	一・七九	二・五五八
七年	五、三五四、九九九	一三、三九三、七三・六八	一・九	二・三九六
八年	五、六〇七、五五三	一三、七三四、〇七・三四	二・二二	二・三七一
九年	五、六〇七、五五三	一三、七三四、〇七・三四	二・二二	二・三七一

内地に於ける藝妓及酌婦數は昭和九年十二月末日では藝妓

數七二、五三八名で酌婦數は昭和八年にては八五、五九〇名である。次に第四十四回警視廳統計書によれば警視廳管下の藝妓數は一〇、一七一名で、その稼高は一、〇四九、七一圓に達する。

内地の藝妓及酌婦數

Table with columns for year (昭和元年 to 昭和九年), number of geishas, and number of waitresses. Includes a note about the data source from the 11th Police Bureau report.

藝妓數及稼高果年比較

Table comparing the number of geishas and their earnings from the Meiji 14th year to the Showa 2nd year.

Table showing the number of geishas and waitresses in the interior from 1933 to 1939, categorized by year.

内務省警保局調査に依れば昭和九年十二月末現在の内地に於ける遊廓數は貸座敷免許地は四六八、貸座敷營業者は九、七三八名、引手茶屋六一、貸座敷雇人は男五、一三六名、女二一、六五三名である。

遊廓數 (内地)

Table detailing the number of geishas and waitresses in the interior, broken down by category: geishas, waitresses, and tea houses.

同 九年

次に内地に於ける料理屋、待合茶屋、藝妓屋、飲食店數を衛生局刊行「花柳病豫防に關する調」によりみるに、昭和八年十二月末日現在では料理屋六三、〇八四、待合茶屋四、〇三一、藝妓屋二〇、九四九、飲食店一五九、三四〇である。

料理屋、待合茶屋、藝妓屋、飲食店數 (内地のみ)

Table showing the number of restaurants, waiting tea houses, geisha houses, and food stores in the interior from 1933 to 1939.

二 禁煙問題

喫煙の害毒豫防に就いては政府は明治三十三年三月未成年者喫煙禁止法を發布し、同法に依つて未成年者の喫煙を禁止し、これを犯したる時並親權者又は監督者が未成年者の喫煙を抑制せざる時及び商人が未成年者に對し自用の煙草又は器具を販賣した時は處罪を爲すこととした。昭和九年中に於け

る内務省警保局調によれば未成年者喫煙禁止法違反者數は説諭に止めたる者二七、五八四名、器具沒收一、八二七名、科料六七名、罰金一三名、計一九、四九一名である。

未成年者喫煙者禁止法違反者數 (内務省警保局調)

Table showing the number of minor cigarette smokers and violations from 1933 to 1939, including categories like equipment confiscation and fines.

三 禁酒問題

我國に於ける禁酒運動は長き歴史を有し、基督教徒に依つて初めて禁酒運動團體の成立したのは明治三十一年設立の日本禁酒同盟會であつて、機關雜誌の發行、講演等を行つた。其の後禁酒團體は漸次各地に設立せられ大正十三年に於ては全國の同團體數三百六十餘を算した。

然るに世界大戰當時より、歐米の國民的禁酒運動に促され

我國に於ても禁酒運動が社會的、國家的問題として認められるに至り、禁酒團體が各地に續出した。その主なるものは前記日本禁酒同盟會と同じく全國的團體たる國民禁酒同盟會にして大正八年十一月設立、本部を京都に置いたが、翌九年十月日本禁酒同盟會と國民禁酒同盟會と合同して、日本國民禁酒同盟と改稱した。其の外全國的な團體として日本學生排酒聯盟、基督教婦人矯風會、日本少年禁酒軍、二十五歲禁酒法期成同盟、禁酒禁煙遵法運動中央委員會の諸團體があり熱心に活動しつゝある。

未成年者飲酒禁止法は大正十年に議會を通過し、同年四月一日より施行せられた。本法に依つて未成年者の酒類飲用を禁止し、親権者若しくは監督者は未成年者の飲酒を制止すべく未成年者の飲用に供することを知つて營業者が酒類を販賣し又は供與することを禁じ、又未成年者が飲用する爲め所有若しくは所持する酒類及其の器具を沒收し、其他必要な處置を爲さしむることを得る。内務省警保局調によると昭和九年中に於ける未成年者飲酒禁止法違反者數は一五、八〇七名であつて、内、説諭に止めたるもの一五、五三八名、器具沒收は一、二七名、科料は一四二名である。

未成年者飲酒禁止法違反者數 (内務省警保局調)

年次	説諭に止めたるもの	器具沒收	科料	計
昭和元年	一九、七七	三二	三六	二〇、一三四

同	二年	一五、八三〇	一六	一六	一六、九五六
同	三年	三三、三四七	三〇	二四	三三、六九〇
同	四年	二四、三八六	二七	一九	二四、六二二
同	五年	二六、六四五	三〇	一九	二七、四四四
同	六年	三三、三八五	三三	二五	三三、六六三
同	七年	一六、一〇三	二四	二五	一六、三九九
同	八年	一七、〇八七	三三	二二	一七、三三三
同	九年	一五、五三六	二七	二四	一五、八〇七

第五節 國民更生運動

我國現下の不況對策は單に政府の應急匡救施設のみでは不十分である爲かゝる施設と相俟つて國民をして自奮自勵徒に他に依頼することなく積極敢爲の精神と新興の銳氣とを以て自力的に更生を圖らしめ經濟生活の確立向上を期せしむるは極めて緊切であるから政府は國民更生運動要綱を定め昭和七年九月五日を期し全國一齊に之が運動を開始した。

- 一、中央に於ける施設
 - 本運動開始以來今日迄の主なる施設事項左の如し。
 - 一、各省關係者協議會
 - 内務、農林、商工、文部、陸軍各省の關係者内務大臣官邸に參集し本運動に關する聯絡方法其の他諸般の打合せを爲せり
 - 二、民間團體關係者協議會

本運動に至大の關係を有する左記民間團體との協議會を昭和七年九月十五日社會局に開催し當該團體の本運動に關する計畫を樹立せしめ其の活動を促すと共に今後の聯絡方法等に就き打合せを爲せり尙之等の團體に對しては昭和七、八兩年度各三萬圓昭和九年度一萬五千圓、昭和十年度一萬圓の獎勵金を交付せり

記

- 財團法人中央教化團體聯合會
- 大日本聯合青年團
- 大日本聯合女子青年團
- 財團法人中央融和事業協會
- 帝國在郷軍人會
- 社団法人愛國婦人會
- 大日本聯合婦人會
- 財團法人中央報德會
- 社団法人大日本報德社
- 三、懇談會
 - 昭和七年九月二十六日總理大臣官邸に於て都下新聞關係者を招き本運動の趣旨の徹底に關し援助方依頼する所あり又同年十月十三日には内務大臣官邸に學識經驗ある名士團體代表者等六十餘名を招き本運動に關し懇談を爲し其の協力援助を求むる所あり又昭和九年九月二十八日内務大臣官邸に本運動囑託講師、獎勵團體代表者、其の他關係者三十餘名を招き本運動狀況並將來の方策に關し協議懇談する所ありたり

- 四、講演會、座談會等の開催
 - 道府縣主催の講演會、座談會等には中央より講師派遣の計畫を樹て昭和七年九月下旬より夫々地方へ派遣し同年十月下旬大體第一次計畫を終了し爾來地方の右計畫に對し引續き講師派遣を爲しつつあり尙本運動の始めに當りては總理大臣、内務大臣、農林大臣、商工大臣、文部大臣の本運動に關する講演をラヂオ放送せり
- 五、印刷物の配布
 - 國民更生運動の趣旨の普及を圖り並本運動指導者の參考資料として本運動開始以來今日迄にパンフレット其の他約二十種、五十六萬三千餘部を印刷し之を中央官廳、道府縣、市町村其の他の團體に配付せり尙本年度内に於ても本運動實施概況パンフレット等數種を印刷すべく之が原稿執筆中なるを以て近く原稿出來の上は印刷配付の見込なり

- 六、映畫筋書懸賞募集
 - 國民更生に關する趣旨の普及徹底を圖るに適切なる宣傳資料を得んが爲昭和七年度に於て映畫筋書懸賞募集を爲したる結果應募篇數約五〇〇篇に及びり右審査の結果、優等、ほほ笑む日、日本魂の更生、ほほ笑む寮所、佳作、地殻を刻み乍ら、太陽の彈道、黎明、の六篇當選せり
- 七、フィルム作製並購入
 - 國民更生運動の趣旨の普及徹底を圖る爲め曩に當局に於て募集したる懸賞映畫筋書に當選したる二種(太陽の彈道、黎明)に依り映畫「舉れ日本」及「黎明」の二種を作製せり尙昭和八年度に於

ては本運動の趣旨の普及徹底上適切と認めたる映畫「野の光」一種を購入し之が利用に努めつつあり

八、映の畫貸與

本運動の趣旨の徹底を圖る爲昭和七年度以降作製又は購入したる映畫三種は各府縣其の他の申請に依り講演會、講習會、協議會等機會ある毎に之を貸與し利用せしめつつあり而して十一月末日迄の貸與狀況は貸與回数延七四回、貸與日數七三五日に達す

九、指導者養成講習會の開催

國民更生運動の眞の目的を達成するには夫々地方の實情に適切な具體的計畫を對立し之を實行せしめ以て經濟更生の域に達せしむるの要あり而して之が爲には其の實際的指導者の養成を第一義と認められるるを以て昭和八年度以降現に府縣又は市町村各種團體等に於て本運動又は地方に於ける經濟更生計畫樹立並に之が實行に従事し又は將來之に従事せんとする指導者を養成すべく内務省關係府縣及團體合同主催の下に全國各地に於て講習會を開催せり而して十一月末日迄の實績に徴するに開催度數七回、講習期間延二〇四日、受講者數六五三人に達す而して右講習會の受講者中には今日地方に於ける更生計畫の樹立並指導者誘掖に力を致し相當の實績を挙げつつある者尠ならず

十、視察指導に關する講師派遣

昭和八年度以降に於ては地方農山漁村(主として經濟更生指定町村)に於ける講演會、協議會、懇談會等開催の場合には勿論更生計畫指導誘掖の爲特に講師を派遣しつゝあり而して十一月末日迄の實績に徴するに派遣府縣數三四、視察指導町村數一二四に達す而して右講師派遣に依り地方に於ける經濟更生に關し實際的指導誘掖に努めたる結果今日之等町村の具體的經濟更生計畫の樹立並計畫遂行上に及ぼしたる効果尠からざるものあり

二 府縣に於ける施設
中央の施設と相俟て地方に於ては本運動に關し告諭又は通牒を發し講演會、講習會、座談會等の開催、經濟更生委員會の設置、パンフレット、リーフレット、ポスター等の印刷配布標語の懸賞募集、經濟更生の實行要目の設定等各般の施設を講じて之が實効を擧ぐるに努めつつある。尙現に福島縣外數縣に於て實施しつゝある教化町村等は地方更生の促進上適切なる施設にして其の成績見るべきものがある。殊に東北地方は近年各種の災害相隨いで起り其の疲弊困憊特に甚しく之が更生を企ること一層緊切なるを以て教化町村の名稱の下に特に町村を指定し、物心一如を基調とする更生計畫の樹立實行を圖らしむることとし、財團法人中央教化團體聯合會及關係縣、縣教化聯合團體共同指導の下に着々之が成果を收むるに努めつつある。昭和十年度に於ては青森、岩手、秋田、山形、宮城の五縣に於て一縣五ヶ町村合計二十五ヶ町村を指定し尙之に要する經費に就ては關係縣に對し特別の助成を爲しつゝある。

國民更生運動 (自昭和七年九月一日至同十年八月末日)

(社會局福利課調)

府縣	講演會		講習會		研究會、協議會、座談會		映寫會其他	
	開催度數	聴衆人員	開催度數	聴講者	開催度數	参加者	開催度數	参加者
北海道	三〇八	六六、五七〇	六	八七	五	五、三三三	五	五、三三三
東北	三三三	七〇、七〇〇	四	三、七三三	三	六、三三三	三	七、九三三
東京	二二	一、八三三	三	八七	三	三、三三三	三	三、三三三
大阪	四七九	一四八、三三三	三	一、四〇〇	三	一、四〇〇	三	一、四〇〇
京都	二	一、四三三	一	一、四三三	一	一、四三三	一	一、四三三
兵衛	一	一、四三三	一	一、四三三	一	一、四三三	一	一、四三三
長崎	一	一、四三三	一	一、四三三	一	一、四三三	一	一、四三三
新潟	一	一、四三三	一	一、四三三	一	一、四三三	一	一、四三三
埼玉	一	一、四三三	一	一、四三三	一	一、四三三	一	一、四三三
群馬	一	一、四三三	一	一、四三三	一	一、四三三	一	一、四三三
茨城	一	一、四三三	一	一、四三三	一	一、四三三	一	一、四三三
栃木	一	一、四三三	一	一、四三三	一	一、四三三	一	一、四三三
奈良	一	一、四三三	一	一、四三三	一	一、四三三	一	一、四三三
三重	一	一、四三三	一	一、四三三	一	一、四三三	一	一、四三三
愛知	一	一、四三三	一	一、四三三	一	一、四三三	一	一、四三三
静岡	一	一、四三三	一	一、四三三	一	一、四三三	一	一、四三三
山梨	一	一、四三三	一	一、四三三	一	一、四三三	一	一、四三三
滋賀	一	一、四三三	一	一、四三三	一	一、四三三	一	一、四三三
岐阜	一	一、四三三	一	一、四三三	一	一、四三三	一	一、四三三
長岐	一	一、四三三	一	一、四三三	一	一、四三三	一	一、四三三

宮崎	10	11,130	12	6,022	7	3,011	6	3,276
福岡	10	7,110	1	1,431	11	4,075	9	6,824
岩手	10	5,200	12	4,584	10	1,539	11	1,783
青森	10	8,720	1	5	11	3,190	7	5,120
山形	10	4,520	1	7,000	1	26,190	1	3,480
秋田	10	4,520	1	7,000	1	26,190	1	3,480
福島	10	2,700	6	700	3	1,100	1	1,330
石川	10	1,630	1	2,733	1	5,126	1	851
富山	10	2,350	1	2,733	1	1,145	1	1,330
鳥取	10	6,350	9	2,475	3	5,028	7	3,480
島根	10	2,010	1	2,475	1	1,145	1	1,330
岡山	10	6,000	1	2,475	1	1,145	1	1,330
広島	10	8,240	1	2,475	1	1,145	1	1,330
山口	10	4,320	1	2,475	1	1,145	1	1,330
徳島	10	2,850	1	2,475	1	1,145	1	1,330
香川	10	4,750	1	2,475	1	1,145	1	1,330
愛媛	10	9,070	8	700	1	500	1	780
高知	10	3,730	1	2,475	1	1,145	1	1,330
福岡	10	3,730	1	2,475	1	1,145	1	1,330
大分	10	7,000	1	2,475	1	1,145	1	1,330
佐賀	10	1,630	1	2,475	1	1,145	1	1,330
熊本	10	10,000	3	2,475	1	1,145	1	1,330
宮崎	10	4,020	1	2,475	1	1,145	1	1,330
計	107	211,518	90	116,502	33,335	119,182	119	310,051

第十一章 司法保護事業

第一節 釋放者保護

我が國の釋放者保護事業は創始以來主として民間篤志家の經營に委ねられて居るが、近時刑事政策上政府に於ても之が擴充に積極的に乗り出すこととなつた。即ちその第一歩として先に帝國議會に提出された司法保護法案及治安維持法改正法律案は不幸審議未了となつたのであるが、來議會に於て大藏省の協賛を得て上程せらるゝものに思想犯保護觀察法案がある。此の法案は思想犯人に對する再犯を防止し、我が國に於て此の種の思想的運動を根絶せしめんとするのであつて此等の者の思想及び行動を觀察し、非轉向者及び準轉向者に對しては其の轉向を促進し轉向者に對しては轉向を確保し以て適法にして秩序ある生活を爲さしめんとするものであるが、昭和三年以降治安維持法違反者にして檢査された者は實に六萬人を越え、その中で起訴猶豫處分若しくは執行猶豫又は刑

の執行を終り或は假出獄者の數も一萬人以上に及んでゐる。之等の内非轉向者の危險なるは勿論、その他の者も再犯に陥る惧なしとしない。近時治安維持法違反者にして出獄するもの漸次數を加へつゝあるが、これが對策として該法の制定の必要を認められたことは誠に時機に適したものと云ふべきである。

(一) 釋放者保護團體

昭和十年末に於ける釋放者保護團體は其數八六八に達してゐる。之を昭和三年度七九六、同四年七八三、同五年八〇八、同六年八二三、同七年八二〇に比すれば釋放者保護團體數は昭和七年を除くの外逐年遞増の傾向を示してゐる。然し昭和十年中に於ける總保護人員は一三萬百八十七人であつて、前年に比し一萬四千六百八十八人の減少である。尙昭和十年度の保護事業費は七十一萬九千八百三十四圓であつて、これ亦前年度に比し七萬九千四百十二圓の減少である。

最近六ヶ年間に於ける釋放者保護事業の概況は左の如くである。

釋放者保護團體

(司法省保護課調)

年次	保護團體數	總保護人員	收容保護人員	間接保護人員	一時保護人員	保護事業費	一人當保護費
昭和五年	八〇八	八三、六五九	八、三四〇	三五、五三三	三九、七八六	五三八、〇九〇	六、四三
同 六年度	八二三	九五、四三八	七、四七二	三七、二八七	五〇、六七九	五二八、〇八八	五、五三
同 七年度	八二〇	一〇〇、八三一	八、八九八	三九、一三〇	五二、八〇三	五七四、一一三	五、六九
同 八年度	八五二	一一五、三三四	九、三二八	四三、四五九	六二、五四七	六〇九、五一八	五、二八
同 九年度	八五六	一四八、八七五	九、六八五	五一、六三九	八七、五五一	七九九、三四二	五、三七
同 十年度	八六八	一三四、一八七	八、二七一	五〇、八二五	七五、〇九一	七一九、八三〇	五、三六

保護を受けたる釋放者の再犯數

(司法省保護課調)

年次	直接保護		間接保護		一時保護		再犯人員	再犯人員比
	六月一年以内	六月一年以外	六月一年以内	六月一年以外	六月一年以内	六月一年以外		
昭和五年	三三三	三六	一、三〇八	一、〇七二	一、五二	一、二二	一、三〇	三、七
同 六年度	三三三	二七	一、三〇八	一、〇七二	一、五二	一、二二	一、三〇	三、七
同 七年度	三三三	二七	一、三〇八	一、〇七二	一、五二	一、二二	一、三〇	三、七
同 八年度	三三三	二七	一、三〇八	一、〇七二	一、五二	一、二二	一、三〇	三、七
同 九年度	三三三	二七	一、三〇八	一、〇七二	一、五二	一、二二	一、三〇	三、七
同 十年度	三三三	二七	一、三〇八	一、〇七二	一、五二	一、二二	一、三〇	三、七

第二節 少年保護

(一) 少年犯罪

少年法の制定により大正十二年一月東京、大阪兩少年審判

所が設置せられ、更に昭和九年より名古屋少年審判所が新設せられたのであるが少年保護の機關としては餘りに過少である。元來少年法の重點は少年に對する保護處分であるに拘らず我國に於ては僅かに三府五縣の範圍にしか實施されてゐな

い事は汎ゆる點より見て不合理である。今地方裁判所々轄別全國少年犯罪は昭和十年度に於ては五一、二五三件である。事件數の最高は東京の八、八四〇件で以下大阪五、六三三件、名

古屋三、一九六件、福岡二、二四〇件、前橋一、七三三件、熊本一、六四八件、廣島一、五〇七件の如き順位である。

地方裁判所々轄別全國少年犯罪

(司法省保護課調)

地名	昭和六年	同 七年度	同 八年度	同 九年度	同 十年度	計	五年年平均
東京	六、七五七	七、〇六二	八、二九〇	九、二一〇	八、八四〇	四〇、一五九	八、〇三二
大阪	五、八五	五、九三	六、二六	六、二七	一、〇一二	三、四四三	六、八九
神戶	六、四九	六、九五	八、六一	八、三三	九、九一	四、〇二九	八、〇六
名古屋	四、二八	四、四二	六、七五	六、七三	六、三五	二、八五三	五、七一
京都	七、八〇	八、三二	八、三二	九、五七	七、四一	四、一四二	八、二八
福岡	四、二九	四、四〇	四、四一	四、八七	六、八一	二、四七八	四、九六
前橋	四、七九	六、三二	六、九一	七、八一	一、七三三	四、三一六	八、六三
宇都宮	八、四〇	六、六一	七、四六	八、二六	八、二四	三、八九七	七、七九
水戸	三、四六	四、七八	三、五三	三、六五	四、四六	一、九八八	三、九八
甲府	五、二二	五、二〇	六、九七	七、六六	五、四三	三、〇四九	六、一〇
長野	六、五七	七、六三	八、四七	九、二七	八、二五	四、〇一九	八、〇四
新潟	七、三〇	七、七八	九、八二	一、二一五	一、〇〇一	四、七〇六	九、四一
東京	三、八〇八	四、一七六	五、五〇六	六、四九七	五、六三三	二五、六二〇	五、一二四
大阪	一、七二八	一、五六一	一、五一	一、四一一	一、四一七	七、六二八	一、五二六
神戶	三、六二	三、八五	三、九六	五、〇九	三、九九	二、〇五一	四、一〇
京都	三、三二	四、二八	四、二二	四、六四	四、三五	二、〇八一	四、一六
大津	四、七五	五、七一	五、八〇	八、四二	九、六二	三、四三〇	六、八六
和歌山	五、六六	五、八〇	五、一九	六、八〇	七、〇六	三、〇五一	六、一〇
徳島	五、六六	五、八〇	五、一九	六、八〇	七、〇六	三、〇五一	六、一〇

高松	三三八	二四九	二一〇	七九六	二四三	一八七	一、二四七	二四九
高知	二六九	四六三	七九六	四〇九	六七一	二、九〇六	二、九〇六	五八一
名古屋	三、三六三	二、五九九	二、五〇五	四、〇九九	三、一九六	一、五七六	一、五七六	三、一五二
安濃津	四四一	三七五	四六二	六一六	四七六	二、三七〇	二、三七〇	四七四
岐阜	六六二	五〇五	五三六	六八四	六〇一	二、九八八	二、九八八	五九八
福井	四三一	三三三	二六一	二六一	二四五	一、五四一	一、五四一	三〇八
富山	二一七	一七〇	二六一	二一五	四三二	一、二〇六	一、二〇六	二四一
金澤	六〇七	五六二	五四六	五七一	五〇〇	二、七八六	二、七八六	五五七
廣島	一、二三一	一、五六三	一、七九二	一、五七六	一、五〇七	七、六六九	七、六六九	一、五三四
岡山	七八六	八三三	八四六	九五三	九三七	四、三五五	四、三五五	八七一
山口	一、三四〇	一、四八五	一、九一四	二、三四四	一、三一八	八、四〇一	八、四〇一	一、六八〇
鳥取	二二六	二七三	二七四	三四二	二〇二	一、三一七	一、三一七	二六三
松江	七三五	七七三	七五四	四九七	六七七	三、四三六	三、四三六	六八七
松山	六〇六	五九六	六四一	七二九	七三六	三、三〇八	三、三〇八	六六二
長門	五九〇	八五七	七六七	八〇七	七九〇	三、八一	三、八一	七六二
佐賀	六七六	六〇九	四八四	七〇七	六四一	三、一七	三、一七	六二三
福岡	一、八四八	一、九二三	二、〇一五	二、〇三一	二、二四〇	一〇、〇五七	一〇、〇五七	二、〇一一
大分	二〇五	一七八	三三七	四一二	三六三	一、四九五	一、四九五	二九九
熊本	一、〇〇七	一、一九〇	一、三三七	一、七一	一、六四八	六、八九四	六、八九四	一、三七九
鹿兒島	五〇〇	六七〇	六四五	六三一	五一〇	二、九五六	二、九五六	五九一
宮崎	四五三	三三一	五四二	六七七	五一三	二、五一六	二、五一六	五〇三
那覇	一一一	九八	七一	一四八	八八	一、五一六	一、五一六	一〇三
那覇	二五六	三三四	二五三	三一三	三三九	一、四九五	一、四九五	二九九
仙臺	四三六	四二三	五三五	四九〇	四九九	二、三八三	二、三八三	四七七
福島	二五六	三三四	二五三	三一三	三三九	一、四九五	一、四九五	二九九
山形	二六〇	二七〇	三三八	二九八	二九八	一、五六〇	一、五六〇	三一二
秋田	二六七	三一四	三七三	四三八	二九九	一、六九一	一、六九一	三三八
青森	四三六	四三八	五七六	五四三	五三二	二、五二五	二、五二五	五〇五
岩手	四七四	三八六	五〇三	五四四	五〇九	二、四一六	二、四一六	四八三
宮城	四七九	三八六	五〇三	五四四	五〇九	二、四一六	二、四一六	四八三
山形	一、〇〇八	八八九	六〇九	七三三	六三四	三、九一三	三、九一三	七八三
秋田	五三八	二六五	三一二	三七三	三一一	一、八三六	一、八三六	三六七
岩手	三四四	二八四	三六一	三七四	三二六	一、六八九	一、六八九	三五八
宮城	一〇九	一四九	二〇一	一六七	一四〇	七六六	七六六	一五三
山形	四一、七四三	四二、五八六	四七、六九一	五四、〇二三	五一、二五三	二、三三七、二九六	二、三三七、二九六	四七、四五九

山形	二六〇	二七〇	三三八	二九八	一、五六〇	三一二
秋田	二六七	三一四	三七三	四三八	二九九	一、六九一
青森	四三六	四三八	五七六	五四三	五三二	二、五二五
岩手	四七四	三八六	五〇三	五四四	五〇九	二、四一六
宮城	四七九	三八六	五〇三	五四四	五〇九	二、四一六
山形	一、〇〇八	八八九	六〇九	七三三	六三四	三、九一三
秋田	五三八	二六五	三一二	三七三	三一一	一、八三六
岩手	三四四	二八四	三六一	三七四	三二六	一、六八九
宮城	一〇九	一四九	二〇一	一六七	一四〇	七六六
山形	四一、七四三	四二、五八六	四七、六九一	五四、〇二三	五一、二五三	二、三三七、二九六

(二) 少年審判所
昭和十年中に於ける少年審判所の受理件数は二萬三千四百七十七件であり其の内保護處分を受けたもの七、一五八件で前年に比し受理件数にて一、七二七件、保護處分件数にて一六八件の減少を來してゐる。

次に昭和十年末に於いて少年法第四條第五號に依り委託保護中の少年は一、七〇二人、同第六號に依り少年保護司觀察中の少年は一、七七六人其他一八八人であり合計三、五〇九人である、此の数は前年に比し一五三人の増加を示してゐる。

自昭和六年 至昭和十年 少年審判所取扱事件数

(司法省保護課調)

昭和六年	東京 七、三三三	大阪 六、七三三	計 一四、〇六六	同七年	東京 七、五七二	大阪 六、九八五	計 一四、五五七	同八年	東京 八、四三〇	大阪 八、四三三	計 一六、八六三	同九年	東京 九、六五五	大阪 九、五五九	計 一九、二一四	同十年	東京 八、六六六	大阪 八、五八八	計 一七、二五四	合計 五ヶ年平均 一三、〇三三
受理件数	七、三三三	六、七三三	一四、〇六六	七、五七二	六、九八五	一四、五五七	八、四三〇	八、四三三	一六、八六三	九、六五五	九、五五九	一九、二一四	八、六六六	八、五八八	一七、二五四	平均 一三、〇三三				
新舊	受 七、三三三	受 六、七三三	計 一四、〇六六	受 七、五七二	受 六、九八五	計 一四、五五七	受 八、四三〇	受 八、四三三	計 一六、八六三	受 九、六五五	受 九、五五九	計 一九、二一四	受 八、六六六	受 八、五八八	計 一七、二五四	平均 一三、〇三三				

検事より	三二二六	三二二二	六五五九	三九五五	三〇九六	六九七四	四三三七	三三〇一	七五八八	四四三四	三三〇六	三三三三	一〇三〇三	四一七四	三二八二	三三三九	九四九五	四〇七八	九五一
裁判所より	二	一	三	六	一	六	一	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
地方長官より	八	一七五	一八三	一四	一一	一一	四	一七三	一七七	九	一三	七五	二〇六	九	一三	九	二〇四	九〇五	三三八
他の審判所より	六	一九	三五	六	三	三	六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
通所	五〇	一五	一八	五	一七〇	三	八	一〇	一六	六	一一	七	一一	二	三	三	四	一〇七	二六五
認	三〇〇	三〇三九	六八三九	三三四	六八三	四三九	四六三	九〇三	五三三	五六四	三〇〇七	一三九六	五五九四	四八四七	二二七	二二五八	四九三	二二八	二二八
告知	七二八六	六五二八	一三六〇四	七三九五	六七六	一四一五	八七五八	八二五	一六八三	九六九六	九三〇	五三四〇	二四三六	九九一六	八二六四	四四四一	三三三二	九一六五	二二七〇
審判不開始	四七六九	四三三八	九二二七	四六三	四一五七	九一四八	五八六〇	五九七	一一五七	六七七六	六六九	三三〇五	一六九〇	七〇三	五八六八	二五五五	一五六四	六二九九	一四三〇
保護處分	三三九六	二二五一	四六四七	二七四八	二二六	四九八四	二八八三	二四三三	五三〇六	二八八三	二六四三	一八〇〇	七三三	二八三	二八三	二八三	二八三	二八三	二八三
一(訓)	三三三	四三	三三七	三九	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二
二(訓)	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
三(書)	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
四(引渡)	一六六	一〇〇九	二一七五	一三三〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
五(引渡)	四八九	五二	一〇〇〇	四六五	六六	一〇一	五九	五八	二一七	四八七	六三九	一三七	一三五	三九	三九	三九	三九	三九	三九
六(引渡)	四九二	五二四	一〇〇五	五六〇	四八	一〇五	四三	五三	九五	八〇	四八	一三五	四一〇	四七	四七	四七	四七	四七	四七
七(引渡)	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八(引渡)	四六	三	六九	四三	三〇	七五	四二	三五	六六	四二	二七	五二	一九	四〇	三六	二六	一〇一	四三	一〇九
九(引渡)	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

検事に送致	四	三	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
他の審判所へ送致	一七	六	三三	一六	二	一八	一五	五	三〇	七	一七	一	一	一	一	一	一	一	一
未送	一七	六	三三	一六	二	一八	一五	五	三〇	七	一七	一	一	一	一	一	一	一	一
保護司調査中	四四	一〇〇	一四	二二	一四	三三	九	一五	二五	一九	二〇	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六
審判官調査中	四三	一六五	三七	四七	二五	一六	八	一五	二六	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五
備考	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x

自昭和六年至昭和十年 繼續保護少年

(司法省保護課調)

昭和六年末現在	東京	大阪	計	同七年末現在	東京	大阪	計	同八年末現在	東京	大阪	計	同九年末現在	東京	大阪	計	同十年末現在	東京	大阪	計	五ヶ年々末平均人員	東京	大阪	計		
寺院教會	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
保護團體	六七	五九	一二六	六〇	六九	一三九	七二	七〇	七四	一四八	七〇	七四	一四四	六六	八二	一四八	六六	七九	一四五	六六	七九	一四五	六六	七九	一四五
其他	三	一	四	三	三	六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
送致	七五	七五	一五〇	七六	七六	一五二	七六	七三	七三	一四六	七三	六三	一三六	六〇	七〇	一三〇	六〇	六九	一三九	六〇	六九	一三九	六〇	六九	一三九
委託	一	一	二	一	一	二	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
出獄	一	一	二	一	一	二	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
執行猶豫	三	一〇	一三	三	三	六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
退院	三	三	六	三	三	六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
計	一二三	一二三	二四六	一二三	一二三	二四六	一二三	一二三	一二三	一二三	二四六	一二三	一二三	一二三	二四六	一二三	一二三	一二三	一二三	一二三	一二三	一二三	一二三	一二三	一二三

昭和十年末矯正院收容少年の人員は三四四人であり前年に比し二七人の増加を示してゐる。

自昭和六年 矯正院收容出院少年

年 度	前年		出 院		假 退		現 在	
	より	新 収 容	退 院	假 退	處 分 取 消	逃 走 他 計	取 消	取 消 人 員
昭和六年	三五九	一七三	七	五	九	一七一	一六三	三三三
同 七 年	三三三	一五六	七	五	九	一七一	一六三	三三三
同 八 年	三三五	一四四	八	三	三	三一	一四〇	三三三
同 九 年	三三六	一〇八	八	七	三	六一	一四〇	三三三
同 十 年	三三三	一〇五	一〇	五	五	二九	一四一	三三三

(四) 少年保護團體

少年保護團體は逐年増加を示してゐる。昭和十年にては其の數一〇一を數へ前年に比し三團體を増加してゐる、次に一ヶ年間の取扱人員をみるに昭和十年にては三、二九三人で前年に比し一二二人の減少である。委託費豫算は二二四、一一四圓であつて前年よりは二二、六二六圓の増額である。

年 次	團體數	取扱人員	委託費豫算
昭和六年	七八	二、六三五	一六二、四〇六
		×一、三三五	

あることは喜ぶべき傾向である。

司法保護に関する運動

(イ) 司法保護デーの實施

- 昭和十年に於ける司法保護デーは例年の通り九月十三日輔成會主催の下に全國一齊に實施せられた、その宣傳要旨は次の如くである。
- 1 犯罪は逐年増加の傾向にあるが特に最近の統計は憂慮すべき情勢にあり各人は相警めて犯罪の防止に當る必要があること
 - 2 左翼運動は輓近不振の状態にあるも思想轉向者續出の今日是等轉向者の保護は特に重要問題なり政府は此につき適當なる方策を講ぜんとして考慮しつゝある趣なれ共社會一般の援助を藉るに非ざれば到底満足なる成果は得られざること
 - 3 右翼思想勃興の結果往々詭激に奔るの徒輩出し或は此の風潮に乗じて事を構へて強談威迫を加へ又は恐喝暴行を爲す者尠からず是等は目下檢舉掃蕩されつゝあるも是等暴力犯人も改悟せる者に對して正業を興へて其の轉向を援護する必要があること
 - 4 司法保護事業は日本精神に基き不正罪惡は之を飽く迄糾弾すると共に一面には改悟遷善の方途を開き、思想犯人のみならず一般犯罪者の更生によりて禍根を絶つことを念願とするものにして社會より忌はしき暗黒面を除き明朗日本の建設を目標として進む刑事政策たり又社會政策なり然れ共其の機能を有効適確ならしむるには之を制度化して強力なる組織統制の下に施行する必要があること

同 七 年	八一	同	二、八〇四	一五九、六二一
同 八 年	八六	同	×一、九六二	
同 九 年	九八	同	×三、〇〇六	一六七、五七一
同 十 年	一〇一	同	×二、二一六	
			×三、三〇五	二〇〇、四八八
			×一、八八七	
			×三、二九三	二二四、一一四
			×一、七七五	

第三節 控訴院管内司法保護事業研究會

控訴院管内保護事業研究會は、大正十一年大阪控訴院管内に開催されてから既に十四年を経過し、その間他の控訴院管内にも同研究會の開催を見、いまや控訴院管内保護事業研究會は全國的に常設普遍化され、確固たる存在を有するに至つた。保護事業を隆盛に導かんが爲めには、對内的には從業員の保護的認識の向上と犠牲的想定の熾烈を計ると共に、對外的には一般社會の保護事業に對する協働意識を醸成せしめねばならぬ。この意味において控訴院管内保護事業研究會の業績は相當高く評價さるべきものと考へる。

控訴院管内保護事業研究會は、設置以來相當の年月を経、いまや過去の經驗と最近の保護思潮とを綜合し、新なる指導原理の下に躍進を爲すに適當の情勢にある。各研究會においても、思を爰に潜め漸次諸般の事項に改善を施さんとしつゝ、

(ロ) 少年保護デー

昭和十年度少年保護デーは特に近年に於ける犯罪少年増加の趨勢に鑑み、少年審判所並矯正院の全國的施設促成の機運運醸成することに主眼を置いて輔成會主催の下に四月十七日に舉行せられた。

第十二章 外地に於ける社會事業

第一節 朝鮮

日韓併合後に於ける朝鮮の社會事業は 皇室の御下賜金に依つて始つた。即ち併合の大業成るや惠撫慈養の 聖旨を以て、朝鮮に臨時恩賜金三千萬圓を御下賜相成りその大部分は慈善救済の資に充てられたのである、即ち地方士民の投産、教育及凶歉救済に一千七百三十九萬八千圓、孝子節婦等郷黨の模範たる者、及鰥寡孤獨者褒賞賑恤費に二十三萬五千九百圓、孤兒養育、盲啞者の教育及び精神病者の救済基金として五十萬圓、一般貧民救済基金として二百八十五萬五千八百圓を配與し、その分配殘額二十一萬三千五百圓にて行旅病人救護基金が設定せられた。その外 皇室の御慶弔の都度慈惠救恤の資として多額の御下賜金あり、それを基金として朝鮮總督府に恩賜罹災救助基金、恩賜賑恤資金を設定し半島民衆に

永く其の惠澤を蒙らしむることゝしたのである。

私設社會事業としては併合前明治二十一年三月、フランス教會が京城府明治町に天主教會孤兒院を開設したるを始めとして、その後宗教團體が布教の傍ら、京城、平壤、仁川其の他に數ヶ所の育兒救療事業を開始し、併合後には貧兒教育、特殊教育、養老事業等數種類の事業が創始され、經營者も外來宗教團體のみならず内地佛教團體、民間篤志家等によつても行はれることゝなつた。

更に歐洲大戰後の急激なる社會情勢の變化により從來主とした救貧の事業の外に新に防貧的福利施設の必要を認められるに至り、總督府に於ては大正九年一月臨時恩賜金管理規則を改正し、其の利子収入は授産、教育、凶歉救済の外に社會救済の費にも充て、之を以て各主要都市の公共團體をして、職業紹介所、人事相談所、公益市場、公益住宅、労働宿泊所、簡易食堂、公益理髮場、共同洗濯場、公益委託質屋等各種の福利施設を開設せしめた。又大正十二年には總督府直轄の感化院を開設し、昭和二年より労働者職業輔導事業、昭和三年度には小農に對する小額生業資金貸付事業を、降つて昭和九年度には南鮮過剩農民を労働者とし、西北鮮地方の土木工事へ大量的に移動紹介の事業を開始した。その他昭和七年度以來社會教化事業の盛行を來し、國民精神作興運動、自力更生、民力涵養運動、青少年團體の指導、農山漁村振興運動、

心田開發運動が勃興することゝなつた。
今大正十三年より昭和九年迄の朝鮮社會事業施設數を示せば次の如くである。

朝鮮社會事業施設數

年 別	總數	社會事業 研究及助 成機關	一般救療 事業	兒童 保護事業	經濟 保護事業	失業 保護事業	社會 教化 事業	釋放 者保 護事業
大正五年	三三	四	四	三	六	一	一	三
同 六年	三三	四	四	三	六	一	一	三
昭 和元年	三〇	四	四	三	六	一	一	三
同 二年	三三	六	七	三	六	一	一	三
同 三年	三六	六	七	三	六	一	一	三
同 四年	四六	二	二	三	二	一	一	三
同 五年	五七	二	二	三	二	一	一	三
同 六年	五七	二	二	三	二	一	一	三
同 七年	五〇	五	六	三	九	一	一	三
同 八年	五五	三	三	四	九	一	一	三
同 九年	六六	四	三	四	九	一	一	三

備考 第一節中掲載の數字は總て朝鮮總督府學務局社會課昭和十一年三月刊行「朝鮮の社會事業」に依る。

一 社會事業の統制並連絡

日韓併合當時は總督府の内務部地方局地方課に於て、恤救及慈善事業に關する事項として、之に關する事務を取扱つて

居たのであるが、其の後明治四十五年三月内務部地方局に第一課及第二課を置き、右に關する事務は第二課に於て管掌し、大正八年八月各部の廢止せられたるにより内務部地方局を内務局に改め、次で大正十年七月内務局第二課を社會課と改稱し、茲に獨立した一課を爲して、鮮内に於ける社會事業の統制並連絡に當ることゝなつた。昭和七年二月一般の行政整理に際し、社會課を學務局に移管、社會事業に關する事務、社會教育に關する事務及宗教、古蹟等の事務を合せて管掌することゝなつた。

次に各道に於て大正十年七月總督府に社會課を設置したるに續いて、内務部に社會課を新設し、道内社會事業の連絡統制に當つてゐたが、大正十三年行政整理に際し之を廢し、其の事務は再び内務部地方課へ歸屬せしめた。又京城府に於ては從來内務課に社會係を置いてゐたが時世の推移に伴ひ漸く社會事業の重要性を認め昭和七年六月社會課を新設した。其の他の府では未だ社會課を設置するに至らず、内務課又は公營課等に於て之を取扱ひ、郡島に於ては内務係に於て之を取扱ひてゐる。

地方の社會事業事務に従事せしむる職員として、大正十三年十月朝鮮地方待遇職員令を以て道府に、社會主事及社會書記を設置せしむることゝし、又最近農村社會事業の進展に伴ひ、郡島に道費の教化囑託、地方改良主事等の職員を設置す

るに至つた。昭和十年六月調では各道社會事業事務擔任職員は社會主事五名屬一六名、社會書記地方書記一八名、囑託二四名、職員二〇名、活動寫眞技手五名、社會事業團體職員一〇名、合計九八名である。各府社會事業事務擔任職員は府理事官一名、社會主事府主事三名、屬九名、社會書記府書記三〇名、囑託一四名、職員四七名、合計一〇四名、各郡島社會事業事務擔任職員屬二一〇名、地方書記一名、教化主事囑託等一八四名、職員一一五名、合計五一〇名である。
又私設の社會事業聯絡統制機關としては財團法人朝鮮社會事業協會がある。昭和九年末に於ける會員數は三千三百三十四名である。同協會の事務費は前記會員の出捐に係る會費收入の外に基本財産四萬五千圓より生ずる收入、御下賜金、國庫補助、寄附金等に依るもので九年度の一般會計決算額は收入一八、三八六圓、支出一七、五七三圓であつた。

二 社會事業助成獎勵

畏くも 皇室に於かせられては常に社會事業に御留念あらせられ、御助成の恩召を以て大正十二年より毎年紀元の佳節に當り、鮮内私設社會事業十數箇施設に對し、多額の御内帑金を御下賜に相成り、又昭和四年より同九年に至る毎歲末に際し、御獎勵の恩召を以て特に成績優良なる社會事業團體に對して金圓を御下賜相成つて居るのであるが、殊に昭和七年

八月には、財界不況に依る農山漁村の窮乏に深く御軫念遊ばされ、爾來三ヶ年間毎年御内帑金七萬五千圓宛を賜つて、救療の資に充てしめられ、又 皇太后陛下に於かせられては、癩患者の悲惨なる生活に御同情遊ばされ、昭和五年十一月鮮内各癩療養所に對し多額の御下賜金あり、更に又昭和八年三月には朝鮮癩豫防協會に對して、三萬圓を賜り洵に恐懼感激に堪へぬ次第である。

總督府に於ても夙に社會事業の助成獎勵に意を拂ひ前述の臨時恩賜金各種御下賜金を以てする外、補助費豫算を計上して社會事業の獎勵に努めてゐる。昭和十年度に於ける補助費豫算額は次の如くである。

總督府補助豫算額

恩賜記念救療事業補助	一一〇、〇〇〇
感化救濟事業獎勵補助	四三、六〇五
職業紹介事業補助	七、七五二
公益質屋補助	二四、四六三
勸農共済組合補助	四七、四六一
青少年團體指導事業補助	六、〇〇〇
優良青少年團體補助	二二、七五〇
郷約事業獎勵補助	一〇、〇〇〇
婦人救養事業獎勵補助	三、二五〇
體育運動獎勵事業補助	三、二五〇
地方改良事業補助	七、八七四

社會教育事業獎勵補助
青年訓練所補助
恩賜科學館補助
經學院補助
司法保護事業補助

九、七七二
一九、九九二
四〇、三七五
九、〇二五
一〇、五二一
三七六、〇九〇

以上の外各道府等に於ても夫々相當の補助金を交付してゐる。昭和十年度の補助費豫算額次の通りである。

各道の補助豫算額

救濟事業補助	五九、二一七
教化事業補助	一一〇、五八一
計	一六九、七九八

各府の補助豫算額

救濟事業補助	九、四一〇
福利施設補助	一八、四七〇
教化事業補助	一六、一八〇
計	四四、〇六〇

私設の社會事業助成機關としてはサルタレル財團がある。昭和九年度末現在基金額は十萬五千四百九十五圓で毎年度五千五百圓内外の助成金を交付してゐる。又内地に於ける恩賜財團慶福會からも大正十四年以來毎年二、三の施設に對し助成金を交付してゐる。

三 救護事業

(一) 窮民救護事業

大正四年十一月十日 大正天皇御大禮に際し、賑恤の資として、御内帑金二十萬圓を御下賜相成つたので、之を基金として大正五年一月恩賜賑恤資金を設定し、之が管理規則及恩賜賑恤資金窮民救助規程を制定し、之に基き其の利子收入を以て救助事業を開始したが其の後昭和二年二月七日 大正天皇御大喪に際し、慈惠救濟の資として御下賜あらせられた三四六、二〇〇圓及昭和三年十一月十日 今上陛下御大禮に際し賑恤の資として御下賜あらせられた三四六、二〇〇圓、計六九二、四〇〇圓を之に編入し、更に救助事業開始後に於ける救助費使用残額三一七、六〇〇圓を資金に繰入れた關係上、現在の資金總額百二十一萬圓に達し、毎年六萬圓以上の利子を救助費として支出してゐる。昭和九年度末現在の被救助者は一、五二九名であつて九年度中の救助費は三二、三四三圓を支出した。

(二) 養老事業

朝鮮では古來敬老の美風が存し養老事業は比較的必要に乏しく昭和九年末では全鮮を通じて養老施設は九ヶ所、收容人員は一四二名の實情である。

(三) 行旅病人救護

行旅病人の取扱は事件發生地の府尹邑面長が之を擔當し、之に要した費用は扶養義務者をして辨償せしめ、其の辨償を

爲し得ない場合に限り、道費又は國庫より之を支辨する規定になつてゐる。これが事業資金としては日韓併合の際下賜せられた臨時恩賜金分配残額及其の間の預金利子を合せ二六三、六六九圓を充て、之を基金として大正六年四月行旅病人救護資金を設定しこれより生ずる利子收入を設備費及維持費に補助することとして、市街地の公共團體、宗教團體、宗教家、又は篤志家をして、救護所を設置せしめ行旅病人の救護を行はしむることとした。昭和九年に於ける既設救護所は二十一ヶ所で救護實人員一、七七七人である。

(四) 罹災救助

朝鮮は天候不順にして晴雨片寄り、加ふるに中部以南の地方は、古來林政不備にして、概ね一般人民の濫伐に委ね、山野は到る處荒廢に歸して顧みられず、一面治水施設の何等見らるべきものなく、自然の放流にまかしたる結果、河床は隆起し爲に、降雨続けば河水は忽ち氾濫して、耕地、農作物、人畜、住家に被害多く、又夏季に旱天続けば渴水して、農作物の植付け、成育を妨げられるのであるが、是等旱水害の外に西北鮮地方には、雹害、霜害、冷害等があつて、殆んど連年に亘りて天災を被り、之に因る農民の窮乏は實に甚だしく又冬季の採暖と家屋の構造とに起因する火災も相當に多いのである。

是等の災害に因る罹災民の救助施設としては次の如きもの

がある。

(イ) 臨時恩賜金に依る國庫救済

併合の際特に下賜せられた、臨時恩賜金三千萬圓の内、一千七百三十九萬八千圓を各府郡に配與し、之を永久に保存せしめて、其の利子収入年額約九十萬圓の内、十分の一を凶歉救済の費に充つることとし、之を各道費に受け入れ、旱水害其他の災害に際し罹災民に對し機宜の救済を實施してゐる。昭和十年度に於ける各道の本費豫算の總額は一五三、一〇六圓を算し、本費設定以來、昭和九年度迄の間に於ける總支出額は六〇八、六八七圓の多額に達してゐる。

(ロ) 恩賜罹災救助基金に依る救助

明治天皇崩御の際、慈善救済の資として朝鮮に御下賜相成りたる二十萬圓を基金として、大正三年三月恩賜罹災救助基金を設定し、此の基金より生ずる利子を以て、風水害、旱害、火災其他の罹災民救助の資に充てることとしたのである。其の後、昭憲皇太后崩御の際にも十一萬五千圓の御下賜金ありたるを以て、之に合せ、尙國費よりも昭和二年、三年兩年に於て各五萬圓宛計十萬圓を加へて基金の増加を計つた。

本基金を設定して以來、朝鮮は勿論遠く間島奉天等の地方に在住する朝鮮人に對しても、救済を圖り優渥なる 聖恩に浴せしめて居るのであるが、昭和九年度迄の總支出額は六〇八、六八七圓に達してゐる。本資金の毎年度歳計剩餘金は、

(六) 方面事業

朝鮮に於て方面委員制度を採用實施してゐる所は、京城、仁川、開城、釜山、平壤の各府である。昭和九年中に於ける方面委員數は一五一名で方面總戶數九〇、九四五戸、カード數第一種二、九一〇、第二種六、七三七、計九、六四七である。取扱件數三二、六五八件、金品給與件數一九、〇六四件、經費一三、八七六圓である。

四 經濟保護事業

(一) 公益住宅

朝鮮に於ては、大正七年以來衛生、經濟兩方面より見て、改善住宅を供給する目的を以て府面に對し臨時恩賜金其他より低利資金を融通して、住宅の建設供給を勸奨した結果、漸次各地に之が普及を見ることがなり、現在公益住宅を經營せるは京城、木浦、大邱、釜山、新義州、清津の六府及海州邑であつて經營戶數は四八戸を數へる。

住宅供給の一方法として、内地には住宅組合の制度があるが、之には所有權の關係に伴ひ、其の取扱も非常に複雑にして、而も相當長期間に亘る關係上、朝鮮に於ては未だこの制度を實施するに至つて居らぬ。

次に不良住宅地區改良問題に關しては、朝鮮に於ても大都市には一部に所謂貧民地區があり、衛生、風紀保安等の點よ

其の一部を翌年度に繰越すもの、外、總て基金に編入して之が増額を計り現在基金總額は四一六、一二六圓となつてゐる。

(ハ) 國庫及道費の救助

前記二項の救助にて不足の場合は財政の許す限り道費を支出し、亦國庫よりも補助金を支出してゐる。大正四年以降昭和九年度に至る間に於て、國庫及道費を以て支出した救助費總額は三、四九一、八七八圓に達してゐる。

(ニ) 罹災者救恤御下賜金

皇室に於かせられては災害の都度罹災民御救恤の思召を以て御内帑金を下賜あらせられて居るのであるが、併合以來昭和十年迄の御下賜金額は三〇五、七〇〇圓の多きに達してゐる。

(ホ) 義捐金の募集

被害激甚なる場合には朝鮮全土或は内地滿洲方面に亘る各地で適當なる機關に依り罹災者救助義捐金の募集を爲して、救助の徹底を期して居る。

(五) 軍事扶助事業

大正六年軍事救護法實施に伴ひ朝鮮にも之が施行を見、大正七年一月一日より救護を開始した。朝鮮には内地人居住者が比較的少數なる爲、本法に依る被救護者は極めて少く昭和十年二月末日現在救護者數は四世帯一八名である。

り觀て、之が改良の必要を認めらるゝのであるが、未だ實施の機に至つて居らない。

又近時京城其他の都會地附近に於ては一時的の掛小屋又は土幕を作つて居住する者が年々増加しつゝあり、昭和十年十月一日現在調によると、土幕及不良住宅居住者は戶數二、九七七戸、人口九四、一五七名で、内土幕居住者戶數二、四四戸八、六三〇名、不良住宅居住者二〇、八三三戸八五、五二七名を數へてゐる。之が對策としては京城に於ては先年末財團法人和光教團其他の私設團體をして、總督府及道府等より補助金を受け、且つ篤志家の寄附等に俟つて是等を一定の地區に移轉せしめ、其の教化指導に當らしめてゐる。其の他の府邑にても之が改善教化の計畫を進める氣運にある。

(二) 公益質屋

朝鮮に於ける公益質屋は大正九年十月全羅北道が臨時恩賜金より無利子にて資金三千圓を個人に貸付け、公益的な條件を附して全州に於て質屋を經營せしめたのが始めである。總督府に於ては昭和四年度より公營の公益質屋設置計畫を樹て、之を助成する爲同年本府豫算に公益質屋補助費を計上、建設費に對し五割、經營費に對し三分の一の補助金を交付すると共に低利資金を融通し、府邑に之が設置を奨励した。本事業に關する法令は未だ制定の運びに至らず目下總督府より準則を示して村邑の條例を以て實施せしめて居る。昭

和九年に於ける公益質屋は一六ヶ所、貸付資金額二七八、五〇〇圓である。

(三) 公益市場

歐洲大戦後物價が急激に騰貴して下層階級の生活に著しく脅威を感じしめたが、之が対策として當時京城其の他市街地の公共團體に於て臨時恩賜金其の他低利資金融通等の助成を受け、之が開設をみるこゝなつた。現在公益市場の存置するは京城、木浦、大邱、釜山、馬山、海州、平壤、鎮南浦、咸興、元山、興南、清津の十二府邑であり、市場数は三十箇所、昭和九年中の賣上高七百三十七萬一千九百九十四圓餘に達してゐる。

(四) 共同宿泊所

朝鮮に於て現在此の種宿泊所を經營せるは、京城府、仁川府、木浦府、釜山府、平壤府であつて、京城に於ては和光教團も之を經營し婦人宿泊室をも併置してゐる。昭和九年度の共同宿泊所六ヶ所の宿泊者数は一一、九四五名延人員六七、二四九名である。

(五) 公設食堂

朝鮮では一般に市井に簡易な飲食店が良く普及し、料金額も非常に低廉なる爲これが施設の必要尠く昭和九年度末では施設數一で利用人員一一四、八五四名金額一八、五五四圓である。

(六) 共同浴場、理髮場、洗濯場

共同浴場、理髮場等は何れも低廉な料金を以て、労働者其の他に利用せしむるものであつて昭和九年度末では共同浴場數二二ヶ所、同年中に於ける入浴者延人員は一、〇二六、一八〇名で入浴料収入高は三三、六六六圓である。又公益理髮所十四ヶ所では利用者九四、六一一名、理髮料収入高八、九七六圓、經費五、七〇九圓である。公益洗濯場十四ヶ所に於ては利用者數二〇三、四九四、料金額収入高二八五圓、經費一三六圓である。

(七) 小農生業資金貸付

本事業は昭和三年度に創始したもので邑面をして起債に依り資金を準備せしめ、之を小農に貸出さしむるものである。併し乍ら本事業は單なる金錢の貸付と異なり、之に依つて其の生業を輔導し勤勞的に指導訓練して、收入の途を得せしむると共に、他面消費節約其の他生活上の改善を圖り勤儉貯蓄の美風を馴致する等各方面の指導を加へ以て彼等自らの努力に依つて更生せしめんとするものである。即ち生業の輔導に主眼を置き之が指導共勵の爲、部落單位に小農三十戸内外を一團とする勤農共濟組合を組織せしめ、之に部落内の有力者、篤農家其の他適當なる人物を選定して、勤農輔導委員に任じ、之をして組合員の常時指導に當らしむることとし、右組合員に對して其の生業に必要な資金二十圓を限り邑面より

低利(現在月八厘)且つ極めて簡易に貸出さしむるのである。然し乍ら本事業は民度の低い資力信用の極めて薄弱な多數の細小農を對象とするのであるから、其の指導監督上には多大の手續を要し、到底一時に全面的に實施することは不可能であるから初年度には臨時恩賜金元本及同基金編入金の内より八十二萬餘圓を五百五十九面に貸出し、千百七十四組合を設置し、爾來逐年擴張して昭和九年度末現在では資金額三百四十萬八千九百六圓に達し、組合數五千四百一、其の組合員數十五萬五千六百八十四名は本事業の恩典に浴してゐる。尙組合の貯蓄總額は七十萬五千三百九十二圓に及んでゐる。

五 職業保護事業

(一) 職業紹介事業

歐洲大戦後財界の急激な變動に依つて多數の失業者を出すに至り、之が救済策として朝鮮に於ては大正十年十二月京城の和光教團に於て始めて本事業を開始して以來、平壤、京城、釜山、大邱、仁川等には府邑の公設職業紹介所を開設し、最近に至つては咸興、新義州、宣川、群山の各府邑も之を設置した。朝鮮の職業紹介所は未だ其の數も少く、内地の如き法規を制定しないのであるが其の方法は概ね内地のそれと同様で、連絡は道及總督府社會課が之に當つてゐる。而して職業紹介所の助成については昭和三年度以來事務所建設費に對し

五割以内、經常費に對しては二割以内の補助金を毎年總督府より交付してゐる。尙就職者の移動を容易ならしむる爲、昭和二年二月より官公署の紹介に依り、就職の爲鮮内を旅行する者に對しては一定の割引證を發行して、鐵道三等運賃の五割引、三等船賃の二割引の制度を執りその便宜を圖つてゐる。昭和九年度に於ける一般職業紹介成績は求人數三三、五〇五名、求職者數四七、七五四名、就職者數一九、三四一名であり、日傭労働紹介成績は同年度に於ては求人數一七七、六六八名、求職者數は一八〇、四九三名、就職者數一七七、五八一名である。

(二) 入營者職業保障

被傭者の退營後に於ける就職並に復職を保障し、一は以て入營する者をして安んじて兵役に服せしめ、他は以て一般國民の兵役に對する義務觀念を助長せんが爲に、昭和六年四月法律第五十七號を以て入營者職業保障法を公布せられ、次で同年十一月一日より朝鮮にも之を施行した。同法は大體入營者の退營後の就職關係を保障するものであつて、若し之に關し雇傭者、被傭者間に紛議を生じた場合は、道知事、府尹、邑面長又は公設職業紹介所長に對し、勸解の權限を附與してゐる。

(三) 労働者保護

朝鮮に於ては未だ労働法規としては何等見るべきものはな